

一橋大学審査学位論文

博士論文

イランにおける列強支配と民主派抵抗の闘争史

——第二次大戦期～冷戦期の石油国有化問題を中心に——

タキデ・モハマッド

一橋大学大学院社会学研究科博士後期課程

SD071027

THE CONFLICT HISTORY OF DEMOCRATIC RESISTANCE VERSUS
POWERS DOMINATION IN IRAN:
WITH FOCUS ON THE ISSUE OF PETROLEUM NATIONALIZATION IN
THE ERA OF WORLD WAR II TO COLD WAR

TAKIDEH, Mohammad

Doctoral Dissertation
Graduate School of Social Sciences
Hitotsubashi University

目次

序論

1. 問題意識..... 1
2. 先行研究と本研究の位置付けおよび独自性..... 7

第1章 英米ソ三者間関係の変貌とイランの主体性の獲得

- 第1節 第二次世界大戦中におけるイラン占領..... 12
- 第2節 占領下のイランにおける諸勢力の登場と内外の力関係の推移..... 16
- 第3節 米英ソの政策に対するナショナリスト議員の抵抗とイラン北西地域の危機.. 25
- 第4節 アゼルバイジャンとクルディスタン地方の危機に対する英米の対応およびイランの国内政策..... 27
- 第5節 冷戦の起因となったイランからのソ連軍撤退..... 31
- 第6節 AIOC へと転化したソ連・イラン間紛争の解消..... 35

第2章 石油国有化法制定に至るイランの反帝国主義・反独裁主義運動

- 第1節 AIOC に対するイラン社会勢力の反発と「外見的立憲制」回復への挑戦..... 39
- 第2節 「外見的立憲制」の強化への奔走とナショナリスト議員の抵抗..... 43
- 第3節 「追加契約」の締結に至るサエッド政権と AIOC との秘密交渉..... 48
- 第4節 国民戦線の結成と石油問題をめぐる闘争の激化..... 52
- 第5節 将軍政権ミッションの挫折と石油国有化法の制定..... 58

第3章 イギリスの対イラン植民主義的政策とモサデク政権樹立

- 第1節 イラン石油国有化政策に対する英米間の見解の相違..... 67
- 第2節 イランへの軍事介入の正当化を目指したイギリス側の謀略..... 72
- 第3節 モサデク政権樹立に至るイギリスのイラン内政干渉..... 76
- 第4節 モサデク政権に至る複雑な権力闘争と石油国有化施策法の制定..... 80

第4章 石油国有化の中に現れた英・米・イラン三者間における権力争いとその結末

- 第1節 石油国有化実行への動きとイギリスの反応..... 87
- 第2節 石油紛争をめぐる英・米・イ三者間闘争の鮮明化..... 90

第3節	イランの石油国有化の実施とそれに対する列強の脅威	98
第4節	石油国有化の実施と列強の脅威	104
第5節	経済的圧力と帝国主義のイラン国内要因の形成	109
第6節	新帝国主義成立の一環としてのモサデク政権転覆	115
第5章 冷戦期におけるイラン民主主義崩壊の再考察—アメリカの反共政策の観点から—		
第1節	バグダード条約の成立経緯とその内部における権力闘争	121
第2節	イランのバグダード条約機構への加盟	125
第3節	バグダード条約機構の戦略におけるイランの重要性	129
第4節	北防衛線決壊の危機とイラン	134
第5節	バグダード条約の政策上の矛盾とイランの主体性の剥奪	136
結論	140
謝辞	147
参考文献一覧	148

序論

1. 問題意識

ペルシア湾岸産油諸国が豊富な石油や天然ガスを保有しており、世界のエネルギーの大部分を提供しているのは周知の事実である。その中で、天然資源大国のイランは世界のエネルギーの供給には重要な機能を果たし、かつ中東全体の石油を運搬する海道であるペルシア湾のホルムズ海峡は、同国の統治下にある。すなわち、イランは世界への中東石油の輸送における潜在的な影響力を持つ戦略的領域を占めている。従って、イラン或いはペルシア湾における危機は、世界のエネルギーそして世界経済そのものへ大きな影響を及ぼすことになる。

にもかかわらず、もしくはだからこそ、親欧米独裁政権を打倒した 1979 年のイスラム革命以来、イランは西洋大国との対立の中で様々な危機を経験している。革命直後、西洋、特にアメリカによって課し続けられてきた厳しい経済制裁、1980 年から 8 年間に及んだイラン・イラク戦争を経て、現在も核開発問題をめぐる西洋大国との紛争からくる更なる経済制裁および戦争の脅威という難題を抱えている。

著者は宗教あるいは文化というハンチントン流の言説からの立場を拒絶し、イラン・西洋間の諸問題は、イラン国民の反独裁主義・反帝国主義運動—皮肉にも独裁主義体制の樹立に至るのだが—と列強のイランに対する帝国主義的野心との衝突から生じるものであると捉えたい。その立場から、本論文は 1940 年代初頭から 1950 年代半ばにかけて、イラン独裁王制樹立と反共同盟への加入に至ったイラン・ナショナリズム勢力と英米ソとの権力争いの再考察を試みる。その前提知識としてここでは、かつての民主化運動が英露の帝国主義的介入により、「外見的立憲制」¹の樹立という逆効果に至った過程を概括的に説明し、イラン民主化政策において列強勢力排除が必要とされていたことを明確にする。

ダーシー石油利権契約

イラン石油利権は、19 世紀後半のガージャール専制王朝下で、外国に譲渡された様々な利権の一つであり、1901 年 5 月、モザファール・アルディン・シャー(Mozaffar Al-Din Shah)によって、ウィリアム・ノックス・ダーシー(William Knox D'Arcy)というイギリス人資本家に譲渡された。1909 年 4 月 14 日、ダーシー契約を元に APOC (Anglo-Persian Oil Company; アングロ・ペルシャン石油会社、後に AIOC; Anglo-Iranian Oil Company; アングロ・イラニアン石油会社に改称) が 200 万ポンドの資本で創立され、ダーシーはその一員となった。APOC は、植民地主義的で不平等なダーシー利権を根底としており、イギ

¹ ドイツ語 Scheinkonstitutionalismus の訳で表見的立憲制ともいう。制度上は憲法や議会を備えているにもかかわらず、その運営においては立憲制を否定し、絶対主義的君主制やボナパルティズムの実質をもつ統治形態をいう。出典：『マイペディア』、平凡社、1994 年 10 月、新訂、初版第 1 刷、213 頁。

リスに膨大な経済的利潤をもたらしたのに対し、イラン国内では資源略奪、産業化の停滞、そして政治近代化の阻止といった諸問題を生み出した。さらに、石油会社は二つの世界大戦においてイギリス軍が必要とした燃料を供給する企業として、イギリス軍のイラン占領に貢献したため、第 1 章で述べるように、中立であったイランを非中立的な立場に引き込み、戦争に巻き込んだのである。

また、石油会社は、イギリスの植民地や公海のペルシア湾に接していたイラン南部領土を国王との契約によって合法的にイギリスの勢力圏とし、イギリスの植民地ブロックを危機にさらす他の植民地列強—ソ連、或いはドイツ—の進入を妨げる要因ともなった。そして、北に隣接していたソ連を挑発しないように、イラン北部を暗黙のうちにソ連の勢力圏と見なしていた。事実ダーシー契約では、イランの南部領土が公式にイギリスの独占地域として規定されている。これらの項目は暗黙のうちにイランの北部をロシアの勢力圏として認定していると同時に、イランの南部領土をイギリスの独占圏として定めたのである。

かくして、ソ連の介入も正当化され、イラン全土は英ソによる搾取的な利権を貪る場となった。これこそが石油が発見される以前に定められた、本契約のイギリス植民地支配政策上の重要点であった。

イギリスがイラン国民の権益に相反していたこのような構造は、当然のごとく、イランの真の民主主義体制の下では維持することが不可能であるということ意識していた。従って、イラン政策決定者に賄賂を渡し²、会社の株を払うことによって、イラン支配層の権益を帝国主義のそれと結びつけ、彼らと国民との権益の対立を生み出したのである。

石油会社の事業における不正と契約違反

資本主義国家のイギリスは、原則として経済部門に介入すべきではないにもかかわらず、当時イギリス海軍大臣、軍事大臣(Minister of Munitions)であったウィンストン・チャーチルの尽力で、1914 年、政府が APOC の株の一部を買収できる法案が議会で可決された³。イギリス政府が同法を基に APOC の株の約 56%を買収し、会社の基本政策における拒否権を有する政府代表 2 名をその取締役会に入れたのである。こうして、イギリス政府が石油会社のコントロールを掌握し、事実上、石油利権がイギリス政府に譲られることになった。このような、イギリス政府の石油会社介入、及びそれに伴う同国海軍への低価格燃料提供の契約⁴は、イラン政府との契約を犯す行為であった。

英露介入によるイラン民主化運動の挫折と「外見的立憲制」

1900 年代初頭、イランの石油利権譲渡を皮切りに、イギリスの本格的な干渉が始まった。

² Fateh. Mostafa, *Panjah Sal Naft-e Iran*, 2nd Edition, Tehran: Payam, 1357, p.254. (本論文では、13 で始まる年号表記はイランの太陽暦を表している)

³ *Ibid*, p.264.

⁴ Rouhani. Foad, *Tarikh-e Melli Shodan-e San'at-e Naft-e Iran*, 2nd Edition, Tehran: Sherkat-e Sahami-ye Ketabha-ye Jibi, 1353, p.59.

一方、イラン社会の啓蒙化は既に始まっており、1906年の「マシルーテ革命」と称され、最終的に立憲君主体制樹立、並びに議会創設として具現化した。1901年専制君主の下で譲渡された石油利権は、議会の審議にかけられず、承認を得ぬままに実行されていた。議会は英ソの介入で左右され、外国勢力を排除するために機能することができなかったのだが、それでも英露の植民地主義的な政策の障壁となってきた。そこで、英露は議会の障害を克服し、帝国主義的政策を実施するため、イランにおける勢力圏の形成に着手した。1907年英露間協商により、イランにおける両国の勢力範囲を決定し、イラン南東部はイギリス勢力圏、北部はロシア勢力圏、中部は中立圏として分割されたのである⁵。

1915年、同協定は中部中立圏をなくし、イラン領土を英露二国の勢力圏として二つに分割した協定にとって代わられた。この協定により、イランをめぐる英露間対立は解消され、それぞれの勢力圏において、民間企業を利用した自国権益の擁護者を形成することで、イラン中央政府（立憲君主主義者達）を弱体化させ、植民地主義政策を実行したのである。

ところが、1917年に起きたロシア革命が、イギリス及び石油会社を対イラン政策の変容に追い込んだ。具体的に言えば、革命によるロシア帝国崩壊に伴い、1915年英露間協定も当事者の片方が消滅したことを理由に、無効となった。結局ロシア革命後、イラン中央政権を弱体化する勢力圏維持は、イギリス権益を保持するどころか、むしろ危機に陥らせる政策となったのである。

革命ロシアは、前ロシア帝国とイギリスの対イラン帝国主義政策を非難し、社会主義革命による労働者や農民の解放を唱えた。このようなスローガンは、1915年にギーラーン州でミルザー・クーチャク＝ハンの主導で結成された反植民地主義、反独裁主義のジャングル運動⁶を促進した。ジャングル運動は革命ロシアの政策と同調することを採択し、その擁護のもとでイランにおける社会主義革命を起こそうとしたのである。ソ連の同政策が実現すれば、イランにのみならず、中東全体或いはインドにおけるイギリス勢力の衰退、並びに権益崩壊につながる可能性があった。

この事態にイギリスは、イランにおけるロシアの不在を契機に、全国に勢力を拡張しようとした。その方針で、1919年に二つの措置を採った。一つ目は1919年、ジャングル運動を鎮圧し、赤軍と対抗するため、イランにおける自国軍を大幅に増加し、イラン国軍と

⁵ 1907年条約の締結過程について、Mahmoud. Mahmoud, *Tarikh-e Ravabet-e Siyasi-ye Iran va Englis dar Gharn-e Nouzdahom*, Vol. 8, 4th Edition, Tehran; Eghbal, 1344, Chapter 91, pp.140-178.を参照。

⁶ ジャングル運動（ギーラーン運動も呼ばれる。ペルシア語：Nehzat-e Jangal or Nehzat-e Gilan, 英語：Forest Movement or Gilan Movement）は、1915年にミルザー・クーチャク＝ハン（Mīrzā Kūchik Khān というマシルーテ主義者（立憲君主主義者）の主導で結成され、イランにおける外国軍とガージャール朝王軍とのゲリラ戦を行った。当初、同運動は英露勢力を排除し、イラン民主体制を樹立させようとしたのだが、後にロシア革命の影響を受け、イランにおける社会主義革命を起こすことを目指したのである。1920年、ソ連赤軍がギーラーン州からイギリス軍を後退させた後、ジャングル運動がギーラーンを征服し、イランのソ連社会主義共和国(Persian Socialist Soviet Republic)を樹立させた。ところが、1921年にイラン・ソ連友好協定が締結されたゆえ、ジャングル運動がソ連の支持を失い、レザー＝ハンによって鎮圧されたに伴い、イランのソ連社会主義共和国が崩壊したのである。（Ravasani. Shapur, *Nehzat-e Jangal*, Tehran: Daftar-e Pajuheshha-ye Farhangi, 1381.を参照）

共にジャングル運動を鎮圧する戦闘を行った⁷。二つ目に、ガージャール朝の王室における自らの影響力を活かし、イギリス擁護の政治家、ヴォスグ・アル・ドーレを首相の座に就かせ、前述のごとくイラン軍隊と官僚（政治、経済）をコントロールする協定に調印させた。

ところが、ソ連軍はイギリス軍をギーラーン州から撤退させた上に、ソ連軍の支持の下、ジャングル運動がギーラーン州を征服し、「イランのソ連社会主義共和国」(Persian Socialist Soviet Republic)を樹立させた。このように、一つ目のイギリス政策は逆効果で終わってしまった。二つ目の政策も前述のようにイラン国内外の反発に遭遇し、議会を通らなかつたため、イラン・石油会社間の紛争を一時的に解消するに留まり、頓挫したのである。

こうして、ジャングル運動の鎮圧、および 1919 年条約の発効に挫折したイギリスは、イランにおける新政策に乗り出した。その政策とは、強力な親英独裁政権を樹立させ、それを通してイラン議会の障壁を克服し、1919 年協定の内容を実現しようとするものであった。同目標に向けて、イギリスが初めに講じた措置は、コサック師団⁸のロシア人統率者をイギリス人のそれと交代させることであった。早速当時のイラン首相、モシーロ・アル・ドーレにコサック師団統率者の罷免を要求したが、モシーロ首相はこれを拒否した後、1920 年 10 月 26 日内閣崩壊に至った。後続として、イギリス擁護のセパサーラールが首相に任命されたので、国王は直ちにロシア人将校たちの罷免要求を承認した。統率者の入れ替えられたコサック師団はイギリスのコントロール下に入り⁹、クーデターを実施するための軍事的背景はここに整った。1921 年 1 月 21 日、イギリス擁護の新聞記者であるセイエド・ジャーと、優秀な軍人であるレザー・ハンにコサック師団を統治させたクーデターによって、テヘランを牛耳ることに成功したのである。その後、セイエド・ジャーが首相の座に就き、レザー・ハンは国軍司令官を握ることになった。イギリスの要求に基づいて、アフマッド＝シャーも王位に留任することとなった。

1921 年 1 月 26 日、新政権は対外政策として 1919 年のイラン・イギリス協定を無効とした。同時に、在モスクワ・イラン大使を通して、イラン・ロシア友好協定(Russo-Persian Treaty of Friendship)に調印した。それに基づいて革命ロシア政権は、ロシア帝国によってイランから獲得した全ての利権（道路、鉄道、電報、銀行などの利権）を放棄したうえで、イランをめぐる、旧ロシア政権と他国間で締結された全ての条約を解消した。さらに、協定で両国は互いの内政干渉を避けると規定した。

この協定の締結に伴い、中央政権と対立していたジャングル運動はロシアの支持を失い、1921 年 10 月、レザー・ハンによって鎮圧され、ギーラーン社会主義共和国は潰滅するこ

⁷ Vaziri. Shahrokh, *Naft va Ghodrat dar Iran*, Trans. Morteza Saghebfar, Teran: Atae, 1380, p.97.

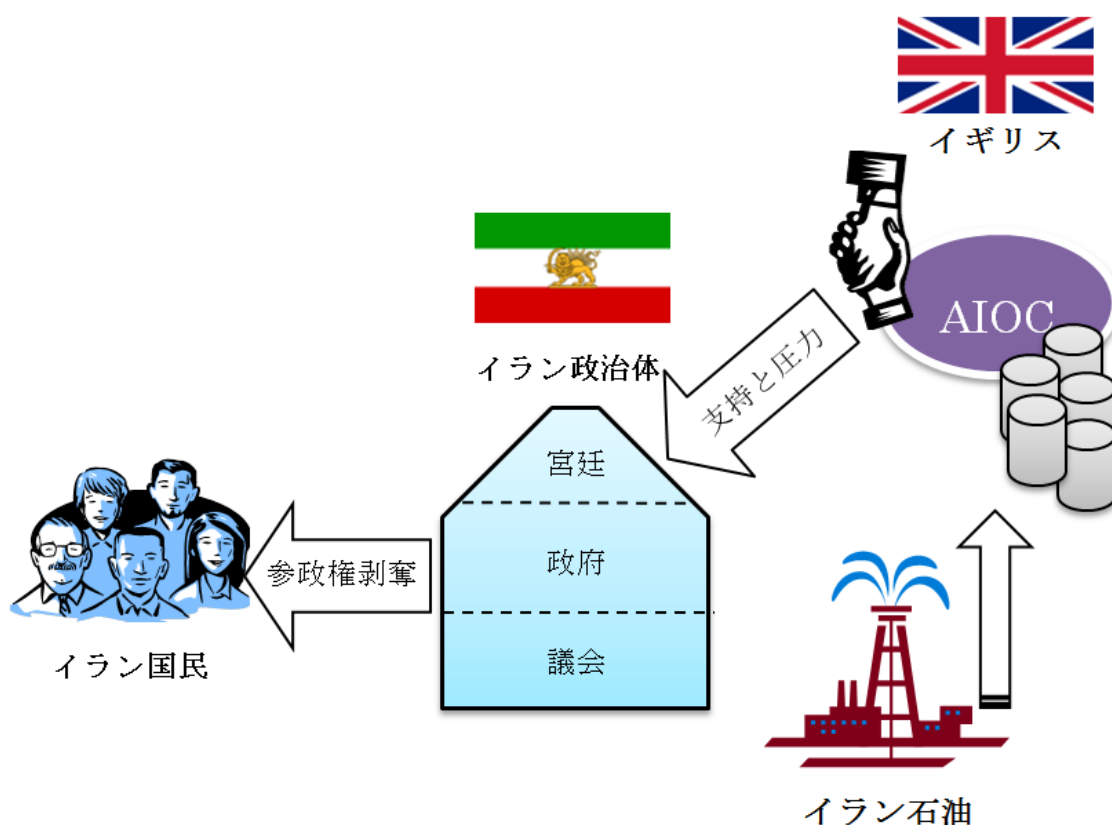
⁸ コサック師団は 1879 年にロシアによってイラン北部に設置され、任務がイランにおけるロシア帝国主義の権益を保持することであった。イギリスも 1916 年、イラン南北に「南の警察」と称された軍力を特にイランにおけるイギリス石油産業を守るために形成した。

⁹ *Ibid*, p.107.

ととなった。実際、同協定の締結は、ロシアの裏をかき、イギリス寄りの姿勢を持つというイラン政府の本質を偽装した、イギリスとイラン指導者の政策の成功だと考える論者がいる。

このようにレザー・ハンがイギリスの支持を受けつつ王位に着き、独裁王制を樹立したのである。この王制の中には議会と政府が存在したのだが、あくまで非民主的な過程の中で選ばれていたため、当時のイラン政治体制は「外見的立憲制」であったと言える。

図 1



1933 年契約の成立過程とその内容

当時、イラン社会は1906年のマシュルーテ革命と呼ばれる、イラン立憲君主革命を経て、啓蒙潮流が広がり、石油会社の植民地主義的、搾取的側面がイラン国民にとってますます顕著に意識化されてきていた。反イギリス、および反石油会社の機運が高まっていた中で石油会社は、しかしイラン国民やイラン政府の不满を重視せず、イラン側の権益を守るような新契約を締結しようとしなかった。

APOC は 1920 年の解釈契約を基準にイラン利権料を計算していたが、ヴォスゴ・アル・ドーレ以後のイラン政府及び議会では、これが承認されなかった。政治的地盤が安定してきたレザー・シャー期のイラン政府も、ダーシー契約の基盤と項目を変更させる契約を調

印する権限がイラン側からアーミテージ¹⁰に与えられていないため、彼が結んだ解釈契約が無効であると表明した¹¹。

1926年から1928年にかけて、紛争解決のためイランと石油会社間で交渉が行われたが、合意に至らず決裂してしまった。その後もイラン政府は、ダーシー契約はイラン側の権限を包含していないため、新たな契約に更新すべきであると主張し続けていた。

度重なるイラン政府による抗議を背景に、1929年から1931年にかけて、長期に渡る交渉が行われたが、結局1932年3月になってようやく、APOCは正式案が成立し、イラン政府に承認を求め、テヘランに送付したのである。

しかし、かかる間にレザー・シャーがダーシー契約を根本的に破棄する原因となった問題が発生し、上記合意も無効となった。1932年6月に公開された石油会社決算によると、前年の国際経済危機のため、石油会社の利益が、大幅に減少していたことが明らかになったのだ¹²。それに対して、イラン政府は石油会社に説明責任を突きつけたが、石油会社によって拒否されてしまった。

これらの事情から、1932年11月26日、レザー・シャーはダーシー利権契約を一方的に破棄した。当時権力を回復しつつあったイラン政府は、石油会社が政府の要求に応じてイランの利益を公正に確保し、保証するならば、イラン政府も利権を緩和すると表明した。これに対し、石油会社のみならずイギリス政府も正式に抗議し、イラン政府が破棄声明を取り消さなければ、問題を国際裁判所に委託すると対抗した。イランがこれに応じなかったため、イギリス政府も問題を国際連盟に提訴をした¹³と同時に、数隻の戦艦をペルシア湾に派遣し、軍事的威嚇も行ったのである。

1932年12月18日、国際連盟はイラン・イギリス両国政府間の紛争を深刻化させる行動を避け、両国政府が自らの代表を国際連盟に派遣するように要求した。結果、1933年2月3日、仲裁によって両国代表が新たな利権契約締結に関する交渉を開始することに同意したのである¹⁴。テヘランで開始されたイラン政府と石油会社代表との直接交渉は実際、駐留していた戦艦によるイギリス政府の軍事的威嚇の下に行われていた。こうして、1933年4月29日、「1933年契約」と称される新石油契約が調印され、同契約では、イランに不利な様々な案件が盛り込まれ、利権契約の期間の30年間延長もレザー・シャーに押し付ける結果となったのである。

こうして、民主体制樹立に関するイラン国民の試みは英露の介入によって、結局イラン国民の参政権剥奪という結果に墮し、イギリス権益を保障する「外見的立憲制」の確立と

¹⁰ アーミテージ・スミス(Sydney Armitage-Smith)はイギリスの大蔵副大臣であったが、イラン・イギリス間の1919年協定締結後、イランの財務顧問として派遣された。同じ1919年にイラン外務省によって、イラン政府と石油会社の紛争を検討することに任命された。

¹¹ M. Fateh, p.285.

¹² *Ibid*, pp.290-291 イラン利権料は1929年における1,341,000ポンド、及び1930年における1,288,000ポンドから、1931年に307,000ポンドに急減した。

¹³ M. Fateh, p.292.

¹⁴ Mahdavi. Abdolreza(Hushang), *Syosat-e Iran dar Doran-e Pahlavi: 1300-1357[1921-1979]*, 8th Edition, Tehran: Peikan, 1389, pp.35-36.

いう結末に至ったのである。しかし、第二次世界大戦の文脈における地政学的重要性のため、1941年にイランは連合国によって占領された。占領に伴い、ドイツ接近の容疑で、強力な独裁者レザー・シャーが脆弱な皇太子への王位譲渡を余儀なくされ、かつイランに対する英ソの旧植民地的政策を牽制する第三勢力のアメリカがイランの舞台に登場した。こうしたイラン内外諸勢力における変化は、「外見的立憲制」の混乱・弱体化をもたらし、同体制の打倒と民主体制の構築を試みるイラン・ナショナリズム運動の再起にとって画期的なものであった。戦後イラン・ナショナリズム勢力は、採択した外国への利権譲渡禁止法および石油国有化法をベースに、帝国主義的勢力を排除しつつ、民主体制の樹立に尽力した。

本論文では、上記政策の採択過程およびその実現をめぐるイラン国内外諸勢力間での権力闘争によって生じた、イランにおける政治・社会の変遷を考察する。まず、この領域における代表的な先行研究が提示した三つの見解の特徴と傾向を紹介したうえで、本研究の位置付けおよび独自性を明確にする。

2. 先行研究と本研究の位置付けおよび独自性

戦後イラン・ナショナリズムに対する英米の政策は、石油利権の確保および共産主義革命のリスク回避であったことに疑問の余地はない。従来の研究では、イギリスの意図がイラン石油の独占維持にあったことは通説となっているが、アメリカの意図をめぐることは、見解が分かれている。アメリカは当初、石油国有化を実施したモサデク政権を支持したものの、最終的にはイギリスと共に同政権を倒すに至った。イラン・ナショナリズムに対するアメリカの政策に関して、以下の三つの見解が提示されている。

1. アメリカはイギリスの石油利権を奪回しようとしたイラン・ナショナリズム運動を共産主義の歯止めとして支持したが、モサデクの石油国有化政策が中東全域にも波及し、アメリカの石油会社の権益が危機にさらされることを、アイゼンハワー政権が懸念したため、英米共謀のクーデターによってそのアイデアを打ち砕いたという主張である。

この説に立脚するエルム・モスタファ(Elm, Mostafa)は、「トルーマン政権はナショナリズムが共産主義に対して、歯止めとして抵抗できると信じており、それゆえ、イラン・ナショナリズムに賛同した。[...] アメリカの石油会社によって世界的にスタンダード化されていた利益折半原則が守られている限り、イランの石油国有化に反対することはなかった」と述べている¹⁵。これはアメリカが、イギリスの植民地的な石油利権を奪回しようとしたイラン・ナショナリズムに対するイギリスの敵意には全く共感していなかったことを意味する。またエルムは、「イギリスはイラン石油問題を単に自国の経済に関わる問題としか

¹⁵ Elm, Mostafa, *Oil, Power, and Principle: Iran's Oil Nationalization and its Aftermath*, New York: Syracuse University Press, 1992, p.98.

考えなかった。それに対し、アメリカにとってそれ(イラン石油問題)は、特に朝鮮戦争に取り組んでいた時に戦略的な重要性を持ち、対ソ連政策において有効な手段として見なされていた¹⁶。

この説によれば、イランとイギリスとの石油問題の初期段階において、アメリカがイラン・ナショナリズムを支持したのは、イラン石油利権をめぐる英米間の闘争においてイギリスを牽制するために利用しようとしたからではなく、ナショナリズムおよび石油問題を反共政策に利用しようとしたからである。つまり、この説によれば、アメリカは、互いに絡み合っていたイラン・ナショナリズムと石油問題という二つの要素が共産主義に対するイランの安全保障に関わるものであると考えていたことになる。

しかし、石油国有化が実施された後、イギリスはモサデク民主政権打倒に関して、アイゼンハワー政権の合意と連携を得て、クーデターによってそれを実現した。当初、イラン・ナショナリズムを支持していたアメリカが、なぜクーデターに参加することになったのかについて、エルムは次のように述べている。

アイゼンハワー政権が一番懸念していたのは、石油国有化というモサデクのアイデアが中近東の他の地域にも侵入し、アメリカの石油会社の権益を危機にさらすことであった。クーデターによるモサデク政権の転覆がアメリカやイギリスの石油会社の利益を保持するためであると宣言するのは、政治的に不可能であるので、イランが共産主義体制下に陥ることを回避するために不可欠な措置であるという、イギリスが生み出した口実を表明したのである¹⁷。

この見解では、アメリカが懸念した共産主義拡張の問題は、中東における英米の石油利権を守るため、モサデク政権を打倒する口実に過ぎないとされている¹⁸。

要するに、エルムはイランの共産化という英米の懸念を否定し、反モサデク政権クーデターは、イランあるいは中東全体の石油資源における英米の石油権益が危機にさらされるという経済的な利害に対する懸念から勃発したものである、と主張しているのである。

2. 当初、トルーマン政権下で混乱に陥っていたイラン国内の安定を図るためにモサデク政権が支持されたが、後にアイゼンハワー政権下で採択されたニュールック (New Look) 政策のテストケースとしてモサデク政権の転覆が図られた、とする説である。

この説を提唱しているものに、ガジオロフスキー(Mark J. Gasiorowski)の *U.S. Foreign*

¹⁶ *Ibid*, p.100.

¹⁷ *Ibid*, p.340.

¹⁸ *Ibid*, p.340.

Joyce and Gabriel Kolko, *The limits of Power: The World and United States Foreign Policy*, New York: Harper and Row Publishers, 1972, pp. 417-420.では、石油問題が異なる形で取り上げられている。著者たちはイギリスの独占下にあったイラン石油からのシェア獲得が、クーデターに参加したアメリカの意図として提示している。

Policy and the Shah. という著作がある。それによれば、1950年初頭のイランは経済的にも政治的にも危機的状況にあり、イランには「第二の中国」になると懸念されるような、共産主義が侵入する可能性があった。そのような状態のため、イギリスに対しては石油問題の早急な外交的解決を求め、モサデク政権に対しては軍事的・経済的援助を行った、というのである¹⁹。加えて、トルーマン政権はモサデクが共産主義政党のトゥーデ党に乘っ取られるとは考えていなかった。だからこそ、却って政権転覆を謀らなかつたと主張している²⁰。

しかしアメリカ政権は、共和党のアイゼンハワーに交代した後、「ニュールック」(New Look)政策に基づいて、積極的な対ソ行動をとることにしたのである。ガジオロフスキーは、アメリカがモサデク政権転覆のクーデターに参加したのは、イラン石油のシェアを得るためではないとしている。彼は、1952年のアメリカ政治家の立場で「第二の中国」になりうるイランが、アイゼンハワー政権の新戦略の中で、直ちに「テストケース」となつたと主張する。それを、アメリカがクーデターによってモサデク政権を打破した理由として提示している²¹。

要するに、トルーマン政権はイランにおける共産主義革命を阻止するため、混乱していたイラン国内の安定を図り、モサデク政権を支持した。しかし、アイゼンハワー政権期にモサデク政権下のイランが「第二の中国」になりうると懸念され、ニュールック政策の中で、モサデク政権がそのテストケースとしてクーデターで打倒された、とするのがこの説である。

3. アメリカは当初、石油利権の獲得を目指し、イランにおけるイギリスの石油独占打破を狙ったナショナリズムを支持していた。しかし、石油国有化による英国の独占が崩壊した後、共産主義革命のリスクを伴うと懸念されたモサデク政権が不要となり、それを打倒するクーデターに参加した。すなわち、アメリカはイラン・ナショナリズムを対イギリス政策に利用したという説である。

この立場に立っているエテサミー・パルヴィーズ(Etesami, Parviz)は、イラン・ナショナリズム運動とモサデク政権を、イラン石油利権をめぐる英米間の競争の視点から分析し、アメリカがイラン石油のシェア獲得におけるイギリスの妥協を得るため、イラン・ナショナリズムを対イギリス政策に利用したと主張する。彼によれば、アメリカは民族解放を装いながら、イラン石油において、イギリスの地位を乗っ取ろうと、イラン・ナショナリズム運動を支持したのである²²。エテサミーはアメリカのこうした帝国主義的な謀略を把握できず、アメリカの支持を過信したモサデクこそがクーデター成功の一因だと考え、彼の政

¹⁹ Gasiorowski, Mark J, *U.S. Foreign Policy and the Shah*, New York: Cornell University Press, 1991. p.56, 67.

²⁰ Gasiorowski, p.82.

²¹ Gasiorowski, p.81,82,83.

²² Etesami, Parviz, 《Asrar-e Nagofte az Kudeta-ye 28 Mordad》 In *Mosaddegh dar Piahgah-e Tarikh*, 2nd Edition, Tolouei. Mahmud ed, Tehran: Elm, 1381, pp.193-272.

策を厳しく批判している。そのうえで、エテサミーは、アメリカがイギリスを自らに従属させ、真の目的であったイラン石油介入への合意を獲得した後、イランへの共産主義侵入を阻止するべく、モサデク政権転覆を図るクーデターに参加したという、考えを提示した²³。

要するに、アメリカはイラン石油に介入するため、イギリスの石油独占の崩壊を狙ったイラン・ナショナリズムを支持した。しかし、アメリカのイラン石油への介入が認められたことで、イギリスとの闘争が決着し、同時にナショナリズムの不要化に伴う共産主義台頭の懸念を一掃すべく、モサデク政権に対するクーデターを起こしたとしている。

イラン・ナショナリズム運動とそれによって樹立された民主的政権の繁栄と挫折に関して、上記三つの見解が提示されている。これらの説は、それぞれ異なる方法でイラン・ナショナリズムやモサデク政権に対する英米の政策を英米間対立および東西間冷戦という視点から妥当な分析を行っている。しかし、いずれの説にしても、上記視点からの分析は、第二次世界大戦後、英米の国際政策におけるイラン民主化運動の繁栄と挫折に関する全体像の提示に限界があるといわざるをえない。その理由は以下の通りである。

まず、英米間の権力闘争に関して、エルムは中東における石油秩序確定をめぐる対立、ガジオロフスキーはイランへの共産主義侵入に対する二国間における見解の相違、エテサミーはイラン石油をめぐる闘争として、議論を経済的・地理的に狭い領域内に止めている。

そして、冷戦構造におけるアメリカの反共政策に関して、共産主義に対するアメリカの懸念の正当性に関する賛否に関わらず、イランへの共産主義侵入阻止という観点からの解釈のみに終始しているのが、上記三つの見解の特徴である。

すなわち、これらの研究では、新旧帝国主義に基づく世界秩序をめぐる英米間闘争、またイランにおけるアメリカの反共政策とグローバルな反共政策との相互関連性（ソ連封じ込め政策）が看過されている。

これに対して私は、先行研究で提示されている石油をめぐる問題は、英米間の権力闘争の一部に過ぎないとして捉え、イラン・ナショナリズムをめぐる英米間の対立を、新旧帝国主義に基づく世界秩序構築の一環であると考え。つまり、当時のイランにおけるアメリカの反共政策は、イラン一国のみの共産化を阻止するだけでなく、アメリカのグローバルな反共政策を実現するための一部かつ不可欠な存在であったと考える。本論文では、従来の研究の限界を乗り越えるため、より包括的な上記視点から、イラン民主化運動の繁栄と挫折、またそれに伴う政治・社会変遷の分析を試みる。

第1章、第2章、第3章では、モサデクを首班としてナショナリズム勢力が多様な傾向の中で、如何にして社会的・政治的勢力を統合し、外国勢力の排除、石油国有化法の制定と民主政権樹立に動員したのかを上記視点から検討する。

第4章では、英・米・イランそれぞれの異なる立場に基づいて、イラン石油紛争の中で具現化された三つ巴の権力闘争構造から、モサデク政権による石油国有化の実施から英米

²³ *Ibid*

の結合とクーデターによるモサデク政権の打倒にいたる推移過程を明らかにする。

まず、新旧帝国主義をめぐる英米間闘争に基づいて、アメリカは旧植民地体制への回帰を阻止するべく、イギリスの対イラン軍事介入を牽制したことは、モサデクによっていかに石油国有化の実施と AIOC の排除のため、有効的に利用されたかを論証する。そして、イランからのイギリス勢力の衰退に伴う英米の結合によって、三つ巴権力闘争の構造がモサデク政権にとって不利になるように作用し、英米共謀のクーデターによる同政権の打倒に至った過程を論じる。

また筆者は、共産主義問題を否定するエルムのような論者と異なり、クーデターにおけるアメリカの反共政策が、重大な意味を含んでいたと考える。しかし、それは、単純にイランへの共産主義侵入を阻止するだけだというエテサミーのような捉え方、あるいはガジオロフスキーが提示する「テストケース」とも異なるものである。アメリカは、両陣営からの非同盟に固執したモサデク政権を打破し、イランを中立主義から逸脱させることを図っていた。そして、イランを中東の反共集団防衛条約に加盟させることにより、ソ連を封じ込める北防衛線を確定させることを狙っていた。このようなイランにおける反共的政策とグローバルな反共政策の地政学的関連性は、モサデク政権とポスト・モサデクのイランにおけるアメリカの政策の時系列的連続性という文脈の中でこそ明らかになる。

従って、イラン民主主義をポスト・モサデクの中東における反共集団防衛条約との関係性の中で考察するという問題設定が必要であると考え、本論文の第 5 章でそれを取り上げる。

本論文では、以上の論点を論証するに当たって、主に英・米・イランのそれぞれの政府が公開している外交文書、およびイラン議会の議事録の分析を行う。

第1章 英米ソ三者間関係の変貌とイランの主体性の獲得

第二次世界大戦勃発に伴い、イラン政府は中立を宣言したが、連合軍はそれを尊重せず、イランを占領した。この占領はイランを戦争に巻き込んだ反面、イラン内政の変化、またはイランに関わっていた大国の力関係の推移をもたらした画期的な出来事であった。占領下のイランでは、モサデクを首班としたナショナリスト議員の戦略によって、大国との関係で主体性を獲得する政治過程が展開され、民主体制樹立への動きが始まった。この動きは1944年、第14期議会における「外国への石油利権譲渡禁止法」の制定を出発点として、イランをめぐる英米ソ三国間の関係を協調から相互牽制へと変貌させ、アメリカ・ソ連間で初の衝突と東西間冷戦の勃発に至った。また、モサデクらは同法をベースとして、AIOCの既存石油利権を奪回する「イラン全国石油国有化法」を制定させ、イランにおけるイギリス勢力の排除に乗り出したのである。

本章では、イラン・ナショナリズムがイランをめぐる協調関係の構築を企画した英米ソの目論見を粉砕することにより、同三国間関係を相互牽制に変貌させ、主体性を獲得した過程を分析したうえで、上記政策はいかに東西間冷戦の発端につながったのかを明らかにする。

第1節 第二次世界大戦中におけるイラン占領

この節では、第二次世界大戦中における占領によってイラン内政および対外関係にもたらされた新秩序を明示する。1939年9月4日、すなわち第二次世界大戦開始の直後、イラン政府は同戦争における中立性を示す以下のような宣言を出した。

残念ながらヨーロッパで戦争の火の手が上がっている現在、イラン王国政府は、同戦争における中立と、またその立場を維持することを、本宣言書をもって公表する²⁴。

イラン政府はイラン駐在の各国代表、および海外におけるイラン大使館を通して、上記の決意を各国政府に通知した²⁵。しかし、イランは事実上、中立ではなかった。なぜなら、既存石油利権に基づいてイランで事業を行っていたAIOCは、連合軍、特にイギリス軍へ燃料を供給し、連合軍の作戦上に重要な役割を果たしていたからである。チャーチルは「ペルシア油田は戦争の第一義的要素だった」と述べる²⁶。それにもかかわらず、イギリス

²⁴ マフムド・ジャム(Mahmud, Jam)首相による宣言、イラン外務省公開文書、No.7377, 2/24/6, September 4, 1939.

²⁵ A. H. Mahdavi, p.55-56.

²⁶ W・S・チャーチル、第二次世界大戦3、佐藤亮一訳、河出書房新社、2011年（1974年初版発行）38頁。

は当時イラン・ドイツの友好関係によって、AIOC が危機にさらされる懸念を抱いていた。というのは、レザー・シャーはドイツ接近政策に基づいて、1927 年から多数のドイツ人専門家および経済顧問等をイランに召喚していた。第二次世界大戦中、イランにおける英ソの権益への打撃を画策していたドイツのスパイも、その中に存在した。イランではこうして、イギリスの死活に関わる AIOC とその破壊を狙うドイツの勢力を同時に内包するという、戦争に巻き込まれやすい構造をすでに確立していた。

戦争がヨーロッパ内部に限定されていた当初段階では、イランの中立は侵害されなかった。しかし、1941 年初頭から戦争の文脈におけるイランの地政学的重要性を一段と高め、結局同国を戦争に巻き込む二つの出来事が発生した。

一つ目は、1941 年 4 月、隣国のイラクで、ラシドアーリ・ギラニー(Rashid Aali al-Gaylani) というドイツ寄りの政治家によるクーデターである。ギラニーはイラクからのイギリス勢力排除に尽力したパンイラク・ナショナリストであった。彼は 1940 年 3 月からイラク首相に就任したが、1941 年 1 月末、イギリス寄りのアミール・アブドラー(Amir Abdul-Allah) 摂政の圧力で、辞任に追い込まれた。しかし、1941 年 4 月、ギラニーはクーデターによって、再びイラク政権を掌握し、同国での英軍基地の占領などでイギリス勢力の排除に挑んだ。対して、1941 年 5 月、イギリスは対イラク戦争を開始し、ギラニーへのドイツ支援が行われる前、5 月末に同政権を打倒した²⁷。こうして、イラクへのドイツ勢力拡大が阻止されたものの、クーデターの影響はイラン情勢に対するイギリスの懸念として現れた。つまり、イギリスは在イラン・ドイツ人スパイの謀略によって、イランで発生するだろう同様な出来事に対する懸念を表明し、ドイツ人の退去に関してイラン政府に圧力をかけ始めたのである。

二つ目の出来事とは、1941 年 6 月に行われたソ連へのドイツ進撃であった。この進撃は第二次世界大戦中におけるイランの地政学的重要性を増し、連合国によるイラン占領の必要性を急浮上させた。その理由は次の通りである。イランはペルシア湾岸諸国、中東全体やインドにアクセスできる地理的位置にあり、南北線上でソ連とペルシア湾を直結する領域を占めていた。独ソ戦争におけるソ連敗北は、イラン領土へのドイツ軍侵入を伴っていることは疑う余地もないであろう。特に、ドイツ接近という当時のイラン政府の国際政策を考慮すれば、ドイツ軍のイラン国境接近に伴い、イラン政府が中立から逸脱し、ドイツと同盟する可能性が極めて高かったのである²⁸。そうした状況が生じた場合、ドイツ軍によるイラン占領がインドや中東における英米の利益、特に石油油田を危機にさらすことが確実であり、連合国の敗戦につながる可能性がある。こうした事態を避けるために、連合国の戦略においてイラン領土の確保は必要不可欠であった。チャーチルはその必要性につい

²⁷ Makki, Hossein, *Tarikh-e Bist Sal-e*, Vol.7, Tehran: Elmi & Iran, 1363 [1984], pp.29-38 & Cottam, Richard W., *Iran and the United States*, London: University of Pittsburgh Press, 1988, p.55.

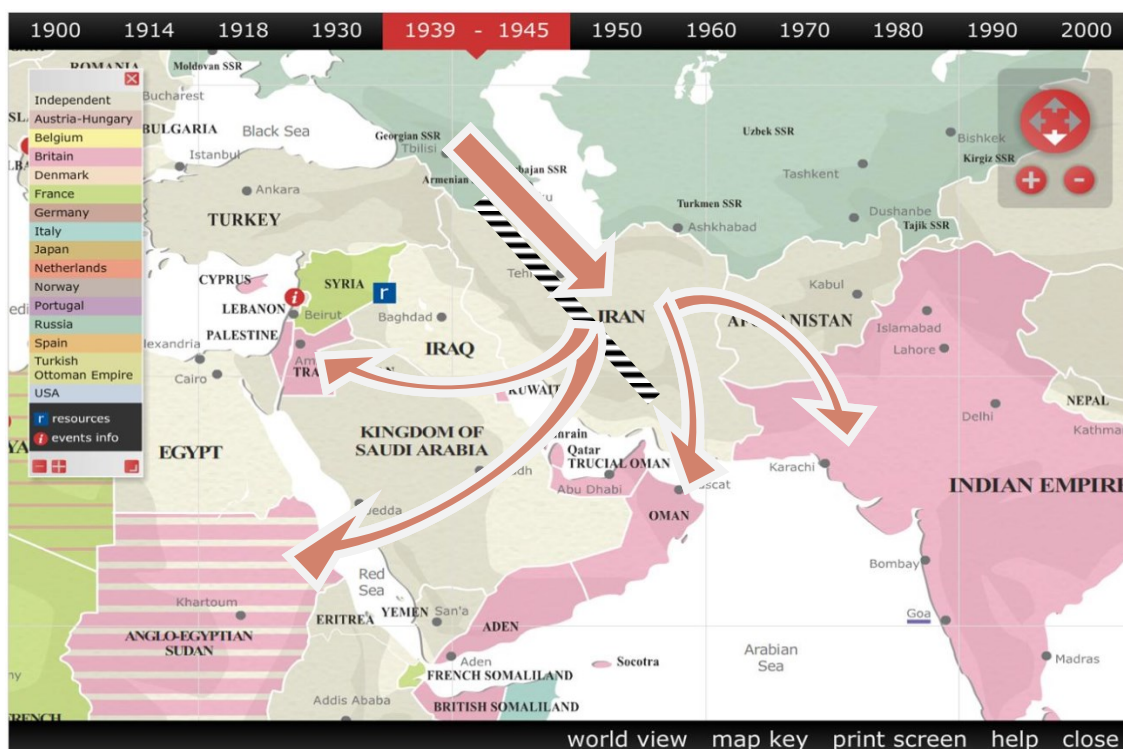
²⁸ 皇子モハマッド・レザーと親密関係を持っていたファルドゥストによれば、イラン政治の中心であったレザー・シャーとモハマッド・レザーが、ドイツの力を過信しており、同国の勝利に対する強い希望を持っていたと述べる。(Fardust, Hosein, *Zohur va Soghut-e Pahlavi*, Vol.1, Tehran: Etela'at, 1370, p.87).

て、以下のように述べていた。

あらゆる種類の軍事品と補給物質をソ連政府に送る必要と、北極航路の極度の困難は、将来の戦略上の可能性とともに、ぜひともペルシアとの完全な連絡路を開くことが、特に求められることになった。[...] ペルシアの油田は戦争の第一義的要素だった。ロシアが敗れば、われわれ自身がそれを確保しなければならなかった。それにこのころ、インドに対する脅威もあった。イラクにおける反乱の鎮圧と、イギリス・フランス軍のシリア占領はかろうじて成就されたとはいえ、ヒトラーの東方計画を挫折させた。しかし、ロシア軍がくずれるようなことがあれば、彼はふたたびその計画を試みるかもしれない²⁹。

上記引用で明白であるように、イラン確保におけるイギリスの第一の目的は、ソ連戦場へのアクセスには、最も便利かつ迅速であるイラン連絡路線を通して、補給軍事品を輸送することによってドイツ軍に対抗するソ連軍を強化することであった。その第二の目的は、もしソ連が敗北した場合、イランへのドイツ進軍を撃退することであった。上記イランの地政学的特徴は下の地図で示されている。

図 230



²⁹ W・S・チャーチル、第二次世界大戦 3、38 頁

³⁰ The National Archives, Map in Time.

<http://www.nationalarchives.gov.uk/cabinetpapers/maps-in-time.htm?WT.ac=Maps%20in%20time>
2013 年 5 月 22 日閲覧

従って、1941年7月初頭、ソ連へのドイツ進撃直後、英ソは在イラン・ドイツ人の退去、およびイラン連絡路線の利用許可に関して、イラン政府に圧力をかけ始めた。1941年7月19日、英ソは在イラン・ドイツ人の4/5を至急退去させるようにイラン政府に求めた。しかし、イラン政府は、厳正な中立政策に基づき、ドイツとの協定を誠実に守りたいがゆえ、こうした異常な要求を承諾できないと表明した。イラン政府はさらにソ連への軍事物資輸送のため、イランを連絡路に利用したいという英ソの要求も拒否した³¹。

7月末、イギリスは在イラン・ドイツ人の4/5の退去を再度求めたが、イラン政府は、イギリス要求の承認が中立からの逸脱になるとして、それに完全対応する意思をもたなかった。ただし、イギリス大使の要求に応じて、在イラン・ドイツ人の13名を至急退去させ、一週間後もラジオ局に勤めている11名を退去させることを約束した³²。しかし、イランを占領する口実を獲得しようとした英ソは、イラン政府への圧力を強めたのである。

8月16日、英ソ大使はそれぞれ、イラン滞在ドイツ人の脅威に関するかつての警告を軽視したイラン政府に対して、遺憾の意を表明する覚書をイラン政府に提出した。提出の際に、彼らは口頭で軍事介入を採択すると威嚇しつつ、かつての要求を繰り返したのである³³。

1941年8月21日、イラン政府は最後通牒であった英ソ両国の覚書への正式な返答で、イラン滞在ドイツ人の至急退去に関する両国の要求を拒否したが、イラン政府の判断のみによって、任務が不要であるドイツ人を徐々に解雇・退去する旨を伝えた。しかし、英ソはイラン政府のこうした対応策が不十分であると見なし、それを認めなかった³⁴。

結局、1941年9月3日、英ソはこうしたイラン政府の態度を口実に、イラン駐在英ソ大使それぞれを通して、イランが隣国（英ソ）の緊急且つ重要な要求に応じず、イラン駐在のドイツのエージェントを退去させなかったため、英ソ軍がイラン領土に進駐していると通知した。それに伴い、イギリス軍が南と西から、ソ連軍が北からイランに侵入した³⁵。イギリス部隊とソ連部隊は合流し、9月17日に共同でテヘランを占拠した³⁶。その前日の16日、レザー・シャーは退位して、王位を子息のモハマッド・レザーに譲った³⁷。実際、ドイツの擁護者と見なされていたレザー・シャーは、連合国によって退位に追い込まれ、英ソ部隊のテヘラン進出後、アフリカのモーリス島に亡命したのである。

イギリス軍は直ちに南部油田を占領し、さらにソ連に軍事物資を輸送するため、イラン

³¹ Naser. Najmi, *Az seied ziya ta bazargan*, Vol. 1, Tehran: Nevisandeh, 1370, p.361-364.

³² *FRUS*, 1941, Vol.3, The British Commonwealth, The Near East and Africa, Government Printing Office, Washington; 1959, The Minister in Iran(Dreyfus) to the Secretary of state, Telegram, No.740.0011 European War 1939/13523, Tehran, July 29, 1941, pp.384-385.

³³ *Ibid*, The Minister in Iran(Dreyfus) to the Secretary of state, Telegram, No.740.0011 European War 1939/14005, Tehran, August 15, 1941, pp.397-398 & No.740.0011 European War 1939/14116, Tehran, August 18, 1941.

³⁴ *FRUS*, 1941, Vol.3, The Minister in Iran(Dreyfus) to the Secretary of state, Telegram, No.740.0011 European War 1939/14280, Tehran, August 22, 1941, pp.407-408.

³⁵ H. Makki, *Tarikh-e Bist Sal-e*, Vol.7, pp.113-114.

³⁶ W・S・チャーチル、第二次世界大戦 3、39頁

³⁷ *Etela'at-e Haftegi* (週刊誌), No.28, September 19, 1941 & 1941年9月16日付議会議事録、フルギー (Mohammad Ali. Foroughi)首相の議院内演説、In: H. Makki, *Tarikh-e Bist Sal-e*, Vol.7, pp.219-227.

南北縦断鉄道と道路を確保した。在イラン・ドイツ人も当然のことながら退去させられた。その後、イギリスはソ連への連絡路の安全確保にイラン政府の協力を得て、イランに対するソ連の野心に歯止めをかけるべく、イラン占領に法的基盤を与えようと尽力した。1941年9月30日、イギリスは英・ソ・イラン三者間同盟案を提起した。同案は様々な交渉と修正を経て、結局1942年1月29日、テヘランにおいて「三者間同盟条約」と称されたイラン・イギリス・ソ連三者間の条約が調印された。

同条約に基づいて、イラン政府は自国のソ連への連絡路および通信機関（とりわけ、鉄道、道路、川、空港、港湾、石油パイプ、電話・電報・無線に関する施設）の利用に関する無制限の権利を連合国（英ソ）に与え、同施設の拡張と安全確保に全面的協力をすると約定した。さらに、イラン政府は連合国軍が必要とするイラン通貨を調達することを承認した。対して、英ソはイランの政治的独立、国家主権および領土保全を尊重し、イランにおける連合国軍の駐屯が占領という意味ではないと規定した。さらに、同条約では、軍事撤退に関して、連合国軍が戦争終了後から6ヶ月以内に、イラン領土を撤退すると規定した³⁸。

このように、「三者間同盟条約」はイランに対する連合国の政策をイラン政府との関係で決定するため、ソ連への軍事品輸送というイラン占領の主要目的が容易に行われるようにした。同時に、イランが大国との関係で、主要なアクターとして登場し、主体性を獲得するための法的基盤を与えたのである。

1941年9月からソ連への軍事品輸送に備えて、イギリスが着手したイラン内の事業は、後にイランへの軍事派遣を行うアメリカに引き受けられ、拡張された。その結果、チャーチルが述べるように、イランルートを通して、4年半の間に5百万トンの補強物資をソ連に送ることができた³⁹。こうして、イランは第二次世界大戦における連合国の作戦上、極めて重要な役割を果たしていた。そのため、1943年にチャーチル、ローズヴェルト、スターリンの間で開催されたテヘラン会議では、イランが「勝利の橋」と名付けられたのである⁴⁰。

一方、第二次世界大戦中におけるイランの占領は、二つの動きを引き起こしたゆえ、英ソ勢力の排除を伴うイラン民主化運動の再開において画期的なものであった。その二つの動きとは、レザー・シャー独裁体制の崩壊、およびアメリカのイランへの登場であった。次節で論じることにする。

第2節 占領下のイランにおける諸勢力の登場と内外の力関係の推移

連合国によるイラン占領は、危機、飢餓、病理といった悲惨をもたらした。しかし、そ

³⁸ “The Tri-partite Treaty of Alliance” In: Arthur C. Millsbaugh, *Americans in Persia*, New York: Da Capo Press, 1976 (Originally Published in 1946, by The Bookings Institution, Washington, D. C.), pp.276-279 & Daryush. *Ashouri, Daneshname-ye Siyasi*, 16th Edition, Tehran; Morvarid, 1387, p.87.

³⁹ W・S・チャーチル、第二次世界大戦3、39-40頁。

⁴⁰ H. Fardoust, Vol.1, p.129.

の反面、政治的自由を伴うレザー・シャー独裁体制の崩壊、および英ソを牽制する第三勢力のアメリカがイラン舞台に登場する契機ともなった。

レザー・シャーの廃位に伴う皇太子モハマッド・レザーの即位によって、パフラヴィー王朝の絶滅が回避されたものの、ただちに、レザー・シャー時代と同様な「外見的立憲制」の再定着は不可能となった。なぜなら、パフラヴィー王制の支持基盤をなす国軍や警察がイラン占領によって混乱に陥り、反独裁主義の機運が蔓延していたイラン社会に対して独裁王制を守ることができなかつたからである。そのため、脆弱な若き国王は民主主義を装いながら、立憲君主制の尊重を強調することによって、王位確保に必死であった。この事態は社会内における政治活動の自由をもたらしたと同時に、政治体制内における統治権の中心が宮廷から議会に移行するに至った。

こうした必然的な自由を契機に、様々な政治勢力が結成され、多数の議席を獲得するため、社会的支持基盤の拡大に奔走し始めた。従って、英ソ擁護の非国民主義的な政党も、帝国主義や独裁主義に対するイラン国民の反感を強く意識し、ナショナリズムと民主主義を高揚しつつ、社会統合に取り掛かったのである。イラン社会の統合をめぐる闘争したこれら政治諸勢力をそれぞれの思想や政治的傾向の観点から、親ソ、親英、真のナショナリズムという主な潮流に分類できる。以下で、この三つの政治潮流の思想および施策に関して、議論を展開する。

1. トゥーデ党(Party of the Masses)

レザー＝シャーの退位後の 1941 年 10 月、最も早く結成されたのはイランのトゥーデ党である。同政党はイラン政党の歴史上において最大の規模を誇り、最も調和的で強力な組織を持っている政党であった。政党の中核は、マシュルーテ革命以来、イランで共産主義を拡大しようとした「53 人のマルクス主義者」と他の共産主義者たちであった。彼らは、レザー＝シャーの統治下に制定された共用・共産主義取締法（1931 年制定）に基づき、マルクス主義であるが故に懲罰、或いは追放されていたが、後に釈放された。この政党は、愛国主義と自由を唱えていた共産主義、反ファシズム、反レザー＝シャー独裁王制の民主主義や社会民主主義の潮流を統合しようとする先駆者だった。トゥーデ党は自らの政策について、国内的には民主主義、憲法と国益に基づき、対外的には反ファシズムの擁護と反植民地主義に基づいていると宣言した⁴¹。

しかし、実際はトゥーデ党指導部がソ連に従属しており、政綱と方針の決定にも介入していた。現在、先述の「53 人」の唯一の生存者であるアンヴァル・ハーメイヤーは次のように述べる。

⁴¹ Jami Group, *Gozashte Cheragh-e Rah-e Ayandeh Ast: Tarikh-e Iran dar Fasele-ye Do Kudeta*, Tehran: Niloofar, 1986, pp.149-153.

ソ連の指導者たちは〔…〕共産党の結成を禁ずると同時に、トゥーデ党の成立を許可し、その基本大綱と方針を次のように決定した。即ち、1. 公式で法に基づき、憲法や立憲君主に反する要素が見られないこと。2. マルクス主義や共産主義の理念に無関係であること。3. 連合国を熱烈に擁護し、連合国の国際的なポジションを支持すること。4. 非共産主義のナショナリズムの者の引き込みに努力すること。5. 連合国に関連のある企業(特に、南部石油産業と軍需産業)において労働組合を設立しないこと⁴²。

このようにトゥーデ党は、国民の利益よりもイランにおけるコミンテルン、あるいはソ連政府の権益を擁護・優先させた政党であった。先述のように、同政党の核心では「53人のマルクス主義者」が、ソ連的な世界観や世界作りの拡張を目指していたが、イランの社会構造と第二次世界大戦構造における英米ソ関係への配慮から初期段階では自らの傾向を隠蔽する必要があった。即ち、宗教心が根付いているイラン国民の支持を獲得するには、無神論であるマルクス主義的な傾向を隠す必要があった。実際、民主主義的・ナショナリズム的なスローガンを掲げることで、中流階級、労働者、商人、知識人の中に組織網を拡大し、党員の引き込みに成功していた。

一方で、トゥーデ党の反ファシズム的な側面は、第二次世界大戦中のファシズム拡張に対するソ連と英米の同盟という暫定的構造に同調したので、連合国の共通利益を享受する意味で有益だった。

1941年末、反ファシズムの「マルドム紙」の発行を開始し、さらにイランのいくつかの州、特にソ連軍の占領下にあった北部（アゼルバイジャン地方等）において、反ファシズムの委員会を設け、反ファシズムの活動に乗り出した。当時、イランではナショナリズムと反イギリス機運から、知識人の間でドイツに傾倒する潮流が発生していた。スメカー、アリア、パン・イラニズムなどのファシズム傾向のあった政党の結成はその顕れである⁴³。

それに対して、キヤヌーリ⁴⁴が自らの回想録の中で述べているように、トゥーデ党はイラン人のナショナリズムとイギリスに対する反感という二つの要素を、ドイツ支持へと向かう傾向から逸らし、反ファシズムに転換させようと努力した。トゥーデ党のナショナリズムの装いとドイツやファシズムを支持した人物や政党に対する大々的な批判は、特に、1944年初頭からのドイツ不敗神話崩後に功を奏し、中流階級や知識人のドイツ支持者の多くがトゥーデ党に加入するに至った⁴⁵。この活動は勿論、ソ連を擁護するような形での反ファシ

⁴² A.H, *Haftome Mehr-e 1320: Tasis-e Hezb-e Toudeh*, Majale-ye Hafez, Mehr 1384, No. 19, p.12.

⁴³ Ahmad Haji Kalaei, 《*Jaryan Shenasi-ye Chap dar Iran(2)*》 In *Falsafe, Kalam va Erfan*, 1381, No. 23, p.230.

⁴⁴ スロッドイン・キヤヌーリはドイツで教育を受けたイラン人テクノクラート（建築博士、政治家）である。彼はトゥーデ党の中央委員会の一員で、1979年からトゥーデ党書記長として選ばれ、イラン・イスラム革命を支持した。1983年1月、彼はイラン・イスラム政権の転覆クーデターを画策した容疑で、イラン革命防衛隊によって逮捕・尋問された結果、容疑を認めたが、1990年初頭、ハメネイイ（イラン指導者）宛に送った書簡で、容疑の承認を尋問のもとで余儀なくさせられたとして、すべてを否定した。キヤヌーリは釈放されてから生涯を閉じた1999年まで自宅軟禁されたのである。

⁴⁵ Kiyanouri, Nour Al-din, *Goftogu Ba Tarikh*, Tehran: Negareh, 1376(1997), p.67.

ズム活動であったが、知識人等の反イギリス的なナショナリズムから生じるナチズムへの傾倒に歯止めをかけるには有効であったため、イギリスからも歓迎された。

即ち、トゥーデ党の初期活動はイギリスの権益をも包含していたため、イギリスに妨害されずにイラン全国において活動領域を展開、特にイラン北部に駐留していた赤軍の支持を受けながら、北方諸州に拡大した。

かかる背景で成り立っていた政党内部で何よりも重要だったのは、マルクス主義層が政党全体の主導権を保持し続けることであったと考えられる。実際、カトージヤーンが述べるように、政党のマルクス主義者が高い学歴を持ち、知識人として他の党員に尊敬されていたため、その指導を掌握することができた⁴⁶。マルクス主義者による上層部と指導層の獲得は、政党における潜在的なパラドクス—共産主義と非共産主義の団結—を、代表であるマルクス主義者を国の支配層である国会に送り込むことによって、共産主義の有利な方向に帰結させることができたと思われる。彼らは保持していた優位な文化資本や学歴資本を、イラン・ナショナリズムを利用した共産主義拡大のために動員するのに用いた。国会で共産主義者が採択した方針—後で述べるように、自らのナショナリズム的なスローガンに反し、ソ連への石油利権譲渡を擁護すること—を鑑みれば、前述のような戦略が前提にあったことが伺える。ソ連が、レザー・シャーが独裁的に選出した議員で構成された第13回議会の再開に反対し、再選挙を求めたのは、自身の政策を介入させる意図があったためと言える。

こうした戦略を実現させる為に、トゥーデ党は社会的勢力の統合と既存体制に対する抵抗という二つの手段を採った。

トゥーデ党は自らの本質を民主主義的なナショナリズムと偽装し、イランにおけるファシズム拡大に抵抗する活動を続けた。同政党は基本的にソ連の権益擁護と共産主義の定着を活動基準としていたが、初期段階では個人財産の共用化や地主の土地を農民のために没収する農地改革を主張することがなかったため、イギリスもこれを容認していた。

特に顕著なのは、1944年5月1日、10万人を有していた60組合で結成された「労働組合中央連盟協会」(The Central Council of United Trade Unions ; CCUTU 略)⁴⁷を、1946年には中東における最大の労働者組織となる40万人の労働者を産業別の組合に組織化させることに成功した点である。CCUTUは同年、「国際労働組合連盟」(International Federation of Trade Unions)によって認可され、同機関の会長にも代表者を持つなど⁴⁸、イラン政府およびイラン諸政党によって承認される組織となり、同年5月、議会でイランの初の労働規則が制定されるに至った⁴⁹。

労働組合の組織化と同時に、新聞等を発行することにより、国民の啓蒙と、支配体制の

⁴⁶ Katouziyan, Mohammad Ali(Homayun), *Eghtesad-e Siyasi-ye Iran*, Trans. Mohammad Reza. Nafisi & Kambiz. Azisi, Tehran; Markaz, 12th Edition, 1385, p.190.

⁴⁷ Ervand. Abrahamian, *Iran Between Two Revolutions*, Princeton University Press, 1982, p.292. & Ladjevardi. Habib, *Labor Unions and Autocracy in Iran*, Contemporary issues in the Middle East, Syracuse, N.Y.: Syracuse University Press, 1985, p.47.

⁴⁸ Halliday. Fred, *Trade Unions and Working class Opposition*, In *MERIP Reports*, No.71 (Oct., 1978), pp.7-13.

⁴⁹ *Zafar*(紙), May 20, 1956

本質を暴露させ、それと闘争する方法を提供することにも大きな役割を果たした。さらに、第二次大戦後の反植民地活動の第一歩として、1943年8月にナショナリズム、自由主義と反独裁主義のプレスを勧誘し、憲法や国民国家のあらゆる歪みに対する抵抗、レザー・シャー政権下の思想と組織の壊滅と真の立憲王制樹立に合意させ、「自由戦線(Jebhe-ye Azadi)」を結成した⁵⁰。

こうしたトゥーデ党の反帝国主義のプロパガンダの結果は後に、イラン南部石油油田における労働者の反 AIOC 運動として現れることとなる。

上述をまとめると、トゥーデ党は国民に対しナショナリズムを主張しながらも、あくまでも共産主義体制の樹立に向けて、自らを中心とした国民戦線を形成し社会的・政治的基盤を定めようとしていた。後に、ソ連寄りの顔を見せ始めると、ナショナリズムの下に統合した政治勢力は分裂し、その中心はモサデクを柱とする国民戦線に移動したのである。

2. 保守勢力 (エラーディエ・メリー党)

イラン政治・社会を暴走し始めた左派勢力とナショナリズム潮流によって、保守的な上流階級とイギリスの権益が危機にさらされる懸念が浮上した。この危機を回避するために、イギリスも反対勢力の形成に乗り出した。そのため、22年前にレザー・シャーによって海外に追放されたセイイド・ジア・タバタバイーというイギリス擁護者の助力を求め、1943年9月、彼をパレスチナから帰還させた。帰還直後、彼はイギリスの支持を受けつつ、イラン国内同志たちの協力で「エラーディエ・メリー党」を結成した。この政党は主に、地主、商人など保守的な富裕階級の拠点であった⁵¹。

政党は宗教原理主義的なナショナリズムおよび立憲君主制の尊重を装いながら、実際にはイギリスの帝国主義政策に追従し、思想的、物理的打撃によって、トゥーデ党の拡大阻止を主要目的としていた。エラーディエ・メリー党は機関紙の「ラエデ・エムルーズ」を通して、ナショナルな誇りと見なしていたイスラム伝統への回帰を強調しながら、共産主義の無神論的側面を喧伝・批判したうえで、トゥーデ党に対抗しうるようなイラン国民の宗教心を喚起させたのである⁵²。さらに、トゥーデ党員との街頭衝突を行い、党の拠点や事務所を襲撃・破壊するなどして、物理的にもトゥーデ党の活動を妨害しようとした⁵³。すなわち、レザー・シャー時代に打撃を受けたイスラム原理主義に基づいた社会を復帰させる

⁵⁰ Jami Group, p.184 (合意書を署名し、自由戦線に加盟した新聞社長等は、アザデガン紙：エザットブール、アジュール紙：ジャファル・ピシェヴァリー、バフタール紙：フセイン・ファテミー、タジャドッド・イラン紙：モハマッド・タバタバイー、ホルシード・イラン紙：バザルガード、ダード紙：アミディ・ヌーリ、ダマヴァンド紙：ファタヒー、ラヘバル紙：イーラジ・エスカンダリー、セターレ紙：アヘマド・マレキー、セダヤエ・イラン紙：サーデグ・サルマド、ファルマン紙：シャハンデ、マルドム紙：ラドマネシ、ネジャット・イラン紙：フルゼシ、モヒート雑誌：モヒート・タバタバイーである。)

⁵¹ N. Najmi, Vol.1, p.530.

⁵² Tirani, Behrouz, *Asnad-e Ahzab-e Siyasi-ye Iran (1320-1330=1941-1951)*, Vol.1, Tehran: Sazman-e Asnad-e Melli-ye Iran, 1376, p.51-67.

⁵³ *Ibid*, p.55.

ことで、イギリスと国内の上位層の立場を維持することに努めたのである。

このように、「エラーディエ・メリー」は政治的団体ではあったものの、社会的、政治的な改革を追求せず、社会的勢力を統合・組織化するような基盤思想を持っているわけではなかった。この観点から考えると、それを政党という枠組みの中に位置づけることはできず、むしろ利害関心が結び付いていた資本家階級、地主、支配階層とイギリスといった、一連の保守派の権益を維持する警察的機能を果たしていた団体であったといえよう。

3. ナショナリズム勢力

外国に従属していた上述二つの勢力に対して、外国勢力の排除と民主体制の樹立を悲願していた真のナショナリスト勢力も同時に登場した。その中で有名なものは、「ミーハンパラスターン」「イラン」「エステグラール」「ペイカール」「アーザーディー」「ネフザテ・メリー」「ザフマトケシャー」 「パン・イラニズム」「アリア」の政党であった。

これらの政党は、当時のイラン政治体制が非民主的かつ帝国主義政策を具現化する列強の手段に過ぎないとして、批判・攻撃を行っていた。例えば、ミーハンパラスターン党は、党の名を冠した機関紙を創刊し、それを通してイラン政治体制が列強依存の独裁主義であると猛烈に批判していた。後に、同政党はエステグラール党・ペイカール党と合併し、「ミーハン」に改名した。ミーハン党はモサデクなどナショナリストの講演会、および反体制記事の掲載によって、帝国主義政策とそれに連携するイラン政治体制に対する国民の認識を高めるのに効果的な機能を果たしていた⁵⁴。

ナショナリスト勢力はイラン支配体制が非民主的で反動的であるとして、それに対する国民の反感を喚起することによって、外国従属の宮廷や政府に打撃を与えると同時に、自らの社会的支持基盤を拡大したのである。これらの政党は次章で述べるように、国民戦線の基盤を成して、民主体制の樹立と外国勢力の排除に取り組んだのである。ナショナリスト勢力については、本論文の主要議論であり各所にて提示されるため、ここでは上述の紹介に止めておく。

このように、レザー・シャー独裁体制の崩壊を契機として、異なる目的を持った国内の政治諸勢力が結成され、第14期議会選挙に臨んだのである。前述のように、レザー・シャーの廃位と脆弱な皇太子の即位に伴い、イラン国政の中心が宮廷から議会に移行したので、多数議席の獲得が全政治勢力の政策上重要であったが、第14期議会選挙は特別、重要な意味を内包していた。なぜなら、同選挙はポスト・レザー・シャー時代における初の選挙であり、それによって召集される議会は、イランの新秩序の定着および国内・国際政策の採択に基本的な役割を果すことになるからであった。

⁵⁴ N. Najmi, p.530. Najmi はミーハンパラスターン党と合併後のミーハン党の党員であったため、この部分に関する彼の言及は一次資料としての価値がある。

1943年6月から長期に及ぶ選挙闘争が始まった。当時のソヘイリー首相は以前から自由選挙の実施を強調し、戦中の戒厳令解除を約束したが、それに反して、選挙時期にも戒厳体制が継続し、政府と宮廷が自由派の選出を阻止するべく、干渉選挙を行っていた。一方、英ソもイラン駐屯中の軍隊を通して、自国の擁護者を当選させることに影響力を行使した。結果、同選挙で開催された第14期議会の多数議席が、宮廷およびイギリスの権益を擁護する保守派によって獲得されることになった。一方、トゥーデ党员8名がソ連軍の駐屯地であったイラン北部から選出された。選挙はこうした異常状況の中で行われたにもかかわらず、イラン国民の真の代表であった数名のナショナリスト議員もテヘランで選出され、議会に送り込まれた。そのうち、後にイラン・ナショナリズムのリーダーとして現れるモサデクは、最多得票で当選した。こうして、第14期議会はかつてと異なる構成で、1944年2月26日から開催された⁵⁵。

同議会における数名のナショナリズム議員の登場は、イランの国内・国際政策の変化において画期的なものであった。彼らは少数派であったにもかかわらず、国民世論をベースにイランをめぐる英・米・ソ間協調関係の構築を阻止し、「外見的立憲制」の崩壊につながる政策を実施したのである。

4. イランの舞台に登場したアメリカ勢力

第二次世界大戦とイラン占領の影響は、国内勢力の登場のみに止まらず、イランに関わっていた英・米・ソの力関係の変化においても画期的なものであった。1942年末、英ソに加えて、イランの舞台におけるアメリカの登場がこの変化の引き金となった。

イギリスは、ソ連への戦争補給物資の提供にアメリカの力を必要としていた。アメリカはこの事態をイランにおける足場を確保するために、最大限利用した。アメリカは自国の軍事品が迅速に輸送されているかを監視することを口実に、イラン南部港湾のコントロールを求めた。そして、イラン政府の許可を得ることなく、イギリスとの合意の下で、イランに出兵したのである⁵⁶。1942年11月、アメリカはコノリー(Donal H. Conolly)将軍の統率の下で、3万人から構成された「ペルシア湾軍事指令部」を設置し⁵⁷、この部隊は後に、イラン南北横断鉄道を掌握し、補給物資をソ連戦場に供給する責任を担った。

さらに、カワーム⁵⁸政権は連合軍の占領で生じた経済・金融危機を解消するべく、1942年11月12日に法案を議会で通過させ、ミリスプ(Arthur C. Millspaugh)というアメリカ人の金融専門家をイランの財務長官として雇い、招聘した⁵⁹。彼の雇用はイギリス政府の合意

⁵⁵ *Ibid*, pp.619-621 & S. Madani, pp.280-281.

⁵⁶ Jami Group, pp.141-142.

⁵⁷ Gorge. Lencowski, *Russia and The West in Iran, 1918-1948*, New York, Green Wood Press, 1968, p.273.

⁵⁸ カワームはアメリカ寄りの強力な政治家として有名であり、英ソを牽制するため、アメリカの勢力を導入すると尽力していた。

⁵⁹ 1942年11月12日付議会議事録に基づく。

で行われたが、イラン政治・経済におけるアメリカ勢力の拡大を促進する結果となった。1943年5月4日、イラン議会はミスプが他のアメリカ人顧問に任務を課す権限を与える法案を可決した。これに基づいて、後に35名のアメリカ人顧問が雇われ、工業、公益、物価、交通などに関するイラン機関が彼らのコントロール下に入ったのである⁶⁰。

1943年、イラン・アメリカ両政府間合意の下で、リドリー(C. S. Ridley) 将軍を会長としてアメリカの軍事委員会がイラン国軍顧問として、ノルマン(H. Norman Schwarzkopf, ニュージャージー州の元警察長官) 将軍がイラン憲兵隊を再編・指揮するため、テヘランに派遣された⁶¹。さらに、イラン政府はアメリカ人のティメールマン(L. S. Timmerman) を警察庁の顧問として雇った⁶²。

アメリカはこうして、経済、金融、国軍、警察庁というイランの重要な機関において、勢力を伸ばし広げていくと同時に、イランにおける英ソの牽制にも乗り出したのである。それは、イランの勢力圏分割と同国におけるアメリカ勢力の排除につながる英ソの旧帝国主義政策への回帰を阻止するためであった。その目的に向けて、アメリカはイランの領土保全および政治的独立を強調する英・ソ・イラン間の「三者間同盟条約」を確固たるものにしようと尽力した。

まず、1943年10月18日から11月初頭にかけて、連合国の首脳間で行われたモスクワ会談で、アメリカはイギリスと共に、イランに対する連合国の政策を明確にする宣言を提起した。しかし、ソ連側はイラン・アメリカ間協定の未締結を理由に、宣言の迅速な発表に反対した。こうして、同交渉はイランに関する連合国の共同宣言を発するに至らなかったが、後のテヘラン会談で、再度取り上げられる基盤となった⁶³。

テヘラン会談は1943年11月27日から12月2日にかけて、連合国の三首脳(ルーズベルト、チャーチル、スターリン)間で開催された。彼らは12月1日の会議で、イランに対する三者の戦後方針を定める共同宣言(通称「イラン宣言」もしくは「テヘラン宣言」)を採択した。同宣言では、特にソ連への軍事物資の運送で、共通の敵に対する連合国の戦術におけるイランの協力を評価した。さらに、三者とも戦争によるイラン経済への打撃を承認し、イランへの経済援助を約束したうえで、イランの独立、主権と領土保全を尊重することを強調した⁶⁴。

実際、アメリカは旧帝国主義への回帰を阻止するべく、イランにおける英ソ勢力を牽制する上記政策を行使したが、イギリス従属のイラン「外見的立憲制」もその必然的な結果として弱体化された。この事態は後述のように、イラン・ナショナリスト勢力によって、

⁶⁰ 1943年5月13日付議会議事録

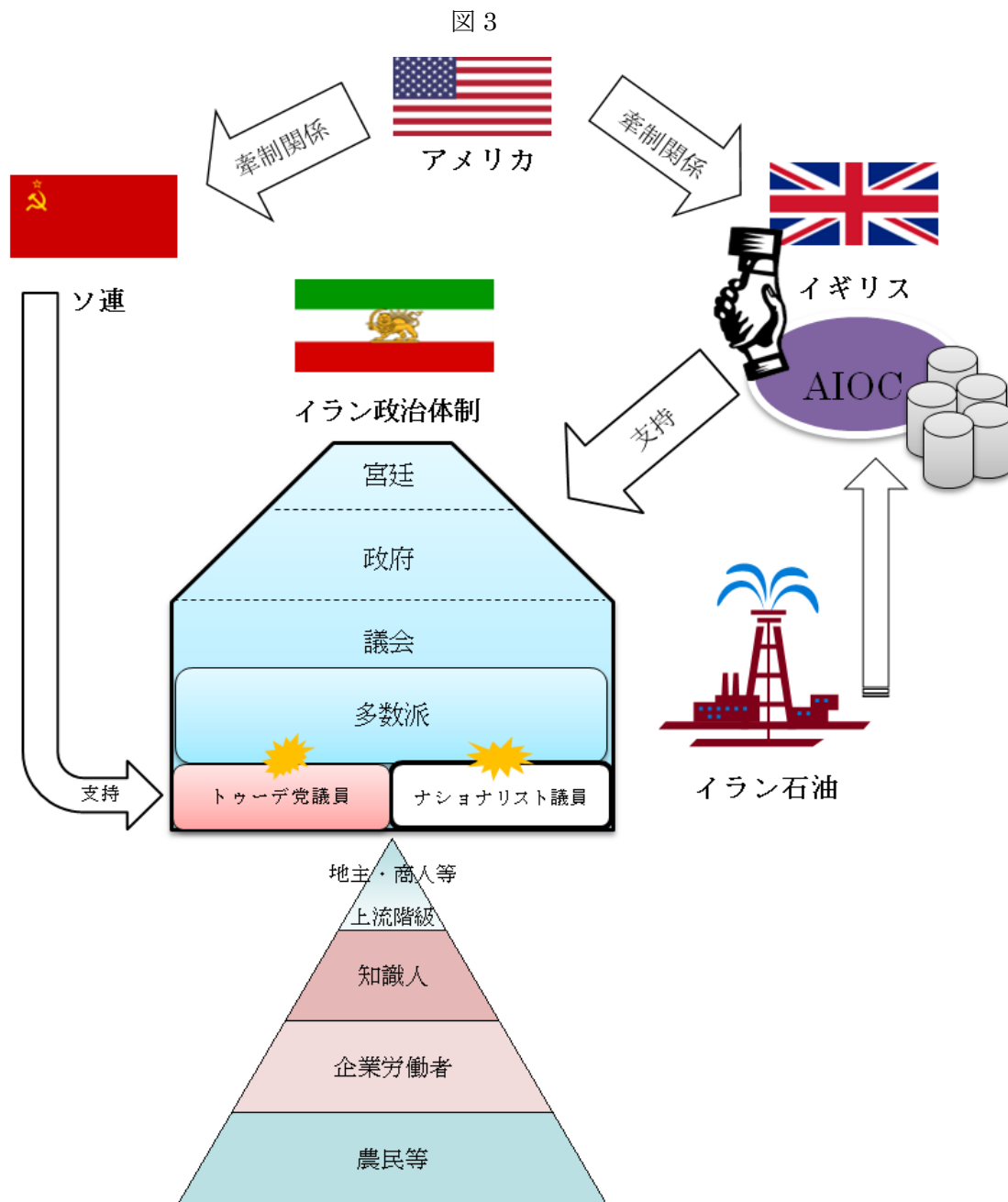
⁶¹ G. Lencowski, 1968, pp. 271-272 & Millsbaugh, p.44.

⁶² Millsbaugh, p.44.

⁶³ *Foreign Relations of United States, Diplomatic Papers, Vol.1, General (1943)*, Government Printing Office, Washington: 1963, *The Declaration on Iran, Meeting of Sub-Committee on Iran*, October 30, 1943, pp.674-679.

⁶⁴ *Foreign Relations of United States, Diplomatic Papers, The Conferences at Cairo and Tehran(1943)*, Government Printing Office, Washington: 1961, *The Declaration on Iran*, December 1, 1943, pp.646-647.

英ソ勢力の完全排除および独裁体制の打倒に最大限利用されることとなる。イランに関わる大国の力関係の推移と「外見的立憲制」の危機は、下の図のように表すことができる。



当初、英・米・ソは協調関係を構築し、それに基づいてイランへの介入を行おうとして奔走したのだが、その目論見はイラン・ナショナリズムの政策によって粉碎され、イランをめぐる対立関係に変化したのである。以下、これに関する議論を展開する。

第3節 米英ソの政策に対するナショナリスト議員の抵抗とイラン北西地域の危機

1940年代前半、連合軍の占領下にあったイランでは、石油利権獲得をめぐる外国石油会社間の競争が顕在化していた。まず、1943年10月にロイヤル・ダッチ・シェル石油会社(Royal Dutch Shell Oil Company)⁶⁵代表はテヘランを訪れ、イラン東南地域の石油利権を要求した。数ヶ月後の1944年1月、2つのアメリカ石油会社、シンクレア石油会社(Sinclair Oil Company)とスタンダード・バキューム(Standard Vacuum oil company)⁶⁶会社の代表はテヘランを訪問し、東および東南地域の石油利権獲得のためイラン政府との交渉を開始した⁶⁷。同時に英米両政府代表と両国のメジャー国際石油企業の代表者が出席した会談(Anglo-American Oil Conference)が開催された。最終的に1944年8月8日、合意に至った。本会談で英米は今後の世界石油活動における領域紛争を避けるための線引きを行なった⁶⁸。イランをめぐる本会談の重要性は、英米間協調関係の第一歩としてアメリカのイラン石油獲得をイギリスが妨害しないという点であった。

一方、1917年のロシア革命の理想から逸脱し、再度植民地主義政策に回帰したスターリン指導下のソ連は、イラン政府と欧米石油会社との交渉を察知後、自らもイランでの石油利権獲得に奔走し始めた。1944年9月6日、ソ連外務副大臣、カフタラデゼー(Sergei I. Kavtaradze)を会長とした委員会がイランに派遣された。同委員会はソ連国境に隣接していたイラン北部5州で石油を発見し採掘する権利をイラン政府に求めたのである⁶⁹。実際、ソ連は昔からイギリスとの関係で自らの利権領域とみなしていたイラン北部で、対西欧勢力圏を再度確定しようと考えていたのである。

しかし、サエッド政権は1944年9月2日の閣僚会議で、戦争の終結と平和の確定によって、世界経済および金融の状況が明確になるまで、いかなる国家や企業への石油利権付与に関する検討をも延期することを決定した⁷⁰。こうしてソ連政府の上記委員会、および外国企業の石油利権要求は拒否され、更に1944年10月11日、イラン政府はソ連が要求している利権を付与できない旨を正式に表明したのである。

このような政府の決定が当時ソ連を擁護していたイラン・トゥーデ党の反発を招いた。同政党関連新聞は猛烈に政府を批判し、ソ連への石油利権譲渡を要求する記事を掲載した⁷¹。

⁶⁵ Royal Dutch Shell Oil Company はイギリスとオランダの共同石油会社であった。

⁶⁶ Standard Vacuum oil company は Socony-Vacuum Oil Company と Standard Oil New Jersey というアメリカの二つ大手石油会社の従属関連会社であった。

⁶⁷ L. P. Elwell-Sutton, *PELSIAN OIL: A Study in Power Politics*, Westport, Connecticut: Greenwood Press. Publishers, 1975, p.108. (Originally Published in 1955 by Lawrence and Wishart Ltd., London) & M. Fateh, pp.352-353.

⁶⁸ L. P. Elwell-Sutton, pp. 129-130.

⁶⁹ *Ibid*, p.109 & M. Fateh, p.355.

⁷⁰ 1944年10月19日付イラン第14期議会議事録、サエッド首相の演説 & N. Najmi, pp.663-664

⁷¹ 例えば、*Ajir*紙,(No.203, October 22, 1944)はカフタラデゼーの介入によって、サエッド内閣と西欧のイラン石油資源に関する共謀が暴露されたと述べた。また、*Rahbar*紙 (No.402, October 13, 1944 & No.411, October 24, 1944) はソ連への石油利権譲渡を正当化・支持するというトゥーデ党の立場を反映していた。

1944年10月27日、トゥーデ党はソ連軍の支持を受けつつ、テヘランで街頭デモを引き起こし、ソ連への石油利権付与を政府に求めたのである。それに対して、反ソデモがイラン国民によって起こされた⁷²。議会でもソ連への石油利権付与を支持していた少数派のトゥーデ党議員とそれに反対した他の議員との間で葛藤が生じた。トゥーデ党議員は、政府は西欧とソ連のイランでの勢力均衡を保つべきであり、イギリスがイラン南部石油利権を保有しているならば、ソ連にもイラン北部に同様の利権を与えるべきであると強く主張していた。対してモサデクは、トゥーデ党議員に反論し、イランが「否定的均衡政策」、すなわち利権を与えないことによって、外国勢力間の均衡を確保する政策を採択すべきであると主張した。彼はある国に利権を譲渡したからといって、同様な利権を他の国に与えることでイランの政治的独立性は確保できないと主張した。もし「肯定的均衡政策」（利権付与による外国間勢力均衡政策）に従えば、悪循環に陥って際限がないと彼は信じていたのである⁷³。

こうした情勢の中、国外のソ連と国内のトゥーデ党による圧力によってイランは危機的狀態に陥り、サエッド政権は1944年11月9日に辞任を余儀なくされ、代わって、1944年11月25日にモルテザー・ゴリー・バヤートが首相に任命されたのである。

モサデクは1944年12月2日に、「否定的均衡政策」に基づいて「外国への石油利権譲渡禁止法案」を議会に提起した。同法案は直ちに議決されたので、ソ連による石油利権要求をめぐる論争が終結した。その法案の趣旨は以下の通りである⁷⁴。

1. 首相、大臣および政府関係者、如何なる政府の公式および非公式な代表、あらゆる石油会社の代表、およびそれ以外の如何なる者にも、石油利権に関して、法的効力のある交渉を行う権利、もしくは協定に調印する権利は与えられない。
2. イランが自ら自国油田を採掘し管理するが、首相、大臣には、石油販売に関する外国との交渉権のみが与えられる。その交渉プロセスは議会に報告されなければならない。
3. 上記規則に違反する者は、3年から8年の懲役、および公務員権の永久剥奪が科せられる。

「外国への利権譲渡禁止法」は外国によるイラン資源略奪を阻止し、イランが大国から自立した経済体制を樹立するために制定されたのと同時に、「否定的均衡政策」に基づく大国の影響力排除という政治的意図が組み込まれていた。すなわち、外国への経済利権譲渡を拒否することで、イランをめぐる大国間の勢力争いの舞台を、国内での勢力圏形成と相互協調関係から、国外での相互牽制関係へと移行させる政策であった。イラン・ナシヨナ

⁷² N. Najmi, pp.666-667 & Millspaugh, P.188-189.を参照。ミスブは第二次世界大戦中にイラン政府によって金融顧問として任務されたアメリカからの委員会の会長であった。彼は当時者としてイランにおける第二次世界大戦についての回想録としてこの著作を書いている。

⁷³ 1944年10月29日付議会議事録

⁷⁴ Makki, Hossein, *Naft va Notgh-haye Makki*. Tehran: Amir Kabir. 1357. p.10. (この著作は主に石油に関する議会記録であり、当時国会の議員であったフセイン・マキーによって編集されたものである。)

リスト議員は上記戦略を採択することで、独裁体制を伴う従属経済体制から、民主主義に基づく独立経済体制への道を開拓することを意図したのである。

議会における上記法案の審議過程における賛否論争、および法律として可決されたという結末は、モサデクと彼の同志たちに二つの決定的な機会を与えた。

一つは、ソ連権益を擁護したトゥーデ党議員に対し、イラン国益を守ったモサデクらは真のナショナリストとみなされ、占領下で高まっていたナショナリズム運動の中心的地位を獲得することになった。もう一つは、「外国への利権譲渡禁止法」の制定はソ連を含む外国による石油利権要求を拒否することにより、イランをめぐって協調関係を構築しようとした英米ソの目論見を粉碎し、牽制関係に変貌させたことであつた。これこそがイラン全国に石油資源国有化法を制定する基盤となり、イラン南部における既存のイギリス石油会社を国有化する出発点でもあつた。

いずれにせよ、ソ連への利権譲渡は同法案可決で事実上不可能となった。バヤート首相はソ連との問題を解決するに当たって、カフタラデゼーを訪問し、遺憾の意を表明した上で、利権付与の代わりにイラン・ソ連共同石油会社設立を提案した。しかし、モスクワはその提案を拒否し、イランに派遣した委員会を召還したのである。カフタラデゼーもイラン議会の政策に対して反対の意を表明し、その見直しを求めた後、1944年12月8日にイランを去った⁷⁵。

利権要求が拒否されたソ連は、その後、イラン駐屯中の赤軍を利用し、イラン政府に圧力をかけ、自らの要求を押し付ける政策に乗り出した。実際、1943年にテヘランで行われた連合首脳会談で宣言された議定書では、英米ソ三者ともイランに駐留していた自国軍を1946年3月までに撤退させることに同意していた。それに基づいて、アメリカは1945年末までに撤兵を行い、イギリスも1946年3月までに自国軍をイランから撤退することを宣言した。しかし、ソ連はテヘラン議定書での同意に反して、撤退する様相を示さなかつた。むしろ、その軍隊を介して、イラン北西地方の分離活動を行っていたイラン人ソ連擁護者を支持していた。まず、アゼルバイジャン地方ではアゼルバイジャン民主党、そしてクルディスタン地方ではクルディスタン民主党が、ソ連指導下で結成され、イラン駐屯赤軍の支持を受けつつ、分離活動を行っていた。それらの活動は、後述するように、結局アゼルバイジャン自治共和国とクルディスタン自治共和国の樹立を導いたのである。こうして、ソ連は石油利権を獲得するために、ソ連国境に隣接していた地方の分離を画策し、イランに内乱を引き起こしたのである。以下でその過程を論じる。

第4節 アゼルバイジャンとクルディスタン地方の危機に対する英米の対応およびイランの国内政策

イランではこのような混乱状態に直面し、1945年4月から1946年2月にかけて、わず

⁷⁵ N. Najmi, pp.669-682

か一年未満の間に 5 つの政権が交代した。一方、英米もイランにおいてソ連との協調関係を確保しつつ、アゼルバイジャン問題の終結に奔走したが、ソ連の強引な政策とイラン・ナショナリスト議員の反発を前に、そうした目論見が崩れ、英米とソ連との衝突につながってしまったのである。それでは、同紛争に対してイランおよび英米は如何なる戦略を巡らしたのだろうか。

連合国首脳は 1945 年 2 月 8 日のヤルタ会談でイラン石油問題を取り上げた。この会談において、イギリス代表、イーデン(Antony Eden)外務大臣はイギリス政府がソ連のイランにおける石油利権要求に反対しない、すなわちソ連によるイラン北部石油利権獲得を阻止することは、イギリス外交の一環ではないと主張した。彼は、実際にソ連がイラン北部石油の当然の使用主であると表明し、もしイランがソ連と交渉するならば、イギリス政府はソ連への石油利権付与を妨害する意図は全くないと明言したのである。同会議で、アメリカ代表、ステティニアス(Edward Reilly Stettinius)国務大臣は次のように明言した。すなわち、アメリカ石油会社も石油利権を獲得するため、イラン政府と交渉を行っていたが、イランでの「外国への利権譲渡禁止法」の議会通過に伴い決裂したので、アメリカの立場はソ連と同じ状況にある。彼はアメリカ政府もイギリス政府同様、ソ連によるイラン石油利権獲得には反対しないと表明した。しかし、英米両国代表は石油利権獲得に関するイランとの交渉は第二次大戦終結後、より具体的にはイランからの連合国軍隊の撤退後に開始するほうがよいとソ連代表に指摘した⁷⁶。

ヤルタ会談は基本的に第二次世界大戦で勝利を迎える連合国間における世界再分割交渉であり、2 月 8 日の会議ではイラン石油利権の分割に関する交渉が英米ソ各国首脳間で行われ、合意に至ったのである。しかし、敗戦国や被占領国も完全に麻痺状態にあったわけではない。イラン側の文脈で言えば、当時イランは石油利権譲渡禁止法の制定によって、イラン石油に関する連合国の目論見を破り、米英ソがイランをめぐる構築しようとした協調関係を対立に変貌させた。こうしたイランの政策は冷戦勃発の起因となる東西間の初衝突を引き起こしたのである。

ソ連はヤルタ会談における英米の意見を無視して自国軍隊をイランから撤退させぬまま、イラン北西地方における分離活動への支持・支援を行っていた。1945 年 3 月半ばごろ、バヤート政権がアゼルバイジャン問題に取り組んでいたとき、イラン西側に位置するクルディスタン地方でも分離運動がソ連の支持下で起こり始め、イランの内乱が一層深刻化したのである。バヤート内閣はこれらの問題に対して有効な措置を講じることができず、1945 年 4 月 18 日に崩壊した。そして、1945 年 5 月 12 日、エブラヒーム・ハキミーが首相に就任したが、1 ヶ月後、議会は彼の計画を承認しなかったため、辞任を余儀なくされた⁷⁷。その後、1945 年 6 月 22 日、モフセン・サドル⁷⁸が内閣首班に任命された。

⁷⁶ *Foreign Relations of United States, Diplomatic Papers, Malta and Yalta(1945)*, Washington, 1955. pp.738-740 確認後文献リストに入れること

⁷⁷ N. Najmi, pp.693-697

⁷⁸ 立憲革命と対立することで有名であった人物

サドルはイラン左派勢力を削減し、イギリス擁護の勢力を増強させることによって、ソ連に対する敵対姿勢を示した。彼はイギリス擁護者であったアルファ少将を国軍司令官に任命した。そして、トゥーデ党に反抗するため、イラン遊牧民を武装化させ、左派的な傾向のある将軍を国軍から罷免させるように命じたのである。また、彼は戒厳令 (Martial Law) を布告し、数多くの左派系新聞や雑誌を発行停止させ、トゥーデ党の事務所を占領させた。ソ連およびイラン共産主義者は、ソ連勢力削減とイギリス勢力拡大を図ったサドルのこうした政策への対応として、アゼルバイジャン地方分離計画の実現に乗り出した。その方針で、ピシェワリー(Pishevari)⁷⁹という人物は国外からソ連の支援と指導を受け、国内でソ連軍の支持を受けつつ、1945年9月3日にアゼルバイジャン民主党の結成を宣言した。同政党は当初、イラン憲法に規定された自治州の成立を求めたのだが、次第に独立分離という真の目的に移行したのである。

同年9月、サドル政権は議会における多数派の提案で、セイエド・マフディ・ファロフ (Seyyed Mahdi Farokh) をアゼルバイジャンの全権知事として任命した。しかし、上記政党はそれを認めず、彼のアゼルバイジャンへの赴任が武力衝突を引き起こすと威嚇したので、彼は現地に向かうことができなかった。また、アゼルバイジャン民主党は、外国軍が完全撤退するまで議会選挙を延期する決定を立憲君主制に違反するものであるとし、アゼルバイジャン地方で単独に選挙を実施すると宣言した⁸⁰。こうして、アゼルバイジャン民主党はイラン主権と反する方針を打ち出すことによって、アゼルバイジャン地方の独立分離という自らの路線を明確化し、実際にその道を歩み始めたのである。

自らの政策を挫折させられたサドル内閣は、悪化する一方であったイラン内情に屈し、1945年10月14日に辞任した⁸¹。そして、同年10月29日、ハキミーは再度首相に任命されたのである。それと同時期に、アゼルバイジャン民主党は同地方の基地や警視庁を攻撃し、それらを非武装化・降伏させることによって、全ての都市を次々と占領しアゼルバイジャン地方全域を支配下に収めたのである⁸²。

それに対して、1945年11月半ば頃にハキミー首相はアゼルバイジャン運動を制圧するため、国軍を派遣したが、テヘランの北に位置するガズヴィン都市近辺で駐在ソ連軍によって遮られ、前進することができなかった。アゼルバイジャン民主党はイラン国軍が遮られた状況を利用し、1945年12月12日にアゼルバイジャン自治共和国を樹立した。彼らは1945年12月15日と16日に、タブリーズ都市の官僚、およびアゼルバイジャン鉄道を占領し、テヘランとの幹線道を封鎖したのである⁸³。また、クルディスタン地方における「民

⁷⁹ ピシェワリーは第14期議会選挙でタブリーズの議員として当選したのだが、彼の信用が議会で議員資格を喪失した。その後、彼はアゼルバイジャン地方に戻り、ソ連指導の下で当地の分離活動を行っていた。典拠：1944年7月13日付第14期議会議事録

⁸⁰ Madani, Seyyed Jalal Al-Din, *Tarikh-e Siyasi-ye Iran*, Vol.1, Qom: Daftar-e Entesharat-e Islami, 1380, p.293.

⁸¹ N. Najmi, p.714.

⁸² Robert Rossow, Jr., 《The Battle of Azerbaijan, 1946》 In *The Middle East Journal*, Vol.10, 1956, pp.17-18.

⁸³ N. Najmi, pp.718-719&728.

主化」運動の指導者であったカーゼイ・モハマッドは、イラン中央政権の脆弱性を目の当たりにし、1945年12月15日にクルディスタン自治共和国の独立を宣言し、1946年1月22日、彼が同共和国初の国家元首として選出された。この自治共和国もカーゼイ・モハマッドがソ連首脳を訪問した後、ソ連指導の支援の下で樹立されたのである⁸⁴。

一方、1945年12月16日から26日にかけて、英米ソ各国の代表者間でモスクワ会談が行われ、同19日の会議でイラン問題が取り上げられた。アメリカはイランにおける前述のソ連の政策に対して反感を抱いていたため、代表のバーンズ米務長官は、これらの活動を支持・支援していたイラン駐屯ソ連軍の撤退に関して、ソ連政府の考えをスターリンに訊ねた。それに対して、スターリンはイラン国境に隣接しているバーク(Baku)油田の安全がイラン政府による敵対行動に対して保障されていないと述べた。スターリンはイラン駐屯ソ連軍がバーク油田を護衛するためであることを口実に、ソ連がイランから早期撤退する意思がないと表明したのである⁸⁵。

当然のことながら、英米はソ連が根拠のないまま軍事撤退を延期し、その軍隊によってイランへの自国勢力拡大を画策していると理解していた。しかし、イギリスは依然として、イラン南部における自国の石油利権を防衛するため、ソ連との衝突をできる限り回避し、英米ソ三大国間の協調関係の中で、イラン・ソ連間紛争を解消することに尽力した。イギリスは、イラン・ナショナリスト議員の戦略によって、内閣および議会における英ソ権益擁護者が麻痺状態に追い込まれた国政を覆すような企画を画策した。同計画案はまずモスクワ会談でイギリス代表によって提言され、その後、当時イランのハキミー政権に提出されたが、それもまた、以下で述べるようにナショナリスト議員の政策によって挫折させられたのである。

続いて、同会談でベヴィンはイランにおける地方議会を設立する計画に関心を示した。彼は同計画が既にイギリスによってイラン政府に提案されたと表明した。しかし、イラン政府は単独にその革新を行うことができる見通しがないため、英米ソ各国代表から構成された「三者共同委員会」を設置し、助言・協力するべきだと提案した。ベヴィンは、中央政権の統合下における各州の自治権を規定するイラン憲法を利用し、イランに派遣される「三者共同委員会」の設置を提言したのである。対して、スターリンは本件について吟味・検討し、後に議論する意志を示した⁸⁶。

翌20日の会議で、イギリスはソ連に「三者共同委員会」案についての具体策を示した。ここでイギリスは、各地方自治体の統治というイラン憲法の一般的な規定を実施すること

⁸⁴ Archie Roosevelt, Fr., 《The Kurdish Republic of Mahabad》 In *The Middle East Journal*, Vol.1, 1947, pp.254-257. & Madani, 1380, p.296 & Jami Group, p.339.

⁸⁵ *Foreign Relation of the United States*, 1945, Vol.11, Perkins. E. Ralph ed, General: Political and Economic Matters, Washington: U.S. Government Printing Office, 1967, p.689. 参会者はイギリス外相のアーネスト・ベヴィン (Ernest Bevin)、アメリカ国務大臣のジェームズ・フランシス・バーンズ (James Francis Byrnes)、ソ連の外務人民委員ヴィチスラフ・ミハーイラヴィチュ・モロトフ (Vyacheslav Mikhailovich Molotov) とスターリンらであった。

⁸⁶ *Ibid*, pp.690-691.

によって、特にアゼルバイジャン地方問題の解決策を盛り込んだ。すなわち、イギリス側は、自治州確立をアゼルバイジャン地方におけるソ連権益とイラン領土保全を包含する合意に至らしめる手段として利用しようとしたのである⁸⁷。

モスクワ会談中、本案件に関して何度も議論を重ねたが、英米の要求はソ連のイラン軍事撤退を前提としていたため、ソ連の断固とした拒否により最終的な合意に至ることができず、1945年12月25日に議論は決裂した。ただし、ベヴィンは同提言に関する合意が得られなかったにもかかわらず、イギリスが同提案を撤回せず、イランに関する交渉過程をイラン政府に通知すると明言した⁸⁸。

それにもかかわらず、英米は同提案に関するイラン政府の賛同を契機として、ソ連の同意を得ようとしたため、モスクワ会談終了後、イラン駐在の英大使は米大使と共に「三者共同委員会」設置案を当時のイラン政府（ハキミー政権）に提出し、それを承認するように要求した。1946年1月15日、ハキミー首相は議会内演説で、いくつかの項目改正を条件として、基本的に同案に対する賛成の意を表明した旨を議会に報告した⁸⁹。

この試みはモサデクを中心としたナショナリスト議員の反発を招き、結局、実施不可能となったのである。残念ながら、議会内反発に関する資料が途切れているが、1946年2月12日におけるモサデクの議会演説および二次資料によれば、「三者共同委員会」計画案の挫折が議会内で行われた抵抗の結果であるというのは明らかである⁹⁰。

「英米ソ三者共同委員会」案は、前述の1919年イラン・イギリス協定と同様、イラン国政における連合国の干渉を法的に正当化するものであった。同案は、イギリスがイラン南部石油利権を危機にさらしうる連合国間対立を回避し、イラン議会におけるナショナリスト議員の壁を乗り越え、英米ソ間でイラン・ソ連間紛争の平和的解決を目指したイギリスの最終戦略であった。しかし、上述のナショナリスト議員による抵抗にあい、実現不可能となり、それ以来、イランをめぐるソ連と英米の関係は対立の道を歩み始めたのである。

第5節 冷戦の起因となったイランからのソ連軍撤退

1946年1月19日、アメリカの支持を受けつつ、イラン政府はソ連のイラン内政への干渉を国連に提訴した。国連安保理は両者を招聘した討議会を開催した後、1946年1月30日、両国間の早急交渉によって当問題の解決策を模索し、その結果を安保理に報告するよう警告した⁹¹。イラン・ソ連紛争は新規に創設されていた国連に提出された初の問題であり、第二次世界大戦後における米ソ間の最初の衝突でもあった。実際、国連へのイラン問題提

⁸⁷ *Ibid.*, pp.708-709.

⁸⁸ *Ibid.*, pp.750-814.

⁸⁹ 1946年1月15日付議会議事録、ハキミー首相の議会内演説、In: *RRKSI*, 1st year, No.272, January 16, 1946.

⁹⁰ 1946年2月23日付議会議事録、モサデクの議会内演説、In: In: *RRKSI*, 1st year, No.294, February 24, 1946 & Jami Group, pp.337-338.

⁹¹ Resolutions Adopted and Decisions Taken by the Security Council in 1946 S/RES/2(1946)

出は東西冷戦の発端となったのである。

しかし、ハキミー首相はイラン・ソ連間の紛争を解消できず、1946年1月21日、ナショナリスト議員の圧力の下、辞任を余儀なくされた。その後、議会は対ソ連問題解決を望み、慧眼の士と見なされていたカワームを首相に任命した。彼は1946年1月27日に新内閣を組閣した後、二国間紛争に関する直接交渉を行う意志を表明した電報をスターリンに送付した。スターリンがそれに同意したので、カワームは設置した委員会と共にモスクワに赴き、1946年の2月19日から3月8日までモスクワに滞在した。その期間、同委員会はスターリンと2回、モロトフ外務大臣と4回にわたって会談を行い、両国間紛争に関して交渉したのである。では、イラン第15期議会におけるカワームの報告に基づいて、交渉の内容とその結果を述べてみよう。

1946年2月23日に行われた交渉に基づいてイラン委員会が25日にソ連側に送付した覚書に即してイラン側の主張を述べると以下の通りである⁹²。

1. イランに浮上した諸問題、主に第15期議会選挙およびアゼルバイジャン問題の解決は、イランにおける他国の軍隊、とりわけソ連軍撤退に直接的な関係がある。なぜなら、両国間の政治的、経済的関係に関する全ての提案がイラン議会の議決を必要としているにもかかわらず、イランにおける連合軍駐在期間に、第14期議会で制定された「選挙禁止法」に基づいて、第15期議会が開催されたからである。つまり、カワームはイラン・ソ連間紛争を解決し、友好関係を築くには、イラン駐屯ソ連軍の撤退を基本的な条件として、即時撤退を求めたのである。
2. アゼルバイジャン地方はイラン建国史上、当該国から分離不可能な領土である。アゼルバイジャン運動が起こした反乱は当地の分離に繋がる行為であるため、イランの主権および憲法に反し、領土保全を犯す動きである。イラン駐屯ソ連軍は当地の警察や治安部隊がそれに対して採る措置を阻止し、イラン政府が治安回復のために派遣する補充部隊を遮ってアゼルバイジャンに前進させなかったのである。同覚書は、アゼルバイジャン紛争をイランの主権範囲の問題であり、それに対するソ連軍の干渉を非難すると同時に、ソ連軍の即時撤退を要求したのである。

モトロフは、しかし、イラン側の要求を拒否したうえ、両国間の紛争を解決するに当たって、2月26日、次のような項目を包含する覚書を在ソイラン委員会に送付した⁹³。

1. ソ連赤軍は期限未定でイランのある地域に駐屯する。
2. イラン政府はアゼルバイジャンの内部独立を公式に認める。アゼルバイジャン全首相はイラン中央政権との関係で、自治州長官として看做される。
3. アゼルバイジャンは外務省、および防衛省を設けず、アゼルバイジャン軍事司令長官

⁹² 第15期議会におけるカワーム報告、*Naft va Notqha-ye Makki*. pp.30-35.

⁹³ *Ibid*, pp.35-37.

がイラン中央政権によって任命される。

4. アゼルバイジャンの関税の 30%が中央政権に支払われる。
5. アゼルバイジャンの教育機関、裁判所、および全ての官僚における標準語はトルコ語とするが、中央政権とのやり取りはペルシア語で行う。
6. ソ連政府はイラン石油利権取得を放棄するが、その代わりに、イラン北部石油を採掘するイラン・ソ連共同会社を設立する。前半の 25 年間にソ連が 51%の株、イランが 49%の株、そして後半 25 年間に両国がそれぞれ 50%の株を保有する。

ソ連提案はまさにイランに対する不当な内政干渉であったため、経済的協定を押し付けようとした上記ソ連の不平等な提案は、当然カワームによって拒否された。数回にわたる会談で、カワームはイランからの軍事撤退を要求したが、ソ連首脳は一貫として同様な姿勢を固持し、撤退を拒否したのである。

一方、1946年3月6日、アメリカは強硬な覚書をソ連に送付した。その中でイランにおける軍隊残留というソ連政府の決定は、国連加盟国であり、テヘラン議定書の調印国でもあるアメリカが中立として黙認してられない状況を生み出していると明言した。同覚書では、イラン駐屯中の自国軍を至急撤退させること、また自らの決意を直ちにアメリカ政府に伝えることが、ソ連政府に要求されたのである。イギリス政府も同様の趣旨を包含する覚書をソ連政府に送付し、イランでのソ連軍残留が連合国三者間条約とテヘラン議定書に反するものであると指摘し、直ちに撤退すべきであると表明した⁹⁴。

こうして、イランをめぐる英米とソ連との対立は激化する一方であったにもかかわらず、モスクワにおけるイラン・ソ連首脳会談も有益な成果を得ぬまま交渉が決裂し、イラン委員会がモスクワを去ってテヘランに戻ったのである。カワームのモスクワ訪問から得られた唯一の成果は、ソ連が既に在イラン大使を召還したが、新たな大使をイランに送ることによって、両国間紛争をめぐる交渉が継続することに合意したことである⁹⁵。

前述のごとく、第二次世界大戦勃発後のイラン占領に伴い、イランにおける英米ソの帝国主義的活動と三者間競争が熾烈化する中で、逆に外国勢力排除を目指したイラン・ナショナリズムの機運が高まり、自らの代表を国会に送り込むことが可能となったのである。当時、イラン支配層（政府と国会）は西欧権益擁護者が圧倒的多数派を占めていたので、英米は彼らの支持を受けつつ、戦後も自国権益を政治的に保持することができたため、軍事的存在が不要であるという前提で戦争終了直後に軍隊の撤退を実施したのである。一方、ソ連は1917年のロシア革命に伴って放棄したイラン北部の勢力圏を、スターリニズムの下で再度復帰させようとした。しかし、西欧とは異なり、ソ連権益擁護者が議会内少数派のトゥーデ党議員のみに限定され、イラン・ナショナリズムの壁を乗り越え、ゼロから自らの勢力をイランに拡張できる政治的手段が欠如していたのである。従って、ソ連は軍事的

⁹⁴ M. Fateh, p.374.

⁹⁵ 第15期議会におけるカワーム報告、*Naft va Notqha-ye Makki*, pp.18-19.

存在を唯一の有効手段として最大限利用し、イランにおける勢力圏確定に奔走したのである。そのためにこそ、撤退を求める英米の圧力が強まる中で、ソ連はイランへの軍事的圧力を増強させ、イラン政府に妥協を迫ることによって、迅速に自らの政策を実現させようとした。その具体的な政策として、カワーム帰国後に、ソ連は上記提案をイラン政府に押し付けるため、イラン駐屯ソ連軍を増強し、テヘラン方面に前進させ、その基地をテヘラン近辺に設置したのである。一方、ソ連を支持していたトゥーデ党は新聞などによるプロパガンダを行い、ソ連軍に対するイラン国民の懸念を喚起させることで、政府がソ連の要求を承認するように尽力した。こうして、テヘランは深刻な危機に直面したのである。

カワームは帰国後直ちに、ソ連軍の撤退問題に関して安保理に通告することを決意した。それに対してソ連は、在テヘランソ連大使館を通して、イランのその行動はソ連に敵意を示すものであり、イランに悲惨な状態をもたらす可能性があるとしてイラン政府に忠告したのである⁹⁶。一方、在イラン米大使は次のような旨をイラン政府に通告した。

もし、イラン政府が問題を国連の安保理に提訴しなければ、アメリカ政府はいずれニューヨークで行われる安保理の会議に問題を提起する。しかし、その際イラン政府はアメリカの協力と支持を期待すべきではない⁹⁷。

結局、1946年3月19日、在米イラン大使、フセイン・アーラは、ソ連が1942年1月29日の三者間協定（テヘラン会談）に反し、期限満了の1946年3月2日以降も自国軍をイランに駐留させ、その上、ソ連は自らのエージェントおよび軍当局を通して、イラン内政干渉を行っているというイラン政府の請願を国連事務総長に提出した⁹⁸。

同3月19日、国連におけるソ連代表は、イラン・ソ連間交渉が続いているにもかかわらず、イラン政府による国連安保理への問題提起はソ連政府にとって予想外であると表明し、ソ連政府は議論する上で必要な素材を用意していないため、3月25日に開催予定の会議を、4月10日に延期することを申し出た。しかし、英米代表はそれに反対し、安保理が会議を予定通り行うべきであると明言したのである⁹⁹。

一方、在米イラン大使は、テヘラン・モスクワ間の直接交渉が結果をもたらしていないので、いかなる会議の延期もイランへの弊害を増長させることになるとして国連事務総長に通告した¹⁰⁰。

ところが、ソ連軍の脅威でテヘラン情勢が緊迫化していた中、状況は急変した。1946年3月25日、モスクワラジオはイラン駐屯ソ連軍に関して、公式宣言を放送した。すなわち、在イランソ連軍司令官は予想外の事象が発生しなければ、イランからのソ連軍隊の完全撤

⁹⁶ Jami Group, p.378.

⁹⁷ *Iran-e ma* (紙), No.493, March 22, 1946.

⁹⁸ Jami Group, p.378.

⁹⁹ *Ibid*, p.379.

¹⁰⁰ M. Fateh, p.376.

退が 5、6 週間後に完了すると述べたのである¹⁰¹。

ソ連が突然、イランからの完全撤退を決意したのは、イラン政府が国連安保理に提訴したためだけではなく、むしろ、1946 年 4 月 21 日に、トルーマン米大統領によってソ連に送られた機密最後通牒が最も有力であったと言われる。当時、この最後通牒は機密であったが、1953 年 4 月 24 日の記者会見で、トルーマン大統領によって公開された。彼は同会見で次のように述べた¹⁰²。

私は戦争終了後にソ連指導者に最後通牒を送付し、イランからの軍事撤退を求めた。そして、ソ連軍がイランから撤退した。なぜなら、当時アメリカ合衆国はそのような状況に対抗できる立場にあったからである。[……] アメリカ軍が撤退する以前の、1946 年初頭のイラン作戦における声明を[明らかにすると]アメリカはペルシア湾に艦隊を配備し、大量の兵士を近隣諸国に配置させ、ソ連が撤退しない場合に派遣できる体制を採っていた。

当時、ソ連はアメリカと敵対する力を有していなかったもので、軍事的衝突を通告するトルーマン米大統領の最後通牒に直面し、イランから撤退せざるを得ない状況に追い込まれたのである。しかし、イランでは既にアゼルバイジャン自治共和国がソ連に従属する形で樹立され、その地域における中央政権の支配が減退していた。従って、ソ連はその自治共和国を支援・強化することで、イラン政府による制圧を不可能とし、事実上分離を実現させる可能性を生み出したのである。このような事態到来を懸念したイランとの関係によって、ソ連は無条件に撤退することはなかった。その条件とは何か。

第 6 節 AIOC へと転化したソ連・イラン間紛争の解消

3 月 26 日、イラン問題が安保理に取り上げられた際、ソ連代表はソ連政府が 3 月 24 日にイランからの撤退を決定し、6 週間後に完了するので、問題を安保理に提起する必要がないと主張した。しかし、同問題は提起され、安保理で審理が継続されることになったのである。結局、3 月 29 日、安保理はカワームとスターリンにメッセージを送付し、4 月 4 日までにソ連軍撤退をめぐって機密協定が締結されたか否かを通報することを要請した。

安保理の決定はソ連がイランとの紛争を解決する機会を与えた。在イランソ連大使、サドチコフ (Sadchikov) とカワーム首相との間に交渉が開始された。1946 年 4 月 4 日、二国間に合意書が調印されるに至ったのである。それは共同宣言としてテヘランで公開された。内容は以下の通りである¹⁰³。

¹⁰¹ *Ibid.*, p.376.

¹⁰² *New York Times*, April 25, 1952.

¹⁰³ 第 15 期議会におけるカワーム報告、*Naft va Notqha-ye Makki*. pp.65-66.

1. 赤軍は1946年3月24日から一ヶ月半以内にイラン領土から完全に撤退する。
2. イラン・ソ連共同石油会社の設立およびその条件は、3月24日から7ヶ月間の間にイラン議会に提出され、議決される。
3. アゼルバイジャン問題に関しては、イラン国内問題であるため、その地域の住民に対する慈善の精神を持ち、憲法に基づく改革を実施する和解的な措置を講じる。

同合意書の第2項目で述べられているイラン石油をめぐって、既にカワームとサドチコーフとの間に詳細な交渉が行われていた。それらの交渉は同じ3月24日に、イラン・ソ連共同石油会社設立に関する合意書成立に至ったのである。それに基づいて、50年間、イラン北部における油田の探索・開発が今後設立されるイラン・ソ連石油会社に委託されることになった。また、会社の事業の前半25年間は、会社の全株式からイラン政府が49%、ソ連政府が51%を保有するが、後半の25年間は、両国それぞれ全株式の50%ずつを保有することになり、会社の利益も保有する株を基準に計算し、割り当てられることが規定されている。カワームは、この合意書に基づいて、後に締結されるイラン・ソ連共同石油会社設立契約を、第15期議会が再開されてから、3月24日からの計算で7ヶ月以内に議決させるため、議会に提出することを約束する¹⁰⁴。

その後、ソ連はイランからの軍事撤退を開始し、宣言書で約定された期限内に完了させた。イラン領土を経由して英米の軍事援助を受けながら、対ナチズム戦争で勝利を収めたソ連は、戦争終了後、無条件にイランから軍隊を撤退させ、その経済復興に寄与するはずであったが、逆に駐屯軍をイランへの帝国主義的介入に利用し、自国に有利な石油契約をイラン政府に押し付けた後、撤兵したのである。

一方、カワームは巧みな政治工作を行いながら、アゼルバイジャン地方紛争を解消することに乗り出した。実際、彼はアゼルバイジャン地方問題が改革を求める現地住民による運動ではなく、アゼルバイジャン地方分離を目指したイラン国内の共産主義者と、イランへの介入によって勢力圏形成を画策したソ連との連携で扇動されたものであることを、当然のごとく理解していた。だからこそ、当初は軍事力を行使してそれを制圧せず、当時の状況を考慮する上で、平和的解決方法を模索したのである。

彼はまず、イラン諸民族の権利を尊重することを示し、1946年4月下旬からアゼルバイジャン自治共和国首脳、ピシェヴァリーらとの交渉を開始した。それらの交渉は中央政権がアゼルバイジャン自治州を承認する協定を締結させるに至ったのである。また、ソ連擁護のトゥーデ党との友好を装い、同政党首脳陣から三人を大臣として入閣させた。同時に、在イランソ連大使館との友好関係を維持し、イラン・ソ連共同石油会社契約法案を議会に提出し、可決すべく尽力するとソ連大使館に約束した。

当時、カワームがイラン左派と妥協し、ソ連との友好関係に執着した理由を、第15期議会における彼の報告および政策に基づいて解釈すると次の通りである。

¹⁰⁴ *Ibid.*, pp.63-65.

一つ目は、アゼルバイジャン問題を平和的な方法で解決することを強固に求めていたソ連との友好関係を確立し、イランからのソ連軍撤退を完了させるためであった。すなわち、ソ連国境に隣接するアゼルバイジャン地方における軍事作戦は、撤退を延期する口実をソ連に与えることになるからである。二つ目は、共同石油会社法案を可決させることによって、イラン北部におけるソ連介入を可能とする人物としてソ連の信頼を得て、中央政権と対立するアゼルバイジャン自治共和国へのソ連からの援助を終焉させるためであった¹⁰⁵。

要するに、カワームはイラン国内左派とアゼルバイジャン民主党と妥協することによって、イランにおける駐屯ソ連軍を撤退させるために、彼らとの戦いを回避したのである。同時に、ソ連との友好関係を維持することで、ソ連とソ連に従属しているアゼルバイジャン自治共和国を乖離させ、ソ連軍撤退後に同自治共和国を制圧できる道を開いたのである。

しかし、イギリスはソ連に従属しているアゼルバイジャンおよびクルディスタン自治共和国に対するカワームの妥協政策の下で、ソ連がイラン全土或いは中東に勢力を拡張することを懸念していた。それゆえ、自らのエージェントによってイラン南部にアゼルバイジャン同様、自治州を求める動きを扇動したのである。さらに、イギリスは自国石油会社が独占していたイラン南部石油生産地域を占領する計画を企て、1946年7月にイラクのバスラにおける駐屯自国軍を増強させ、アバダン港湾におけるイギリス擁護者を支援するため、戦艦2隻をペルシア湾に派遣した¹⁰⁶。

一方、アメリカはイギリスがイランにおける自らの権益を保持し、ソ連との衝突を回避するため、二国間にイランを分割する謀略をめぐらしていると疑義を呈した。アメリカは英ソのこのような旧植民地主義的政策とは無縁であるため、それを阻止しようとして、イランの外国勢力払拭に協力する意志をカワームに伝えた。アメリカの後ろ盾を得たカワームはイラン左派から離れ、南の民族と協定を結び、彼らによる反乱を終結させた。彼はイラン右派と結合する同政策によって、内閣における共産主義大臣が辞任せざるを得ない状況を演出した。国内でこの状況に遭遇したイラン左派は、ソ連の支持も喪失した。ソ連はイランへの介入並びに勢力圏形成を実現可能にする共同石油会社設立の契約がイラン議会で可決されることを期待していたため、イラン主権と対立するアゼルバイジャンおよびクルディスタン両共和国への支持・支援を停止したのである。

結局、1946年12月にカワームはイラン国軍を派遣し、ソ連の支持・支援を受けていたアゼルバイジャンおよびクルディスタンという二つの自治共和国を制圧した。ソ連はイラン議会におけるカワーム・サドチコフ合意書の議会議決を期待していたので、イラン政府のこうした措置に対して平静を保った。

カワームは報告の最後に、イラン・ソ連領政府間で調印された共同連石油会社設立契約を議会に提出し、その批准を求めた。議会はそれに関する審議会を行った結果、1947年10月22日、下記の法案を可決することによって、同契約を無効にしたのである。

¹⁰⁵ 第15期議会におけるカワーム報告、*Naft va Notqha-ye Makki*, pp.68-69&88.

¹⁰⁶ M. Elm, p.47.

1. 首相は誠意を持ち、1944年12月2日に制定された「外国への利権譲渡禁止法」2項の自己解釈に基づいて交渉を行い、イラン・ソ連共同石油会社設立に関して1946年4月4日の合意書を成立させたが、議会はその解釈は上記法の精神と真の意味と一致するとは見なさない。従って、交渉および合意書を無効とする。
2. 政府は油田を発見する科学的・技術的探査を実施するために必要な措置を採らなければならない。そして、議会が石油埋蔵量に関する情報を把握した上、法制定によりそれを採掘・販売する条件を整備するため、政府は5年間以内に全国土の油田地図を作成しなければならない。
3. 上記探査後に、イラン北部に商業ベースにのる石油埋蔵量が発見された場合、政府はそれらの生産物の販売に関してソ連政府と交渉することができる。ただし、交渉の結果は議会に通告しなければならない。
4. 政府は自国の地下資源、特に南部石油において損なわれているイラン国民の権利を回復するために、必要な措置を講ずる任務があり、その結果を議会に通知する必要がある。
5. アゼルバイジャン地方問題に関する合意書の3項も無効である。

このように、議会は1944年12月2日、モサデクらの尽力で制定された「石油利権譲渡禁止法」をベースに、イランをめぐる大国の協調を阻止したうえ、ソ連軍撤退の見返りとしてイランに押し付けられた共同石油設立契約を無効とした。同時に、その第4条で、AIOCが独占していた南部石油におけるイラン権利回復を政府に義務付ける条項を盛り込み、対ソ連問題解決をイギリス勢力排除へと転化したのである。

当然、ソ連はこの法案を自国に対するイランの敵意の現れだとし、遺憾の意を顕わにした。他方イギリスは、同法案第4条を軽視し、それが単に米ソ間のバランスのために設けられたものであると過信していた¹⁰⁷。しかし、その後の経過は両国による見通しの甘さを明らかにした。これを出発点として、ナショナリスト議員はAIOCの排除を強いる石油国有化法を制定させたのである。次章ではこれについて詳しく取り上げる。

¹⁰⁷ M. Fateh, pp.385-386. 著者のファーテと当時の在イラン・イギリス大使との会話に基づく。

第2章 石油国有化法制定に至るイランの反帝国主義・反独裁主義運動

前章で述べたように、イラン議会におけるナショナリスト議員の反帝国主義運動は当初、AIOCの既存石油利権とはさほど関係のないところ、すなわち1944年12月2日の「外国への利権譲渡禁止法」の制定から派生した。前述のように、イラン議会は同法に基づいて、共同石油会社の設立に関するイラン・ソ連両政府間の合意書を無効とすべく、新たな法案を可決した。しかし、その法案はイランへのソ連勢力拡大を阻止するに止まらず、さらに射程を拡大し、既存契約に基づくイギリスの石油利権をも対象として組み込んだのである。イラン議会における上記法案の可決は、イラン南部におけるイギリス勢力に挑戦する法的基盤を与え、石油産業国有化およびAIOC排除に至る出発点となったのである。

本章では、南部石油におけるイランの利権回復を追求したナショナリズム勢力と、「外見的立憲制」の修復を画策したイラン国王およびイギリス側との衝突が、いかなる過程を経て石油産業国有化法の制定に至ったかを論じる。少数派のナショナリスト議員たちが「外見的立憲制」を克服し、石油国有化法を可決するに当たって、実施した社会勢力の統合、および議会戦略を明らかにすることは極めて重要な論点であると考えられるからである。

第1節 AIOCに対するイラン社会勢力の反発と「外見的立憲制」回復への挑戦

第二次世界大戦中、連合軍によるイラン軍事占領がもたらした惨状のため、イラン社会では反帝国主義、反独裁主義の機運が高揚していた。宗教指導者および政治指導者たちはこうした社会情勢を好機とし、社会勢力を反帝国主義、反独裁主義運動に取り込むべく奔走した。前述のように、トゥーデ党は共産主義的な側面を隠蔽し、ナショナリズムを装いながら、イラン労働者の組織化に尽力し、この重要な社会勢力をイランにおける共産主義拡大に利用しようとしていた。

石油労働者に関して、トゥーデ党は1941年からイラン南部油田地域に浸透し、労働組合形成に取り組んでいたが、連合軍との同盟を考慮し、戦中においては石油労働組合としての表立った活動を避けていた。しかし、戦争終了とイランからの英軍撤退後、南部石油におけるトゥーデ党の活動が公然となり、勢いを増しつつあった¹⁰⁸が、1946年4月、ついに石油労働組合が正式に発足し、前述の「労働組合中央連盟協会」(CCUTU)に加盟するまでに至ったのである¹⁰⁹。

結果として、南部油田地帯におけるAIOCのイラン人労働者は1946年5月から6月半ばにかけて、連続的にデモを実施した。労働者はデモを通して、福利厚生の実施と賃金アップ、労働条件の改善を求め、他地域の労働者もそれを支持するようになった。1946年5月、

¹⁰⁸ M. Fateh, 437

¹⁰⁹ Halliday, Fred, *Trade Unions and Working class Opposition*, In *MERIP Reports*, No. 71 (Oct., 1978), pp. 7-13.

イラン議会はこうしたデモの圧力のもとで、労働者の最低賃金、勤務時間などを規定するイラン初の労働法を制定した。しかし、AIOC はデモが経済困窮のためでなく、トゥーデ党の陰謀で発生したものと見なして、イラン労働法を承認せず、労働者の要求に応じなかった。それゆえ、デモはイラン国政全体への抗議へと発展し、全油田地帯にまで拡大した。1946年6月14日、油田地帯で10万人を超える大規模なデモが行われた。このデモはイラン軍の介入によって流血暴動に変貌し、57人が殺され、173人が負傷するに至った後、鎮圧された。アゼルバイジャン問題に取り組んでいたイラン政府は油田地帯の治安を回復すべく、迅速な措置を講じたのである。デモ翌日の15日、カワーム首相はデモを終焉させるため、商業大臣、副首相、2名のトゥーデ党首脳陣から構成された委員会をアバダンに派遣した。同委員会はAIOCと交渉を行い、イラン労働法の承認と適用などの労働者の要求について、同社の合意を獲得することで、同16日のデモ終焉に至ったのである¹¹⁰。

こうして、カワーム政権とトゥーデ党との結託、およびAIOCによるある程度の福利厚生承認のため、デモは一応決着した。しかし、それはAIOCの搾取政策の終焉という意味ではなく、イギリス勢力に対するイラン国民の不満が解消されたというわけでもなかった。

実際、イギリスは旧帝国主義の現状維持に迫られ、当時イラン社会に蔓延していた反帝国主義の機運の重要性を把握せず、従来の植民地政策を一切変えようとはしなかったのである。むしろ、イラン・ナショナリズム勢力に対して自らの植民地的利益、特にAIOCを保持するため、国王モハマッド・レザーとの連携で、国民の自由と参政権を剥奪する「外見的立憲制」の回復を画策していた。

イギリスと国王の権益を保障する「外見的立憲制」に基づく秩序をイラン政治体制に回復するための第一歩は、カワーム首相の更迭であった。前述のように、カワームはイランにおける従来型の「外見的立憲制」秩序に反して、ソ連軍の撤退問題やクルディスタンとアゼルバイジャン地方の分離問題解決のために、首相に任命された有力な政治家であった。彼はアメリカの支持を受けつつ、イラン・ソ連間の問題を解決すると同時に、国王を弱体化させ、英ソに対するアメリカの勢力拡大に尽力した。

1946年3月、カワーム政権下で、イギリスのエージェントとして活動した数人の政治家、とりわけ、イギリスの擁護者として有名であったセイイド・ジアが逮捕され、その政党エラーディエ・メリーが解党させられた。同時に、国王が弱体化させられ、国政における宮廷の影響力が縮小させられたのである¹¹¹。他方で、1947年10月6日、カワーム政権はイラン議会に諮ることなく、アメリカ政府と包括的な軍事協定を秘密裏に締結した。それに基づいて、イラン軍事省の様々な部門がアメリカの軍事顧問の指導下に入り、また特にイラン国軍の再軍備の独占権がアメリカの顧問に与えられたのである¹¹²。また、1946年、カ

¹¹⁰ M. Fateh, pp.437-444 & Sutton, pp. 138-149.を参照 & *Zafar* (紙), May 20, 1956; 議会におけるイラン労働法案の可決に関する記事。

¹¹¹ N. Najmi, pp.781-782 & pp.817-818 & pp.853-855.

¹¹² Agreement between the government of the United State of America and the government of Iran

カワーム政権はイラン経済復興および社会改革を図る「七年間開発計画」を打ち出した。しかし、この計画を実施するに当たって予算不足に直面したイラン政府は、1946年10月末に世界銀行からの借款を要求した。イラン政府は借款獲得のため、世界銀行で強い影響力を持つアメリカの支持を取り付け、1946年11月にモリソン・クヌードセン(Morrison-Knudsen International Company)という米系会社と結んだ契約によって、上記計画の設計に協力する数人のアメリカ人専門家を雇ったのである¹¹³。

カワーム首相のこうした政策はもちろん、民主主義を促進するために行われたわけではなかったが、従来型の「外見的立憲制」への回帰を事実上不可能としていた以上、国王の立場およびイギリスの権益を深刻な危機にさらす可能性があった。それにもかかわらず、イラン・ソ連間の問題で緊迫化したイラン情勢を乗り越えるまで、彼の留任が必要とされていたので、即座に更迭することは不可能であった。

ところが、ソ連軍の撤退完了および前述のイラン北西における二つの共和国の制圧に続いて、1947年10月22日、共同石油会社の設立に関するイラン・ソ連両政府間の合意書が第15議会によって無効とされたことに伴い、イラン・ソ連間の問題はついに幕を閉じたのである。これはカワームミッションの終焉であり、彼の政権転覆を画策したイギリス側と国王による謀略の始まりでもあった。

イラン・ソ連間の問題解決直後から、イギリスのラジオ放送やイラン国内の新聞報道を通して、反カワーム政権のプロパガンダが実施された。イギリスと国王はカワームの擁護者が大多数を占めていた第15議会で影響力を発揮し、カワーム政権を転覆させる条件を整えたのである。こうした政策は結局、カワーム内閣の全閣僚が辞任する要因となり、1947年12月10日、議会が同内閣不信任を可決するに至った。その後、国王と議会によって、直ちにイブラヒム・ハキミーが首相に任命され、彼は1946年12月29日に内閣を組閣した¹¹⁴。ハキミーは宮廷に従属し、イギリス寄りの人物であった。彼の政権下で、国王とイギリスは結託して独裁王制を確立し、イギリスの帝国主義勢力及び、崩壊しつつあったイランの「外見的立憲制」の再構築に奔走したのである。

ハキミー就任直後、1948年1月1日イギリスの元外相アンソニー・イーデンはイランを訪問し、国王と政府幕僚との個人的会談において、彼らはイギリス政府によって支持されていると強調した。さらに、彼は国王との謁見で、ペルシア帝王銀行(Imperial Bank of Persia)の利権¹¹⁵延長およびAIOCの1933年利権契約の見直しなどに関して議論したうえ、

relating to a military mission to Iran. Signed at Tehran, On 6 October 1947. 本文 In Senjer. Ibrahim, *Nofuz-e America dar Iran*, Tehran; Moalef, 1368[1989], pp. 249-256. この協定は1943年11月27日にイラン・アメリカ間で結ばれた他の軍事協定の延長線上にあり、それを拡大・完成するものでもあった。典拠; Agreement between the government of the United State of America and the imperial government of Iran relating to a military mission. Signed at Tehran, On 27 November 1943. 本文 In Senjer, 1368, pp. 242-248.

¹¹³ M. Fateh, pp.495-496 & Jami Group, 488-489.

¹¹⁴ A. H. Mahdavi, pp.131-132 & Jami Group, p. 486 & M. Elm, p. 51 & N. Najmi, pp.857-864.

¹¹⁵ この利権は1889年1月30日にガージャール王朝の国王ナーセロッディン・シャーによって、ポール・ジュリアス・ロイター(Paul Julius Freiherr von Reuter)というドイツ系イギリス人に付与されたもの

イギリス国王の名で彼をロンドンに招聘した¹¹⁶。

しかし、こうした目標を達成するためには、さらに政治的条件を整える必要があった。ハキミー政権期に、親米政権樹立の可能性を回避するべく、イランにおけるアメリカ勢力の縮小とイギリス勢力の拡張という方向で、いくつかの措置が講じられた。経済部門において、ハキミー政権は軍事物資購入に充てるため、すでに規定されていたアメリカ政府からの2500万ドルの借款を1000万ドルに削減した。また、「七年間開発計画」を実施するに当たって不足した予算をアメリカの影響力が強い世界銀行ではなく、ペルシア帝王銀行というイギリス系銀行からの借款、もしくはAIOCからの収入で調達することを企てた¹¹⁷。

当時イランにおけるアメリカ勢力の希薄化は、経済部門だけに留まらなかった。イラン国軍および警察庁で活動していたアメリカ人顧問の弱体化も実施され始めた。1947年12月21日、ロンドンのラジオ放送はカワーム政権下で、緊密に結ばれたイラン・アメリカの軍事協定を次のように明らかにした。

イラン・アメリカ両政府間で軍事的条約が締結されている。それに基づいて、アメリカ人顧問はイラン国軍を教育するため、イランに派遣されている。同顧問団の任務はとりわけ、イラン国軍への助言および指導に加え、イラン軍隊の管理にもかかわる。同条約は国連に通告されているが、イラン議会には通知されていない¹¹⁸。

このラジオ報道は、明らかにイラン社会に高揚していたナショナリズムを刺激し、イラン民衆がアメリカ勢力に反発するように仕向ける意図を含んでいた。

結果、当時イラン国軍の司令官ラズマール将軍¹¹⁹はイギリス側に立ち、アメリカ人軍事顧問の権限縮小に努めていた。彼は1949年初頭には、イラン国軍と警察庁の統合を成し遂げ、それまで国務省が握っていた警察庁の統率権を国王直下であるイラン国軍の支配下に置いた¹²⁰。このことは、警察庁のアメリカ人顧問の立場を弱体化させると同時に、イラン国内の実動勢力を国王の支配下に集中させ、イギリス重視の「外見的立憲制」を強化させるためには重要であった。

ハキミー政権下で、国政における国王の権力増大に向けて講じられたもう一つの措置とは、上院創設に関する試みであった。上院創設は1906年制定の憲法に明記されており、その半数議員の選出権が直接に王に与えられていた。1940年代後半まで、同法を施行する必要性がまだ浮上していなかったが、国王は議会へのコントロールを確固たるものにするため、ハキミー政権を通して上院創設の条件を整えようとした。従って、政府は1948年5

である。典拠：Bayani. Babakhan, *Panjah Sal Tarikh-e Naseri*, Vol. 2, Tehran; Elm, 1375, p.512.

¹¹⁶ H. Makki, *Ketab-e Siyah*, Vol. 2, p. 6 & A. H. Mahdavi, p.132.

¹¹⁷ Jami Group, p. 489. & N. Najmi, p.864.

¹¹⁸ *Iran-e Ma* (紙), No.905, December 25, 1947.

¹¹⁹ 彼は石油国有化に反対した有力将軍であり、後で述べるように石油国有化法の制定を阻止するため、首相に任命された。

¹²⁰ Jami Group, p.490.

月 9 日にイランの立憲君主制史上初の上院設立を企画した法案を議会に提出した¹²¹。同法案は議会の少数派の強い反発を受けたにもかかわらず、結局、1949 年 5 月 4 日に同じ第 15 期議会で可決され、上院創設に至ったのである¹²²。

こうして、イラン宮廷とイギリスの謀略により、国王の弱体化とイギリス勢力衰退を意図する政治体制の樹立というカワームの試みは粉碎された。これと同時に、国王は議会と政府への影響力を強化することで、イギリスに従属した「外見的立憲制」を樹立することに一応成功したのである。この後、国王とイギリスの計画実現に向けて、1948 年 6 月 17 日、ハキミーが更迭され、6 月 27 日、ハジール(Abdol Hossein. Hajir)が内閣組閣に任命された。

このように、国王とイギリスは連携して、イラン政府と議会を独裁王制に包摂することに成功し、レザー・シャー時代と同様な「外見的立憲制」の再確立に奔走した。しかし、同政策を実現するため、イランにおけるアメリカの反共政策、および「外見的立憲制」の中に浸透していたナショナリスト議員による抵抗を乗り越えなければならない。次節ではその衝突過程を論じる。

第 2 節「外見的立憲制」の強化への奔走とナショナリスト議員の抵抗

ハジールは独裁王制強化、イギリス権益保持に関する計画を実現するために首相に任命された反動主義者と見なされ、イランのナショナリズム勢力からは激しい反発を受けた。ハジールの首相任命が報道された当日、イラン社会における反帝国主義運動の指導者であったアヤトラー・カシャーニ（宗教高位聖職者）は、彼の就任を阻止するべく、7 千人ないしは 8 千人の抗議デモを組織し、
写真 1¹²³
議会前に派遣した（写真 1）。写真で見受けられるように、静かに行われたこのデモは警察の攻撃を受け、数人の負傷者と逮捕者を出した後、鎮圧された¹²⁴。

1948 年 6 月 22 日、ハジールは新政権の内閣構成と計画を議会に報告した。彼は自らの計画で、全ての法、特にイラン利権回復に関する 1947 年 10 月 22 日に制定



1948 年 6 月 17 日にテヘランで行われた反ハジール政権デモ

¹²¹ 1948 年 5 月 9 日付議会議事録 In *Ruzname-ye Rasmi-ye Keshvar-e Shahanshahi-ye Iran*, 4th Year; No.943, May 15, 1948. この文献は議会の議事録集新聞であり、以下略後の *RRKSI* で表示する。

¹²² 1949 年 5 月 4 日付議会議事録 In *RRKSI*, 5th Year; No. 1744, August 2, 1949.

¹²³ Makki. Hossein, *Ketab-e Siyah*, Vol.2, 3rd Edition, Tehran: Amir Kabir, 1364, p.7.

¹²⁴ *Ketab-e Siyah*, Vol. 2, pp.6-7 & 1948 年 6 月 22 日付議事録、ラヒミヤン議員演説、In *RRKSI*, 4th Year; No. 978, June 27, 1948.

された法（以下「イラン利権回復法」）を実施すると約束した¹²⁵。少数派のナショナリスト議員らはハジールをイギリスのエージェントと見なし、彼の就任に反対したが、1948年6月29日、議会は多数決でハジールの計画を承認し、内閣信任を決議した¹²⁶。

こうして、イラン国民の意思に反して成立したハジール政権下で、「外見的立憲制」を確固たるものとする国王とイギリス側の画策が始まった。1948年7月17日、ハジールは議会に出席し、国王がイギリス王の個人的招聘に応じて、翌日ロンドンに赴く旨を通知した¹²⁷。

イラン国王のイギリス滞在期間中に、イラン国王とイギリスの当局間で、イランの外交および政治・経済問題に関する会談が非公式に行われた。イラン国王は AIOC の新利権契約の締結、およびペルシア帝王銀行の利権延長に尽力すると約束し、イギリス側はその見返りとして、イギリス系銀行に接収されていた父レザー・シャーの財産を彼に返還し、イラン国政における彼の権限増大に協力すると約束した¹²⁸。

実際、イラン国王とイギリス当局間の上記合意は、「外見的立憲制」の枠組みで権益が結び付いていたイラン独裁王制とイギリス帝国主義との相互支持に関する再確認であった。

一方、ハジール政権は「イラン権利回復法」の実施に当たって、法的・金融的助言を受けるべく、石油問題に中立であったフランスやアメリカなどから専門家を雇うことについて議会の合意を得た¹²⁹。同時に、ハジールは 1948年9月から AIOC との間で秘密交渉を始めた。彼は石油利権交渉を行うため、AIOC に代表をテヘランに派遣するよう求めた。AIOC はそれに応じ、1948年10月初頭、同社の取締役、ガス(Neville Gass) を会長とした委員会をイランに派遣した。ワーラスト財務大臣らイラン政府代表と AIOC 代表の間で交渉が開始され、イラン側は AIOC の不正やイラン政府の抗議を盛り込んだ 25 項から成る覚書を提出した。この覚書は 1933 年利権契約が正しく実行されていないばかりか、いくつかの規則が全く守られていないと指摘し、それによってイラン政府が蒙った被害が補償されるべきであると要求した。同時に、イラン政府は同覚書で、たとえ 1933 年利権契約が正当に履行されたとしても、過去 15 年間の政界およびイラン情勢変化を考慮すれば、現時点ではイラン権利を保障するためには不十分であると主張した。1948年9月30日から10月13日にかけて、この覚書をめぐる交渉が両者間で行われた結果、ガスは3ヶ月の検討時間を要求した。イラン政府はそれに応じたので、交渉は終了した¹³⁰。

ハジールは AIOC との秘密交渉によって、議会および社会におけるナショナリズム勢力の介入を受けずに、「イラン利権回復法」に基づく政府の任務が独裁王制の下で実施されることを意図していた。そのため、イラン社会の政治的自由の縮小に奔走したのである。

¹²⁵ 1948年6月22日付議事録、In *RRKSI*, 4th Year; No. 978, June 27, 1948.

¹²⁶ 1948年6月の24日、27日、28日、29日付議事録、In *RRKSI*, 4th Year; No.979, June 28, 1948 & No.981, June 30, 1948 & No.982, July 1, 1948 & No.984, July 4, 1948.

¹²⁷ 1948年7月17日付議事録、In *RRKSI*, 4th Year; No.998, July 20, 1948.

¹²⁸ *Ketab-e Siyah*, Vol.2, p.6.

¹²⁹ M. Fateh, p.378

¹³⁰ 1950年12月10日付、第16期議会における石油特別の報告、In Makki. Hossein, *Ketab-e Siyah*, Vol.1, 2nd Edition, Tehran: Sazman-e Entesharat-e Now, 1356, pp.585-625.

しかし、ハジールのこうした政策は当然少数派議員の猛烈な批判を浴びた。1948年7月20日、ソ連よりのアバース・エスカンダリ議員は南部石油、およびバーレーンにおけるイラン利権の喪失に関して、そして、同年8月22日、ナセルゴリ・アルダラーン議員は外貨危機に関して、それぞれハジール内閣を批判し不信任決議を求めた。これらの問題に関する国会質疑が行われた結果、議会は、しかし、8月23日に多数決でハジール内閣を信任した¹³¹。

続いて、1948年9月7日、アボドル・ガディール・アザードというナショナリスト議員は、新聞発行停止、自由政党など立憲制を侵害したハジール政権を批判し、集中審議を求めた。同案件に関して、数回にわたる国会質疑が行われたにもかかわらず、議会は10月17日に再びハジール内閣への信任を決議した。しかし、少数派による政府批判とそれに伴う国会質疑が止まることなくその後も続くこととなった¹³²。

このように、第15期議会における少数派は、イギリスおよび国王を擁護していた多数派議員の壁を乗り越え、ハジール内閣を倒すことができなかった。だが、頻繁に行った集中審議により、政府を消耗させ、イギリスと国王の企画を実現させる機会を与えなかった。こうした実態に直面したハジールは、首相として任命されていた役割を果たすことができず、結局、辞任を余儀なくされたのである。

一方、イランにおける立場が弱まっていたアメリカも、イラン政府に反感を抱き、「七年間開発計画」の実施に必要な世界銀行からの借款供給を妨害する作戦を取った。その結果、1948年10月、世界銀行総裁ジョン・マクローはニューヨークにおけるプレス会見で、次のように、イランが以前要求した借款の供給を拒否した。

世界銀行の専門家はイラン政府が単独で、この金額を開発および生産に有効活用し、それを返済できる見通しがないと判断している。また、イラン政府の消極的姿勢および政治的束縛などにより、アメリカ専門家の指導下での借款の活用を不可能にしている¹³³。

結局、1948年12月13日、アメリカ国務副長官ジョージ・アレンはテヘランを訪れ、トルーマン大統領の機密メッセージをイラン国王に伝えた。国王はただちに1948年12月15日に自らの弟シャプール・アリーレザーをアメリカに派遣し、機密メッセージをトルーマン大統領に伝えた。その翌日、イランの「七年間開発計画」を実施するため、56名のアメリカ人顧問を雇用する協定がイラン・アメリカ間で結ばれた¹³⁴。

上記機密メッセージの内容は不明であるが、それ以降、冷戦期のイランにおけるアメリ

¹³¹ 1948年7月20日付議会議事録、In *RRKSI*, 4th Year; No.1599, July 24, 1948. & 1948年8月22日付議会議事録、In *RRKSI*, 4th Year; No.1610, August 29, 1948. & 1948年8月23日付議会議事録、In *RRKSI*, 4th Year; No.1610, September 1, 1948.

¹³² 1948年9月7日から11月4日までの議会議事録に基づいて、In: *RRKSI*, 4th Year; No.1616 ~No.1638.

¹³³ *Dad* (紙), No.1352, October 10, 1948.

¹³⁴ Jami Group, p.499.

カの反共政策が親英の「外見的立憲制」の下で実現可能となった。つまり、独裁王制と異なる形で、アメリカ勢力を中心とした新政治体制の樹立をめざしたカワームの試みが挫折し、独裁王政の下でイギリスに従属した反共政策を推し進めるイラン政治体制が構築されたのである。アメリカの障害はこのように乗り越えることはできたものの、もう一つの障害であるナショナリスト議員の抵抗は、しかし、簡単には乗り越えることができなかったのである。ナショナリズム勢力との闘争は国王中心的な「外見的立憲制」に基づく秩序をむしろ混乱させ、やがて石油国有化法の制定につながることになるのである。

ハジール辞任後、サーエドは国王によって首相に任命され、内閣組閣を行った。1948年12月8日、彼は閣僚構成および新政権計画に関して、議会の承認を獲得し、首相に就任した。サーエドは就任直後、ロイター通信の記者会見で、後に議会で波紋を呼び起こした、次のような発言をした。

[...] 数ヶ月前にイラン政府と AIOC との交渉が開始された。イラン政府は同案件におけるイラン利権を守ろうと誠実な努力を行い、AIOC の[1933 年]利権契約のいくつかの条項が実施されるように尽力する。[...] ペルシア帝王銀行の利権が延長されることはないが、もし同銀行が利権満期終了後も他の民間企業と同様イランの法律に基づいて活動する意志があれば、イラン政府はこれに反対しない¹³⁵。

1949年1月20日、アバース・エスカンドリは記者会見におけるサーエドの発言が1933年石油利権契約を正当化するものであるとして、それに関する公聴会の開催を求めた。彼は1月23日から27日まで、3回にわたってイランにおける英露の帝国主義活動、およびAIOCによるイラン資源搾取について長い議会演説を行い、イラン国益回復に関してAIOCを追い詰めることができないイラン政府を批判した。さらに、エスカンドリは同演説でレザー・シャー時代の財務大臣として、AIOCの石油利権を30年間延長する1933年利権契約に調印したタギザデ議員を厳しく非難した¹³⁶。

これに対し、タギザデは自己弁護のためにAIOCの立場を危機にさらすような議会演説を行った。同演説で彼は、1933年利権契約がイギリス政府の脅しのもとでイランに押し付けられたという事実を証言したうえで、次のように述べた。

当時、この国では誰にも個人意志が存在しておらず、絶対的な支配者の意志に対するいかなる抵抗も、不可能もしくは無益であった。[...] 私自身と他の交渉メンバーは利権契約の延長に対して不満を持っていたが、絶対権力のもとでは道具に過ぎなかった。[...] 当初、彼[レザー・シャー]自身も件の契約を承認する気はなかった。ただ、

¹³⁵ *Etela'at*(紙), No.6834, January 12, 1948.

¹³⁶ 1949年1月20日、23日、25日、27日付議会議事録;アバース・エスカンドリ演説 In: *RRKSI*, 4th Year, No.1663, January 20, 1949. & No.1664, January 23, 1949. & No.1665, January 29, 1949. & No.1666, January 31, 1949.

イギリスの圧力に屈し、契約の期間延長を認めざるを得なくなったのだ¹³⁷。

タギザデの告白を聞いた議会の少数派は1933年契約を批判的として非難の集中砲火を浴びせた。続く集中審議においても、少数派は1933年条約が無効であると主張し続け、多数派ももはやこれに反論できなくなっていた。マッキー議員はこれを好機に1933年利権契約解除法案提出のための署名活動を行い始めるに至るほどの状況であった¹³⁸。

しかし、議会のこうした動きを妨害し、国政全体に影響を及ぼす事変が起こった。1949年2月4日、テヘラン大学を訪れたパフラヴィー国王が、新聞記者を装った人物に撃たれる暗殺未遂事件が発生したのである。犯人がその場で射殺されたため、事件の真相はつかめなかったが、政府反対派は当時の事実関係に基づいて、同事件がイギリス大使館とイラン国軍司令官のラズマーラ将軍との共謀によるものであると見なしたが、政府はトゥーデ党の陰謀だと見なして、同政党を解散させた。同暗殺事件が誰の陰謀であれ、当時のイラン支配層によって、イギリス利権を保障する独裁王制の基盤拡大に大いに利用されたことはまぎれもない事実である。

政府は同事件を契機にまず厳戒令を敷き、トゥーデ党を非合法化したほか、政府に批判的だった多くの新聞や雑誌を発行停止にし、批判的なジャーナリストの代表格を逮捕した。政府は新聞等をコントロールするためのメディア規制法をも制定した。さらには議会における少数派の反帝国主義政策と協調し、大衆の統合と動員の中心的な役割を果たしていたアヤトラール・カシャニが逮捕され、海外追放された¹³⁹。

こうしてナショナリスト議員が立脚していた社会勢力の政治的活動に対する制限は、当然のことながら政界におけるナショナリスト議員の弱体化につながった。この実態を好機と見た国王は、イラン国内政治における自らの独裁的権限の強化に乗り出した。

1949年2月24日、国王は首相、議長と数人の議員との会合で、憲法のいくつかの条項を改正する目的で、憲法制定会議(Constituent Assembly)の開催を通告した¹⁴⁰。

議会の抵抗がさほどないまま、憲法制定会議が直ちに開催された。同会議は国王の命令に基づいて、それまで議会解散が議会および閣僚の多数決によって決定されると規定していた憲法第48条を「国王陛下は国民議会と上院をそれぞれ、もしくは両方同時に解散する権利がある¹⁴¹」に変更させた。また、5月4日、議会はついに国王の念願に応え、上院の開催を決定した¹⁴²。国王には憲法で上院の半数議員を指名する権利が認められている。これ

¹³⁷ 1949年1月20日付議会議事録；セイイド・ハサン・タギザデ演説 In: *RRKSI*, 4th Year, No.1666, January 31, 1949. & In: Makki. Hosein, *Naft va Notgh-haye Makki*, Tehran: Amir Kabir, 1357, pp.94-107. (この資料は主に石油に関する議会記録であり、当時国会議員であったホセイーン・マッキーによって編集されたものである。)

¹³⁸ *Naft va Notgh-haye Makki*, pp.113-114.

¹³⁹ *Ketab-e Siyah*, Vol.2, p.9.

¹⁴⁰ *Keihan*(紙), No.1771, February 26, 1949. & 1949年3月1日付議会議事録、サエッド首相の報告、In: *RRKSI*, 4th Year; No.1673, March 6, 1949.

¹⁴¹ *Etela'at*(紙), No.6928, May 18, 1949.

¹⁴² 1949年5月4日付議会議事録 In *RRKSI*, 5th Year; No. 1744, August 2, 1949.

によって国民議会で可決された、自身に不都合な法案の拒否が可能になったのである。国王はこうして、イラン国内政治に対する独裁権限を増強させ、その法的基盤を獲得することによって、「外見的立憲制」に基づいた実質的な支配権を握ることに成功した。

第3節 「追加契約」の締結に至るサエッド政権と AIOC との秘密交渉

国民の自由が束縛され、政界と社会の関係が断絶されていた状況を好機に、サエッド政権と AIOC は石油問題を決着させようと試みた。国王暗殺未遂事件の直後、事前に計画されていたとしか考えられないほど絶妙なタイミングで、ガス会長率いる AIOC の代表団がテヘランに到着した。そして、同暗殺事件の5日間後、すなわち2月9日からイラン政府とガスとの間で秘密交渉が開始された。以下では、当交渉におけるイギリスのイランに対する帝国主義的な見解を明らかにするため、第16期議会で公開された関係文書に基づいて、「ガス・ゴルシャイヤン追加契約」の調印に至ったそれら秘密交渉を検討する。

最初の会議では財務大臣のゴルシャイヤンを会長としたイラン交渉団は、イラン政府がすでに雇っていた外国人専門家¹⁴³の見解に基づいて、二つの要求を含む提案を提示した。一つ目の要求は、利権料の見直しである。現行利権契約を見直し、当時アメリカ企業によってベネズエラで採用されていた利潤折半原則の基準に達するような提案を提示した。二つ目は、契約期限にかかわるものであり、今後15年間ごとに状況に合わせて、利権契約を見直す要求であった。数回にわたって行われた交渉の結果、AIOC 代表は1933年利権契約のいかなる変更をも拒否したが、イラン政府の石油収入を少しだけ増額させる対抗提案を行った。同提案に基づいて、AIOC は、当時採掘されていた石油1トン当たり、利権料および租税としてイラン政府に支払っていた総額4シリング10ペンスに2シリング2ペンスの増額のみを認めた。さらに、利権契約終了時点でイラン政府に支払われると規定されていた一般利益保留金を、毎年の支払に改めた。しかし、ゴルシャイヤンは AIOC の対抗提案がイランの利益をまったく包含していないとして、それを拒否したので、3月19日に折衝が決裂した。その後、両者はガスがロンドンに赴き、イラン政府の見解について AIOC 取締役会と検討した後、三週間後に交渉を再開することに合意した¹⁴⁴。

1949年4月15日、AIOC 代表、ガスとイラン政府の交渉が再開された。しかし、イラン政府はガスとの交渉が合意に至る見込みがないと判断したので、AIOC 会長フレーザーとの直接交渉を決意し、交渉におけるフレーザーの出席を求めた。フレーザーはサエッド首相と直接交渉できるという条件で、イラン政府の要求に応じ、4月29日、テヘランに赴いた。こうして、サエッド首相とフレーザーが参加する交渉が行われた。イラン政府側は再び1933年利権契約のいくつかの項目の見直しを提起するが、数回の交渉を経た後、AIOC

¹⁴³ フランス人のジデル教授(Gidel)とルスー(Jean Rousseau)、アメリカ人のクルティス(A. A. Curtice)とトンバーグ(Max Thornbourg)

¹⁴⁴ 石油機密書類, No. 111, 1949年5月8日付ゴルシャイヤン財務大臣によるサエッド首相宛の報告書 In: *ketab-e Siyah*, Vol.2, pp.419-422.

側は以前の姿勢を崩すことなく、現行利権契約のいかなる項目の見直しにも応じる意志がない旨を表明した。ただ、1947年に200万ポンドと1948年に250万ポンドの増額支払のみを前の提案に加えた¹⁴⁵。

ゴルシャイヤンは AIOC の上記提案が、イラン側の利益回復には不十分であり、イラン政府がそれを承認すべきではないことを、イラン交渉団全員の意思としてサエッド首相に報告した。彼は同報告の最後に、現状において AIOC 代表団との交渉が、有益な結果に至る見込みがないとして、イラン政府が迅速に AIOC の提案をジデル教授などの法務顧問と検討し、案件を仲裁に付託する準備を行う許可を求めた¹⁴⁶。

しかし、1949年5月9日、国王も参加したイラン閣僚会議で、現時点までの交渉経緯、交わされた提案、専門家の意見などが検討されたうえ、イラン政府は仲裁付託ではなく、なるべく AIOC との直接交渉によって問題を解決する方針を採択した。さらに、同会議では、イラン政府は1933年利権契約自体の変更を諦め、利権料の増大に執着する案件を提起した。つまり、AIOC が1948年に限って提案したイランへの支払総額が、仮に1949年以降も継続すれば、販売石油におけるイラン政府の収入がトン当たり16ポンドと4ペンスに相当し、イラン政府にとって承認可能なものである旨が決議された¹⁴⁷。

イラン側の新提案は、翌日の10日に開催された AIOC と交渉会合で提示された。これに対して、フレーザーは1948年の状況が石油高騰のための例外であり、次年に適用できないと主張した。彼は1948年時点で、590万ポンドになる配当および留保金からの支払総額を、1949年以降も保障するというイラン側の要求を認めなかったが、1949年限定で、配当と留保金からの支払総額として、最低250万ポンドを保障する提案を提示した。フレーザーはこうして、イラン側の提案を拒否したうえで、交渉決裂に対する脅迫を言及する意図で、もうすぐ帰国しなければならないという旨を伝えた。ロンドンにおける AIOC 取締役会との相談で、さらなる検討を要求したサエッド首相に対して、彼は「私自身は取締役会の会長である以上、全権を持っている。状況を取締役に伝えても良いのだが、前の提案以上、1ペニーも払うつもりはないと確実に言える」と強調した¹⁴⁸。

イラン政府は両者の最終提案について、すでに雇い入れた専門家たちの意見を聴取していた。クルティスは AIOC の提案が不十分であるとして、支払総額の16シリングと4ペンスというイラン政府の提案が利潤折半原則の基準に達する場合のみ、妥当であると強調した。またトンバーグは、イラン政府の最終提案を公正と平等に基づき、最低限認められるべきものであると言及した。もし、AIOC がこれを承諾しない場合、仲裁裁判所に付託する

¹⁴⁵ *Ibid* & M. Elm, p.54 & 梅野(2002), p.172-173. この三つの資料を照合した形で、この箇所における交渉の経過を検討した。

¹⁴⁶ 石油機密書類, No. 111, 1949年5月8日付ゴルシャイヤン財務大臣によるサエッド首相宛の報告書 In: *ketab-e Siyah*, Vol.2, pp.419-422.

¹⁴⁷ 石油機密書類, No.112, 1949年5月9日付閣僚会議の議決書 In: *Ketab-e Siyah*, Vol.2, P.422.

¹⁴⁸ 直接引用を含め、この段落全部は次の一次資料を参考している。石油機密書類, No.113-114, 1949年5月10日サエッド、ゴルシャイヤンとフレーザー、ガスとの会議議事録 In: *Ketab-e Siyah*, Vol.2, P.422-423.

以外有効な方法を知らないという見解を示した。ジデル法務顧問は、イラン政府が仲裁に提起できる項目を検討し明確にしたうえで、仲裁付託の必要性を強調した¹⁴⁹。

1949年5月11日、さらに臨時閣僚会議が開催され、AIOCとの交渉について議論が行われた。同会議では、もしAIOCがイラン側の利権料をトン当たり16ポンドと4ペンスまで引き上げなければ、案件を仲裁に付託するという方針について、閣僚は全員一致で合意した¹⁵⁰。当日、サエッド首相はフレーザーとガスを呼び出して、ゴルシャイヤンと共にイラン政府の見解を伝えた。彼はAIOC側が提示した提案では、イラン政府が納得できず、自分の主張を放棄することができないと述べ、AIOCが新たな提案を提示するつもりのない現状では、仲裁付託が望ましい、というイラン政府の見解を伝えた¹⁵¹。こうして、今回の交渉も決裂し、フレーザーはテヘランを去ったのである。

しかし、1950年12月10日、後に石油問題を検討するために設置された石油特別委員会の議会報告によれば、イランとイギリスの首脳会談が行われた結果、イラン政府の立場が一変し、交渉の再開を求め、AIOCが初期段階で提示した条件をほぼ完全に受け入れるに至ったとある¹⁵²。さらに、1949年7月25日、ゴルシャイヤン財務大臣はAIOCに対するイラン政府の姿勢変更に関して、議会演説を通して次のように報告している。

外務省などにおける交渉を通して、国益は彼ら自身[AIOC当局]との交渉を通して問題を解決することにあると理解した。そのため、我々はやむを得ず交渉の再開を求め、新たな提案を提示した。AIOCの代表団が再びテヘランに赴き、交渉が再開された。結果、AIOCは一般留保金の20%の支払と20%の配当支払総額として、フレーザーが提案した1949年限定の250万ポンドではなく、1949年以降から利権満期終了時点までの400万ポンドの支払保障を認めた。尚、イランへの支払額はイギリス政府による課税に当てはまらなくなる¹⁵³。

実は、一般留保金および配当支払総額に対する400万ポンドの保障を認めたのは、上記2項目に置くイランの取り分がこれ以上であるということが確実であったからだ。イギリス政府の課税について、以前AIOCはイギリス政府に納税した後、イランの利権料を計算していた。この行動はイラン政府が仲裁に提起できる項目の一つとして、ジデル教授によって指摘されたものであった¹⁵⁴。したがって、イランの利権料がイギリス政府の課税に当てはまらないというAIOCの承認は、利権契約の条件を改善する譲渡ではなく、イラン収

¹⁴⁹ 1950年12月10日付石油特別委員会の議会報告 In: *Ketab-e Siyah*, Vol.1, pp.585-625.

¹⁵⁰ 石油機密書類, No. 116, 1949年5月11日付閣僚臨時会議の議決書 In: *Ketab-e Siyah*, Vol.2, P.424.

¹⁵¹ 石油機密書類, No.117, 1948年5月11日付ゴルシャイヤン・フレーザー間会議議事録 In: *Ketab-e Siyah*, Vol.2, pp.434-425.

¹⁵² 1950年12月10日付石油特別委員会の議会報告 In: *Ketab-e Siyah*, Vol.1, pp.585-625.

¹⁵³ 1949年7月25日付議会議事録、ゴルシャイヤン財務大臣の議会演説 In: *RRKSI*, 5th Year; No,1291, July 26, 1949.

¹⁵⁴ 1950年12月10日付石油特別委員会の議会報告 In: *Ketab-e Siyah*, Vol.1, pp.585-625.

入からイギリス大蔵省への納税という違法行為の廃止としてしか考えられない。こうして、AIOC はイラン国民の反感を招いていた 1933 年利権契約の見直しを認めなかったばかりではなく、イランの利権料の引き上げに関しても、交渉の初期段階に AIOC 代表団自体が提案した若干の支払増加に限ってしか譲歩しなかったのである。

それにもかかわらず、国王はサエッド政権が AIOC の条件を認めるように命令した¹⁵⁵。その結果、1949 年 7 月 17 日、AIOC の上記条件を盛り込んだ 1933 年利権契約への「追加契約」(Supplemental Agreement ; 通称は「ガス・ゴルシャイヤン追加契約」あるいは「ガス・サエッド追加契約」である)は、サエッド政権の財務大臣ゴルシャイヤンと AIOC のガスの間で調印された。その主旨は以下の通りである¹⁵⁶。

1. 同協定は 1933 年基本協定と分離不可能なものとして見なされている。
2. 1948 年とそれ以降、年間利権料を「1933 年利権協定」の第 10 条で定めるトン当たりの 4 シリングから 6 シリングへと引き上げる。
3. イラン政府の利権料として定めている AIOC 利潤の 20%は、イギリス政府への納税前に支払われる。
4. AIOC がイラン政府に支払う配当と保留金の年間支払総額として最低限 400 万ポンドを保障する。
5. この契約はイラン議会での批准後、実行可能となる。

ゴルシャイヤンは「追加契約」に調印したが、国王とサエッド首相の干渉と彼らの政治的配慮によってもたらされたイラン交渉団の束縛がなければ、イランにとってより望ましい条件を獲得できる可能性があったと訴えている。彼は、実際に国王と首相が AIOC の条件を承認するように、絶えずイラン駐在のイギリス大使によって圧力をかけられていたと強調している¹⁵⁷。

AIOC は「追加契約」で規定された若干の譲歩によって、破棄の危機にさらされていた「1933 年利権契約」をそのまま温存しようと図っていた。「追加契約」の第 1 項で、この契約は「1933 年利権契約」の分離不可能な一部として規定されており、イラン議会でのその承認は、非合法と見なされていた「1933 年利権契約」に法的基盤を与える。当時イランの「外見的立憲制」下では、こうした政策の実現がさほど困難ではないように見えたのだ

¹⁵⁵ M. Elm, p.55.

¹⁵⁶ Supplemental Agreement between the Imperial Iranian Government and the Anglo-Iranian Oil Company (原文) In; *Correspondence Between His Majesty's Government in the United Kingdom and the Persian Government, and Related Documents Concerning the Oil Industry in Persia, February 1951 to September 1951*, London, H.J.S.O. 1951, Cmd. 8425, p.19-22. (以下この文献を参照する際、略語の Cmd. 8425 を用いる) & In *Asnad-e Naft, Edar-ye Kol-e Entesharat va Tablighat-e Vezarat-e Omur-e Kharejeh*, Tehran: 1951, pp.28-31. (本書は 1951 年 8 月 12 日までのイラン石油紛争に関する資料集であり、イラン外務省広報課によって「アスナデ ナフト」(日本語訳: 石油文書)というタイトルで発行されたものである。)

¹⁵⁷ Cyrus. Ghani, *Yadashthay' Dr. Qassem Ghani*, Vol. IX, London: 1982, pp.621-623.

が、その「外見的立憲制」の中に存在していた異質な要素が状況を変え、イギリス側の全体的目論見を粉碎したのである。その異質要素というのは、連合軍によるイラン軍事占領とレザー・シャー独裁体制の崩壊に伴ってもたらされた一時的な自由を契機に、国民の真の代表として選出された少数派のナショナリスト議員たちであった。第 15 期議会および第 16 期議会におけるナショナリスト議員の巧みな戦略と抵抗は、「ガス・ゴルシャイヤン追加契約」草案否決に留まらず、イランの「外見的立憲制」の崩壊およびイランにおける英米の力関係の逆転につながり、イラン全土石油国有化法の可決に至ったのである。

次節では、イラン議会におけるナショナリスト議員は少数派であったにもかかわらず、いなか手段で「外見的立憲制」に順応していた多数派議員の壁を突破し、石油国有化法案を可決させたのかについて論じる。

第 4 節 国民戦線の結成と石油問題をめぐる闘争の激化

「追加契約」は前節で述べたように、イラン政府と AIOC との間で調印されたが、実行される効力を有するためには、イラン議会にて批准する必要があった。国王支持の議員あるいは親英派の議員たちが多数派を占めていた第 15 期議会においては、追加契約案の可決はさほど困難ではなかった。したがって、サエッド政権は第 15 期議会の任期満了で解散される 8 日前、それを提出し、迅速な可決を期待していた。実はサエッド政権は追加契約案をめぐる審議会において、議会における少数派ナショナリスト議員に反発する機会を与えないように、1949 年 7 月 19 日、議会満期解散の 8 日前、ゴルシャイヤンは「追加契約」の草案を議会に提出し、緊急審議を求めた。その必要性がマッキーなどのナショナリスト議員によって反対されたが、結局多数決で承認された¹⁵⁸。「追加契約」はその後、議会の財・商・工・業の各委員会のメンバーから設置された合同委員会による検討・承認を経て、7 月 23 日、ゴルシャイヤンによって議会に提起された。サエッド首相およびゴルシャイヤン財務大臣の要求に応じて、すでに決定されていた他の議案よりも優先的に取り上げられ、少数派議員の反対の中、早期審議に関する投票が行われた。その結果、「追加契約」の草案が多数決で議会の審議に上ったのである¹⁵⁹。

国王支持の議員あるいは親英派の議員たちが多数派を占めていた第 15 期議会で、もし追加契約案が投票にかかれば、当然のごとく直ちに可決されるに違いない。こうした状況を予期していたナショナリスト議員は、あらかじめ妨害作戦を練っていた。つまり、彼らは満期解散まで追加契約案をめぐる審議を延ばし、投票にかかることを妨げようとした。当時、モサデクは議員ではなかったが、書簡を通してナショナリスト議員の精神的支柱となっていた。少数の反対派の代表であったマッキーは、対抗演説の機会を失わないように、追加契約案が提出された同 7 月 19 日の翌日から議会内に泊まり込み、第一演説者の順位を

¹⁵⁸ 1949 年 7 月 19 日付議会議事録、In: *RRKSI*, 5th Year; No,1287, July 21, 1949.

¹⁵⁹ 1949 年 7 月 23 日付議会議事録、In: *RRKSI*, 5th Year; No,1289, July 24, 1949.

獲得し、反対者としての演説を開始した。彼は議会の満期解散までの4日間にわたって長時間演説を繰り返して、AIOCがイランに及ぼしてきた弊害や、1933年利権契約の搾取的側面を暴露し、それを改善するつもりで調印された「追加契約」の諸欠陥について詳細に議論したのである。彼は「追加契約」の諸問題について、頻繁にゴルシャイヤンの意見を求めたが、適切な弁明ができないゴルシャイヤンは、困難な立場に追い込まれていた。結果として、「追加契約」の審議に決着がつかないまま、第15期議会は7月26日に任期満了のため解散し、「追加契約」の審議が第16期議会まで延期されることになった¹⁶⁰。マッキーの議会演説は「追加契約」の可決を妨げたと同時に、それに対するイラン社会の対抗意識を覚醒させたのである。

「追加契約」に対するイラン国内の不満が高まる中、イギリスはさらにイランの契約条件を悪化させてしまう政策に着手した。1949年9月18日、イングランド銀行(Bank of England)は急激なポンド安政策を実行することで、ドルに対する為替価値を30.5%まで下落させた。同年10月、サエッド首相はこれに対し急遽訪英し、ベヴィン英外相とAIOCのフレーザー会長に面会を求めた。そこで彼は、「追加契約」によって得られるはずだった利権料の増額が事実上失われると訴え、イラン議会での「追加契約」の可決を期待するなら、「追加条約」の条件を見直すべきだと主張した。ベヴィンはフレーザーからの情報を元に、AIOCがイラン利権料の増加において献身的な努力をしており、「追加条約」は両者にとって妥当であるため、いかなる見直しも不可能だと主張した¹⁶¹。また、フレーザーは同契約が既にイラン政府によって調印されている事実を根拠に、首相の要求を拒否した¹⁶²。

こうして、第16期議会は「追加契約」の可否を決定することになったので、同議会での議員構成が賛否両陣営にとって極めて重要であった。国王は「外見的立憲制」に基づいた中心的権限を維持・強化するため、当時イランの政治支配層に影響力のあったイギリスの支持を必要としていた。国王は当然の如く、「追加契約」に反対できず、むしろ積極的に協力すべきと判断していたと考えるのが妥当である。したがって、国王とイギリスとは第16期議会において利害が一致していた。

当時、宮廷大臣であったアブドル・ホセイン・ハジール元首相が、国王によって選挙管理責任者として任命された。彼は、第16期議会における国王の権限強化および追加契約の可決という2つの目的を達成できる議員構成になるべく、不正な選挙干渉を行い始めた¹⁶³。彼は選挙監視メンバー全員を国王支持者の中から選んだので、選挙準備の段階から違法行為と混乱が生じたのである。

こうした状況への反応として、モサデクとマッキー、バガイー、ハエリザーデ、アブド

¹⁶⁰ 1949年7月23日から28日までの議会議事録、In: *RRKSI*, 5th Year; No,1289-1295, July 24-July 28, 1949.

¹⁶¹ M. Fateh, p.402.

¹⁶² Movahed. Mohammad Ali, *Khab-e Ashofte-ye Naft: Doctor Mosaddeq va Nehzat-e Melli-ye Iran*, Tehran: Karnameh, 1999, p.93.

¹⁶³ Makki. Hossein, *Ketab-e Siyah, Vol.3, khal'e Yad*, Part.1, Tehran: Bongah-e Tarjome va Nashr-e ketab, 1360, pp.39-45.

ルガディール・アザードという第14期議会の少数反対派が抵抗基盤を形成する目的で、結託した。この同盟は国民戦線の結成につながる出発点として極めて重要である。1949年10月10日、彼らはテヘラン新聞社の代表をモサデクの自宅に結集させ、第16期議会の選挙戦における政府の不当な干渉について議論し、それを回避する施策を採択した。同会議では、モサデクの提案に基づいて、10月14日にモサデクの自宅から王宮に向かうデモ行進を組織し、選挙過程における政府の不正干渉に対する不満を国王に訴えることが決定された。予定通り、諸階級から成る数千人の大衆がモサデクの自宅からデモ行進を行い、王宮前に集まった。王宮の要求に応じて、デモ隊の代表として20名(主催の5名と他の有力な人物)が王宮内に入ることが許可された。彼らは選挙干渉に対する抗議声明を提出したうえ、数日間そこに留まり、ハンガーストライキを執行することによって、選挙戦をめぐる状況の改善を求めた。結果、10月17日、ハジールは選挙過程における不正干渉の撤廃を約束した。

デモ隊の代表であった20名はその場で、将来の闘争に向けてお互いの協力を約束する連合体を組織した。様々な政党を含む異業種の代表者で構成されたこの連合は、マギーの提案で国民戦線(National Front)と名付けられ、当日モサデクの自宅で行われた会合で、モサデクはその議長として選出された¹⁶⁴。

国民戦線は、イランの反独裁主義、反帝国主義の様々な社会勢力を統合する重要な組織であり、後の石油国有化運動における基本的なファクターとしてモサデクらの政策の支持基盤をなしていた。

当初、国民戦線が最優先していたのは、1949年の選挙戦でなるべく多くの議席を獲得することだった。選挙開始に伴い、選挙の正当性に関するハジールの約束が虚構であったことが明らかとなり、国王支持者を不正当選させる例が頻発した。しかし、11月4日、ハジールが暗殺され、その結果テヘランでの選挙結果が無効になる事態へと発展した。政府はまず、ハジール暗殺をきっかけに戒厳令を敷き、マッキー、バガイー、ハエリザーデなどをハジール暗殺容疑で逮捕し、さらに選挙会場を完全に差し押さえた。結果として1949年11月9日開票作業が終了し、国民からの支持率が高かったはずの、先に逮捕されたメンバーを含む国民戦線のほとんどのメンバーが排除された選挙結果が公表された。ところが翌日、政府は国民からの猛烈な抗議に屈し、テヘランでの選挙結果の無効を宣言した¹⁶⁵。よって、1950年2月9日、国王の命令によって、第1期上院および第16期議会はテヘランの代表が空席のまま開催された。その時、国王は議会開催演説を行い、前述の「憲法制定会議」によって両院に委ねられていた数点の憲法内規則の見直しを要求した¹⁶⁶。この見直しは実は、「憲法制定会議」による憲法改革の延長線にあり、国王はそれによって国政における自らの権限の更なる強化を目指したのである。

1950年3月15日になってようやく、テヘランでの第16期議会選挙が終了し、国民戦線

¹⁶⁴ *Ketab-e Siyah, Vol.3, khal'e Yad, Part.1, pp.37-46.*

¹⁶⁵ A. Khalil Allah Moghadam, pp.40-41.

¹⁶⁶ 1950年2月9日付議会議事録 In: *RRKSI*, 6th year, No.1473, March 21, 1950.

は 131 議席中 8 議席を高得票率¹⁶⁷で獲得した。独立系議員も 40 議席を勝ち取ることができた。それにもかかわらず、国王派および親英派の議員は依然として圧倒的多数派を占める結果となった¹⁶⁸のである。

こうして、イギリスは本来の目的である「追加契約」可決を、国王は自身が主導する「外見的立憲制」の強化、維持を目的とした議会運営が可能となったとの確信を持った。そのため国王は立憲君主制の規則に反して議会の答申を得ることなく、国王に従順な政治家アリー・マンスールを首相に任命し、自身主導の「外見的立憲制」下で、石油問題の解決に臨んだのである。

1950 年 2 月 28 日、マンスールは所信演説で新内閣を議会に紹介し、新政府の計画を報告した¹⁶⁹。議会は数回に渡る検討を行った結果、ついに 4 月 13 日にマンスールの計画を承認し、新政権を信任した¹⁷⁰。

マンスールは密に絡み合っている「追加契約」の草案の可決、および国王の権限強化を実現しなければならない。しかし、彼は、イランの社会世論の代表として同契約に反対していた国民戦線の議員たちを無視し、独裁体制の促進や「追加契約」を支持する意思を表明することができず、極めて慎重な対応を取った。マンスールは国民戦線に対する柔軟な政策の中で、国王およびイギリス側の期待を実現することに努力した。つまり、マンスールはイラン国民の反感や反発を招くモサデクらとの衝突を避けつつ、「追加契約」の可決というイギリスの悲願を達成させると同時に、自分の立場をも守る方策を模索していた。

これに対して、モサデクらは、イラン社会の自由を束縛していた選挙干渉・戒厳令・プレスコントロールという 3 点の規則を改正することによって、政治活動に自由をもたらし、政治と社会との間の双方アクセスを妨げる障害の排除を狙っていた。このアクセスは民主体制樹立と帝国主義排除という少数派の政策に対して、社会勢力の支持をもたらすため、極めて重要であった。

1950 年 4 月 24 日、モサデクは議会演説を行い、その中で 1948 年 4 月 21 日に開催された「憲法制定会議」が非民主的な過程で開催されたと強調し、それによる議決を承認すべきではないと主張したうえで、マンスール首相に選挙とプレスの規則改正の議会への優先的な提起を求めた。マンスールはモサデクの要求に応じて、憲法の見直し法案というより、選挙およびプレスそれぞれの規則の改正に関する法案を優先し、議会に提出した¹⁷¹。

モサデクは 1950 年 6 月 13 日付の議会演説で、再び「憲法制定会議」のメンバーが国民

¹⁶⁷ 本選挙で全体の得票率の上位三名は、モサデク、バガイー、マッキーであった。国王暗殺未遂でレバノンに追放されていたアヤトラール・カシャニはテヘラン地区の選挙候補者となり、6 位の得票率で当選した。彼は追放を解除され、テヘランに帰国した後、石油国有化運動で国民戦線と密接な関係を持つことになる。

¹⁶⁸ *Ibid*

¹⁶⁹ 1950 年 2 月 28 日付議会議事録 In; *RRKSI*, 6th year, No.1473, March 7, 1950.

¹⁷⁰ 1950 年 4 月 13 日付議会議事録 In; *RRKSI*, 6th year, No.1503, April 19, 1950.

¹⁷¹ 1950 年 4 月 24 日付議会議事録 In; *Notqha-ye Doctor Mosaddeq dar Dore-ye Shanzdahom-e Majles-e Shora-ye Melli*, Vol.1, Tehran; Mosaddeq 2, pp.1-3.この資料は第 16 期議会におけるモサデクの演説およびそれに関する議会の議事録集である。

の真の代表ではなかったと強調した。そして、憲法の第 48 条変更によって議会解散権限を国王に与えた同会議の決議を無効とする法案を提起し、議会の審議に挙げるために必要な 14 名の署名を議員たちに求めた。国民戦線の議員たちは他の議員たちの署名を集めようと尽力したが、必要定数に満たなかったため、同法案を議会の審議に挙げることはできなかった¹⁷²。こうして、「憲法制定議会」の決議を無効とするモサデクの試みは失敗したが、両院による憲法見直しに関する他の法案も棚上げになってしまう効果をもたらしたのである。

また、1950 年 6 月 14 日、マンスール首相は「追加契約」に対する数ヶ月の沈黙を破り、それを議会に提出した際、本案件に対する自らの立ち位置を示さずに、議会にその可否を委ねた。彼は、これまでの石油関連書類を分析し、政府がどのように対応すべきかを提案させる目的で、「石油特別委員会」の設置案を提起した¹⁷³のである。国民戦線の議員たちはこの設置案に異議を唱えた。モサデクは、選挙・戒厳令・プレスそれぞれに関する規則改正を行う前に石油問題を提起することは無意味であるとして、同問題の早期審議に対して反対の意を表明した。結局、本委員会設置案は 6 月 20 日、少数派の反対を受けつつも可決され、次の議会会議にて 18 名の議員が同委員会のメンバーとして選出された。そのうち、モサデク、マッキー、ハエリザーデ、アラヤーール・サーレー、シャイエガンの 5 名が国民戦線の議員たちであった¹⁷⁴。

「石油特別委員会」の発足におけるマンスール首相の目的は、AIOC 当局に送られた彼の口頭メッセージから明らかである。1950 年 6 月 11 日、マンスール首相が AIOC の第二副社長モンタセル (N. A. Montaser) を通して、ノースクラフト (E. G. D. Northcroft, 1946 年から AIOC イラン駐在代表) 宛に伝えた口頭メッセージは以下のとおりである。

もし、草案を議会常設の 4 つの小委員会 (財務、外務、経済、予算) に送れば、他の法案に紛れてしまうことが懸念される。したがって首相は、「追加契約」を検討し、その結果を直ちに報告するため、議会諸政党の代表からなる特別委員会を設置しようと尽力している。[...] 首相は、同委員会が合理的な変化を提案した場合、AIOC が耳を傾ける意思があるか否かを知りたい。同委員会が設置された際、首相は自らの影響力を行使し、議論を有利に運ぶ手はずを整えている¹⁷⁵。

さらに、1950 年 6 月 21 日、マンスール首相が石油特別委員会の設置に関して、ジャーラー議員を介して、ノースクラフトに代わって AIOC 駐在代表に就任したセダン宛に報

¹⁷² 1950 年 6 月 13 日付議会議事録 In: *Notqha-ye Doctor Mosaddeq dar Dore-ye Shanzdahom-e Majles-e Shora-ye Mellī*, Vol.1, pp.26-33 & In: *RRKSI*, 6th year, No.1550, Jun 18, 1950.

¹⁷³ 1950 年 6 月 14 日付議会議事録 In: *RRKSI*, 6th year, No.1550, June 18, 1950.

¹⁷⁴ 1950 年 6 月 20 日付および 6 月 22 日付議会議事録 In: *RRKSI*, 6th year, No.1555, June 24, 1950 & No.1558, June 27, 1950.

¹⁷⁵ *Asnad-e Khane-ye Seddon*, Raein. Ebrahim. ed, 3rd Edition, Tehran: Bongah-e Tarjome va Nashr-e Ketab, 1358, pp.166-167.

告した内容では、「石油特別委員会」の設置と 20 名程度のメンバーの内 18 名が自身の仲間になることを伝えた上で、同政策に関する AIOC 側の意見を求めた¹⁷⁶。

このように、マンスール首相は民主主義の促進や帝国主義排除を唱えていた少数派の国民戦線の議員たちに対して柔軟な対応を取ることによって、イラン社会の反発を回避しつつ、賛成派議員が過半数を占めていた議会を国王とイギリスの上記目的に利用しようとしていたのである。しかし、「石油特別委員会」の構成メンバーの総計 18 名のうち 5 名が国民戦線の議員たちから選出されたことに加え、AIOC を含め、全ての帝国主義勢力の排除を強く主張していたモサデク自身が、委員長になった。こうした事態が浮上したので、マンスールが採択した政策の成功がイギリス側で疑問視され、彼の立場は危うくなってしまったのである。

1950 年 6 月 26 日、すなわち「石油特別委員会」発足のわずか数日後に、マンスールは急に辞任し、後継首相には国軍司令官のラズマーラ将軍が国王によって任命された。この政権交代の背後には、ラズマーラの首相就任に対する英米それぞれの合意と、両国による国王への圧力が作用していたのである。

1950 年 4 月ごろから、アメリカはマンスールがイランにおける共産主義侵入を回避する経済・社会改革を実行できない人物であると見なし、彼の政権運営に対して不信感を持っていた。つまり、マンスール政権下で、イランにおけるアメリカの反共政策の実現が不可能であるという点から、マンスールに代わって改革を推し進める強力な人物による政権運営を進められるよう、国王を説得しなければならなかったのである。他方、イギリスも国王中心の「外見的立憲制」に対して不信感を持ち、議会における国民戦線の抵抗を押し切り、イギリスの利益を保障する強力な首相を中心とした体制を確定させようとしていた。同目的に向かって、5 月 22 日、アメリカ国務省は、マンスール内閣の国務大臣アマノラー・アルダランやラズマーラ将軍による政権樹立を国王に勧めるように、イラン駐在の自国大使ジョン・ヴィリー (John C. Wiley) に命令した¹⁷⁷。また、英大使シェファードもラズマーラ将軍の首相就任が自国政府の要望であると国王に伝えた¹⁷⁸。

かかる間、在イラン米大使官の一等書記官ドーハー (Jerry Doohar) は、イランの数人の政治家との連携で、ラズマーラの首相就任のために画策していた。かねてから首相の座を獲得するために奔走していたラズマーラ将軍は 6 月末、首相就任後の計画案をドーハーに提出したうえ、国王の反対を阻止することを含め、アメリカの全面的な支持を求めた。彼の計画には社会・経済改革、腐敗行為の払拭、他の中東産油諸国で導入されていた利権協定を基準としたイラン・イギリス間石油問題の解決、およびイギリス擁護政策からの離脱が含まれていた¹⁷⁹。ラズマーラは冷戦構造下で、アメリカの反共政策に沿った改革を実

¹⁷⁶ *Ibid*, pp.165-166.

¹⁷⁷ *FRUS*, Vol. V, 1950, The Near East, South Asia, and Africa, Washington: 1973, Government Printing Office, The Acting Secretary of States to the Embassy in Iran, Telegram: 788.5-MAP/5-2250, Top Secret, Washington, May26, 1950, pp.549-550.

¹⁷⁸ FO.371/82311, Report from Ambassador Shepherd to Foreign Office, Jun 19, 1950.

¹⁷⁹ *FRUS*, Vol. V, 1950, The Near East, South Asia, and Africa, pp.558-559, The Ambassador in Iran

行すると同時に、AIOC を中東におけるアメリカの石油秩序に合わせる存在としてアメリカ側から期待されていたと考えられる。

しかし、国王はガージャール王朝を滅亡させ、首相の立場から王位に即位した自分の父親のレザー・シャーという前例を考えると、いかなる強い人物による政権運営をもパフラヴィー王朝にとって脅威であると見なしており、ラズマーラ将軍の首相就任には反対していた。

国王はシェファード大使との面会で、国民戦線の政策が消極的で、曖昧であり、トゥーデ党よりも危険であると見なしていた。同時に、彼は王制がイラン国民の伝統に根付いていると信じ、国王は政権の中心であるべきだと主張した。さらに、彼は国政に干渉しており、これからもそのつもりであると明言したうえ、自分自身に従属しない限り、いかなる強力な首相の就任には反対であると強調していた¹⁸⁰。

国王は、しかし、マンスールを通して自らの権限を拡大することができないという事態を前に、英米による圧力に屈し、ついにラズマーラの首相就任を了承した。

しかし、議会の答申を得ぬまま、首相に就任したラズマーラに対する国民戦線および他の反対派による猛烈な反発と抵抗は、英米両国の目論見を崩し、石油国有化法案の可決という逆効果をもたらすに至ったのである。以下では、ラズマーラの政策とそれに対する政界内および社会内の抵抗を重点的に述べつつ、この闘争がいかに石油国有化法案の可決で終結したのかを論じる。

第5節 将軍政権ミッションの挫折と石油国有化法の制定

1950年6月27日、ラズマーラが首相に任命された翌日に、国民戦線および高位聖職者のアヤトラ・カシャニはそれぞれ、ラズマーラの就任に対して抗議の意を示す宣言を発出した。同日、モサデクは議会演説を通して、両宣言を朗読したうえで、独裁体制の到来の危機に対して、国民に警告を発した。国民戦線の宣言はラズマーラ政権樹立をクーデターと同様なものであるとして、その樹立の過程を暴露した。さらに、同政権下ではイラン議会の存続、現行憲法、即ち「外見的立憲制」の破棄、国民の参政権やイランの独立と領土保全が危機にさらされるとして、世論を喚起した。最後にラズマーラ政権に対する国民戦線の方針を以下のように述べている。

国民戦線はイラン国民に対して約束したことに忠実であり、[...]、イランの世論に反して、外国勢力の謀略によって樹立され、外国依存の政権を全く承認できないことを世界に宣告する。宗教的もしくはナショナルアイデンティティと立憲制を確保する

(Wiley) to the Secretary of States, Telegram: 788.00/5-2550, Secret, Tehran, May 26, 1950.

¹⁸⁰ FO.371EP/82330, Report from Ambassador Shepherd to Kenneth Younger, Jun 9, 1950.

ため、命を賭けることを誇りに思っている¹⁸¹。

アヤトラール・カシャニも議会で朗読された宣言を通して、国民世論に反して外国の支持によって樹立されたラズマーラ政権に対する絶対的な対立を表明したうえ、それに対するイラン国民全員の抵抗をも呼び掛けた¹⁸²のである。

同日、ラズマーラは国民戦線の議員たちによる反発の中で、所信演説を通して内閣構成と新政権の計画を議会に報告し、信任投票を求めた¹⁸³。ラズマーラ政権の計画に関して、数回にわたる審議会が開催された。モサデクらはラズマーラ政権を英・米・AIOCの共謀の産物であると主張しつつ、同内閣への不信任決議を求めていたが、結局、1950年7月13日に総計106名の出席議員のうち95名が賛成票を投じたので、ラズマーラ内閣は信任されたのである¹⁸⁴。

ラズマーラは首相就任後、英・米・ソ間協調関係に基づいた三国の勢力を均衡的にイランに導入し、同三国それぞれの支持を取り付け、自らの政権基盤を盤石化させようと試みた。彼は第二次世界大戦直後、連合国がイランをめぐる築こうとした協調関係を実現させることに乗り出したのである。ラズマーラ首相はそのために二つの措置を講じた。

一つは、イラン憲法で規定されていた州自治を実施させることである。1950年7月13日、ラズマーラ首相は州自治実施に関する法案を議会に提出し、その可決を求めた¹⁸⁵。これは正に、イランをめぐる協調関係を構築するに当たって、第二次世界大戦直後、連合国によってイラン政府に提案されていたものである。前章で述べたように、連合国の同提案はモサデクなどのナショナリスト議員の尽力で却下されたが、今回は、ラズマーラ首相がそれを復活させようとしたのである。ラズマーラ首相は州自治を実施することによって、「否定的均衡政策」を基軸にしていた国民戦線の影響力が強い議会による地方政策への影響力を弱め、州自治において自らの影響力を促進することによって、上記「三国均衡」政策の実現を意図していたと考えられる。実際、自治体への影響力の促進という企画の布石は、以前から行われていた。ラズマーラは以前国軍司令官として、すでに各地の軍隊による支持を獲得していたほか、多数の部族長など各地における有力人物と友好関係を築いてもいたのである¹⁸⁶。

外国勢力の均衡的導入に当たって、ラズマーラが取った二つ目の措置というのは、イラン南部におけるAIOCの地理的、物理的な独占権の縮小を狙うことであり、「追加契約」と

¹⁸¹ 1950年6月26日付議会議事録 In: *RRKSI*, 6th year, No.1562, July 2, 1950. & In: *Ketab-e Siyah*, Vol.3, *khal'e Yad*, Part.1, pp.61-80.

¹⁸² *Ibid*

¹⁸³ *Ibid*

¹⁸⁴ 1950年7月13日付議会議事録 In: *RRKSI*, 6th year, No.1571, July 13, 1950. & In: *Ketab-e Siyah*, Vol.3, *khal'e Yad*, Part.1, pp.165-184.

¹⁸⁵ 1950年7月13日付議会議事録、In: *RRKSI*, 6th year, No.1576, July 20, 1950.

¹⁸⁶ *Ketab-e Siyah*, Vol.3, *khal'e Yad*, Part.1, pp.187-188. また、筆者の経験からすれば、ラズマーラは極めて有力な将軍として前世代の印象に残っており、有力な人物に対する比喩、あるいは虚勢を張って威張る者に対する皮肉として、彼の名前が使われた例を何度も地方で耳にしたことがある。

直接関わるものであった。

ラズマーラは追加契約案を議会で通過させるために尽力すると英大使シェファードに約束した。ただし、それは同契約のいくつかの項目の改善にシェファードが協力することを条件としていた¹⁸⁷。ラズマーラが求めた改善項目中には、AIOC スタッフを完全にイラン人化するための 10 年間訓練プログラム案、前倒し支払、および AIOC に対するイラン政府の権限を強化するいくつかの項目のほか、序論で提示した先行研究などではさほど重視されていなかった二つの要求項目も含まれていた。その二つは、ラズマーラ首相が採択した上述の対外政策と密に関わるものであった。一つは、その当時ダーシー利権契約に基づいていた利権領域を縮小することであり、もう一つは、イラン南部のパイプライン建設に関する AIOC の独占権を解除することであった¹⁸⁸。ラズマーラは上記の改善項目によって、当然「追加契約」を議会で通過しやすくさせようとしたが、特に、AIOC の独占権の縮小をもたらす最後の 2 項目において、イラン南部油田開発におけるアメリカ系石油会社の参加を可能にすることを意図していたと考えられる。

要するに、ラズマーラ首相は上述の二つの措置によって、イランに関わっていた三大国それぞれの権益を均等に国内に取り込み、彼らの支持のもとでイラン政治において自らの権限を強化しようとしたのである。こうした政策は帝国主義および植民地主義勢力の排除を求めていたイラン国民の意思に反するものであった以上、独裁体制の中でしか実現できないのは当然である。つまり、ラズマーラ政権は、マシュルーテ革命時代から悲願とされてきた二つの要素、すなわち「民主体制樹立」および「列強勢力の排除」というイラン国民の意思に反した政策をめざしていたことになる。また、国王中心的な「外見的立憲制」に反し、大国と直接関係を持とうとしたことで、パフラヴィー王朝にとっても脅威と見なされていた。したがって、国民戦線は彼の目論見を強く意識しながら、その実現を阻止するため、議会内で頑強な抵抗を行っていた。一方、国民戦線とは正反対であった国王支持派の議員たちは、国王に対する脅威を意識し、ラズマーラの政策に対して消極的な姿勢を保持していた。

1950 年 7 月 13 日、ラズマーラ首相が州自治の実施に関する法案を議会で提出した際、国民戦線などのナショナリスト議員がそれに対して猛烈に反発した。モサデクは議会演説を通して、同計画案は列強（英・米・ソ）によって企画されたものであると批判し、イランを列強の勢力圏に分割する意図が画策されていると主張した。彼は世界あるいはイランの歴史上、様々な前例を提示したうえで、英・米・ソそれぞれがイランの州自治のもとで樹立される脆弱な地方政権を通して浸入し、植民地主義的な政策を実現させる危険性を示した¹⁸⁹。結局、州自治に関するラズマーラの計画は、こうした国民戦線の強固な姿勢を前

¹⁸⁷ M. Elm, p.65.

¹⁸⁸ AIOC 宛のラズマーラの覚書、In: *Asnad-e Khane-ye Seddon*, pp.184-185.

¹⁸⁹ 1950 年 7 月 13 日付 & 同 16 日付議会議事録、In: *RRKSI*, 6th year, No. No.1576, July 20, 1950. & No.1580, July 25, 1950. 法案の内容：憲法の 90 条、91 条、92 条、93 条に基づいて、地方国民の利益に関わる政策が今後、各地に設置される地方会議によって実行され管理される。

に、実現不可能となったのである。

他方、「追加契約」の条件改善に関するラズマーラの要求は、IAOCによって拒否されたので、彼は極めて難しい立場に追い込まれた。こうした状況に直面したラズマーラは、テヘラン駐在の米大使グレイディと相談した。グレイディはアメリカ国務省に対応を要求し、アメリカ国務省のアチソンはグレイディ大使の要求に応じて、AIOCの強硬姿勢を緩和させる積極的な働きかけをイギリス政府が怠っていることは、現在のイラン国内あるいは世界の状況には不適切であるとベヴィン英外相宛に伝え、こうした政策はイランの政治的崩壊と西側からの離脱をもたらす可能性があることを強調した¹⁹⁰。しかし、イギリス政府とAIOC両方ともアメリカ国務省の見解を認めようとはしなかったのである。

こうした状況を契機に、ソ連はイランへの政治的影響力を拡大するため、ラズマーラ政権に対する経済援助を申し出た。このことはアメリカ当局の懸念を喚起した。9月14日、モスクワ駐在米大使チャールズ・ボーレン(Charles Bohlen)は、それに対する反応として、アメリカ国務省に書簡を送付した。この中で、ラズマーラが経済援助によるソ連からの誘惑に屈しないため、AIOCとの石油紛争の迅速な解決に尽力し、イラン政府の経済困窮を解消するようアメリカ政府による迅速な行動を求めた¹⁹¹。

1951年9月、アメリカ国務省はイラン石油問題を含め、中東における英米の政策に関して、イギリス政府と真剣な交渉を行う方針を策定し、マクギー国務次官を含むアメリカ国務省からの委員会をロンドンに派遣した。1950年9月21日にイギリスの外務省・財務省・燃料動力省のメンバーから構成された委員会との間で行われた会議では、イラン・AIOC間の紛争が取り上げられた。マクギーはすでにイギリスと議論されたイランにおけるアメリカの計画の背景を再確認したうえで、英米両国によってイランの現在の危機を克服できる最適な人物と見なされているラズマーラ政権が存続するため、両国によるイランの経済援助と「追加契約」の批准が基本要素であることを強調した。彼はイランにおけるアメリカの高度な政治的判断に基づいて、ラズマーラの提案事項に基づく修正が承認されなければ、「追加契約」はイラン議会で批准されるチャンスがないと断言した。彼はラズマーラの提案が非合理的であるというイギリス側の主張に対して、アメリカ系石油会社の協定と比較しつつ、それらの提案が合理的であると反論した。マクギーはさらに、アラムコ(Aramco, サウジアラビアの石油利権を有していたアメリカ系石油会社)に対するサウジアラビア政府の利益折半要求を指摘し、他の中東諸国におけるその反響について警告した。彼はこの新たな状況が「追加契約」を至急批准するべく、警告を発する事態であることを強調した¹⁹²。

¹⁹⁰ *FRUS*, 1950, Vol. V, Telegram from the Ambassador in Iran (Grady) to the Secretary of States, No.888.2553-AIOC/7-1350, Secret, Tehran, July 13, 1950, pp.565-567 & Telegram from the Secretary of States to the Embassy in United Kingdom, No.888.2553/7-1450, Secret, Washington, July 14, 1950, pp.569-570.

¹⁹¹ *FRUS*, 1950, Vol. V, Telegram from the Ambassador in Soviet Union (Kirk) to the Acting Secretary of States, No.888.00/9-1450, Top Secret, Moscow, July 14, 1950, pp.588-589.

¹⁹² *FRUS*, 1950, Vol. V, Record of Informal United States-United Kingdom Discussion, No.780.00/9-1850, London, September 21, 1950, pp.593-600.

しかし、イギリス側はマクギーらの見解を重んずることなく、結局「追加契約」の修正を一切認めなかったのである。AIOCはラズマーラ政権、国王と議会の多数派がイギリス寄りであることを前提に、イランの国民世論および国民戦線の議員の抵抗を容易に克服することができ、イランに自らの植民地主義的な政策を押し付けることができると信じていた。そのため、「追加契約」に対する石油特別委員会の多数メンバーの支持を獲得する作戦に乗り出した。

1950年7月、AIOCのテヘラン事務所は、石油特別委員会のメンバーのうち「追加契約」に反対であるのは、モサデクを主導とする5名の国民戦線の議員であると同社のロンドン中央事務局に報告した。報告では、この18名それぞれの性格、財産、家族などの詳細な情報について検討され、賄賂を払うことにより、モサデクのグループ以外の13名の合意を獲得できる可能性があるという結果が提示されていた¹⁹³。また、AIOCは事務局長に就任したバブラーム・シャーローフというAIOC擁護者を通して、「追加契約」の賛美およびAIOCの寛大さに関するラジオ放送を行い、いくつかの新聞社に賄賂を払って、「追加契約」を支持する記事を掲載させるなど、イラン世論を制御することに画策した¹⁹⁴。

しかし、事実上、石油特別委員会に影響を及ぼしていたのは、AIOCやラズマーラ政権ではなく、国民の支持を得ていた同委員会の5名の国民戦線の議員たちであった。彼らは、ダーシー利権契約および1933年利権契約両方の詳細な分析を行い、それらの搾取的側面を明示し、1933年利権契約が特に「利権の30年間延期」、「イラン租税の免税」、さらにイラン主権の弱体化を引き起こす「問題発生時の仲裁付託」などの条項を規定しているため、イランにとってダーシー契約よりもさらに不利であることを理論的に説明した。モサデクらは、「追加契約」は事実上イランの利益増大をもたらさず、むしろ無効と見なされている1933年利権契約に法的基盤を与えることになるため、否認すべきであると主張しつつ、AIOCを完全排除するイラン全土における石油産業国有化を提示した¹⁹⁵。

それにもかかわらず、初期計画が挫折させられたラズマーラ首相は、言論の自由を抑制しつつ、議会に圧力をかけ「追加契約」を批准させようと奔走した。国民戦線の議員はラズマーラ政権の方針に憤慨し、1950年10月12日から10月19日まで、4回に及ぶ公聴会を開催し、AIOCとイギリス政府の連携で行われていた帝国主義政策を批判する熱烈な議会討論を行った。同公聴会でも、国民戦線の議員たちは1933年利権契約の不平等条件、およびAIOCの事業上の不正を指摘しつつ、それらによってイランの政治、社会、経済が蒙っていた弊害を分析・提示した。さらに、1933年利権契約はイギリス政府の軍事的威嚇によって、レザー・シャーの独裁体制下のイランに押し付けられ、その批准にはイラン国民の意思が含まれておらず、非合法的で無効であると主張した。彼らは同時に「追加契約」の問題点を示したうえ、同追加契約の唯一の目的は、無効な1933年利権契約に法的基盤を与

¹⁹³ *Asnad-e khane-ye Seddon*, From AIOC Tehran to AIOC London, July 2, 1950, pp.251-255.

¹⁹⁴ *Ibid.*, AIOC Tehran Information Office to AIOC London, From AIOC Report on the Company's Public Relation Activities in Iran, March 14, 1951, pp.48-54.

¹⁹⁵ 石油特別委員会の第1回から24回議会議事録、In: *Ketab-e Siyah*, Vol.1, pp.47-386.

えるだけだと批判した。しかし、公聴会の最後に「追加契約」を支持するラズマーラ内閣への不信任案が取り上げられた際、多数派議員は沈黙作戦を採択し、白票を投じたのである¹⁹⁶。この沈黙作戦はラズマーラ政権の存続を可能にしたが、多数派の議員がモサデクらの主張に対して反論できず、ラズマーラ政権に信任票を投じることができなかったという意味であり、議会のラズマーラ政策からの離脱を告げることでもあった。

石油特別委員会の中で、5名の国民戦線のメンバーは石油国有化の決議を提案したのだが、国王支持者のジャマール・イマーミがリーダーをしていた残りの13名は、委員会のこの段階における任務が「追加契約」の審議のみであり、その後の方策に関して別の議論が必要であるという理由で、国有化の提案を認めなかった。それにもかかわらず、「追加契約」の条件について、両グループの見解が統一していたので、1950年11月25日、石油特別委員会は同契約の否認決議を採択した¹⁹⁷。

その後、アチソン米 국무長官はベヴィン英外相宛に送付した書簡を通して、前述のロンドン会議でマギーによって出された提案を再度提示し、アラムコとサウジアラビア政府との交渉が合意に至る前に、AIOCがイランとの紛争で妥協的な解決策を採るように求めた¹⁹⁸。しかし、イギリス側は、ラズマーラ首相およびイギリスや国王寄りの議員によって石油特別委員会の決議が議会で否定されるだろうと楽観的な見通しを持っていた。

ラズマーラ首相は国民戦線を支持していたイランの世論、および中東における石油秩序の変化を考慮せず、「追加契約」を支持し続けた。彼はモサデクらの社会的支持基盤を崩すことに向かって、前述の国王暗殺未遂事件を契機に制定されたプレスコントロールの規則を最大限利用し、政府を批判していた国民戦線の機関紙や他の自由派の新聞を発行停止にさせ、政治と社会とのアクセスを遮断することを画策した¹⁹⁹。

それに対して、国民戦線の議員たちは1950年12月3日から、議会演説を通してイランの自由を束縛していたラズマーラ政権に対する批判攻撃を行ってきた。自由派のプレスに対するラズマーラ政権の圧力はあまりに強烈であったため、議会の多数派でさえもそれを批判し、抗議を行った²⁰⁰。こうした闘争は後に述べるように、結局プレス規則の廃止につながったのである。

1950年12月10日、石油特別委員会はついに「追加契約」に関する報告を議会に提出した。この報告では、「追加契約」の検討過程が述べられたうえで、それに関する同委員会の決議を以下のように提示した。

石油特別委員会は […] 様々な検討と交渉を行った結果、「サエッド・ガス追加契約」

¹⁹⁶ 1950年10月12日、15日、17日、19日付議会議事録、In: *RRKSI*, 6th year, No.1657, October 30, 1950 & No.1676, November 21, 1950 & No.1656, October 29, 1950, No.1658, October 31, 1950 & No.1659, November 1, 1950 & In: *Ketab-e Siyah*, Vol.1, pp.387-583.

¹⁹⁷ 1950年11月25日付石油特別委員会の第22回会議議事録、In: *Ketab-e Siyah*, Vol.1, pp.348-364.

¹⁹⁸ FO.371/91521, Franks to Foreign Office; Acheson's Message to Bevin, November 29, 1950.

¹⁹⁹ *Ketab-e Siyah*, Vol.2, pp.13-22.

²⁰⁰ 1950年12月3日&21日&24日&26日付議会議事録、In: *Ketab-e Siyah*, Vol.2, pp.22-83.

がイランの利権回復には不十分であると判断し、それに対する反対の意を表明する²⁰¹。

こうして、石油特別委員会における「追加契約」の承認を目指したイギリス政府、AIOCとラズマーラ政権それぞれの試みが粉碎され、同委員会は全員一致という形で、「追加契約」を否決したのである。この実態に直面したラズマーラ政権は、議会における同契約の可決が不可能であると察知し、「追加契約」の法案を撤回する作戦に乗り出した。従って、12月26日、財務大臣のゴラームホセイン・フルハルは議会演説を通してAIOCを支持し、石油国有化を主張する国民戦線を猛烈に批判したうえで、「追加契約」の法案を撤回した²⁰²。実際、ラズマーラ政権が同法案の撤回を画策したのは、とりあえずその否決を避け、後に同法案を新たな形で再度提起し、通過させるためであった。

しかし、フルハルの発言と行為は議会およびイラン社会の迅速かつ強烈な反発を招いた。その3日間後、国民戦線の支持者および大学生が大きなデモを起こし、そのデモを通してフルハルを非難すると同時に、石油国有化がAIOCのイラン搾取を終焉させる唯一の方法であると宣言した²⁰³。

かかる間に、ラズマーラ政権とAIOCをさらに困難な状況に追い込む出来事が浮上した。それは、12月30日にアメリカ系石油会社とサウジアラビア政府の間で、利潤折半原則に基づいて締結された新石油協定のことであった。この事態は議会において反対少数派の国内外での立場を強化したのである。

1951年1月4日、議会内の反発は、少数派議員の尽力によって、議会におけるフルハル財務大臣の発言は非国民的であると見なし、それを無効とする議定書が批准されるに至った。さらに、国民戦線の議員たちはこうした状況を好機と見て、同日、プレス規則廃止法案を提起し、この法案は3回の審議会を経た結果、1月9日に可決された²⁰⁴。

こうして、国民戦線の議員たちはプレス制御規則を廃止させることにより、ラズマーラの独裁的政策に歯止めをかけるとともに、政治と社会との断絶を阻止し、自らの社会的支持基盤を確たるものにした。フルハルに対する議定書の批准については、石油委員会の後の企画につながる巧みな作戦が練られていたと考えられる。つまり、ラズマーラ政権は非国民的であると国民世論をさらに喚起させることで、同政権の支持基盤を削ぎ、石油対策のイニシアチブを握ろうとしていたのである。

3日後の1月11日、石油委員会は「追加契約」の撤回におけるラズマーラ政権の画策を粉碎する法案を議会に提起し、その迅速な可決を求めた。その内容は以下の通りである。

議会は「サエッド・ガス追加契約」をイラン権利回復に不十分であると見なしてい

²⁰¹ 1950年12月10日付議会議事録、In: *RRKSI*, 6th year, No.1700, December 20, 1950.

²⁰² 1950年12月26日付議会議事録、In: *RRKSI*, 6th year, No.1710, January 3, 1951.

²⁰³ M. Elm, p.73.

²⁰⁴ 1951年1月4日&7日&9日付議会議事録、In: *RRKSI*, 6th year, No.1718, January 11, 1951 & No.1720, January 14, 1951 & No.1721, January 15, 1951.

る石油特別委員会の報告を承認・可決したうえで、1947年10月の「イラン権利回復法」を実施するため、2週間以内に提示される議員たちの様々な提案を考慮し、石油問題に対する政府の任務を決定する報告書を作成し、議会に提起することを石油特別委員会に任命する²⁰⁵。

イラン世論の圧力に圧倒されていた議会は、直ちに同提案をめぐる審議を行い、同日多数決でそれを即時可決した²⁰⁶。石油特別委員会はこの作戦によって、石油問題の解決策に関するラズマーラ政権の権限を剥奪し、同委員会の決議を実施すべき立場に追い込んだのである。

その後、議員たちは石油特別委員会の要求に応じて、1961年に満期終了となるダーシー利権契約への回帰や利益折半に基づく新契約の締結などの提案を提示した。だが、結局取り上げられたのは、1950年12月24日に提示されたモサデクなど国民戦線の同志達の提案、すなわちイラン全土における石油産業の国有化であった²⁰⁷。

1951年1月末、アヤトラー・カシャニの呼び掛けに応じて、1万人のテヘラン住民が当時マスジド・シャーと呼ばれていたモスクに集まり、石油国有化を支持するデモを行った。このデモで、イラン社会に影響力が強い数人の高位聖職者が演説を通して、石油国有化を支持することがイランのモスリム（イスラム教徒）全員の宗教的義務であると強調した²⁰⁸。

一方、アメリカ国務省はイラン石油国有化を回避しないイギリス側の消極的姿勢が中東全体における西側の権益を危機にさらす可能性があるかと懸念を抱いていた。そのため、1951年2月、中東およびギリシアにおける英米の関係を検討するため、現地駐在のアメリカ政府の代表たちの間で開催された会議で、イラン・イギリス間石油紛争も議題に取り上げられた。マギーを司会者とした同会議では、イラク石油会社（Iraq Petroleum Company）およびAIOCというイギリス系石油会社が行ってきた現地政府に対する植民地的な方法の継続は、外国会社の事業に対する反感をもたらすと強調された。さらに、同会議はイギリス政府が現地安定化の必要不可欠性に関して、アメリカと同意見であるにもかかわらず、同政府の代表たちは事実上、イギリス系石油会社が同政策に適合した形で行動することを保障できないことを批判した。会議はAIOCの政策がイランにおける共産主義のコントロールに対する障害となっている結果を提示し、イギリス政府はAIOCの主要株主として、同社の政策変更に向けて、影響力を発揮すべきであるという見解を表明した²⁰⁹。

石油国有化が差し迫った事態に直面したイギリスは、アメリカの圧力の下で、従来の姿勢を変えざるえない状況に追い込まれた。結局、1951年2月23日、利潤折半原則に基づ

²⁰⁵ 1951年1月11日付議会議事録、In: *RRKSI*, 6th year, No.1723, January 17, 1951.

²⁰⁶ *Ibid*

²⁰⁷ 1951年2月3日付石油特別委員会の第27回会議議事録、In: *Ketab-e Siyah*, Vol.2, pp.170-197.

²⁰⁸ E. Sutton, p.204.

²⁰⁹ *FRUS*, Vol. V, 1951, The Near East and Africa, Washington: 1982, Government Printing Office, Conference of Middle Eastern Chiefs of Mission, Istanbul, February 14-21, 1951, pp.60-71.

く新契約の締結という AIOC の意志をラズマール首相に伝えた²¹⁰。ラズマールは石油国有化に対して高揚していた国民の関心を逸らし、利潤折半原則に基づく法案の可決を可能にする布石を敷くべく、AIOC の上記意志をいったんは公開しないようにした。彼は専門家からなる委員会を設置し、石油国有化が悲惨な結末を伴うという結論に至るような分析を命じた。1951 年 3 月 3 日、ラズマールは石油特別委員会の会議に出席し、専門家委員会の見解を基に、技術・資金の不足や運搬施設の欠如などというイランが直面する問題を考慮すれば、石油国有化が実現不可能であると主張した。彼はさらに、前述のように無効と見なされていた 1933 年利権契約に基づいて、国有化は法的にも実践不可能なものであるとした²¹¹。

しかし、ラズマール首相の上記戦略は逆効果をもたらした。石油特別委員会におけるこの発言が公開された後、彼の主張はイギリス帝国主義を擁護する反動的イメージを強化し、国民の反感をかえって強固なものにしたのである。結果、1951 年 3 月 7 日、彼はついにフアダイヤン・イスラム機関（イスラムへの献身グループ）の一員であったカリエール・タフマセビーによって、暗殺された。

翌日の 8 日、石油特別委員会は石油におけるイラン権利を回復する唯一の方策として、イラン全土における石油産業の国有化を多数決で決議した²¹²。そして、3 月 15 日、以下のようにこの報告を議会に提出した。

石油委員会に提示された提案のうち、イラン全土の石油産業国有化に関する提案が同委員会によって検討された後承認されたが、この原則を実施する施策を検討する時間がないゆえ、委員会が 2 ヶ月の延期を議会に要求する²¹³。

当日、議会は多数決で石油特別委員会の決議を可決するとともに、その期間の延期をも承認した。

²¹⁰ FO.371/915223, Shepherd to Razmara, February 23, 1951.

²¹¹ 1951 年 3 月 3 日付石油特別委員会の第 34 回議会議事録、In; Ketab-e Siyah, Vol.2, pp.270-294.

²¹² 1951 年 3 月 8 日付石油特別委員会の第 37 回議会議事録、In; Ketab-e Siyah, Vol.2, pp.351-356.

²¹³ 1951 年 3 月 15 日付議会議事録、In; RRSKI, 7th year, No.1785, April 7, 1952.

第3章

イギリスの対イラン植民地主義的政策とモサデク政権樹立

前章で論じてきたように、石油国有化法案が議会で審議にかけられた際、その可否をめぐるイラン社会・政治の対立勢力間闘争が、議会に圧力をかける形で行われたのである。イギリスは直接的に、あるいは傀儡化していたイラン国王を通して、イギリスとイラン独裁王制に利害が一致した議会多数派議員に圧力をかけ、法案の否決を要求した。他方、イラン社会諸勢力は穏健派が国有化支持のデモを起こすこと、および過激派が石油紛争でイギリスを擁護する政治家を暗殺すること等で、議会多数派の反動的議員の何割かを国有化政策に同調させようとした。結果、議会に対するイラン社会諸勢力の影響は、それに反対するイギリス側と国王側の影響をはるかに超越し、1951年3月の第16期イラン議会の上院・下院両方とも、多くの者の意思に反して、多数決で同法案を可決したのである。

国有化法案可決を回避することができない事態に遭遇したイギリスとAIOCは、今度は、その実行を阻止する方策を採択した。この方策こそは、新旧植民地主義に準拠した米英間権力闘争がイランを舞台に繰り広げられる原因となり、第二次大戦後のイランの政治・社会変動の起点ともなったのである。それは現在に至っても尾を引いている問題である。以下で、そのことを説明しよう。

イギリスはAIOCの石油利権を剥奪するイラン石油国有化法の実行を阻止するべく、ペルシア湾付近に軍を派遣した。一方アメリカは、旧植民地主義への回帰となることを懸念し、このイギリスの介入策に反対した。米英間の権力闘争がこうしてイランを舞台に繰り広げられ、モサデク政権の樹立につながった。本章ではこの過程を描き出す。

第1節 イラン石油国有化政策に対する英米間の見解の相違

1951年3月20日、イギリス外務省においてイラン石油国有化問題を検討するために、臨時会議が開催された。会議参加者たちの中には、燃料・エネルギー省からのサー・ドナルド・フェルグーセン (Sir Donald Fergusson)、大蔵省からのサー・H・ブリテン (Sir H. Brittain)、イギリス銀行からのC.E・ルームブ (C.E. Loombe)、海軍本部からのサー・ジョン・ラング (Sir John long)、国防省からのサー・H・パーカー (Sir H. Parker) と空軍元帥のG・H・ミールズ (G. H. Mills)、そして外務省からのロード・ヘンダーソン (Lord Henderson) とサー・ヴィリアム・ストロング (Sir William Strang) 等が含まれていた。そこでは、イラン石油利権の喪失でイギリスが蒙る損失についての議論がなされた。同会議における主要な議論は、イギリスがもしAIOCの石油利権を喪失すれば、国内の石油不足を他の油田から購入するため、数百万ポンドという巨額な資金を払わざるをえないということであった。大蔵省はその結果として、イギリスに金融危機が生じるという懸念を明示した。また、海軍本部からのサー・ジョン・ケントは海軍本部が年間200万トン、すな

わち自らの必要な燃料の 85%を AIOC から有利な価格で入手していることを指摘した。国防省にとって重要なのは、この情勢の中で西側が勝つ見込みのある戦争を行う力があるか、ということであった。ともかく、この会議でイギリスがイランの石油国有化に対して取るべき 2 つの方針が合意された。その 1 つ目は、イギリス政府が AIOC とイランの間の問題に関与すべきだということであった。2 つ目は、イラン石油国有化を阻止するため、アメリカと共同戦線を張るべく、アメリカとの交渉を始めることであった²¹⁴。

要するに、この会議ではイギリスは自国の利益を確保するため、資源国有化というイランの主権を旧帝国主義的な政策で剥奪することを企て、その方針の下、イラン石油国有化を西側世界全体の問題として提示し、アメリカからの協力を得ることを目指したのである。

1951 年 3 月 9 日、穏健的政策を採っていたアーネスト・ベヴィンの辞任後にハーバード・スタンリー・モリソンがイギリス外相に任命された。彼は AIOC 国有化阻止のためには、軍事力の動員をも念頭においていた。モリソンは必要に応じてイラン油田地域への軍事介入を準備するため、中東への軍隊派遣を提案した。国務省はその措置を実行するにあたって、直ちに検討に入ることを受諾したのである²¹⁵。

それと並行して、イギリス外務省にとって最も緊急な政策は、イギリスが《合理的》に交渉することができるような政権をイランに樹立することであった。具体的には、当時のアラ首相を更迭し、アングルフィル（イギリス支持者）で有名な人物、セイイド・ジアの首相任命を国王に要求することであった。さらに、イギリスが過激派と見なした国民戦線によって牛耳られていた議会の解散を国王に求めようとした²¹⁶。

イギリス外務省の上記政策は、実際、イランへの内政干渉により、イギリスに従属する「外見的立憲制」を復興させるというものであった。しかし、その政策はもはや実施不可能だった。なぜなら、当時のイラン立憲君主制憲法ではそのような権威が国王に与えられてなかったし、国民戦線議員を通して政界と民衆の相互アクセスが形成されていた当時のイラン情勢の中では、国政における国王の超憲法的介入はもはや許されなかったからである。したがって、国民に奪われた議会を再度従来型の独裁王制の中に包摂させ、国民の政界へのアクセスを遮断するためには、軍事的介入が必要だとされ、この政策も最終的決着策として、イギリス側には考えられていたのである。

イラン石油国有化に対するイギリス政府のこのような植民地主義的な見解は、イギリス政府の政策のみに留まっておらず、イギリスのマスコミでも同様な見解が表明されていた。イランに対するイギリスの植民地的主義的な眼差しを明確に示したのは、1951 年 3 月 24 日付けのエコノミスト誌であった。その雑誌はイラン議会で石油国有化法案が可決された数日後に、以下のような見解を載せていた。

テヘランの熱狂的な雰囲気から距離をおいたより冷静な知性に基づく提案と決定は

²¹⁴ FO371/91525, Record of meeting held at F.O., Top Secret. Mar.20,1951.

²¹⁵ FO.371/91525, Record of meeting held at F.O., Top Secret. March.20,1951.

²¹⁶ FO.371/91525, Record of meeting held at F.O., Top Secret. March 20,1951.

このように潰され、無益で時代遅れなものとなった。この理由で、全てのイスラム教徒同様、イラン人が力と強さを尊重するならば、アバダン近辺のペルシア湾で1、2隻の海軍艦艇の遊弋が有効であるかもしれない。イギリス政府は状況がさらに緊迫化した場合に備えて、イラク近辺のイギリス空軍基地（RAF）を強化しておくのがいい。ナショナリストのウィルスが驚くべき速さで中東地域に広がっている。[...] イランの行動の影響はすでにイラクで明らかである。油田没収の動きは勢いを増しているのだ。カイロではエジプト人政治家のグループがスエズ運河の没収を望んでいる。[...] もし、イランがアングル・イラニアン石油会社を没収すれば、中東の他の政府もすぐにそれをモデルとするだろう²¹⁷。

エコノミストのこの記事では、イランにおける植民地的石油利権を保持するため、イギリス政府と AIOC が連携してイランの民主政権樹立を阻止していたことが隠蔽されている。逆に、イギリスのイラン内政干渉を払拭し、民主政権樹立を目指した国民戦線議員の石油国有化政策を、中東における西側全体の権益を脅かす過激なナショナリズムとして描写している。このような発言は実際、イラン・ナショナリズムに反する西側の世論を喚起させることによって、イギリスの対イラン軍事介入を正当化し、西側、特にアメリカからの協力を求めるものであった。

また、繰り返し述べたように、国民戦線は AIOC の植民地主義的活動がイランにおける社会的問題、経済的困窮と政治的腐敗の源泉であると主張し、それをイランから排除すべき理由として提示していた。それに対して、イギリスのマスコミはイランにおけるそれら深刻な問題が AIOC の活動とは無関係であると見せかけるプロパガンダを行った。ロンドンタイムズはイラン支配層における愚行、貪欲、および判断能力の欠如をイラン問題の原因としていた²¹⁸。さらに、エコノミスト誌はイラン・ナショナリストがこの記念碑的なスケープゴート（Monumental Scapegoat）の機会を利用し、3億5千万ポンドを超えるイギリス資本が投資された資産を奪いたいのだという主張を掲載した²¹⁹。

しかし、アメリカが想定していた戦後世界秩序の観点から考えると、同国はイラン石油国有化政策に対する上記イギリスの旧植民地主義政策に賛同することなく、むしろそれを阻止すべきであった。

アメリカは第一次世界大戦中の兵器廠の役割と戦後のヨーロッパ資本主義の復興に貢献することで債務国から債権国に変わり、一流の帝国主義国になった。そして、第二次世界大戦と戦後の過程で他の帝国主義国との格差を大きくし、経済的・金融的にも、軍事的にも最強の帝国主義国となった²²⁰。

²¹⁷ *Economist*, March 24, 1951, p.671.

²¹⁸ *The Times London*, March 22, 1951.

²¹⁹ *The Economist*, April 21, 1951.

²²⁰ 杉江栄一、「現代帝国主義の支配体制——発達した資本主義国の従属をめぐって——」『国際政治』49号（1973年10月）：77頁。

アメリカは第二次世界大戦後に、各植民地において勃発した独立運動を支援した。だが、それは帝国主義の終焉を意味するわけではなかった。堀中によれば、「植民地体制の崩壊という過程が、アメリカの覇権を確立するためには不可欠のものであった」のである²²¹。また、堀中は、「アメリカは支配世界体制を作り上げていくためには、それを阻む植民地体制はむしろ崩壊せねばならなかった」と述べている²²²。つまり、アメリカによる植民地体制崩壊は、植民地諸国の開放のためでなく、ヨーロッパ列強の勢力を衰退させ、二つの大戦によって獲得した経済的、軍事的、政治的優越を永久化する戦後世界秩序を構築するには、必要不可欠であった。換言すれば、ブロック勢力に基づく旧植民地体制の存続は、アメリカの植民地諸国へのアクセス制約、およびヨーロッパの覇権国の再登場という、アメリカの優位性を危機にさらす懸念を内包していたため、崩壊せねばならなかったのである。

ところが、このような旧植民地政策崩壊とそれに伴うヨーロッパ列強の衰退は、資本主義体制を危機に陥らせることになる。なぜなら、戦後、アジアにおいて民族解放運動が次々と勃発し、同時に共産主義体制も拡大しつつあったからである。杉江によれば、そのような危機に対して「アメリカは、社会主義、民族解放運動および革命運動に対して資本主義を維持し再編するための闘争に全資本主義世界を動員し、みずからその先頭に立ち、その指導者になった」ということである²²³。また、ホマユン・エラヒも、共産主義の台頭と資本主義体制の崩壊に対するアメリカの懸念について、以下のように述べている。

戦後における民族解放運動の高まりと共産主義拡大に対し、アメリカはやむを得ず自らのライバルであったヨーロッパおよび日本の経済復興を援助しなければならなかった。このアメリカの行動は矛盾を伴っているが、アメリカが自らの優位を維持するには、資本主義体制の維持を必要としていた。このように、アメリカには二つの選択肢しかなかった。資本主義体制を救うために、他の帝国主義諸国を援助し、将来の競争の危険を認めるか、植民地の本当の開放と独立の危険および共産主義拡大の危険を認めることであった。アメリカは目前に迫っていた二番目の危機に対処し、一番目のリスクを放置した²²⁴。

だが、このアメリカの懸念は新帝国主義に基づく世界秩序の中における従属体制によって払拭されることになる。杉江は、「世界革命過程に対する帝国主義の闘争と結びついたアメリカ帝国主義の資本主義世界という一般的基礎のうえで、帝国主義の戦後体制のもうひとつの、しかもかなり基本的な特徴は、ヨーロッパを始めとした先進国資本主義国が、圧倒的に強大なアメリカ帝国主義に、経済的・金融的に、あるいは軍事的・外交的に、多か

²²¹ 堀中浩、「現代資本主義についての一考察——新植民地主義をめぐって——」『明大商学論叢』75巻、2・3・4号（1992年9月）：44頁。

²²² 堀中（1992年9月）：44頁。

²²³ 杉江（1973年10月）：75頁。

²²⁴ Elahi, Homayoun, *Shenakht-e Mahiyat va Amalkard-e Amperializm*, Tehran: Ghomes, 1383, p.55.

れ少なかれ従属するという事態が生まれたことである」としている²²⁵。資本主義体制を維持したいがためのアメリカによる先進資本主義国の経済復興援助は、アメリカと当該国との主従関係の下に行われたのである。

このように、アメリカ帝国主義を頂点とする支配と従属関係において旧植民地支配陣営が復活、発展したと言えるだろう。換言すれば、資本主義世界が強大なアメリカ帝国主義の従属と指導に再編・強化されたのである。そして、このようにして資本主義世界の内部が変化したのである。

資本主義世界においては、アメリカ帝国主義および旧植民地支配諸国と、後進国および旧被植民地諸国という二項対立が再形成され、後者では依然として搾取・略奪が行われている。ただし、新帝国主義は、旧植民地主義時代とは異なり、圧倒的な資本蓄積や技術的発達によって植民地領有の必要性がない段階に辿り着き、後進国との金融的、産業的格差、しかも植民地時代に植民地の社会、経済機関に起こした変化により、搾取・略奪ができるようになったのである²²⁶。

要するに、戦後における植民地体制の崩壊は帝国主義および植民地主義の終焉を意味するわけではない。むしろ、それは植民地主義の現代的段階、いわゆるマグドフが述べる「imperialism without colonies」(植民地なき帝国主義)へと移行したのである。これこそ、アメリカが考えた戦後世界秩序であり、その構築に向けて、アメリカは旧植民地主義体制の打倒、共産主義拡大の阻止、および自らの主導下における資本主義陣営を強化させ、植民地諸国をそれに編入することを強化することを企図した。アメリカのこれらの目論見は全て、イラン・イギリス間石油紛争の中に集約されたのである。

1951年3月17日、アメリカ国務長官アチソンから在イラン米大使館宛に送られた書簡で、イラン・イギリス間石油紛争に対するアメリカの政策が明らかになる。以下のように描写されている。

アメリカは基本的に国有化に好意感を持っていないにもかかわらず、公正な賠償金が迅速に支払う条件で、国有化を各国国家の主権として認める。[...] 国務省は現在 AIOC の国有化には反対ではない。なぜなら、反対姿勢は現状において、恐らくアメリカおよび西欧の政治的立場を危機にさらし、イランがソ連有利に失われる可能性がある。[...] 我々はイギリスが 1933 年の戦略 [軍事威嚇] を採択しないように尽力する。[...] イラン人は今まで国有化の施策をさほど理解していないため、AIOC は 2 ヶ月で、未来の正当な予測および新政策の採択によってイランにおける同社の活動の継続を保障しなければならない。例えば、石油国有化に対する AIOC の頑固な対抗で生じる、同社スタッフの強制退去を回避させるため、AIOC による独占的運営を避けるべきであ

²²⁵ 杉江 (1973 年 10 月) : 77 頁。

²²⁶ Harry. Magdoff, *Imperialism without Colonies*, Monthly Review Press, 2003, p.108-9.

る²²⁷。

さらに、アチソンはマギー宛に送付した書簡で、イギリスがイラン石油問題に対して 1933 年の戦略を採る可能性に対して、国務省の深刻な懸念を表明した²²⁸。

これらの書簡では、反共政策、旧植民地主義体制の崩壊、西陣営におけるイランの確保という新世界秩序に基づくイラン・イギリス間石油紛争に政策が盛り込んでおり、イランに対するイギリスの軍事的介入を阻止すべきであることが、特に強調されている。

実際、石油国有化に対して、AIOC を確保しようとしたイギリスの対イラン軍事介入は、1921 年締結のイラン・ソ連間不可侵条約の第 6 条²²⁹を考慮すれば、イランへのソ連の出兵も可能とし、英ソによるイランの勢力圏分割につながる可能性があった。従って、イランに対するイギリスの軍事的介入は、旧植民地主義的体制への回帰の一環であったと同時に、共産主義拡大の危機を孕んでいたのである。

イギリスによって、ソ連と共にイランを勢力圏に分割したとしても、AIOC の独占的利権を保持しようとした。しかし、上述のように、同政策はアメリカのヘゲモニーに反するものであったため、許されることはなかった。アメリカによるイギリスの対イラン勢力の牽制は、石油国有化の実施によるイランの政治的・経済的自立を目指したモサデク民主政権を樹立させ、石油国有化の実施によって自立した政治・経済体制を構築するチャンスを与えたのである。以下でそれについて論じることにする。

第 2 節 イランへの軍事介入の正当化を目指したイギリス側の謀略

1951 年 3 月、イラン・イギリス間の石油紛争が緊迫化していた中で、AIOC はイラン南部の油田地域を不安定化させる行為に出た。それは明らかにイギリス政府の対イラン軍事戦略と同調したものであり、イラン石油国有化法に対して意図的に採択された措置であったことに他ならない。というのは、AIOC はイラン油田地域に混乱を巻き起こすことにより、イギリスが石油国有化に対して考えた軍事介入策を実践できる口実を生み出そうとしたのである。それでは、それは何であり、いかなる結末を迎えたのであろうか。

1951 年 3 月 16 日、AIOC はいくつかの特定地域における石油会社のイラン人労働者の生

²²⁷ *FURS, 1952-1954. Iran, Vol.10, 1952-1954* (1952-1954), The Secretary of State to Embassy in Iran, Telegram, No.2553.888AIOC/3-1751, Secret & Priority, Washington: March 17, 1951, pp.25-26.

²²⁸ *FURS, 1952-1954. Iran, Vol.10, 1952-1954* (1952-1954), The Secretary of State to Embassy in Egypt, Telegram, No. 788000/3-2851, Top Secret&Priority, Washington: March 28, 1951. pp.26-28.

²²⁹ 序論で述べたように、同条約は「イラン・ロシア友好協定」(Russo-Persian Treaty of Friendship)と呼ばれ、その第 6 条では次のことが規定されている。もし第三国が軍事介入によって、イランに侵害政策を行使すれば、或いはイラン領土を対ロシア軍事攻撃の拠点として利用しようとするれば、或いはある外国勢力がロシアやその同盟国を脅かせば、もしイラン政府がそれを駆除できなければ、ロシア政府が自己防衛上に必要な軍事措置を採るため、イラン領土に出兵する権利を持つ。ロシア政府は脅威が排除された後、直ちにイランから軍隊を撤退することを約束する。典拠；Zargar, Aliasghar, *Tarikh-e Ravabet-e Siyasi-ye Iran va Englis dar Doreye Reza shah*, Trans. Kave Bayat, Tehran: Parvin-Moin, 1372, p.80.

活手当を削減すると宣言した。労働者はそれに対して反応し、1951年3月22日から長期間に及ぶ抗議デモを実施した。AIOCはそれを非合法デモであると宣言し、労働者の要求を拒否した。デモに対するAIOCのこの対応は、他の地域の石油労働者、学生などの反発を招き、反石油会社デモが直ちに全油田地域に拡大したのである²³⁰。このデモは当初、社会的秩序を乱すことなく、整然としたものであったが、それに対するイラン政府、AIOC、イラン共産党（トゥーデ党）とイギリス政府の対応によって、暴動に発展した。

1951年3月26日、アラ政権は労働者の要求が正当であるか否かを検討することなく、直ちに戒厳令を布告し、デモ参加者を鎮圧するため武力行使に乗り出したのである²³¹。その2日後、つまり28日にイギリス政府もアバダンにおけるイギリス施設を守るため、フリゲート艦3隻をペルシア湾のアバダン近辺に派遣したと宣言した²³²。

イギリス政府のこうした軍事的脅威に対する抗議として、翌日の29日にアバダンで1万人を越える大規模なデモが起きた。イラン軍隊はそのデモ隊と衝突し、武力でそれを鎮圧した²³³。しかし、アラ政権の鎮圧対策は治安を確保することができず、むしろ労働者間の更なる結束を招き、デモが広範囲にわたる暴動に変貌する原因となったのである。エテラアート紙（イランの新聞）は1951年3月31日付けで、当初労働者による穏やかなデモがアラ政権の対応策によって暴動に変貌したことについて次のように述べている。

デモは当初、社会秩序を乱すまでには至らなかった。ところが、アラ政権は石油会社が採択した非合法的決定を撤回させるどころか、むしろ労働者を戒厳令体制下で武力をもって鎮圧しようとし、その指導者を逮捕し、追放しようとした。それゆえ、流血事件が生じ、イラン人数名とイギリス人3名が殺されたのである²³⁴。

デモはこうして、鎮圧部隊と人々との衝突の中で継続し、3名のイギリス人が殺されるまで、現地情勢を乱したのである。これこそ、イギリス側が望んでいたものであった。すなわち、アラ政権がデモに対して講じた措置は、油田地域に不安定をもたらしたゆえ、その地域を占領しようとしていたAIOCとイギリス政府の画策と同調することになったのである。

AIOCは一方で、その暴動を激化させる扇動行為を行っていた。1951年4月14日に、同問題に関して行われた議会討論で、マッキー議員は「AIOCが自らのエージェントを通して、30トン爆発物を労働者に配布した」と発言し、他の議員もそれを承認した記録が残されている²³⁵。

また、当時イラン外務省の諜報部長、アンサーリによれば、AIOC自体はデモ参加者の労

²³⁰ *Etela'at*(紙). April 21, 1951.

²³¹ 1951年4月17日付議会記録、モサデクの演説(Makki, *Ketab-e Siyah*, Vol.2, p.100-103に掲載)

²³² FO371/91542. Foreign Office, Minute by Rothine, March.29,1951.

²³³ Vaziri, p.212-213.

²³⁴ *Etela'at*(紙), March 31, 1951.

²³⁵ 1951年4月24日付議会記録、マッキーの演説、In: Makki, *Ketab-e Siyah*, Vol.2, p.97.

働者を煽ったことが明らかであるという。アンサーリは 1951 年 4 月 17 日にイラン外務省で行われた外国記者会見で、油田領域における暴動の原因が労働者の給料を削減した石油会社の行為にあると強調したうえで、デモにおける AIOC の陰謀について以下のように述べた。

イラン王国政府当局に報告された情報に基づいて、石油会社内部にデモ参加者を扇動・挑発し、デモ拡大に加担するための様々なエージェントが存在する。デモ参加者を扇動させるために配布された様々なビラですら、石油会社の印刷所で作成されたものである²³⁶。

AIOC は暴動の拡大・激化に加担することによって、現地の治安回復に向けて奔走したイラン政府の鎮圧部隊を頓挫させることを意図した。そして、同時にイラン政府が暴動に対して AIOC の安全を確保することができないことを訴えつつ、イギリス軍の助けを要求したのである。イギリス軍もそれに応え、在イランイギリス人の命、およびその施設を守ることを口実に、油田地域の占領を企てた。

かかる間に、イラン国内にイギリス側の上記策略と関連するような事件が発生した。すなわち、イラン油田に接しているファルス州の武器倉庫において大規模な爆発が生じ、イラン国軍の膨大な武器が破壊された。マッキーは当時の様々な情報に基づいて、同事件は偶然に発生したわけではなく、イギリスの事前計画に基づく陰謀によって生じたと主張している。彼によれば、同事件はイラン国軍を弱体化し、油田地域を占領するイギリス軍からの攻撃に対して対抗できないように防御を解体させる目的で、イギリス人の工作によって生じたというのである²³⁷。

この説は陰謀論的に過ぎると考えられるかもしれないが、アメリカとの対立（後述する）に遭遇し、当初の意図が挫折した後に最後の手段として実施されたイラン油田地域占領というイギリス政府のシナリオで考えると、十分説得力があるのではないだろうか。

それはともかく、油田地域の混乱によって、もう一つの重要なファクターが付け加えられた。というのは、イラン南部における危機は、英ソによる対イラン勢力圏均衡政策への回帰につながる可能性をもたらしたからである。前述のように、第二次世界大戦後、ソ連はイラン北部石油利権獲得に挫折したことに伴い、イランにおける直接的な影響力を失っていた。しかし、イギリスによるイラン南部占領が実現した場合、それはソ連が 1921 年イラン・ソ連不可侵条約に基づいて²³⁸イラン北部に出兵し、勢力を取り戻す口実ともなりえたのである。それゆえ、イラン南部の混乱状態はソ連にとって望ましい状況であるといえた。したがって、マッキーが述べるように、ソ連従属のイラン・トゥーデ党は、そのデモ

²³⁶ *Asnad-e Naft*, pp.53-55.

²³⁷ Makki, *Ketab-e Siyah*, vol.2, p.113-115.

²³⁸ この条約によって、第三国軍がイランに攻撃した場合、もしイランが自力でそれを撃退できなければ、ソ連に同脅威が退けられるまでイラン領土に出兵する権利が与えられている。

を反帝国主義運動として賛美し、テヘランから同政黨員を現地に派遣することなどによって、扇動行為を行い、それを激しくさせるのに加担したのである²³⁹。

こうして、トゥーデ党は反帝国主義スローガンを唱えながら、実践のレベルでは国民戦線の方針に反し、結果としてイランにおける英ソの植民地主義的勢力を拡大する路線に沿って活動を行った。換言すれば、トゥーデ党はイギリスによるイラン南部占領を許すまで、イランへのソ連勢力の復活に奔走したのである。これはまさに英ソ両国の対イラン勢力均衡政策と一致したものであった。また、トゥーデ党が油田地域デモに関与したこと自体は、デモを共産主義に結び付けたイギリス側によって利用された。イギリス側はそうすることで、イランにおける共産主義革命に対する西側、特にアメリカの懸念を喚起させ、イランへの軍事介入を反共対策として、さらに正当化することを図ったのである。そういう意味で、「ノースクロフト、AIOCのイラン駐在代表（E. G. D. Northcroft, 1946年から前任者ライスに代わってAIOCのイラン駐在代表に就任）は、デモが共産主義者から直接に命令を受けるプロパガンダ活動者によって生じたものであると表明した」²⁴⁰。

こうして、イランにおける勢力圏秩序の復活を伴う英ソの軍事介入が実施されるような情勢が差し迫ってきたのである。それはつまり、イラン石油国有化を阻止することだけに留まらず、むしろ、モサデクによって打ち出された「否定的均衡政策」を突破し、イランにおける英ソの従来型の介入（ロシア革命以前の勢力圏形成）につながってくるものであった。

ところが、緊迫化した情勢の中で、モサデクは1951年4月17日の議会演説で、AIOCの政策とアラ政権の戒厳令対策を非難したうえで、フーゼスタン州におけるデモをAIOCの謀略とし、労働者に冷静な行為を求める国民戦線の宣言書を朗読した²⁴¹。一方、イスラム教高位指導者アヤトラー・カシャニも、油田地域における労働者デモが列強の植民地的な介入に利用されるとし、デモの終結を要求した²⁴²。AIOCのイラン人労働者などは、国民戦線および宗教勢力の主導者であったカシャニーの要求に応じて、デモを終焉させたので、軍事介入というイギリスの画策は挫折したのである。

イギリスの軍事介入を不可能にしたのは単にイラン国内勢力だけではなく、1節で述べたように、当時旧植民地体制の解除を目指し、イギリスの軍事介入に対して反対姿勢を見せたアメリカも重要な役割を果たした。すなわち、モサデクらの対策はイギリス軍事介入に正当性を与えないために、必要不可欠であったのだが、それはイギリスを牽制していたアメリカの国際政策の下で実施可能となったものである。

次節で、石油国有化とAIOCの排除を固執したイラン民主派の無力化のために行われた、イギリスのイラン内政干渉とその顛末について論じる。

²³⁹ Makki, *Ketab-e Siyah*, vol.2, p.107.

²⁴⁰ M. Elm, p.84.

²⁴¹ Makki, *Ketab-e Siyah*, vol.2, pp.100-104.

²⁴² E. Sutton, 212.

第3節 モサデク政権樹立に至るイギリスのイラン内政干渉

前節では、AIOCの利権確保のため、イランの石油国有化運動に対してイギリスが行った軍事的示威行動について議論した。そこでは、石油国有化計画を頓挫させるために、イギリスが内政干渉によって親英政権を樹立させ、イラン議会解散を最も有効な解決策と見なしていたことについて触れた。本節では、それらの内政干渉がイギリスにとっていかに逆効果をもたらし、モサデク民主政権の樹立につながったかについて述べる。

石油国有化阻止を目的としたイギリスのイラン内政干渉は、当初、反国有化を標榜していたラズマーラ将軍への政権支持で始まり、彼によって石油国有化法案の成立を阻止させようとした。しかし、1951年3月7日のラズマーラ暗殺、およびその直後の石油特別委員会による石油国有化法案の成立に伴い、上記計画は挫折したのである。

その後、イギリスのイラン内政干渉は、イラン議会解散と強力な親英政権樹立を国王に強いることによって、石油国有化法の可決及びその発効阻止へと進展した。イギリスはその方策の実現に向けて、イラン国王および親英派議員との連携で、様々な計画を企てたのである。イラン国王はAIOCから利権を奪取する石油国有化に反対であったが、その解決策に関する国王側の見解は、イギリスのそれとは完全に一致するわけではなかった。国王は列強、特にイギリスの支持を継続的に受け、王制を強化するため、外交権掌握に奔走していた。彼はアメリカあるいはイギリスに直接支持される人物による政権が、国政における国王の存在意義を薄め、王制を脅かす可能性があることを懸念していた²⁴³。だからこそ、国王は石油紛争においても、強力な政権というよりは自らの有用性を示し、王制基盤を確固たるものにする形で、英米の思惑に従ってそれを解決しようとしたのである。一方、イギリスにとってはその時点でAIOCの利権確保が最大の重要課題だった。ともあれ、国王、イギリスいずれもが議会における国民戦線議員らの影響を払拭し、「外見的立憲制」を再度定着させることによって、石油国有化を妨げることに尽力していたのである。

ラズマーラ首相暗殺直後、イラン宮廷大臣(Minister of Royal Court)アサドラ・アラムと英大使シェファードを通じて、イラン国王とイギリス外務省との間でラズマーラの後継首相任命に関して意見交換が行われた²⁴⁴。イギリス外務省は強力な人物を首相に任命すべきであると主張すると同時に、議会解散の必要性も強調した。同外務省はセイイド・ジアがラズマーラの後継首相として最も適切な人物であると考え、彼の首相就任について、シェファードがイラン国王を説得することを期待していた²⁴⁵。

しかし、セイイド・ジアは1922年クーデターでイギリスのエージェントだったことが知られ、イギリス擁護者として有名であった。そのため、ナショナリズム機運が蔓延してい

²⁴³ そのため、アメリカとの関係を強化したカワーム内閣は、国王の謀略によって崩壊された。また、国王は英米に支持されていたラズマーラの権力拡大を恐れ、彼の暗殺計画を企てたという説もある。

²⁴⁴ FO 371/91453, 1951年3月7日付、シェファード大使から英外務省宛報告、In Nejadi. Gholamreza, *Mosaddeq : Salha-ye Mobareze va Moghavemat*, Vol.1, Tehran: Rasa, 1378, p.245.

²⁴⁵ G. Nejadi, Vol.1, p.245.

た当時のイラン社会・政治情勢の中では、彼の首相就任は混乱を招く可能性が大いにあった。また、国王もセイイド・ジアの権力によって立場が脅かされることを懸念し、基本的に彼の就任には反対であった。こうしたセイイド・ジアに関する状況は、彼の即時首相就任を不可能にしていた。にもかかわらず、セイイド・ジアは上記問題を乗り越えようとイギリスの支持を受けつつ、政権獲得のための精力的な活動を行っていた。

彼はラズマーラ暗殺の数日後、イギリスの狙いに即した計画案を同国大使館に提出した。それには国王によるイラン議会解散、およびセイイド・ジア自身の首相就任を可能にする暫定的な政権樹立計画が含まれていた。同計画案では、セイイド・ジア政権樹立後、イラン・イギリス間の石油紛争が利益折半原則に基づいて解消されることが予定されていた。セイイド・ジアはイギリスに、この計画案を支持する旨をイラン国王に伝えるように要求した。イギリス大使館は同計画案に歓迎の姿勢を示し、アラム宮廷大臣を通じて、その意志を国王に伝えたのである。国王はイギリス大使館への返答で、議会解散については言及しないまま、一ヶ月以内にセイイド・ジアを首相に就任させると一応述べた²⁴⁶。

こうして、イランにおけるセイイド・ジア内閣を実現するための暫定内閣の成立が合意されたので、国王は議会に諮ることなくホセイン・アラを首相に任命した。(任命後、1951年3月9日に下院で、そして12日に上院において彼の信任が可決されたのである。)実は、国王は慧眼の士と見なしていたホセイン・アラ(当時宮廷大臣)による石油問題の和解的解決を期待していた²⁴⁷。だがイギリスにとっては、アラ政権は強力なジア政権へと移行する暫定的な存在でしかなく、政治的、社会的条件が整いしだい、国王によって彼を更迭させるつもりであった。この考えは、石油国有化法案可決に対するアラ首相の無力さによって、イギリス政界にはますます有力となった。

イギリスが企てた政権交代と議会解散は、第二次大戦後に芽生えつつあったイラン民主主義を蹂躪し、イギリスの権益を擁護する「外見的立憲制」を再度定着・強化させる謀略であった。それは1911年のイラン立憲革命政権の打倒、および1921年のクーデターによるレザー・シャー独裁王制樹立の延長線上にあった。しかし、今回のイギリスの企てはAIOCからの利権奪回によるイギリス勢力排除、ならびに民主主義促進に尽力したモサデクらの対抗策を前にもろくも挫折した。そればかりか、英米および国王と妥協せず、石油国有化の実行ではイラン国民の政治的・経済的権益を求めたモサデク政権樹立につながる逆効果までももたらしたのである。モサデクはイギリスの上記謀略を強く意識しながら、それを逆手に取り、列強に非従属的なイランの民主政権樹立に利用したのである。以下に詳細に論じる。

1951年3月13日、石油委員会の最初の決議案として採択された「イラン全土石油産業国有化法案」が議会で可決された翌日、イギリス政府は大使館を通じて、石油国有化によるAIOCの利権剥奪を不可能と断じた脅迫的な抗議文書を当時のイラン首相、ホセイン・

²⁴⁶ FO 248/1514, 1951年3月19日付、パイマンから外務省宛の報告、In G. Nejadi, Vol.1, p.255.

²⁴⁷ Pahlavi. Mohammad Reza, *Pasokh be Tarikh*, 7th Edition, Tehran; Alborz, (1385; A.D.2006), p.86.

アラに送付した。その書簡の主な点は次の通りである。

イギリス政府は、イギリス、および世界にとって重要な機関であるアングロ・イラン石油会社の問題に関して、無関心でいることができない。イギリス政府は利権契約期限満了前に、同企業を国有化するイラン議会の石油特別委員会の決定を憂慮している。国有化に関してはいくつか配慮すべきことがある。これらに対し、イラン政府に至急以下の点に注意を払うことを呼び掛けるものである。

1. AIOC は自由交渉によって締結され、1993 年まで有効である協定の制約に基づいて、誠実にこの産業の発展に投資している。そのため、国有化原則と民間企業の所有権剥奪とを分離すべきである。

2. AIOC の準拠する協定に基づけば、石油国有化の決定によって同会社の活動を終結させることは不可能である。同協定の第 22 条によれば、双方に見解の相違が生じ、仲裁の申立てが必要と判断される場合、仲介人を選定するために問題を国際司法裁判所裁判官もしくはその副裁判官に委託することが、イラン王国政府と石油会社との間で合意されている。

3. イラン政府も承知の通り、石油会社は利益折半原則に基づく新協定締結をめぐる交渉の準備をしている。しかし、石油会社は既存の協定が期限満了まで有効であることを確信できない限り、このような準備を続行することはできない²⁴⁸。

イギリス政府は、上記書簡で、ペルシア湾における自国海軍の軍事的示威の下で、レザー・シャーに押し付けた 1933 年契約を「自由交渉に基づく協定」と主張している。そもそも、イラン国民が無効と見なしていたその利権契約を基に、国連で各国の主権として承認されていた資源国有化の権利をイランから剥奪しようとしたのである。厳密に言えば、上記書簡に述べられている「国有化原則と民間企業との所有権剥奪を分離すべきである」という表現で、イギリス政府は AIOC からの利権奪取のために成立された石油国有化法を骨抜きにし、1933 年利権契約の有効性と AIOC の存続を保障するような国有化形態を要求したのである。

1951 年 4 月 7 日、石油国有化法案がすでに可決された後、アラ首相は上記書簡の返書をイギリス大使館に送付した。彼はイラン情勢の変化を理解できなかった石油会社を非難したうえで、石油国有化はもはや阻止不可能な段階に到来していることを明言した。

世界情勢、並びにイラン情勢と国民の世論に変化が生じたにもかかわらず、[...] 石油会社はイラン国民の正当な要求を考慮しなかった。石油会社は追加契約案をイランに対する最大限可能な譲歩であると主張した。イランにおける事態の展開を勘案すれば、国内世論は追加契約案がイランの権利回復には不十分と見なしていることが明確

²⁴⁸ 在イラン英国大使からホセイン・アラ首相宛の書簡；1951 年 3 月 14 日付, In: *Asnad-e Naft*, pp.35-37.

である。それにもかかわらず、石油国有化法案が賛成多数で議会を通過した今、石油特別委員会はその実施方法について検討を行っており、最終採決にかけるための提案を議会に提出する予定である。今や、政府は委員会の決議案を待つ以外、責務は何もない²⁴⁹。

アラ首相の時期を逸した返書は、彼の議会での軟弱さと同時に、イギリスの対イラン政策における彼の存在は有益ではないことを表していた。つまり、アラ政権が存続する限り、イラン議会解散による石油国有化実施の阻止というイギリスの計画は不可能である。ゆえに、イギリスは石油特別委員会が石油国有化実施方法を検討する 2 ヶ月間に、アラ首相を更迭させ、セイイド・ジアを首相に就任させる謀略に乗り出したのである。エルムが述べているように、シェファード英大使は国王および数人の有力な議員と交渉を行い、アラ首相更迭を求めている。同時に彼は、そうならなければ、イギリスはやむをえず軍事力を行使せざるをえなくなると脅迫した。モサデクはシェファードの活動を巧みに利用し、政権交代、あるいはクーデターの可能性をアラ首相に指摘し、石油問題の迅速な解決という自らの悲願を訴えたのである²⁵⁰。モサデクはなんらかの形でイギリスの謀略情報を入手し、それを国民戦線の目的、すなわち石油国有化実施による AIOC からの所有権剥奪、および民主主義の促進に利用したのである。彼は 1951 年 4 月 26 日の議会演説で下記のように述べた。

私が入手している情報によれば、非常に近い将来、あなたたちの努力を無効にする事件が生じる可能性がある。もし、この情報が正確であれば、あなたたちは任務を早急に完了することで、それらの事件を防ぐことができる。たとえ、それが正確な情報ではないとしても、あなたたちは自らの義務を果たしただけである。[...] [しかし]私が獲得した情報は根拠がないわけではない²⁵¹。

モサデクはイランにおけるイギリスの謀略情報を基に、切迫する危機に対して議員たちの懸念を喚起させた。彼は同演説で、現状では決着がつかない特別石油委員会のやり方を批判したうえ、委員会に国有化実施方策の策定に迅速な行動を採るべく、同日の会議開催を求めた。

石油特別委員会はモサデクの要求に応え、同日に会議を開催し、4 時間の協議を経て、AIOC からの石油所有権奪取を基軸とした国有化実施の施策を盛り込んだ 9 条から成る決議案を採択し、議会に上程した。石油特別委員会の会長であったモサデク自身も積極的にその議案成立に尽力した²⁵²。

²⁴⁹ ホセイン・アラ首相から在イラン英国大使宛；1951 年 4 月 7 日日付, In: *Asnad-e Naft*, p.41.

²⁵⁰ FO.371/91528, 1951 年 4 月 5 日付、シェファードから外務省宛書簡, In: M. Elm, p.91.

²⁵¹ モサデクの議会演説、1951 年 4 月 26 日付議会議事録；In *Ketab-e siyah*, Vol.2, pp.505-508.

²⁵² 石油特別委員会会議記録、1951 年 4 月 26 日；In *Ibid*, pp.385-410.

イギリスはそれに迅速に反応した。シェファード大使は直ちにアラ首相を訪問し、上記決議案の非現実性、および利潤折半に基づく新社設立についてアラに対する説得を試みたのである。シェファードは全ての問題がイラン国内問題ではないがゆえ、一法案を通過させるだけでは「1933年利権協定」を解消して、石油国有化法を発効することは容易でないとして、イラン側の姿勢を批判した。一方、アラ首相は「1933年利権協定」に対する強い反感がイラン国内に蔓延していることを強調した。それに対して、シェファードは現行協定の持つ利点が一度もイラン大衆に伝えられていないため、それに対する反感が生じるのであると反論した。彼は最後に、即時国有化による国際的影響、およびイギリス企業への影響を指摘したうえで、イラン側の冷静な行動とイギリス側の提案に関する検討を求めたのである。アラ首相はイギリス側の提案を検討すると約束した後、両者間の会談は終了した²⁵³。

その翌日の27日、アラ首相は、しかし、石油特別委員会が政府と相談せずに決議を採択したことを口実に、突如辞任した。この辞任は、緊迫した石油紛争におけるイラン国民戦線とイギリス側双方にとって大変重要な出来事であった。なぜなら、それは国民戦線の尽力で進行しつつあった民主主義を脅かす非民主的政権樹立の危険性と、それによる議会解散というイギリスの謀略を実現させる可能性をもたらしたからである。アラの辞任はイランにおける権力奪取をめぐるイラン宮廷、国民戦線議員とイギリスという三者間の複雑な闘争の発端となった。この闘争は結局、AIOCの排除を強いる石油特別委員会による決議案の可決、ならびにそれを実行する主体として任命されたモサデク政権樹立を導いたのである。次節で、その過程を論じる。

第4節 モサデク政権に至る複雑な権力闘争と石油国有化施策法の制定

イラン・ナショナリズム勢力のリーダー的存在であったモサデクが政権を奪取し、英米の思惑に反して、AIOCからの利権奪回に基づいた石油国有化を実行する主体として現れた過程を検証する。そのうえで、国民戦線の議員およびモサデク首相が石油国有化の実行に向けて採択した対外施策を分析することで、イラン・ナショナリストの真意を明らかにしたい。

議会の少数派に属していたモサデクによる政権樹立の過程を明らかにするには、アラ内閣崩壊の理由、そしてその後継政権をめぐる国王、イギリス側とモサデクらの政策を分析することは極めて重要である。それにもかかわらず、先行研究では、アラ内閣崩壊とモサデク政権への移行は、極めて単純化されて述べられているだけである。

AIOCの法律顧問であったフォアド・ルハニーは、*Tarikh-e Meli Shodan-e Sana't-e Naft-e Iran* (『イラン石油国有化の歴史』) で、アラ首相辞任の原因について次のように述

²⁵³ アラ首相とシェファードの会談については、次の文章に基づく。Report from British Ambassador in Tehran, 26 April (Tehran/ London Telegram No.392) BP 100557. In; 梅野巨利 2002, p.232.

べている。

1951年4月27日、イギリス大使はアラを訪れ、イラン政府がイギリス側からの提案に関する交渉継続を強く要求したが、アラはこうした交渉進展への希望を持たず、さらに、政府と相談せずに9条項から成る決議案を採択した石油特別委員会の方策に対して不満を抱いたため、当日辞任した。[…]²⁵⁴。

また日本の論者、梅野巨利(2002)は、「アラ首相は石油特別委員会が政府と相談せずに上記決議[9条項の決議案]を採択したことを遺憾として辞任した。4月28日、マジュリス[ペルシア語の議会]は後継首相にモサデクを指名し、彼はこれを受諾した」と述べている²⁵⁵。

エルムもアラ辞任の理由について言及せず、「アラ首相は辞任し、そして議会はモサデクの国民的人気に圧倒され、12の反対票に対して79の賛成票で、彼を首相に任命した」と言う²⁵⁶。また、ヴァジリーは「アラは国民および国民戦線の議員の圧力に屈し、辞任を余儀なくされた。その後、議会は全100票中、79の賛成票で、モサデクに内閣組閣を提案したのである」と述べている²⁵⁷。

このように、先行研究では、アラ首相の辞任、およびその後、モサデクによる政権樹立過程を単純に述べているだけである。ルハニーと梅野はそもそも、イギリスが企画したイラン政権交代計画にすら注目していないので、アラの辞任は彼自信の意志によるものとして述べている。イギリスによる政権交代計画を意識しているエルムとヴァジリも、アラ内閣崩壊をその政権交代計画との関連で論じていない。その結果、それらの先行研究では、ポストアラの後継政権をめぐるイラン宮廷とイギリスとの間に生じた権力闘争が看過されてしまっている。すなわち、いずれの先行研究でも議会の少数派に属していたモサデクの首相就任過程が不明瞭のままなのである。

以下では、当時のイラン議会記録に基づいて、アラ辞任とその後の政権奪取をめぐる権力闘争を分析したうえ、モサデクによる政治勢力の統合の方法、および政権掌握過程に、より具体的な全体像を与えることを試みる。

前述のように、アラ内閣はイギリスにとって暫定的政権であった。イギリスはその政権下で、強力な親英政権を樹立するのに適した政治的、社会的不安定情勢を引き起こすことに奔走した。実際、イラン南部油田地域における1951年3月の反乱拡大によるアラ政権更迭も画策されていたのである。というのは、暴動拡張によって国家の安全を危機にさらし、国家を十分に統制できないアラの無力さを示すと同時に、治安を回復できる強力な政権の必要性を煽り立てようとしたのである。しかし、油田地域におけるデモは国民戦線の尽力によって平定されたので、アラ政権更迭というイギリスの謀略は無効となり、アラ政権が

²⁵⁴ F. Rouhani, p.118.

²⁵⁵ 梅野 2002, p.232.

²⁵⁶ M. Elm, 92.

²⁵⁷ Vaziri, pp.215-216.

存続し得たのである。

彼は当初、民主主義的過程ではなく、国王によって首相に任命されたにもかかわらず、議会において高い支持率を持ち、立場が強かったのである。マッキーはそれについて次のように述べている。

アラ内閣は信任決議されたときから、10日間未満で辞任した。彼の辞任は突然であり、そのためにまともな理由が提示されなかった。誰もが予想できなかったくらい、辞任が突然であった。むしろ、彼は辞任翌日に法務省の副長官を議会に紹介した。議会においてアラ内閣は相対的に安定しており、その政権は議会の圧倒的な支持を受けていた。少数派の国民戦線議員も彼の内閣に対して柔軟な態度を示し、強硬な政策を取らなかった。反対派があるとしてもその内閣を倒すくらい有力ではなかった。アラ内閣崩壊の原因はイギリスの政治的圧力に他ならない²⁵⁸。

アラは立憲君主体制に忠実であり、国王に信頼されていた人物であった。国王はイギリスによって政権交代が強いられる前に、彼を通して和解的方法で石油紛争を解消させることを望んでいた。すでに述べたように、それはアラの首相就任の目的そのものであった。それがゆえ、アラは国王寄りの多数議員によって支持されていた。一方、アラは基本的に、AIOCからの利権奪取に基づく石油国有化には反対であったにもかかわらず、議会決議を尊重していた。だからこそ、彼の政権下で石油国有化の実現が可能だったのである。そのため、国民戦線の議員は第二次大戦以降の歴代首相と異なり、アラ政権に対して強硬な姿勢を示さなかったのである。

一方、アラとモサデクなどの議員との交渉記録によれば、彼自身も辞任する意志はなかったことが明らかである。1951年4月26日、石油特別委員会で国有化実施の施策に関する決議案が採択された当日、アラはシェファード大使との会談終了後、モサデクを訪れ、同決議案の撤回の可能性に関する交渉を行った。モサデクは1951年5月13日の議会演説で、その交渉の内容とアラ首相の辞任について以下のように述べる。

[同決議案が採択された]当日の夜9時に、自宅でアラと会談し、石油国有化に関する交渉を行った。私は[石油特別委員会による決議案の見直しの可能性があるかというアラの質問に対して]同委員会はすでに、9条項を盛り込んだ決議案を採択した、それを議会に提出しなければならないと返答した。彼は議決案の一通を解読するために受け取った。アラは決して辞任するつもりではなかった。(他の数人の議員；その通りですと頷く。)なぜなら、彼は自らの任期が続くという前提で来月、テヘランで事件が起きないように願っていたからである。しかし、その翌日、内閣は辞任した。私はその辞任で確信したのは、もし新政権が樹立する前に、石油特別委員会の議決案が議会を通

²⁵⁸ Makki, *Ketab-e Siyah*, Vol.2, pp.127-128.

過しなければ、それは永久に議会通过しないということであった²⁵⁹。

より具体的に言えば、モサデクはアラ政権の辞任が本人の意志によるものではなく、石油国有化実行法案の却下を目指した親英独裁政権の樹立とそれによる議会解散というイギリスの計画の中で、辞任に追い込まれたということを当初から察知していたのである。それゆえ、彼はイギリスの同計画が実現される前に、石油特別委員会によって採択された国有化実行決議案を議会で迅速に通過させ、その法的基盤を確定させるべきだと考えていた。

国民戦線議員のみならず、アラが追い込まれたと考えていた議員は他にもいた。例えば、議会討論でモサデクが忠告した危機を否定し、国有化実行決議案の至急審議に反対したアシティヤニザデー議員に対して、ファラマルジー議員はアラ内閣崩壊こそがその危機の一つであると強調したうえ、「私は 26 日[辞任前日]、アラの新聞記者会見に参加したが、彼は辞任することについて一切言及せず、むしろ国政における新聞記者の協力を要求しさえした」と述べた²⁶⁰。

実際には、イギリスの謀略によるイランの非民主化に対する上記の懸念は、無根拠ではなかった。アラ辞任当日の 4 月 27 日、イギリスはセイイド・ジアを宮殿で待機させ、彼の首相任命を国王に要求していた²⁶¹。こうして、前述のセイイド・ジア政権樹立計画はその実現の最終段階に入りつつあった。

一方、アラ辞任をイランの非民主化を狙うイギリスの謀略として捉えていた国民戦線議員、および他のナショナリスト議員²⁶²は、その対抗策として、迅速に石油国有化法案を議決させる戦略を採択した。つまり、彼らは新政権が樹立される前に、AIOC からの利権奪取を基軸とした石油特別委員会の決議案に法的基盤を与え、その実行を政府の義務として確定させる戦略を練っていた。そして、その翌日の議会でそれを実現させたので、同決議案の却下を目指すイギリスの目論見が崩れてしまったのである。

ただし、権力闘争が集約された 28 日の議会における策定は、それだけに留まらず、むしろ、イラン政界におけるイギリスの影響力を一層減少させるという思いもよらぬ措置が講じられた。すなわち、議会は多数決で反帝国主義および反 AIOC 運動のリーダー的存在であったモサデク議員に、首相就任を依頼したのである。モサデクはこれを承諾することで、非民主政権を樹立しようとしたイギリスと国王の画策を阻止し、石油国有化を実行する立場に立った。

以下に、石油国有化施策法案の可決、およびモサデク政権の樹立に至ったイラン政治界における複雑な権力闘争を明らかにする。

²⁵⁹ モサデクの議会演説、1951 年 5 月 13 日付議会議事録； In Makki, *Ketab-e Siyah: Khal'e Yad*, pp.246-253.

²⁶⁰ ファラマルジー議員の議会演説、1951 年 4 月 28 日付議会議事録； In *Ketab-e Siyah*. Vol.2. p.531

²⁶¹ Khalilola Moghadam. Ahmad, *Tarikh Jame Melli Shodan-e San'at-e Naft-e Iran*, Tehran: Elm, 1377, pp.143.

²⁶² ナショナリスト議員は国民戦線の議員と国民戦線に属していないが、石油国有化とイギリス勢力排除という国民戦線の政策を支持していた議員を指す。

1951年4月28日、議会では、イラン政権に対する国王とイギリスとの見解の相違が表面化した。委員会の決議案を取り上げるべく会議が開催され、冒頭で前日のアラ前首相の辞任問題が取り上げられた。その際、議長サルダール・ファヘルは次のように明言した。

前夜、国王陛下は私を召喚され、次のように仰せられた。「アラが辞任したが、私はどちらかというところでは反対であり、それを無効とすることを望んでいる。しかし、彼との面談で彼の決意を覆すことができなかった。なぜなら、アラが政治的理由により留任が不可能であることを述べたからである。」²⁶³

続いて、ジャマール・イマーミ議員が自分の見解を述べた。

私も前日、アラを訪れしつこく辞任を撤回するよう嘆願したが、残念ながら聞き入れてもらえなかった。私の意見は、従って、今や議員全員が一丸となって、モサデク政権樹立のためにモサデク氏の組閣案を可決し、彼自身が提案する法案（石油特別委員会採択の9条決議案）を議会に提出し、これを審議にかけることである²⁶⁴。

実際、ジャマール・イマーミは宮廷と親密な関係を持っていた議員で、彼は宮廷がセイイド・ジアの就任と議会解散には反対であることを熟知していた。彼は、したがって、モサデク新内閣の樹立を提案した²⁶⁵。その提案は国王と国王派議員との間の事前協議に基づいて、セイイド・ジアの政権を不要とした形で石油国有化法を却下させるための算段であった。この算段とは2つの可能性に立脚していた。1つは、モサデクが首相就任という議会の提案を拒否した場合²⁶⁶、もう1つはモサデクが首相就任を認めた場合の2つの可能性である。

前者の場合、モサデク自身の首相就任拒否を逆手に取り、自ら実行責任が取れない提案自体の実効性を疑うことで国有化法案を却下する算段であった。この計画では、国王主体の政治体制で、イギリスが望んだ石油国有化阻止が可能になると考えられていた。

前案は先行研究によって既に議論されているが、ここで当時の議会記録に基づいて、今まで議論されていなかった、後者の計画を取り上げる。つまり、モサデクが首相就任を認めた場合の計画では、一議員から首相の立場になったモサデクの国有化実行法案を議会で否決し、同時に首相辞任に迫りやることで、モサデクを政界から排除しようとしたものであった。それは国有化実行法案の当日審議に対するジャマール・イマーミや他の国王派議員の反対姿勢からも明らかになる²⁶⁷。

²⁶³ Khalili Moghadam, p.143.

²⁶⁴ *Ibid*

²⁶⁵ Makki, *Ketab-e Siyah*, Vol.2, p.510.

²⁶⁶ 第14期議会でモサデクが首相就任を拒否した経緯に基づく。

²⁶⁷ 1951年4月28日付議会議事録； In Makki, *Ketab-e Siyah*, Vol.2, pp.516-637.

モサデクは、しかし、こうした水面下の動きを察知し、国有化実行法案の可決自体を就任承諾の条件としたのである²⁶⁸。モサデクの首相就任の交換条件として可決された国有化実行法（9条）の主旨は以下の通りであった²⁶⁹。

1. 石油国有化法を実行するために、イラン上下院と財務・法務・国家経済各大臣およびイラン・ナショナル銀行総裁などからなる合同石油委員会を設置する。
2. 委員会は直ちに AIOC に石油利権を放棄させなければならない。もし AIOC が至急の譲渡に対して、AIOC の財産の所有権を裁判に訴える場合、イラン石油国有会社による石油利益の 25% を補償金としてイラン・ナショナル銀行もしくは両者の合意する銀行に預け入れなければならない。
3. 委員会はイラン政府、もしくは AIOC の正当な要求を検討し、それに対する自らの見解をイラン議会に提出する義務がある。そして、議会で可決された際は、これをすみやかに実行しなければならない。
4. AIOC から石油を購入していたすべての顧客は、今後、国際市場価格でイラン国有石油会社から同様の契約量の石油を購入することができる。さらに、同条件下の場合、購入量の増加を望む新規顧客に対して、既存顧客が優先される。
5. AIOC の国内外すべての社員は、イラン国有石油会社の社員として、これまでと同条件下で雇い入れられる。

当日、議会はジャマール・イマーミ等の妨害を越え、半日以上に及ぶ審議の末、国有化実行法案を可決し、同時にモサデクの首相就任への道が開かれたのだ²⁷⁰。その翌日、つまり 1951 年 4 月 29 日、モサデクが正式に首相に任命された。彼は 1951 年 5 月 4 日、新内閣構成員の紹介を兼ねて、新政権の基本計画を次のように報告した²⁷¹。

1. 石油産業国有化の施策法に基づいて、全国土における石油産業の国有化を実施し、石油収入を国の経済構造強化、およびイラン社会の福利厚生に充てる。
2. 国民議会選挙法、および州自治法の改革。
3. 外交政策の基礎は国連の憲章に基づいており、国連の影響力増強に協力し、全ての国家との友好関係、および全ての国に対する相互尊重を保つ方針である。

上述の石油国有化施策法、およびモサデク政権の計画からイラン・ナショナリズムの真意を読み取ることができる。補償を想定する石油国有施策法の第 2 項に即して言えば、国

²⁶⁸ モサデクの議会演説、1951 年 5 月 13 日付議会議事録； In Makki, *Ketab-e Siyah, Vol. 3, Khal'e Yad, Part.1*, pp.246-253.

²⁶⁹ *Asnad-e Naft*, pp.68-69.

²⁷⁰ 1951 年 4 月 28 日付議会議事録； In Makki, *Ketab-e Siyah, Vol.2*, p.636.

²⁷¹ *Ketab-e Siyah, Vol. 3, Khal'e Yad, Part.1*, pp.237-239, 1951 年 5 月 3 日日付議会議事録； *Asnad-e Naft*, p.72.

有化の目的は、AIOC の財産を非合法的に接収するものではなかった。同第 4 項では、イギリスと敵対関係を持つとしたわけではなく、むしろ契約量を優遇するなどして AIOC の既存顧客に対して便宜を図ろうとしたのである。

モサデク政権のこうした政策はイラン政治・経済の構造改革と相互補完的な関係にあった。すなわち、石油国有化による AIOC の排除は、イラン資源の搾取を回避するだけでなく、イギリスおよび AIOC に従属した独裁体制の樹立に伴ったイラン内政干渉を終焉させ、民主化への道を開拓しようとするものでもあった。イラン民主化を防いだそれらの内政干渉は、第 1 章で検証したように、AIOC がイラン資源の搾取から獲得していた経済力を土台に行われた。換言すれば、石油国有化は独裁体制の支持基盤をなしていた AIOC を排除するからこそ、民主化政策上に必要不可欠とされたのである。他方、議会選挙法改革などの国内改革は、独裁体制の工作人が行った選挙干渉による非国民的な議会の開催を回避し、上述システムのイラン国内からの修復を阻止することを目的としていた。

また、モサデクは自身の政策であるイラン民主化の大前提として自国の国際社会での独立と主体性の確保を対外政策に掲げていた。というのも、国連憲章と他国との友好関係を基軸とした中立主義によって、冷戦期における東西陣営紛争のイランへの波及を防ぎ、国際関係の中におけるイランの主体性と独立性を維持することを考えていた。

以上のことから、国有化施策法とその実施を目的としたモサデク政策は、政治的、経済的孤立を目指したわけではなかった。彼は、AIOC とイギリス政府の連携で擁護されるイランの「外見的立憲制」を崩壊させ、民主体制を確立し、他国との対等な関係も保とうとしたことが明らかである。しかしながら、こうした政策は英米の新旧帝国主義とは相反するものであったため、結局のところ、英米は共謀したクーデターによってその政権を打倒し、イランの民主化への道を遮断したのである。それについて次章で論じる。

ちなみに、外国への利権譲渡を拒否するモサデクの”Siyasat-e Movazen-e Manfi (Negative Balance Policy)”の日本語訳である「消極的政策」は、イラン・ナショナリズムの対外政策の全体像を提示するためには妥当な用語ではない。モサデク政権によって具現化されたイラン・ナショナリズムの真意は、孤立のイメージを喚起させる「消極的政策」とは異なり、むしろ国内の民主主義および国際の平和を追求するポジティブなナショナリズムを描写するものである。よって筆者は、ペルシア語の直訳に相当する「否定的均衡政策」という用語が、イラン・ナショナリズムの真意を表すためには適切であると考えられる。

第4章

石油国有化の中に現れた英・米・イラン三者間における権力争いとその結末

本章では、英・米・イラン三者間の権力闘争は当初、石油国有化の実施、後にモサデク政権転覆クーデターに至る過程を、新旧帝国主義の世代交代という視点から明らかにする。

英・米・イそれぞれ異なる原理に基づいて、イラン石油紛争の中で具現化された三つ巴の権力闘争構造によって、モサデク政権による石油国有化の実施から英米の結合とクーデターによるモサデク政権の打倒にいたる推移過程を明らかにする。

まず、新旧帝国主義をめぐる英米間闘争に基づいて、アメリカが旧植民地体制への回帰を阻止するべく、イギリスの対イラン軍事介入を牽制したことが、モサデクによっていかに石油国有化の実施と AIOC の排除のため有効的に利用されたかを論証する。そして、イランでのイギリス勢力衰退に伴う英米の結合の結果として、三つ巴権力闘争の構造がモサデク政権にとって不利になるように作用し、英米共謀のクーデターによる同政権の打倒に至った過程を論じる。

第1節 石油国有化実行への動きとイギリスの反応

1951年4月29日、首相に任命された後、モサデクはただちに石油国有化を実施するための準備を始めた。繰り返して述べてきたように、イランの社会的勢力は国民戦線の支持基盤をなしており、国民戦線は全ての政策をイラン国民の強烈な支持の下で推し進め、議会において石油国有化法を制定させ、政権（モサデク政権）を獲得したのである。モサデク政権となった後も列強勢力、およびそれに従属した従来型のイラン体制の障害を克服し、同政権の責務とされた石油国有化を成し遂げるためには、国民による支持基盤をより一層強化しなければならなかった。従って、彼はその第一歩として社会的勢力の統合に目を向けた。

就任当日、モサデクはまず国民戦線議員のマッキーと共に、イスラム教の高位聖職者アヤトラー・カシャニを訪問し、新政権の方針について会談を行った。同会談では内閣構成員、AIOCの利権接収、政府からの腐敗人物の排除などに関する議論が好意的になされ、両者が不満を持たず、合意した形で終了した²⁷²。

既に述べたように、アヤトラー・カシャニはイスラム教の高位聖職者として、イラン国民に対する影響力を発揮し、国民戦線議員の政策の支持に国民を動員することによって、石油国有化法案の可決に重要な役割を果たしていた。こうした宗教に関するイランの実情を把握していたモサデクは、国民の支持を維持するべく、アヤトラー・カシャニを訪れ彼の協力を再確認したのである。従って、上述の訪問は新政権の方針を決定する会談というより、石油国有化に向かって社会の諸勢力を統合させるための宗教・政治勢力の結合であ

²⁷² Makki, *Ketab-e Siyah*, Vol. 3, *Khal'e Yad*, Part.1, pp.227-228.

ったといえよう。

そして、モサデクは翌 30 日にラジオ放送を通して初の演説を行い、直接イラン国民にメッセージを送った。彼は同演説で、民主主義の促進、自由の確保、特に貧困層の福利厚生の実施を国民戦線の基本目的として提示した。さらに、それらの目的を実現させるため、自国資源の支配権獲得、および自立的な経済構造の確立が必要な方策として国民戦線によって判断されたと明示した。彼はその具体策として採択された石油国有化を成し遂げるため、社会的安定性と秩序が必要であると強調しつつ、特に労働者に向かって 5 月 1 日「労働者の日」に行われるデモにおいて平和と秩序を維持し、反乱を起こさないよう求めた。さらに、モサデクは彼らに他者の自由を侵さず、正義に基づき活動するように求めた²⁷³。モサデクはこの演説を通して、政治・経済的独立と民主政権の樹立というイラン国民の悲願を自らの最大の課題として表すことにより、自国政権に対する国民の抗議を国内外の植民地主義勢力に対する闘争へと変換させ、方向付けることを意図したのである。

1951 年 5 月 4 日、モサデクは内閣の組閣を行い、就任演説を通じて、民主主義の促進と自立的な経済構造の強化に必要不可欠と考えていた石油国有化の実施、および選挙法改正を新政権の基本計画として議会に報告した²⁷⁴。前章で述べたように、AIOC とイギリス勢力排除を追求したモサデクの国有化政策は、当然のことながら中東におけるイギリスの植民地政策とは対立していた。それはまた旧植民地体制の崩壊に尽力していたアメリカの国際政策に同調していた反面、第二次世界大戦後、アメリカが樹立しようとした新世界秩序とは相容れなかった。従って、米英はモサデク政権に対して、それぞれ異なる対応策を張り巡らし、自らの目標に合わせた形でモサデクによる真の石油国有化を回避しようとした。

イギリスはモサデクの首相就任に伴い、着実に実現しつつあった石油国有化政策に対して、AIOC を保持するべく、いくつかの異なる措置を同時並行的に行い始めた。それらの措置は軍事的介入によるアバダン占領、国際司法裁判所および国連安保理への提訴、モサデク政権の挫折を狙ったイラン石油ボイコットを含む経済制裁など、広範囲にわたるものであった。同時に、利益折半原則に基づいてモサデク自身との交渉も試みていた。

1951 年 5 月 2 日、モサデクの首相就任直後、当時イギリスの外相モリソン(Herbert S. Morrison)は在英イラン大使を通して、モサデクに抗議メッセージを送付し、イラン石油国有化を共産主義的な行動として批判し、一方的な措置を止め、AIOC との交渉を再開するようモサデクに要求した²⁷⁵。同日、さらにイラン駐在のイギリス大使シェファードはモサデクを訪れ、同問題について会談を行った。この会談でシェファードは 1933 年契約の解除を容認できないが、イラン政府と石油会社との交渉を否定するものではないと、イギリス政府の見解をモサデクに伝えた。モサデクはイギリス政府に対して悪意を持っていないと

²⁷³ *Asnad-e Naft*, pp. 66-67.

²⁷⁴ 前章を参照。

²⁷⁵ *Correspondence Between His Majesty's Government in the United Kingdom and the Persian Government, and Related Documents Concerning the Oil Industry in Persia, February 1951 to September 1951*, London, H.J.S.O. 1951, Cmd. 8425, p.31-32(以下この文献を参照する際、略語の Cmd. 8425 を用いる)

して、シェファードを説得しようとした。彼はイギリスがイランにおけるソ連勢力を牽制する存在であるとし、イランがイギリスとの関係を断絶できるはずはないと述べた。しかし、同時にイランが陥っているほとんど全ての社会・経済的苦境の根源が AIOC にあると主張した上、イギリス政府を AIOC と区別して考えるべきであることを強調した。彼は石油国有化がイランの社会改革を推進し、共産主義浸透を阻止するための緊急経済政策であるとした。加えて、国有化がイラン国民の合法的権利を回復させるための政策であると断言した。一方、シェファードは AIOC に対するモサデクの見解を認めず、国有化に反対する姿勢に固執し続けた²⁷⁶。

5月7日、モサデクはシェファードを通じて、モリソンのメッセージに対する返書を送った。その主要内容は次の通りである。

イラン国民は国家主権を行使し、自分自身で自国の石油開発を行いたいのであり、石油国有化施策法の第2と第3条文に基づく AIOC の全ての提訴を検討する意志を持っている。このことは貴官が言及した共産主義的行為とは決して比較することができない。[...] 産業国有化は各国家の主権に基づくものであり、それらの産業に関して個人あるいは民間企業との間に締結されたいかなる契約も、たとえそれが合法的であったとしても、その主権の行使を阻止することができず、いかなる国際機関もこの問題を審議する権限を持たない²⁷⁷。

しかし、1951年5月8日、AIOC は現地駐在代表のセドン(Norman R. Seddon)を通じて、1933年利権契約を基準にイラン政府の上述見解を正式に拒否した旨を通知した。すなわち、AIOC は利権を満期終了前に一方的に解除することは、現行利権契約の第21条、および第26条を侵す行為であると述べた。そして、第22と第26条文に従って、イラン政府による利権の解消や利権契約の変更が同契約の条件に一致するか否か、またこの行為で発生する責任を決定しその結果を明らかにするため、事案の処理を仲裁に委ねる意志を表明した。最後に、ラドクリフ(Radcliffe G.B.P.)という人物が同社側の仲裁人として決定事項を通知し、イラン政府にも至急自らの仲裁人を決定するように求めた²⁷⁸。

1951年5月20日、モサデクは当時イラン財務大臣モハマッド・アリー・ワラストエを通じて、モリソン英外相宛の返書と同様なものを AIOC にも送付した。最後に、石油国有化実施のため、自らの代表を決定することを AIOC に要求した²⁷⁹。

こうして、AIOC は 1933 年利権契約を基準に、仲裁による処理を求めたばかりか、審議

²⁷⁶ Persian Oil Situation: Government Telegrams (XIII) Tehran/London 425 of 2nd May, BP 43859, In 梅野(2002), p.234-235 & FO371/91529, Shepherd to F.O., May 2, 1951.

²⁷⁷ Cmd. 8425, pp.32-33 & *Asnad-e Naft*, pp.73-74 英大使館は 1951 年 5 月 8 日にロンドン送付する。

²⁷⁸ AIOC 現地駐在代表のセドンからモサデク首相宛の書簡、1951 年 5 月 8 日付 In: *Ketab-e Siyah*, Vol. 3, Khal'e Yad, Part.1, p.242 & *Asnad-e Naft*, p.76 & Cmd. 8425, pp.33-34.

²⁷⁹ イラン財務大臣ワラストエからセダン宛の書簡、1951 年 5 月 20 日付 In: *Ketab-e Siyah*, Vol. 3, Khal'e Yad, Part.1, p.243 & *Asnad-e Naft*, pp.84-85.

すべき内容も、イラン政府による契約の解除が契約自体の条件に一致するか否かに限定した。一方、イラン政府は 1933 年利権契約がイギリスの軍事的示威活動の下で、レザー・シャー独裁政権に押し付けられたものであるとして、そもそも無効であると見なしていた。また、契約の正当性は別として、国家主権に基づいて補償金を支払えばいかなる民間企業をも国有化できるというイラン政府の見解と、AIOC の措置はあまりにもかけ離れていた。

一方、イラン内政では石油国有化実施に向けて実質的な措置が講じられた。5 月 13 日、国有化を監督するための合同委員会の構成メンバーが、上下院の投票によって選出された²⁸⁰。その翌日、モサデクは全国の事務局に対して、石油会社宛の書簡で「元アングロ・イラン石油会社」を再度利用するように指令を出した²⁸¹。

イギリス政府および AIOC による外交戦略は、イランに対する同政府の軍事的威嚇を土台に行われた。モサデクの首相就任に伴い、イギリスはアバダンの軍事的占領の準備に乗り出した²⁸²。5 月半ばごろから、対イラン攻撃に利用する目的でパラシュート部隊をキプロスに駐留させ、戦艦モーリシャスをペルシア湾に派遣した。同時に、イギリス政府はイランに対する軍事力行使の可能性に関して、反対姿勢を示していたアメリカ政府と交渉を行い、同政府の合意を獲得しようと奔走した²⁸³。

前章で述べたように、イランの完全な石油国有化に反対であったアメリカの政策は、しかし、イギリスの上記政策に一致するものでもなかった。第三極としてのアメリカの台頭によって、英・米・イの石油紛争を舞台にした政局は、いよいよ三つ巴の体をなしてきたのである。次節ではこれら三者間のやり取りを基準に、上記争いの具体像を明らかにする。

第 2 節 石油紛争をめぐる英・米・イ三者間闘争の鮮明化

イラン・イギリス間の石油紛争に対するアメリカの立場は基本的に中立ではなかった。前章で述べたように、アメリカは全世界における自国企業の石油契約を危機にさらす可能性を伴うイランの全面的国有化にも、旧植民地主義的勢力の復活と共産主義拡大のリスクを伴うイランに対するイギリスの軍事的介入にも反対であった。トルーマン政権はイギリスを完全に退去させるイランの石油国有化政策と、AIOC の独占的利権を維持するイギリス側の対策との間に立って、双方の譲歩による中道政策を模索していた。

アメリカはイランの石油国有化がイギリスの植民地主義的勢力に対抗する具体策だという事実を察知していたため、それを否定する上記見解がイランにおけるアメリカのイメー

²⁸⁰ 1951 年 5 月 13 日付の議会議事録 In: *Ketab-e Siyah*, Vol. 3, Khal'e Yad, Part.1, pp.246-255. 合同委員会の構成員として決定された議員は次の通りである。議會議員；シャイエガン博士、モアザム博士、ホセイン・マッキー、アルダラーン、サーレー、そして上院議員；ナジョモル・マレク（アブルカーシム・ナジム）、モハマッド・ソルーリ、サハモルソルターン・バヤート、マティン・ダフタリー博士、レザーザーデ・シャファグ博士

²⁸¹ *Asnad-e Naft*, p.77.

²⁸² F.O.371/91458, Ministry of Defence to GHQ, Middle East Land Forces, Top Secret, May 2, 1951.

²⁸³ M. Gazirowski, p.63.

ジに損害を与えることを恐れ、当初それを自国の正式な姿勢として顕わにしなかった。しかし、アメリカは中立的な立場を装いながら、紛争の解決策を提示していたのだが、モサデク首相による石油国有化法の実施に伴い、イラン・イギリス関係がさらに緊迫化するにつれて、次第に中立的立場から逸脱していった。以下で、主に一次資料に基づいて、アメリカの介入による三者間の権力闘争の全体像を明らかにする。

モサデクの首相就任直後の 1951 年 5 月 2 日にイラン駐在米大使グレイディ(Henry Grady)はモサデクと会談を行い、石油紛争に対するアメリカ政府の見解を伝えた。彼は AIOC の資産の一部ないしは全部の没収を絶対に避けるべきであると強調し、同問題に関してイギリスとの交渉の必要性を力説した。それに対して、モサデクはイラン議会の決議に基づいて判断すると、両者間に交渉すべき事案がないと断言した²⁸⁴。

1951 年 5 月 7 日、グレイディはアメリカ国務省宛の書簡で、石油問題を始め、イランが抱えている諸問題の解決におけるモサデク個人の能力に疑問を示し、モサデクが自らの解釈に基づいてイランの国益を最大限に求めていることを指摘した。グレイディは過激なナショナリズムは独立心の反動であり、イランの対ソ連姿勢との関わりからも、全否定すべきではないという見解を示した。このように、グレイディはモサデク政権下におけるイランの将来をさほど悲観的に捉えておらず、モサデク政権に対するアメリカの経済援助の必要性を強調した²⁸⁵。

すなわち、グレイディの見解では、モサデクの中立的政策がイランにおけるソ連の進入を阻止する効果も有しており、ある意味でアメリカの反共政策と同調する。彼はそのためにも、アメリカ政府がモサデク政権を支持・支援すべきであると主張した。

在イラン米大使館の他のメンバーも同じように、国政におけるモサデクの能力を疑問視していたものの、イラン国民による高い支持を受けているという事実を否定できなかった。彼らも、イランにおけるアメリカの政策（反共政策と石油問題解決）を推し進めるため、モサデク政権を支持し、アメリカに対する彼の信頼を高める必要性を提示したのである²⁸⁶。

しかし、アメリカ国務省はグレイディらと異なり、モサデクの中立政策に対して楽観的な見通しを持っていなかった。アチソン国務長官は国務省の懸念として、グレイディに送付した電報で、モサデクが中立主義に基づいて講じる措置がイラン国家の安全を脅かし、イランにおけるアメリカ政策の実現を困難、もしくは不可能にする可能性について示した。彼はイランにおけるアメリカの軍事ミッションの退去、対イラン軍事援助の終了、イラン国軍予算の削減、およびトゥーデ党の合法化を危険な措置として挙げた。アチソンはもし過激なナショナリズム政策の追求によって、イランの国家安全が危機に晒されるようなこ

²⁸⁴ Telegram from The Ambassador in Iran(Grady)to the Department of State, No.781.13/5-251, Secret, Tehran; May2, 1951, In *FRUS*, Vol.10, pp.45-46.

²⁸⁵ Telegram from The Ambassador in Iran(Grady)to the Department of State, No.788.00/5-751, Secret, Tehran; May7, 1951, In *FRUS*, Vol.10, pp.46-47 & Telegram, No.888.2553/5-751, Secret, Tehran; May7,1951, In *FRUS*, Vol.10, pp.48-49.

²⁸⁶ 在イラン米大使館公使リチャードから国務省への報告, No.788.00/5-451, Tehran; May4, 1951, In Zoghi, pp.68-69.

とがあれば、自由世界からのイラン喪失を防ぐため、恐らく臨時的な政治対策を採る必要があるとの見解を示した²⁸⁷。1951年5月12日、グレイディ大使はこの電報への返答で、これらの国務省の危惧は不要であるとして、当局の懸念を喚起するような事象が発生した場合、その詳細な報告を提出する旨を伝えた²⁸⁸。

後述のように、トルーマン政権はモサデク政権の支持に関するグレイディらの見解を完全に実施しなかったものの、特に中立主義による反共政策を強く意識し、石油紛争においてそれをイラン・イギリス両国に対する政策に利用した。すなわち、モサデク政権が固持した中立主義によって、イランにおけるソ連勢力の拡張、並びにイランの共産化に対するアメリカの懸念を払拭するのと並行して、石油紛争において新帝国主義的な政策を推し進めたのである。

前述のように、1951年5月上旬におけるモリソン外相と AIOC の要求—— 一方的措置の停止、AIOC との交渉開始、および事案の仲裁付託——は、モサデクによって拒否された。この事態に直面したイギリスは直ちにイランに対して軍事力を行使する戦略に移行した。そのため、以前から軍事介入に反対姿勢を示していたアメリカの同意と協力を引き出さなければならなかった。そこで、イギリス・イラン間の紛争におけるイギリスへの支持をアメリカ国務省に求めるよう、在アメリカイギリス大使フランクス (Franks S. Sir Oliver) に命じた。さらに、イギリス政府のイランに対する強硬姿勢、即ち、必要に応じて軍事力を行使することも辞さない旨をアメリカ外務省に通告するよう命じた。

1951年5月11日、フランクスはアメリカ国務省のマギー(George McGhee)国務次官補(中近東・南アジア・アフリカ担当)とマシューズ(Matthews H. Freeman)国務次官補と会談を行い、イギリス外務省の要求を伝えた。アメリカの代表はフランクスの要求に対して、以下のように返答した²⁸⁹。

1. アメリカ政府は利権契約を破棄するイラン政府による一方的な措置に対して、強硬な反対の姿勢を保持し、今後も継続してその立場を維持する。
2. アメリカは生命が危機に晒される在イランイギリス人を退避させる場合のみ、イギリス政府による軍事力行使の権利を認める。もちろん、ソ連による明確な介入、およびテヘランにおける共産主義政権の樹立も、軍事力の行使を考慮すべき状況を作り出す。アメリカは上記状況が存在しない限り、軍事力行使に関しては重大な疑念を持っている。
3. アメリカの石油企業はポスト AIOC のイラン石油施設を運営する協定を結ぶ意思がないことを、適切な時期にイラン政府に伝える意図がある。ただし、こうし

²⁸⁷ Telegram from The Secretary of State(Acheson) to the Ambassador in Iran(Grady), No.788.13/5-1061, Top Secret, Washington; May10, 1951, In *FRUS, Vol.10*, pp.50-51.

²⁸⁸ Telegram from The Ambassador in Iran(Grady)to the Department of State, No.2765, Tehran; May12, 1951 の注釈 3 に基づく。

²⁸⁹ Telegram from The Secretary of State(Acheson) to the Ambassador in Iran, No.888.2553/5-1151, Top Secret&Priority, Washington; May11, 1951, In *FRUS, Vol.10*, pp.51-54.

た措置はイラン・アメリカ関係に深刻な被害を与える可能性があるため、イギリス政府の対応と、アメリカ政府と同国石油会社との会談の結果によって判断される。

この会議でアメリカの代表は、イギリスがイランと交渉を行うためには、石油国有化原則を認める必要があると強調し、アメリカは国有化原則の容認を包含しないいかなる提案も支持することができないと断言した。一方で、もし、イギリス側が国有化原則を認めれば、アメリカは石油利権契約の一方的解消に対するイギリスの措置を支持する他、イギリスの基本姿勢をも擁護する意志があると表明したのである²⁹⁰。

1951年5月14日、国務省は中東におけるアメリカ石油企業の代表と会談を行い、AIOCがイランから排除される場合、それらの石油企業はイランの石油開発に協力しないことを確認した。マギーはイランとイギリス両国への圧力をアメリカの石油紛争における政策として表明した。つまり、彼は「我々はイラン政府に承認可能な解決方法を提案するようにイギリスに圧力をかける。[...]我々はイラン政府がイギリスと交渉を行うように圧力をかけ、さらにAIOCの不在状況によって、油田開発が直面する苦境を提示した」²⁹¹。さらに、それぞれ石油企業の代表の見解を聴取した。彼らも、イラン政府によるAIOCの所有権剥奪の成功は、世界中の全ての石油協定にダメージを与えると信じ、イランに対して強硬な措置を採るべきであると訴えた。各企業の代表者はアメリカの石油産業全体に関して発言できないが、自らの会社がAIOC排除後のイラン石油生産活動に協力しないと約束した²⁹²。

興味深いことに、同会議におけるマギーの発言によって、アメリカの国際約定とイラン石油国有化に対する同国の政策との間の矛盾が明確に表れている。マギーは国際的な条約および議定書に基づいて、企業に十分な補償金を払うという条件があるため、各国の国家主権に基づく国有化にアメリカは反対することができないと表明した。さらに、彼はたとえ国際司法裁判所であっても、イランの石油国有化政策を否定できないと断言した。一方で、彼はイラン石油をボイコットすることによって、真の石油国有化を回避するべきであるとも強調した²⁹³。すなわち、アメリカは石油国有化をイランの合法的な政策として権利上認めるが、それはイランによる自国石油資源のコントロールをもたらす方向を見通していたのであって、アメリカ企業の石油秩序を乱すその実践を容認する意図まではなかったのである。同会議で、国務省および企業はアメリカの政策上におけるこうした矛盾を抱えながら、国有化実施後のイラン石油をボイコットすることに合意した。このようにして、アメリカ帝国主義的秩序にイランを同調させるため、アメリカ政府と同国の石油企業との連携で、イランへの経済制裁の布石が打たれた。アメリカ政府は自国石油企業との連携で、

²⁹⁰ *Ibid*

²⁹¹ Memorandum of Conversation, By Richard Edgar Funkhouser of the Office of Middle East, Archives McGee, part.468 D 53 Oil, Secret, Washington; May 14, 1951. Attachment to Anvar, Khame. *Eghtesad-e Bedun-e Naft (Ebtekar-e Bozorg-e Mosadegh)*. Tehran; Nahid. 1375, pp.79-86.

²⁹² *Ibid*

²⁹³ *Ibid*

石油国有化実施後のイランに対する経済制裁への布石を敷き、モサデクの政策をアメリカの帝国主義秩序に同調させるべく画策したのである。

他方、イギリスは対イラン武力行使に関するアメリカ国務省の見解がイギリスの政策とはさほど乖離しておらず、それを乗り越えることができると解釈していた。イギリスは共産主義のトゥーデ党がクーデターへの道を切り開こうとしているイランの現状を、客観的に察知すべきであると主張し、アメリカが懸念していた共産主義政権樹立の可能性を誇張した。同時に、イギリスの武力行使は 1921 年契約によってソ連がイランへ侵入する口実を与える可能性があるとするアメリカのもう一つの懸念事項を否定しつつ、イランに対する武力行使の準備を進めていた²⁹⁴。

イギリス駐在アメリカ大使ギフォード(Walter S. Gifford)は、こうしたイギリスの軍事的措置に対する懸念を以下のようにアメリカ国務省に報告した。

大使館はイギリスがイランに対する武力行使の準備をしているというプレスの推測が再燃してきたことを非常に懸念している。(イギリス政府が) パラシュート部隊の 1/6 に出動命令を出したことで、その部隊がイランに対するものだというプレスの推測を否定しなかったイギリス政府の対応によって、近々交戦するだろうという雰囲気が高まっている²⁹⁵。

アメリカ国務省はこの電報を受領した後、武力行使に関するアメリカの立場をイギリス当局に表明するべく、直ちに行動に出た。同日マギーはアメリカがイランへのイギリス軍の侵入が重大な危機を伴うとの危機感を持っているため、イランに対する軍事的威嚇、あるいは武力行使に基づいたいかなる計画をも支持することができない旨を、在米イギリス全権公使スティー爾(Sir Christopher Steel)に申し伝えた。アチソンとマシューズもその立場を是認し、17 日におけるイギリス大使フランクスとの会談でそれを強調した²⁹⁶。

また、1951 年 5 月 17 日にトルーマン大統領の司会で開かれたアメリカ国家安全保障会議においてアチソン国務長官は、イギリス大使の要求事項を提起した。それに対してトルーマンは、断固としてイギリスによる軍事介入および合法的に樹立されたモサデク政権に対する措置に反対する意志を示した。トルーマンはこれらのイギリスの政策を絶対的狂気だと揶揄し、世界世論に悪影響を及ぼすだけでなく、1921 年条約に基づくソ連のイランへの軍事介入への道を開くことになる」と指摘した。国家安全保障会議の全参加者は、基本的にトルーマン大統領の見解に賛成だったが、アメリカがイラン・イギリス石油紛争における中立性を失ってでも、イギリスの立場を擁護し適切な方法を模索すべきであるとも提

²⁹⁴ Telegram from The Ambassador in the United Kingdom (Gifford) to the Department of State, No.888.2553/5-1651, Top Secret&Priority, London; May16, 1951, In *FRUS*, Vol.10, pp.54-56.

²⁹⁵ *Ibid*

²⁹⁶ *Ibid* の注釈 4 に基づく。

案した²⁹⁷。

以前、イラン・イギリス石油紛争における中立的立場を装いながら、大使を通じて非公式に自らの見解を両国に伝えたアメリカ政府は、こうした背景を経て、結局 1951 年 5 月 19 日に発出した宣言書によって、イラン・イギリス間の石油紛争に対する自国の立場を鮮明に表明した。その中で以下のことが言及された。

アメリカ合衆国はこの紛争が友好的に解決することを望んでいる。なぜなら、この紛争は直接それに関わっている両国のみならず、全自由世界にとっても危険であるからである。[…] 一方的な措置による威嚇を避け、交渉を通じて和解的方法で紛争を解決する必要性を両国政府に強調している。[…] イギリス政府と交渉を行った際、イランが石油資源の管理運営において更なるコントロール権を握り、自国の石油資源採掘からより利益を獲得するための手続きを実施するように求めた。[…] 我々はイランの国家主権を完全に認めており、石油収入の増加を望むイラン人に共感する。[…] イラン政府との交渉で、アメリカは契約の一方的破棄がもたらす深刻な結果について警告した。[…] イランの複雑な石油資源開発に一番優れた技術を有しているアメリカの石油会社は、AIOC に対するイラン政府の一方的な措置のため、イラン石油開発に協力する意向がない旨をアメリカ政府に通知した²⁹⁸。

最後に、アメリカ政府は石油紛争を友好的に解決することを両側に要求した²⁹⁹。

同宣言には戦後アメリカの外交政策上、重要な点がいくつか含まれている。

1. アメリカの政策、およびアメリカの石油企業の業界秩序を超えるイラン石油国有化には反対である。すなわち、同盟国イギリスの企業である AIOC を完全に撤廃するイラン政府による真の国有化を認めず、その独占的なコントロールを崩壊させ、中東におけるアメリカ石油企業による石油秩序と同調させるような国有化を支持する。
2. AIOC のイラン石油における排他的な独占権を排除することによって、それを通してイランに拡大されるイギリスの政治的影響力を排除することを望む。

一方 1951 年 5 月 19 日、アメリカの警告に反して、イギリス政府はイラン政府に威嚇的な覚書を送付した。同覚書でイギリスは、AIOC の所有権奪取を目指すイラン政府の措置に抗議の意を表した。その中で、イギリス政府はイランの国家主権を尊重しつつも、軍事的威嚇によってレザー・シャー独裁王に押し付けた 1933 年利権契約の有効性を強調し、同 21 条を基準に、イラン政府が AIOC に対して国家主権を行使する権利がないと次のように反論した。

²⁹⁷ NSC.Action, No.473, 788.00/5-1751.

²⁹⁸ 宣言書原文, In: The Department of States *Bulletin*, No. 621, May28, 1951, p.851(U.S. Position of Iranian Oil Situation); *American Foreign Policy, 1950-1955: Basic Documents, V. II*(Washington, 1957), pp.2261-2262; or *Asnad-e Naft*, pp.78-80 & *Etela'at*, No.7521, May19, 1951.

²⁹⁹ *Ibid*; 同宣言はイランメディア、とりわけ *Etela'at*, No. 7521, May19, 1951 によって報道された。

主題は独立国家が法律によって自国領土内の商業を国有化する権利があるか否か、あるいは支払うべき補償額の多寡の問題ではない。事実、イラン政府はこの権利を行使しないと約諾したのである。従って、本来の論点は、ある独立国家が自らの意志で締結した契約を破棄するという非合法的な行為にある³⁰⁰。

さらに、この覚書で、AIOC がイギリスで設立されたイギリスの企業であり、しかもイギリス政府がその株の過半数を所有していることから、イギリス政府はあらゆる正当な方法でそれを保護する権利を持つのが当然であり、本件でイギリス政府と AIOC の利害が一致していると明言した。最後に、イラン政府による交渉の拒絶、および国有化実施に伴う同政府によって講じられるいかなる一方的な措置も、二国間の友好関係に多大な損害を与え、非常に深刻な結果をもたらすと威嚇した³⁰¹。

すなわち、イギリス政府はイラン政府による主権行使に疑問を差し挟むつもりは微塵もないと述べているにもかかわらず、イランが 1933 年契約を承諾した結果、イギリスに対して独立した国家ではないことを暗黙のうちに言及していたのである。

このように、英米両国はイランの国家主権に対する尊重を装いながらも、イラン政府の主権行使によって、それぞれの帝国主義的な権益が脅かされる場合、それを認める意志はなかった。つまり、イギリスがイランの国家主権に基づく石油国有化を認めるのは、AIOC の存続を保障する場合だけであり、一方アメリカは、イランの政治的独立がアメリカの石油秩序および戦後世界構想を脅かさない場合だけであった。

こうした英米の目論見は、イランの政治的・経済的独立を狙った国有化というイラン・ナショナリズムの政策とは反するものであった。そのため、イラン政界および社会において、前述のような英米からの公文書に対する反発が沸騰した。

まず、アヤトラー・カシャニをはじめ、数人のイスラム高位聖職者は、イギリスの対イラン威嚇が実現される場合、聖戦(ジハード)の命令を発すると述べた³⁰²。

さらに、マッキー国民戦線議員は 1951 年 5 月 20 日、議会演説を通じて、イランにおけるアメリカ政府の内政干渉が、民族解放運動の支持および民主主義の促進という同国のスローガンに反するものであるとして批判した。彼はまた、アメリカがラズマーラ政権期におけるイラン内政干渉から得た苦い経験から学び、国民世論を支持するか、少なくとも搾取的な AIOC 側に立たず、イランに対して敵意を向けない立場をとるだろうと予想した。彼は英米のイランへの内政干渉に対するイラン国民の反発、特にイスラム高位聖職者による宣言と国民のデモを基に、イラン国民がそれらの覚書に対する恐怖感を持たず、少しな

³⁰⁰ イギリス政府からイラン政府宛の覚書、1951年5月18日日付 In: *Asnad-e Naft*, p.81-83. & Cmd. 8425, pp.34-36.

³⁰¹ *Ibid*

³⁰² 1951年5月20日付の議会議事録マッキー演説 In: *Ketab-e Siyah, Vol.3, Khal'e Yad, Part.1*, pp.262-266.

りともこれらに価値を見出さないと述べ、イランによる国家主権の全面行使を強調した。これに対し、他の議員たちも口々に賛成の意を表した³⁰³。国民でさえも、このマッキーの演説を称え、バザール〔市場〕や地方からも電報が届くほどであった³⁰⁴。

また、1951年5月22日、英米の上記覚書への反応として、アヤトラー・カシャニの命令で、テヘランにおいて大規模な国民集会が行われた。同集会では、イギリスの帝国主義政策とそれを支持するアメリカの政策に対する憤慨を表明したアヤトラー・カシャニおよびマッキーとバガイーという国民戦線議員らなどの演説を経て、国民の英米に対抗する宣言書が作成された³⁰⁵。

1. 元 AIOC の所有権剥奪に対する、イラン国民の揺るがぬ意志を世界に宣告する。
2. 元 AIOC に関するイギリス政府の覚書は、独立国家の国家主権を侵すものであり、イランへの内政干渉と見なす。
3. 国連議定書に基づいて、イラン議会は国有化法の制定とその実施の権利があり、元 AIOC は迅速にイラン国民の意志に従うべきである。
4. イギリス政府によるイランへのパラシュート部隊の派遣は、イランの独立を侵害する暴挙であると見なす。
5. アメリカ政府の宣言書は、明白なイランへの内政干渉として見なされ、イラン国民はこれに対して抗議の意を表明する。
6. イラン国民は全力でイランの独立と国家主権を守り、いかなる侵略からも総力を挙げて国家を防衛する。

こうして、イラン政界および社会において、英米からの圧力に対して真の石油国有化に基づく AIOC の排除というモサデク政権の政策への支持が高まった。

5月21日、イラン政府もアメリカ政府に覚書を送付した。その中で、イランの石油国有化に対して中立から逸脱したアメリカの姿勢を批判した。その上で、アメリカが国際和平のために「良心から」イランに助言しているならば、イラン石油国有化法に反対するような立場を取るはずはないと指摘した。さらに、同覚書はイラン石油国有化法に反する、いかなる「良心的」助言もイランに対する内政干渉に他ならないと酷評し、同案件におけるアメリカの中立的もしくは友好的な姿勢を要求した³⁰⁶。

このように、石油紛争におけるアメリカの実践的な介入によって、三角関係の権力闘争が英・米・イランで形成され、それぞれの立場において他と相容れない目標が掲げられていた。そして、それらの目標に沿って三者三様にイランの共産主義化に対する懸念が便宜

³⁰³ *Ibid*

³⁰⁴ 1951年5月21日付の議会議事録マッキー演説 In: *Ketab-e Siyah*, Vol.3, Khal'e Yad, Part.1, pp.266-268.

³⁰⁵ アヤトラー・カシャニ、マッキー、バガイーの演説および宣言書原文に基づいて、In: *Ketab-e Siyah*, Vol.3, *Khal'e Yad*, Part.1, pp.266-268. & Khalilola Moghadam (1377), p.158.

³⁰⁶ 書簡原文、In: *Asnad-e Naft*, pp.86-87.

的に利用されたのである。次節では、本争いにおいて三国が講じた具体策について議論を展開していく。

第3節 イランの石油国有化の実施とそれに対する列強の脅威

イラン石油紛争の中で浮上した英・米・イ三国間の闘争は、イラン国有化政策の合法性、および軍事介入の可否における英米間対立を背景にイランに有利な形で進展し、石油国有化の完全実施と同時に AIOC を完全に退ける機会をモサデクに与えた。実際、モサデクもこうした対立構造を強く意識しながら、対イギリス戦略を巡らしたのである。

1951年5月24日、イラン財務大臣は AIOC の現地駐在代表セドンに書簡を送付した。その中で、1951年5月19日の書簡を通じて、石油国有化の実施における AIOC の代表決定を求めたイラン政府の要求に応じなかったことに遺憾の意を表明した。その上で、AIOC が一週間以内に自らの代表を決定し、派遣しなければ、イラン政府は単独に石油国有化を実施するという最後通告を突きつけた³⁰⁷。3日後の5月27日、AIOC はこの書簡への返答で、石油紛争の仲裁付託が不可能であるというイラン政府の主張を否定した上、利権契約の第22条項に基づいて、国際司法裁判所に提訴する意図を通知した。また、国有化実施における AIOC 代表派遣に関しては、AIOC に情報を通知するための傍聴者として、セダンを一度だけ会議に参加させると伝えたのである³⁰⁸。

また、1951年5月27日イギリス政府は、イラン政府が AIOC の提案した石油紛争の仲裁付託を拒否したことを理由に、イラン政府を国際司法裁判所に提訴せざるを得ないという旨の書簡を送った。さらに、イギリス政府は同書簡で、「AIOC との紛争を仲裁に付託することを約定しているという判決」、「たとえイラン政府が国内法によって正当に行った法的措置だとしても、AIOC の同意なしに石油利権契約を変更することができないという判決」を国際司法裁判所への要求事項として挙げた³⁰⁹。同時に、国際司法裁判所は、同裁判の強制的管轄権[Article 36(2)]を受諾したイラン政府の1930年10月2日付宣言書、および1932年9月19日付の承認に基づくイギリス政府の対イラン告訴とその内容をイラン政府に通知した³¹⁰。

しかし、こうしたイギリス側の動きに対して、イラン政府は石油国有化に一切譲歩する姿勢を示さず、むしろ AIOC を排除する石油国有化を確実に前進させる計画を打ち出したのである。1951年5月30日、イラン財務大臣ワーラストは国有化実施の具体策を盛り込んだ書簡をセダンに送った。その冒頭では、石油国有化法がイラン国家主権から発生するも

³⁰⁷ 1951年5月24日付イラン財務大臣から AIOC 現地駐在代表セドン宛の書簡原文、In: *Asnad-e Naft*, p.89 & Cmd. 8425, p.37.

³⁰⁸ 1951年5月27日付セドン(AIOC)からイラン財務大臣宛の書簡原文、In: *Asnad-e Naft*, p.97. & Cmd. 8425, pp.37-38.

³⁰⁹ Cmd. 8425, pp.38-39 イギリスの ICJ への詳しい提訴内容は Judgment of July 22nd, 1952, *Anglo-Iranian Oil Co. Case (United Kingdom v. Iran)* p.12.

³¹⁰ 国際司法裁判所からイラン外務省宛の電報、No.13647, May28,1951. In: *Asnad-e Naft*, pp.102-103.

のであることが強調され、イラン政府の国有化の目的は、イランの福利厚生を拡大すること以外に、他の権利への侵害は決して意図したものではないと述べられていた。同書簡で、彼は AIOC への補償支払を規定する国有化施策法の第 2 条、および同社の従来顧客に対する石油販売の継続を約束する同法の第 7 条を基に、イラン政府が有権者の権利に十分な配慮を施していると主張した。そして、国有化施策法の第 2 条 (AIOC の諸資産の所有権の引き継ぎ) を実施し、イラン国営石油会社(NIOC; National Iranian Oil Company)を管理するための暫定取締役の組織化、および同暫定取締役の具体策を提示した。その上で、イラン政府は、国有化原則と矛盾しない AIOC の提案が 5 日以内に提示されるのなら、これを考慮する意志があることを通知した³¹¹。

イギリスの対イラン軍事介入を牽制していた当時の大国間の力関係、およびイラン石油国有化政策の合法的基盤を背景に、二国間の争いは石油国有化の完全実施による AIOC の所有権奪取によってモサデクに勝利を与えることになる。この状況に対して危機感を抱いていたのは、イギリスだけではなく、世界秩序をめぐってイギリスと対立していたアメリカも同様であった。繰り返しになるが、本章、特に今後の主要論点に密接に関係するため、再度イラン・イギリス間の石油紛争に対するアメリカの政策を簡潔に述べる。それは次の通りである。すなわち、アメリカは英ソの旧植民地主義秩序の再構築——イランにおける英ソの勢力圏回復——、並びにその必然的な結果として生じる共産主義拡大を回避するため、イギリスの対イラン軍事力の行使に強く反対した。しかし、それは決してモサデクが企図した国有化政策を支持するという意味ではなかった。アメリカはむしろ、自国の国際政策に反するようなイランの政治的、経済的自立や自国の国際石油企業の契約を危機にさらすようなイランの国有化政策を許容するわけにはいかなかったのである。

そのため、トルーマン米大統領自身が直接介入し、紛争の和解的な解決策を模索するよう、両者に求めた。1951 年 5 月 31 日、トルーマンはイギリス首相クレメント・アトリー宛にメッセージを送り、AIOC の活動をめぐるイラン政府との紛争の満足いく解決がイギリスにとって非常に重要であると指摘すると同時に、イランの独立とその石油産出の継続が自由世界の経済にとって絶対必要であると強調した。その上で、イラン政府との妥結に至るため、イギリス政府が滞りなく全権交渉団をテヘランに派遣し、石油国有化原則に合致する提案を出すように求めた。トルーマンは最後に、イラン情勢に対するアメリカの重大な懸念を次のように表明した³¹²。

私はあなたが一触即発(*explosive situation*)のイランの現状が孕んでいる深刻な危機を認識し、かつ、イランと自由世界との対立を起こすいかなる措置も避けるべきであるという私の重大な懸念を、理解してくれていると信じている。私はイランとイギリス両

³¹¹ AIOC 現地駐在代表セダン宛のワーラスト財務大臣の表明と覚書、May 30, 1956. In: *Asnad-e Naft*, pp.104-16 & In: *Cmd.* 8425, p.39-41.

³¹² President Truman to Prime Minister Attlee, No.888.2553/5-3151, Secret, Washington; May 31, 1951, In *FRUS*, Vol.10, pp.59-61.

国にとって受諾可能な解決方法を見いだすことができると確信しており、全ての努力が同目的を達成する方向で行われるように願っている³¹³。

1951年6月1日、トルーマンは上記と同様のメッセージをモサデク宛にも送った³¹⁴。同メッセージはイランの国内メディアによって報道された³¹⁵。しかし、同日、グレイディは在テヘランの米大使館における誤った判断によって、アトリー宛の上記メッセージの一通がモサデクにも送られたとアメリカ国務省に通告した。国務省および在英の米大使官はその誤配のため、遺憾の意を表明した³¹⁶。それにも関わらず、イランおよびアメリカのいくつかの新聞は、それが偶然の誤配ではなく、トルーマンがイギリスに対するアメリカの厳しい姿勢をモサデクに示すため、意図的に行われた狡猾な外交戦略であるとして見なしたのである³¹⁷。

同説に即して解釈すれば、この誤配は前述の三国間闘争の文脈で、イランとイギリス両国に対するアメリカの二面的戦略として、次のような意図を包含していたと考えられる。すなわち、トルーマンはイギリスに対する自国の厳しい姿勢をモサデクに示すことにより、石油紛争における中立性を装い、イラン政府の中に失われつつあったアメリカへの信頼を回復しようとした。同時に、イラン石油国有化をめぐる英米間の見解の相違を明示することで、石油紛争におけるイラン・イギリスの立場が対等であることを知らしめ、イギリスの危機感を煽ることによってイランに対する柔軟な対応を引き出そうとしたと考えられる。

アメリカのこうした措置はイランの確固とした姿勢と共に、ある程度の効果をもたらした。AIOCはイギリス政府と国有化実施計画に対する対応策を検討した上、イラン財務大臣ワーラストの上記書簡で提示された「5日以内にAIOCの提案を検討するというイラン政府の意向」に重点を置きながらも、問題の重要性のため、5日以内の提案提示は極めて困難であるとして、イラン政府と直接交渉を行う代表団をテヘランに派遣する旨をイラン政府に伝えた³¹⁸。

しかし、交渉とはいえ、いかなる合法的措置の下でも、イギリスはAIOCの利権剥奪を伴う国有化を認める意図はなかった。このことは、アトリーが1951年6月6日にトルーマンメッセージに対して送った返書で、既に明示されていた。同書簡において、アトリーは石油国有化法の実施に関してのみ、AIOC単独と交渉するというイラン政府の「不当な」条件を訴えた。そして、国有化法に基づく1933年契約の一方的解除と石油施設の接收は、イ

³¹³ *Ibid*

³¹⁴ President Truman to Prime Minister Mosadeq, No.888.2553/AIOC/ 6-151, Secret, Washington; Jun1, 1951, In *FRUS, Vol.10*, pp.61-62.

³¹⁵ とりわけ、*Etela'at*, No.7532, June2,1951.

³¹⁶ *Ibid*の注釈1に基づく。

³¹⁷ M. Elm, p.114. イランの *Dad*, Jun5, 1951 およびアメリカの *Wall Street Journal*, Jun5, 1951 に基づく。

³¹⁸ 1951年6月5日付、庶民院におけるモリソンが外相の演説、In: *Asnad-e Naft*, pp.112-113 & 1951年6月3日付、セドンからワーラスト宛の書簡、In: *Cmd. 8425*, pp.41. & *Asnad-e Naft*, pp.110-111.

ラン産業に重大な打撃を与えると同時に、自由世界全体の経済と法秩序、特にイギリス経済と再軍備計画に深刻な影響を及ぼすと指摘した。彼は石油収入の潤渇による経済危機をもたらすような解決法は単に共産主義にとって好都合なだけであるから、イギリス政府は断じて受け入れることができないと明言した。アトリーはイギリス政府の同意の下で、AIOC が同社の存続を基軸にした議論を行うため、交渉団をイランに派遣する旨を伝えた上、アメリカの支持を求めた³¹⁹。このように、イギリスは自由世界の混乱と共産主義の脅威に対するアメリカの懸念を喚起しつつ、イランにおける AIOC の独占を維持することに同国の協力を獲得しようしたのである。

一方、1951年6月11日にモサデクはトルーマンメッセージへの返答で、国有化がイラン国家管轄内の問題であるため、イラン政府は AIOC の代表以外との交渉を行わないことを強調した。さらに、彼は AIOC への補償の支払い、および従来顧客への石油提供の継続のために講じられた措置を提示しながら、AIOC の所有権奪取に固執した³²⁰。

モサデクが既に表明したように、交渉が単に石油国有化実施の範囲内で可能であるという前提で、イラン政府は国有化実施の具体策を着実にとり進めた。その第一歩として、NIOC の暫定取締役会は 1951年6月8日、国有化実施のための合同委員会の代表団を結成した。その代表団は翌日、石油施設を引き継ぎ運営するためアバダンに渡った。彼らはホラムシャフルにおける AIOC 本部で、総括マネジャーのドレイク(A.E.C. Drake)と会談を行い、国有化実施の開始を告げた後、暫定取締役会の事務所を設け、そこに NIOC 取締役会の看板標識を設置し、イラン国旗の掲揚を行った³²¹。NIOC 暫定取締役会は石油国有化施策法第4項の実施に向けて、「元石油会社のイラン人および外国人従業員全員は、今後 NIOC の社員として同じポストに留任される」と宣言した³²²。

こうした措置への反応として、イラン駐在の英大使シェファードはプレス会見において、油田地域情勢に対する懸念を表明し、イラン政府は在イランイギリス人の生命と財産を守る責任があるにも関わらず、その責任を十分に果たしていないという理由で、イギリスはその保全措置のため、ペルシア湾に戦艦三隻と駆逐艦一隻を遊弋させていると宣告した³²³。一方、ソ連も年次軍事演習の名目で、イラン北部の国境付近に赤軍14部隊を駐屯させることによって、緊迫したイラン状況を生み出したのである³²⁴。

イギリス政府によるこうした行為は、1933年石油利権契約をレザー・シャーに押し付けた際の軍事威嚇と類似しており、間もなく行われる予定であったイラン政府との交渉において、AIOC の立場を強化するためのものであった。

³¹⁹ Prime Minister Attlee to President Truman, No.888.2553/6-651, Secret, London; June31, 1951, In *FRUS, Vol.10*, pp.62-63.

³²⁰ 1951年6月11日付、トルーマンのメッセージに対するモサデクの返答、In: *Asnad-e Naft*, pp.116-119.

³²¹ *Ketab-e Siyah, Vol. 3, Khal'e Yad, Part.1*, pp.328-357 & F. Rouhani, 124.この二つの文献で述べられているように、NIOC 暫定取締役会および合同委員会がアバダンに到着した際、アバダンの大規模な大衆によって歓迎され、イラン国旗の掲揚なども大衆の情熱的な応援のもと行われたという。

³²² 1951年6月11日、暫定取締役会の宣言書、In: *Asnad-e Naft*, pp.122-123.

³²³ 1951年6月14日、イラン駐在の米大使シェファードのプレス会見、In: *Asnad-e Naft*, p.128.

³²⁴ Zoghi, p.83.

実際、ペルシア湾におけるイギリス政府の軍事的示威活動が行われていた中、1951年6月11日、AIOCの副会長ジャクソン(Basil R. Jackson)を団長とした交渉団、通称ジャクソン委員会がテヘランに到着し、イラン政府との交渉に臨んだのである。

ジャクソンはテヘラン到着直後に開催されたプレス会見で、AIOCが利潤折半原則に基づいて、会社の存続を保障する石油国有化の形態のみを認めると明言した。彼はもしそうした状況が不可能となれば、AIOCの外国人従業員をイランから退去させ、会社は自らの石油不足を他国の油田、とりわけイラクで補充すると脅迫した³²⁵。

1951年6月13日、ジャクソンはモサデクを訪問し、上述の内容を彼にも伝えた。モサデクはジャクソンへの返答で、石油国有化実施が数年前から起きていた状況変化の中で、カワーム・サドチーフ合意³²⁶を無効とした1944年12月2日の「外国への利権譲渡禁止法」制定の延長線上にある措置と見なすべきであると述べた。続いて、モサデクはイランにおけるAIOCの存続がソ連のイランからの石油利権要求の口実になることを理由に、AIOCの所有権解除が共産主義の拡張阻止と同調していることを強調した。さらに、彼は第三次世界大戦勃発を回避するため、世界貧困層の状況改善が必要不可欠であるとして、石油国有化はイラン国内におけるこうした経済改革を目的にしているため、イラン、イギリスおよび全世界の利益を同時に包含する政策であると主張した。最後に、石油国有化に対するジャクソンの同意を得るため、テヘラン市長の案内で首都における貧困層の惨状を直接彼に見せようとした。ジャクソンはテヘラン下町の悲劇的な貧困状態を視察した後、遺憾の意を表明したが、石油問題の解決方法に対する自らの立場を変えることはなかった³²⁷。

モサデクは、イランへのソ連勢力の拡大および貧困が孕んでいた共産主義拡大という西側の懸念を喚起させることによって、AIOC所有権解除についてジャクソンを説得しようとしたのである。しかし、第2章で述べたように、自らの権益を保障するため、ソ連と協調することでイランにおける勢力圏を確立しようとしたイギリス側にとって、モサデクのこうした戦略は意味を持つというわけではなかった。イギリスは中東における自国勢力の重要な土台をなしていたAIOCを保持するために、共産主義の脅威を利用して、アメリカからの支持を得ようとしたのである。

1951年6月14日、イラン政府の代表団とジャクソン委員会との第一回会談が開催された。同会談では、イラン側は交渉継続の前提条件として、次の2点に関する合意をジャクソン委員会に要求した。

- 第一、元石油会社(AIOC)はイランにおける全ての石油事業活動をNIOC暫定取締役会の同意の下で行うこと。
- 第二、生産経費を引いた全てのイラン石油販売の収入を同取締役会に譲渡すること。その25%をAIOCの補償要求に応えるため、双方が合意した銀行に預金し、残り

³²⁵ F. Rouhani, p.145.

³²⁶ イラン・ソ連共同石油会社設立に関して1946年4月4日に、当時イラン首相カワームとソ連外相サドチーフによって調印された合意書のこと；本稿第1章を参照。

³²⁷ *Ibid*, pp.146-148.

はイラン政府に支払う。

AIOC の存続を前提に交渉に臨んだジャクソン委員会は、イラン石油の産出が AIOC を除外しては不可能であるとして、まさに石油国有化の施策法に基づいたこの条件に対して、遺憾の意を示した。しかし、イラン側の確固とした姿勢を前に、同条件を検討し、国有化原則範囲内における解決策を提示するための時間を要求した。イラン側はそれに応じて、会談が終了した³²⁸。

1951 年 6 月 19 日に開催された会談で、ジャクソン委員会はイギリス政府³²⁹およびロンドン本社の協議結果を踏まえ、暫定的措置案を提示し、それは石油国有化原則に十分考慮したものであると主張した。その要点は以下の通りである。

1. 交渉が継続する間に、イラン政府が AIOC の事業を停止しないことを条件に、同社がイラン政府に 1,000 万ポンドを支払う。さらに、1951 年 7 月以降問題解決まで、AIOC はイラン政府に毎月 300 万ポンドを支払う。
2. AIOC はイランにおける施設を NIOC に移転し、代わりに NIOC は同施設の利用権を後に AIOC によって設立される新石油会社に供与することを約する。新会社の取締役会には数人のイラン人を含ませ、NIOC に代わって事業を行う。
3. AIOC は石油収入の NIOC への譲渡に関するイラン政府の提案を拒む³³⁰。

この提案は今後の交渉の基礎を成すものであり、最終合意に至るまでの暫定措置案であると指摘された。しかし、石油収入をイラン政府に譲渡しないことから、新会社が演じる NIOC のエージェント役割は、表面上だけに留まり、新たな名の下で AIOC の存続維持が企図されていた。従って、同提案はジャクソン委員会の主張に反し、明らかにイラン石油国有化原則を認めていなかったのである。イラン側は当然のごとくそれを拒否したので、折衝は決裂した。

イギリス側の提案が拒否された同日の 19 日、グレイディ米大使はモサデクと会談を行い、それらの提案が石油国有化原則への適合という点で十分であると主張した上、交渉が切断されないように AIOC 交渉団の提案に更なる考慮を要求した。これに対してモサデクは提案が 9 項目構成の国有化施策法に反しない限りにおいて、交渉継続を歓迎すると返答した³³¹。同日、アメリカ国務省は、イラン国王にモサデクの無謀な行いによって、交渉のドアを閉じないよう影響力の行使を、グレイディに求めさせた。また、その翌日、アチソン米国務長官は記者会見で、モサデクが拒否したイギリス側の提案を再考するように希望すると表

³²⁸ F. Rouhani, pp.148-150.

³²⁹ 1951 年 6 月 18 日ロンドンラジオの報道に基づいて、1951 年 6 月 17 日、モリソン外相は庶民院における演説を通してイラン側からの条件を批判した上、AIOC 代表団に施策法が提示されたと表明した。
In: *Ketab-e Siyah, Vol.3, Khal'e Yad, Part.1*, p.441.

³³⁰ ジャクソン委員会の提案、In: *Cmd. 8425*, p.42.

³³¹ *Ketab-e Siyah, Vol.3, Khal'e Yad, Part.1*, p.441-442.

明した³³²。アメリカはイギリス側の提案に基づく交渉継続を画策したが、モサデクは提案の再考を認めなかった。こうして、交渉継続は不可能となった。1951年6月21日ジャクソン委員会はテヘランを去った。ジャクソンはロンドン到着後、記者会見で「現在のイラン政権が存在する限り、交渉再開の余地はない」と述べた³³³。

1951年6月21日、モサデクはジャクソン委員会との交渉過程を議会および上院に報告した。その時、ジャクソン委員会の提案内容を提示した上、それが国有化原則に違反するものであるため、政府に拒否された旨を伝えた。彼は石油国有化施策法の第2項と第7項（補償支払およびAIOC顧客への石油提供）の実施に関して、イラン政府はAIOCと交渉すべき法的責務をすでに果たしたと主張した。そして、国有化法の完全実施は政府の今後の方針であると表明した後、内閣への信任票を求めた³³⁴。議会は出席議員93名のうち91賛成票、そして上院は出席議員44名のうち41賛成票で、モサデク政権への信任を表明したのである³³⁵。こうして議会において政策が承認されたモサデクは、いよいよ石油国有化の実施に乗り出したのである。

第4節 石油国有化の実施と列強の脅威

イラン政府は当初、AIOCの協力で国有化法の平和的实施を図っていたが、国有化法に従わないジャクソン委員会の姿勢を前に、実力行使を余儀なくされた。1951年6月20日、ジャクソン委員会との交渉が決裂した翌日、政府閣僚と石油共同委員会が会議を開き、国有化政策を進展させるための強制措置を採択し、直ちにそれをNIOC暫定取締役会と共同委員会代表団に通告した。同決議はイラン南部石油施設のみならず、イラン全国におけるAIOCの施設を強制収用するイラン政府の命令も含まれていた³³⁶。

同日、取締役会と共同委員会代表団は大規模に群がり集まったイラン人労働者の歓呼の声援を受けながら、アバダン製油所の中央事務所の屋上にイラン国旗を掲揚した³³⁷。そして、社名をAIOCからNIOCに取り替えた後、AIOC総括マネジャーのドレイクを罷免し、取締役会の一員であったメフディ・バゼルガーンをNIOC初の総括マネジャーとして任命した³³⁸。さらに、AIOCの責任者が発行したいかなる指令書や小切手も、NIOCの取締役会のサインが無い限り無効であると宣告した。1951年7月初頭までに、全国のAIOCの全ての施設および事務所がイラン政府によって収用されるか、または閉鎖された。特記すべきは、テヘランにおけるAIOC石油配送本部、およびその地方支局、イラン西部のケルマン

³³² *FRUS, Vol.10, Document No.29, Editorial Note*, pp.65-66.

³³³ *The Times*(London), June23, 1951.

³³⁴ AIOC代表団との交渉に関するモサデク首相の議会報告、In: *Asnad-e Naft*, pp.144-148.

³³⁵ M. Fateh, p.534. & G. Nejadi, Vol.1, p. 299. & See E. Sutton, p.231.

³³⁶ *Ketab-e Siyah, Vol.3, Khal'e Yad, Part.1*, p.475.

³³⁷ *Ketab-e Siyah, Vol.3, Khal'e Yad, Part.1*, p.450-454.

³³⁸ G. Nejadi, Vol.1, pp.306-307. (ドレイク罷免の流れを語るメフディ・バゼルガーンとネジャティ著者との面接に基づく。)

シャー製油所とナフトシャーの全施設が接収され、テヘランの AIOC 情報本部が閉鎖されたことである³³⁹。こうして、イラン国内で完結する全ての AIOC 施設の接収が迅速に行われたが、海外への石油販売の領収書名義に関する問題がイラン政府とイギリス側の間に浮上するとともに、外国人スタッフの辞職問題も顕わになった。この 2 点はイランの石油国有化政策に対するイギリス側の反撃ポイントであり、イラン石油の産出停止まで最大限に利用されたのである。

イランは外国への石油輸出停止を望まなかったため、暫定取締役会は 1951 年 6 月 13 日に石油販売に関する声明を発表した。その中で、「石油購入者は現時点から一ヶ月以内に、NIOC に領収書を出すことを条件に、必要な石油製品を受領できるが、一ヶ月以内に、国際相場を基準にした価格に基づく石油代金を暫定取締役会に支払わなければならない」というのがその内容である³⁴⁰。すなわち、NIOC 暫定取締役会は、当時まで AIOC 名義であった石油出荷領収書を、「イラン国営石油会社から受領した」という一文が明記された「イラン国営石油会社石油出荷領収書」に変更し、石油購入者はこのレシートにサインすることを義務付けたのである。しかし、ドレイクはそれに応じた措置を取らず、新契約の締結を望む石油購入者からの問い合わせも、NIOC 暫定取締役会に来ることはなかった。一方、多数のタンカーはアバダンに入港し、NIOC への領収書提出を拒みながらも、依然として AIOC の顧客として石油出荷を待機した。そのため、NIOC 暫定取締役会は船長が NIOC から石油を受領したという一文が明記されている領収書にサインするタンカーにのみ出港許可を出すと通告した。ドレイクはこの条件を認めず、タンカーの船長が AIOC の法的権利を保留することを明記した領収書へのサインならば承認するとした。イラン側は当然のごとくそれを拒否した³⁴¹。なぜなら、イラン石油国有化法の制定以降、AIOC が国有化施策で明確に規定された補償以外の収益を受け取る権利をもたなくなったからである。

1951 年 6 月 21 日、暫定取締役会は声明を発表し、NIOC は石油産出を停止する意志がないことを強調しつつ、AIOC 従業員の留任および上記の領収書問題に関するイラン政府の立場を再度明らかにした。それは以下の通りである³⁴²。

1. イラン政府の命令に基づいて、元 AIOC の全従業員は外国人であれ、イラン人であれ、以前と同じ条件で NIOC の職員と見なされる。なお、任務を終えたい者は一ヶ月以内に清算と解雇手続きが行われるため、辞表を NIOC に提出しなければならない。
2. 同取締役会は[外国購入者への]石油提供阻止を避けるべきであると強く命令しているが、NIOC の領収書にサインしないタンカーの出航を許可しないことを決断した。

³³⁹ G. Nejati, Vol.1, pp.305-306 & F. Rouhani, pp.158-159.

³⁴⁰ 1951 年 6 月 13 日付、NIOC 暫定取締役会の販売宣告、In: *Asnad-e Naft*, p.129

³⁴¹ 庶民院におけるモリソン英外相の演説に基づく。

³⁴² *Ketab-e Siyah*, Vol.3, *Khal'e Yad*, Part.1, p.468-469.

しかし、AIOC はたとえ合法的であれ、同社の所有権を解除するイラン政府の国有化政策を認める意思はなかった。従って、AIOC は AIOC 従業員たちにモサデクの提案を拒否するように指令した³⁴³。その結果、イラン駐在の AIOC スタッフたちは、6 月 27 日、NIOC への転籍拒絶を全員一致で決定した³⁴⁴。

AIOC 会長フレーザー(William Fraser)は、外国人専門家が不在でも油田や製油所の運営が可能であるが、イラン政府による石油を積み込んだタンカーの出港不許可が、やがて、イラン石油輸出停止、並びに石油産業のイラン労働者の失業を引き起こして、イラン政府に最も打撃を与えると考えていた³⁴⁵。そのため、イギリス政府の合意の下で、アバダンで待機していた全ての石油タンカーに、出荷した石油を戻してでも、カラのまま出港するように命じた³⁴⁶。この AIOC の命令に応じたのは、単に英系タンカーだけではなく、「アバダンに入港したすべての米系タンカーは、NIOC 発行の領収書へのサインを拒んだため、一度は積み込みを終えた石油を、もう一度製油所の貯蔵タンクに逆流させて石油を返品した上で、港を離れた」という³⁴⁷。

こうして、AIOC は自国政府の擁護の下で、イラン石油資源の搾取によって得た利潤で構築した海上石油運搬組織を、イラン国家主権の合法的行使であった国有化政策を無効にするために利用し、その搾取機構を維持しようとしたのである。また、イギリスと連携したアメリカによる脱植民地主義や民族解放運動に対する支持は、同国を中心とした新帝国主義を構築するための虚構であることが明らかになったのである。

英米の政界と経済界との結託で採択されたこうした措置は、事実上イラン石油輸出の停止状態を引き起こし、イラン経済危機に繋がる石油ボイコットの出発点となった。本論文の論点から言えば、英米のモサデク政権に対する石油ボイコットおよび経済制裁は、イラン経済危機が引き起こす共産主義の侵入という、両国が常に表明していた懸念とは矛盾し、まさに正反対の関係にある。すなわち、イラン経済危機による共産主義の侵入という英米の懸念が真実であるとすれば、そうした危機を生み出す石油ボイコットや経済制裁を彼らが課すはずはないといえよう。

同時に、ジャクソン委員会の交渉決裂後の 6 月 22 日、イギリス政府は 1951 年 5 月 21 日の時点で、イラン政府に対して国際司法裁判に提起した訴訟を踏まえ、最終裁決が下るまで、AIOC の地位を保全する暫定的保全措置を取るよう、同裁判所に求めた。6 月 24 日、国際司法裁判所はイギリス政府の上記要求の内容をイラン政府に伝えた上、1951 年 6 月 30 日付で問題に関する審議会が開催される旨を報告した³⁴⁸。それに対して、イラン政府は 1951 年 6 月 29 日、国際裁判への返書を送付した。返書は、イギリス政府の主張に反する情報を

³⁴³ M. Elm, p.118.

³⁴⁴ 梅野(2002), p.257.

³⁴⁵ FO371/91537, Record of conversation with Fraser at Chiefs of Staff, In M. Elm, pp.118-119.

³⁴⁶ 1951 年 6 月 26 日付、イラン情勢に関するモリソン英外相の庶民院演説、In: *Asnad-e Naft*, pp. 165-167.

³⁴⁷ 梅野(2002), p.257.

³⁴⁸ 1951 年 6 月 24 日付、ハーグ国際司法裁判所からイラン外務省宛の 3 通の電報に基づく。In: *Asnad-e Naft*, pp.159-163.

盛り込んだ上で、国際司法裁判所の定款第 34 条第 1 項に基づけば、同裁判所の仲裁権限は国家間紛争に限定されており、国連憲章の第 7 条第 2 項に基づくイランの国内問題である民営企業、AIOC との紛争を扱う資格はないというかつての主張を強調した³⁴⁹。これらを理由に、イラン政府は 6 月 30 日の審議会への正式な出席を拒否した。結果として、イギリス側の参加だけで、審議会が開かれた。結局、7 月 5 日、裁判所は本件における自身の審理権能が不確実でありながらも、イギリスの要求が国際司法裁判所の管轄内にあると見なし、次のような暫定的保全措置を発表した³⁵⁰。

1. イランとイギリス両国政府は、本裁判所が後に下す判決について、両当事者の権利を損なう可能性がある措置を一切取らないこと。
2. イランとイギリス両国政府は、本裁判に付託されている紛争を深刻化するような行為を取らないこと。
3. イランとイギリス両国政府は、AIOC が以前（イラン国王が石油国有化法を承認した日付）と同様な商工活動に従事することを妨害するような措置を一切取らないこと。
4. イランにおける AIOC の事業活動は、依然として同社の経営陣の指揮の下で行われること。
5. 上記措置の完全実施を保障するため、両国政府の合意で、共同監視委員会を設置しなければならない。同委員会は両国から 2 名ずつ、および両国が合意する第三国出身者 1 名から構成される。

イギリス政府は国際司法裁判所の暫定措置に関する判決を歓迎し、直ちにその実行に乗り出した。1951 年 7 月 7 日、イラン政府に送った覚書を通して、その旨を伝えると同時に、それらの措置を行使するように求めた³⁵¹。しかし、イラン外務省は 1951 年 7 月 12 日に同覚書への返書で、イラン政府は 6 月 5 日における国際司法裁判所の判決が違法で、イランの国家主権および独立を侵すものであるとして、決してそれを実行する意志はないと断言した³⁵²。こうしたプロセスによって、イランの完全なる石油国有化を目前にしたトルーマン大統領は、同紛争への直接介入せざるをえなくなった。

それに向けて、1951 年 7 月 8 日にトルーマン大統領はモサデクにメッセージを送り、中立な機関の提案である本暫定措置に憂慮するよう言明した。その上で、モサデクが望むのならば、トルーマン自身の特別補佐官であるアヴェレル・ハリマン (W. Averell Harriman) をイランに派遣し、石油問題解決について協力する意図があると述べた³⁵³。

³⁴⁹ 1951 年 6 月 23 日付、ハーグ国際司法裁判所へのイラン政府の返書、In: *Asnad-e Naft*, pp.205-213.

³⁵⁰ International Court of Justice, *Anglo-Iranian Oil Co. Case Request for the indication of interim measures of protection*, Order of July 5th, 1951: I.C.J. Report 1951, pp.89-95.

³⁵¹ 1951 年 7 月 7 日付、イギリス政府からイラン政府宛の覚書、In: *Asnad-e Naft*, pp.277-278

³⁵² 1951 年 7 月 12 日付、イラン外務大臣ワーラステからイラン駐在英大使シェファード宛の書簡、In: *Asnad-e Naft*, pp.306-307.

³⁵³ *FRUS*, Vol.10, (1951-1945), President Truman to Prime Minister Mosadeq, Telegram,

モサデクはトルーマンからのメッセージの返書として、イラン政府とイラン国民は国家主権である石油国有化原則が承認されれば AIOC と、本案件についての諸手続き上の問題の解決に関して交渉する意思を表明した上で、ハリマンの派遣を歓迎した³⁵⁴。

1951年7月15日、ハリマンを代表とした委員会がイランに渡り、翌日から数回にわたって、イランとイギリスの交渉再開に向けた打ち合わせを行った。1951年7月23日、イラン政府は交渉再開にあたっての提案をハリマンに提出した。そのなかで、もしイギリス政府が AIOC の代理として石油国有化を承認するのであれば、イギリス政府の代表と交渉する意思があると表明するに至ったのだった³⁵⁵。

その後、ハリマンはイラン政府の提案をイギリスの首脳に通告するためにイランからイギリスに渡った。その結果、1951年7月28日、イギリス政府は自らの名と旧石油会社の名でイラン石油国有化原則を認めた。7月29日には、直ちにリチャード・ストクス大蔵大臣を会長とする委員会をイランに派遣することがイランのイギリス大使によってイラン政府に通告された³⁵⁶。そして、1951年8月4日にリチャード・ストクスを会長とした委員会がイランに派遣された³⁵⁷。

ストクス委員会はイラン石油産業をイランの財産として認めたが、イラン政府との交渉で終始一貫、次のような自らの提案を主張し続けた。まず、イギリスはイラン石油を購入する機関を設置し、それはイラン石油を格安で購入する25年間契約をイラン国有石油会社と締結する。イランの他の石油販売契約は、その機関の利益に損害を与えない条件で可能とする。そして、その石油購入機関には管理機関を設置し、その管理機関がイラン石油産出、発掘、精製、販売、など全ての過程を管理することに、イラン国有石油会社は同意することを求めた³⁵⁸。このように、イギリスが認めたイラン石油国有化は表面的なものに過ぎず、イランの石油産業の運営を牛耳ろうとしていたのである。

しかし、モサデクはストクスの提案は前のジャクソンのそれと同様であり、石油国有化原則に基づけばイラン国有石油会社が自分の責任を他に譲ることは認められず、従って全ての石油産業はイラン国有会社によって運営されなければならないと述べ、ストクスの提案を拒否した³⁵⁹。結局、イラン政府とストクス委員会の国有化に対する意見対立のため合意に至らず、1951年8月22日に双方解決にいたらぬまま、彼らはイランを去った。イランとイギリス石油会社とのこの交渉決裂後に、イラン政府は AIOC のイギリス人社員たちの滞在許可を剥奪し、1951年10月4日までにイランから退去させることになった。一方、

No.888.2553/7-851, Secret, Washington, July 8, 1951., pp.84-85.

³⁵⁴ *Asnad-e Naft*, pp.308-309.

³⁵⁵ *FRUS*, Vol.10, (1951-1945), The Special Assistant to the President (Harriman) to the Department of State, Telegram, No.888.2553/7-2451, Top Secret Niact, Tehran, July 24, 1951., pp.109-113.

³⁵⁶ *FRUS*, Vol.10, (1951-1945), The Special Assistant to the President (Harriman) to the Embassy in Iran, Telegram, No.888.2553/7-2851, Top Secret Niact, London, July 28, 1951., pp.123-124 & Cmd. 8425, pp.52-53.

³⁵⁷ M. Fateh, pp.554-556.

³⁵⁸ ストクス委員会長の提案、1951年8月6日、*Dah Gozaresh*, pp.18-23.

³⁵⁹ モサッデグのストクス委員会への返事 1951年8月17日、*Dah gozaresh*, pp.26-29.

後に述べるように、イギリスもイランに対して経済制裁を施し、国連安保理にも提訴した。イラン政府はこのような帝国主義的な圧力に屈せず国有化を行い、1951年9月28日にイラン軍はアバダン製油所を占領し、旧石油会社の全ての施設を接収した。

このように、ジャクソン委員会とストクス委員会は紛争当事者双方の譲歩によって、石油国有化というイラン側の要求と AIOC の権益擁護との間の中道を模索すると表明しながら、実際には AIOC の存続を目的としていた。というのも、ジャクソン委員会の交渉は実際、イギリス政治勢力の縮小と共に、アメリカ企業の石油秩序を基準とした紛争の中道的解決をめざしていたのである。

イラン・イギリス間の交渉はアメリカによるイギリスの軍事力行使を牽制した結果として、アメリカの国際戦略に基づいて、終結させる第一歩であった。こうした石油紛争の解決策は、まさにアメリカの国際政策に合致した形で、英・米・イラン三国間の三つ巴の闘争をアメリカの戦略に基づいて終結させるものであった。

前章で述べたように、アメリカは基本的にイランの石油国有化には反対であったが、当初、AIOC が国有化に伴うイラン指導者たちの経験不足を利用し、イラン石油の独占的運営を阻止することによって、AIOC の存続を確定できると考えていた³⁶⁰。石油紛争に対するアメリカのこうした楽観的見通しに反して、イラン・イギリス政府間との交渉決裂は、アメリカ企業の石油秩序を基準とした紛争の中道的解決策が事実上困難であることを明らかにした。

ここまで、イランでの権益をそれまで同様の体制で維持しようとし続けたイギリスの政策を明らかにしてきたが、後半は主に、上記矛盾をキーポイントとして、英・米・イラン三国間の三つ巴の権力闘争におけるそれぞれの戦略を再び整理し、モサデク政権打倒クーデターの真相の一環を明らかにする。

第5節 経済的圧力と帝国主義のイラン国内要因の形成

石油問題に関するイギリス側の提案を拒否した後、新帝国主義秩序からの独立につながるイランの完全な石油国有化を妨げようとしたアメリカは、イギリスと共に石油カルテルを利用し、経済制裁によってモサデクを降伏させようとした。石油カルテルによるアメリカの政策は以下で述べるようにイランだけではなく、自らの世界的優位を維持、強化するためにイギリスをも利用する措置であった。

アメリカの石油会社は、利潤折半原則に基づいた当時の石油契約に危機を引き起こすイランの石油国有化政策を妨害するべく、AIOC を支持した。しかしその支持には他にも次のような理由があった。朝鮮戦争の勃発と、国連軍への物資供給の責務を負ったアメリカ政府は、1950年に制定された国防産業法 (the Defense Production Act) によってトルーマ

³⁶⁰ Telegram from The Secretary of State to Embassy in Iran, No.2553.888AIOC/3-1751, Secret & Priority, Washington; March 17, 1951 に基づく。In *FRUS*, Vol.10, pp.25-30.

ン大統領に天然資源の流通に関する多大な権限を与え、この法によって、同年10月3日、議会は国防石油委員会（PAD）を設立した。PADはいわば、第二次大戦中に設立されたPAW(Petroleum Administration for War)の権限拡大版で、その特派員は石油製品の配分・輸送の手配・近々必用になる分野や地域の予報など、多岐にわたる任務と権限を与えられていた。PADは軍事石油顧問委員会から数人を選び出し、防衛省と企業の代表者とするこ
とで、戦時に対応した体制を可能としたのである。こうして、PAD発足から1ヶ月で、極東の軍隊に石油を円滑に供給する、連邦全土に渡った組織機構を作り上げたのであった。しかしPADのこうした成果は、イランの石油紛争によって碎かれ、ますます困難を極めた。イラン政府が石油国有化に向けた移行作業を行ったため、西側への通常の石油流通が停滞する事態となったのだ。アメリカにとってこの事態は、弱り目に祟り目であった。この事態にPADは、通常イランより輸入している石油資源を補う、他の油源を発掘するに至ったのだった³⁶¹。

そのため同年、イランが旧会社の顧客には、以前と同じ条件で石油を売ると公表したにも関わらず、顧客はイラン石油会社からアメリカの石油会社に鞍替えしてしまった。国際石油カルテルは、共産主義世界以外の全世界における全ての石油活動を支配するようになり、巨大な経済勢力として君臨した³⁶²。このように、イランの石油国有化は単にイギリスへの挑戦だったわけではなく、むしろ世界規模の網状的経済組織への挑戦となったのである。

一方イギリスは、イラン政府との石油問題交渉決裂とアバダン石油産出停滞の後、1951年7月にアメリカの援助を求めた。それは、イギリスがイラン以外に所有していた製油所の生産を増加させたにも関わらず、イラン石油の停止によって起こった2200万トンの石油生産物不足のうち600万トンしか補うことができなかつたからであった。その残余は世界の石油産出と配分をコントロールできるアメリカの石油カルテルが補うことになった³⁶³。

アメリカ石油会社がカルテルを形成し、AIOCを支援した目的は、イランの石油国有化を失敗させ、他の石油契約への影響を回避することにあつた。同時に、イギリスで不足していた石油生産物を提供し、膨大な利益を獲得することでもあつたのだろう。一方、アメリカ政府が石油会社のカルテル・トラスト取締法に目をつぶつたことにも二つの目的がある
と考える。一つはアメリカの石油会社にイギリスの石油不足を解消させることによって、イギリスのアメリカへの従属関係を一層強化することであつた。もう一つは、イギリスと共にイラン石油をボイコットすることで、イランの自立した政治・経済体制の構築を阻止し、アメリカが想定した新世界秩序に編入することで、資本主義世界全般の利権を救うことであつた。これは、新帝国主義時代における植民地政策つまり、第三世界諸国搾取を目的とした民間企業と帝国主義国家間の連携であつたといえよう。

³⁶¹ Gerald D. Nash, *United States Oil Policy 1890-1964*, University of Pittsburgh Press, 1968, pp.195-196.

³⁶² M. Elm, p.145.

³⁶³ *Ibid*, p.144-145.

それに対し、モサデク政権は当時の定価より安く石油を提供することによって、帝国主義的な経済的圧力への抵抗を試みたが、実際に国際石油カルテル以外の石油会社と契約を締結することができたのは、わずか三回のみで、それもイギリスの干渉によって解約させられた。

最初の契約は、1952年2月にイタリアの石油会社 EPIM との間で結ばれた契約であった。1952年5月、同契約に基づいて EPIM は1トン8ドル（当時の定価：1トン13ドル）で、イラン石油を購入することになった。しかしながら、同年5月、イタリア会社の石油運搬船がイランの原油を積んで初めてとなる運行で、停泊したイギリスの保護国に位置するアデン港において、運搬船はイギリスの指示によって差し押さえられてしまう。更に AIOC は EPIM をアデン裁判所に提訴し、AIOC からの窃盗物であるとの主張で、運搬船の積荷の返還を迫ったのである。結局、1952年12月10日、アデンの植民地的裁判所は植民地主義的見地から、利権書に基づきイランの油田は AIOC の所有物であるとした。従って、EPIM 社の積荷は AIOC の物であるとの判決が下り、それを AIOC のために接收するに至った³⁶⁴。

すでに国際裁判所と国連安保理が石油国有化をイランの政権権利として認めた後であるにも関わらず、このような判決を下したアデン裁判所は、同裁判の植民地的特徴を明白に表わしているのである。

第二はイタリアのスーパー（Super）会社との契約で、それは石油とイランにとっての必需品との物々交換に基づいたものであった。1953年1月、石油運搬船はイランの原油を積み、イタリアに向けて出発した。その時、運搬船はイギリス保護国の港湾には近付かず、無事にイタリアに到着した。AIOC はスーパー会社に対してイタリア裁判所に訴えたが、1953年3月に裁判所がイランに有利な判決を下したため、スーパー会社はイラン石油の輸入を続けたのである。しかし、イギリス政府と AIOC はイタリア裁判所の判定を支配できないことを知って、直接イタリア政府に訴えた。その結果、イタリア政府は石油輸入者にイラン石油を輸入しないよう命じた³⁶⁵。

第三の契約は 1953年2月、日本の出光石油会社との間で締結された。1953年4月10日に日章丸石油運搬船がイラン石油を積むためにアバダンに到着し、石油を満タンに積んで日本に帰国した際も、AIOC は東京裁判所に提訴した。しかし裁判所は AIOC の主張を認めず、イラン有利の判決を下したため、出光はイランの石油を輸入し続けた。ところが、イタリア同様、イギリス政府が日本政府に圧力をかけ、結局、同年5月に日本政府はもはやイラン石油を輸入するための予算を出光に与えられないとの旨を宣告した。その結果、日本へのイラン石油輸出も停止されたのである³⁶⁶。

イラン政府の努力にも関わらず、1952年の初めから18ヶ月間に渡って NIOC はわずか11万8千トンしか石油を輸出することができず、1950年の AIOC による年間3100万トン

³⁶⁴ M. Fateh, P.604 & E. Sutton, p.297.

³⁶⁵ F. Rouhani, pp.400-401 & E. Sutton, p.298.

³⁶⁶ E. Sutton, p.299.

の輸出量とは比べ物にならないものだった³⁶⁷。モサデクは困窮状態にあったイラン経済復興計画を石油収入に基づいて計画していたのだが、列強がイラン石油をボイコットしたためにその計画は頓挫せざるを得なくなった。このような背景もあり、1952年8月、彼はイランの自由と自立を売り渡すわけにはいかないという根拠から、列強による経済制裁に負けないように、経済的耐乏に基づく非石油経済計画を生み出したのであった³⁶⁸。

イランに対する経済的圧力は石油ボイコットだけに留まらなかった。前述の通り、ストック委員会交渉決裂後、イギリスが石油国有化に関するイランの条件を認めなかったため、イラン政府はAIOCの社員たちの滞在許可を取り上げた。それに対して1951年8月10日、イギリスはポンド・スターリングでイギリス銀行に預けてあったイラン預金のドル換金を拒否したのと同時に、イランへのイギリス商品の輸出を停止することを宣言した。当時、イギリスのブロック経済政策によって、イランはスターリング圏³⁶⁹に所属していたため、石油収入を必然的にイギリスの銀行に預けねばならず、それはスターリング圏においてしか使うことができなかった。ただし、もしイギリスがそれをドル換金すれば、スターリング圏外でも使うことができた。モサデク内閣がアメリカから必需品を購入するためにはドルが必要であったが、スターリングをドルに交換できず、従って経済危機に陥ったのである³⁷⁰。このように、イギリスは旧植民地主義からの制度を手段として利用し、イランが自らの勢力下から脱出するのを阻止しようとしていた。

モサデク内閣を弱体化させ危機に陥らせたのは、外国勢力に同調して動いていたモサデク政権に反対する国内要因である。国内要因は以下の二つの基本的な流れに分類できる。

一つ目は、列強植民地主義と共通の利益を持ち、相互的擁護関係を築いていた王制支配階層と貴族階級である。二つ目は、石油国有化の面においてはモサデクと共通していたが、その他の点では反対することが多かったトゥーデ党である。トゥーデ党は国民戦線の内部紛争と、イギリス勢力の排除においてモサデクに反対しなかったが、石油国有化ではなく、ソ連の利権を重視する共産主義志向者に牽引されていた。この二つの国内要因はそれぞれが外国勢力にその権益を起因していたこともあり、モサデク政権下では彼らの立場や権益が必然的に縮小することになる。

しかし、帝国主義勢力はイラン国内要因の連携で反モサデクを宣伝する力も持っていた。彼らは不安定な状況を引き起こすことによって、モサデクに対する不信を引出そうとしたのである。

イラン国内における帝国主義要因は国を不安定化させること、いわゆる動揺戦略によってモサデク政権を転覆させることであった。イランの政治体制の柱は軍隊と警察であったが、その統帥権は反動主義であった宮廷に帰属しており、その企ては容易に進行した。モサデクはすでに、致命的な危機が当時の軍隊と警察から生じると考えていたため、17期議

³⁶⁷ M. Elm, p.270.

³⁶⁸ 第十七期議会におけるモサデクの演説、1952年4月11日, *Dah Gozaresh* 126-35.

³⁶⁹ 当時、イラン石油はイギリスの会社に独占されていたため、ポンド・スターリング圏に所属していた。

³⁷⁰ *The Economist*, September 15th, 1951.

会で圧倒的信任投票を得て首相に任命された後、軍の統帥権を掌握しようとした。しかし国王が反対したため、モサデクはやむを得ず 1952 年 7 月 16 日に辞任した。その翌日、国王はアフマド・ガワームを首相に任命したが、それは激しく反発を引き起こし、全国に反ガワーム政権のデモが急騰し、ガワームの更迭とモサデクの再任を求めている。結局、国王は国民の要求に屈し 1952 年 7 月 21 日、ガワームを罷免し、モサデクに軍務大臣としての権威を与え再び首相に任命した³⁷¹。

モサデクは行き詰まった際は常に国民の判断に任せ、困難な問題を民衆の力を頼りに乗り越えてきた。今回も彼は辞任することにより、国王による軍事統率、独裁的政策の一環であることを国民に示し、それに対する国民の反発を引き出すことで、国民の支持の下で権威を獲得しようとしたのだろう。

国民戦線のこの勝利の後に、国際裁判所はイランに対するイギリスの提訴に関して、この問題は民間会社に関わる問題であり、国際問題ではないという理由で、判断する資格を持たないとする、イランに有利な判決を下した。

他方、1952 年 4 月 16 日にモサデクは、イギリスが国内要因と協力しイラン政府に対して陰謀を企てていると言う理由でイランとイギリス間の政治的関係を断絶する旨、ラジオ演説を通じて宣言した³⁷²。イラン外務省も、その意向を正式に在イランのイギリス大使館に通告した³⁷³。こうして 1952 年 11 月にイギリスの外交官達は帰国するに至った。

自国の利益を顧みず帝国主義列強の利益を擁護していたイラン国内要因が存在する一方、国民戦線内部においても反モサデク勢力が現れた。彼らは当時の情勢が混沌状態であったからこそ、国民戦線内部において対立を起こすことによってモサデク政権の弱体化を謀った。

実は、いくつかの政治派閥によって成り立っていたモサデク主導の国民戦線は一つにまとまった強力な政党組織を所有しておらず、しかも各派閥の指導者及び党員は共通のイデオロギーに基づいて結集したわけではなかった。単に帝国主義に対抗するという共通の目標を通して各々の最終目的を達成しようとする理由で国民戦線に結集していたため、石油国有化実行後彼らの対立が顕著となってきた。国民戦線の指導者たちはモサデクを支持した見返りとして、大臣職への任命及び政策に干渉する権利のみならず、個人的な利権も求めている。カシャニーはイスラム法に基づく社会の再構築を主張し、自らがイスラム教指導者として優位な地位を獲得できるように、政府の経費でテヘランにおいてイスラム教国際会議を開催しようとして、その経費捻出をモサデク政権に期待していた。しかし、モサデクはそれに応じなかった。彼は他の国民戦線指導者の個人的な要求に対しても断固として拒否していたのである³⁷⁴。

³⁷¹ F. Rouhani, p.278.

³⁷² Hosein. Makki, *Salha-ye Nehzat-e Meli*, Vol.6, Tehran: Elmi, 1981, p.67.

³⁷³ Hoseine Fatemi, イギリスとの外交関係断絶に関する在イラン英大使館宛のイラン外務省の書簡、1952 年 10 月 21 日。In: *Dah gozaresh*, p.184.

³⁷⁴ M. Elm, p.294.

モサデクの動きは民主主義体制を樹立させる目的に基づいていたため、個人的、或いは他の国民戦線指導者たちの公益をもたらさない要求に対しては妥協せず、そのため彼らは不満を感じてモサデクから離反した。とりわけ、モサデクとイスラム教指導者カシャニーの対立は最も重要であり、反モサデクのクーデターが成功した主な原因の一つとも考えられる。

このようにモサデクは自らの政権強化を望んでいたにも関わらず、国民の共有財産を公益のない個人的な目的や宗教的目的で使うことを認めなかったという事実が、彼が如何に民主主義的な体制を目指していたかを表わしている。いずれにせよ、反モサデク勢力と MI 6³⁷⁵、イギリス情報機関に加担するイラン人、とりわけ反モサデククーデターの指導者であったファズロラ・ザヘディ元将軍は、このような国民戦線指導者の間に浮上した対立を利用し、不満を抱いたモサデクの元支持者達を引き込んだのだった。

石油国有化とイギリスの勢力衰退に加担したもう一つの流れは、共産主義のトゥーデ党であった。トゥーデ党は最も強力な組織を持ち、反動主義勢力と植民地主義列強の支持者に抵抗し、モサデクの運動の失敗を防ぐだけの力があつた。しかし、以下で述べるように、彼らとモサデクの間が生じた目的の食い違いのために、モサデクを援助しないどころか、むしろトゥーデ党の存在自体がアメリカとイギリスにモサデク政権転覆の口実を与えることになった。それはトゥーデ党が共産主義志向を持ち、スターリンの支持を受け、彼に操られていたからであった。前に述べたように、トゥーデ党はロシア革命後にレーニリズムの共産主義的な観点に基づいて結成されたが、レザー＝シャー期に活動が禁止され、その指導者は投獄されていた。しかし、戦後におけるイランの占領とレザー＝シャーの廃位によって再び組織化される過程で、指導者層にスターリン勢力が侵入し、イランにおけるスターリン政権の手先になった。ヴァズイリイはトゥーデ党について次のように述べている。「トゥーデ党の指導者たちはロシア革命とスターリンとを同様であると考え、直ちにスターリン政権の道具として利用された」³⁷⁶。

つまり、トゥーデ党はイラン政権を掌握しようとし、それを共産主義世界に編入することによって共産主義列強であるソ連の保護下において、資本主義世界との対抗を始めようとしていたのである。

しかしながら、モサデクと同士たちが前に述べた追加条約を拒否し石油国有化案を生み出すことによって積極的にイギリス石油会社への挑戦に足を踏み入れた時、トゥーデ党は国民戦線のスローガンである「石油国有化」に対して、「南部石油利権のみの無条件解消」を提唱し、反石油会社との闘争を始めた。彼らは「基本的に、帝国主義が支配している産業を国有化することはできない」と述べていた³⁷⁷。イラン石油に対するトゥーデ党のこのような政策から二つのことが明らかである。

まず、彼らはソ連への石油利権譲渡も不可能にしてしまう石油国有化を防ごうとしたこ

³⁷⁵ 英国情報局秘密情報部 (Military Intelligence Section 6; 外国でのスパイ活動に従事する)

³⁷⁶ Vaziri, p.179.

³⁷⁷ *Mardom* (紙), No.67, January 13,1951.

とである。さらに、モサデクに対する不信をあおることにより、反イギリス運動を自らの側に引き込み、イラン政権を掌握しようとしたのだと考えられる。従って、トゥーデ党は冷戦中において資本主義世界に対するソ連の道具として利用され、イランの自立には役に立たず、むしろ国民戦線を弱体化させたことで、クーデター実行者の意図に沿って行動することになってしまったのである。

この間イギリスは、モサデク政権に政治的、経済的圧力をかけて倒そうとする思惑が行き詰まり、また資本主義世界におけるアメリカの主導権を認めざるを得なくなり、アメリカと共同行動を取るようになっていた。そこで、上述のイラン国内の反モサデク勢力の形成、及び米英の共同軍事クーデターによるモサデク政権転覆の時期が訪れたのである。

第6節 新帝国主義成立の一環としてのモサデク政権転覆

イギリスはイランに経済的、政治的圧力をかけたが、モサデク政権を打倒し、石油問題において妥協する反動主義政権に交代させることができなかった。その経済的、政治的圧力と同時に、MI6はイラン国内における反モサデク同盟を築こうとした。そのため、反モサデク勢力の指導権を握る人材を探していた。結局、MI6は国王擁護者であったザヘディ将軍を選び、同盟が形成されたのである。この反対勢力は宮廷及び反動主義議員、とりわけカシャニーとその同志たちの支持を受けながら、モサデク政権を弱体化し、打倒しようとしていた。国内の植民地主義支持者と国民戦線の破局によって現れた反動者たちは、後に述べるように、帝国主義の目的に沿って、国内を不安定にし、反モサデクの陰謀を企てていた。しかしながら、イギリスと同調していた国内要因は自らの目的、つまり、モサデク政権転覆を達成することができなかった。なぜなら、イギリスはイランへの軍事的介入に対するアメリカの消極的姿勢に遭い、軍事介入によってイラン政権を交代させることができなかったからである。他方、モサデクはこのようなアメリカとイギリスの対立を利用して、イギリスの圧力に打ち勝った。また同時に、モサデクは国民の支持を得ていたため、イギリスの操作する国内要因は、計画を実行に移すことができなかったのである。

したがって、この政策を実行するためにイランに派遣されたMI6の作業員は、イギリスの力のみによるイラン政権交代は不可能だと報告した。イデン（当時イギリス外務長官）もアメリカの協力なしに、イギリスの勢力だけでイランを政権交代させることは不可能であると考え、1952年11月、イギリス外務省とMI6から設置された委員会をアメリカに派遣した。彼らの任務は、CIAと共にモサデク政権転覆の計画を企てることであった。彼らはモサデク政権転覆の必要性をアメリカに説得するため、以前と同様にイランにおける共産主義侵略の危険を警告したのである。しかし、アメリカは共産主義に対抗するためには、反共であるモサデクを支持するのが一番合理的であると考え、イギリスとの協力を認めなかった。結局、イギリスの委員会は努力のいかいも虚しく、結果を得ずに帰国したのである³⁷⁸。

³⁷⁸ M. Elm, pp.292-293.

それと同時に、1952年11月、イーデンはパリでアチソンと会談していた。この会談でイーデンは、アメリカにイラン油田の共同利用を提案し、モサデク政権を打倒するためにアメリカの協力を得ようとしたのである³⁷⁹。この提案は、アメリカがイギリスと対モサデク協調政策をとる過程において重要な一歩であり、最終的にクーデターによってモサデク政権が転覆された原因であると言える。

イランクーデターを研究している人々のほとんどは、イギリスが共産主義の拡大に対するアメリカの懸念を利用し、クーデターに参加させたと考える。しかし筆者には、アメリカは共産主義拡大に対して懸念を抱いてもいたが、イギリスの唱える共産主義に関する警戒自体がアメリカのクーデターへの参加の原因ではなかったと考える。アメリカがモサデク政権に対するクーデターを主導したのは、イランにおいてイギリスと同様の利権利用をアメリカにも認めさせ、旧植民地主義体制以来のイランにおけるブロック勢力の崩壊を意図したからである。つまりモサデク政権の存続は、イギリスの旧植民地主義体制の存続かアメリカの新帝国主義体制の構築かに関わっていたのであり、モサデク政権が事実、共産主義に移行することはなかったと考える。

そもそも冷戦下におけるイランへの共産主義侵入は不可能であった。なぜなら、冷戦中におけるアメリカとソ連の対立を考えると、イランにおけるソ連の軍事的侵入はあり得ないからである。当時、イランに対するソ連の政策は、イランのトゥーデ党の勢力に頼るのみであった。しかし、共産主義のイデオロギーと対立するイスラム社会であるイランにおいては、トゥーデ党がイランの政権を掌握するとは考え難い。さらに、反植民地主義であったモサデクはソ連のイラン侵入を許さず、共産主義を阻止する壁となっていた。このように、反モサデク政権クーデターに、アメリカの共産主義拡大に対する懸念が含まれていたとは考え難い。さらに、アメリカは反植民地主義であったモサデクを旧植民地体制崩壊過程に利用しただけであり、アメリカにとってのモサデクの必要性は、イギリスがイランにおける権益独占を維持しようとした時期に限られていたと考えられる。したがって、イギリスとアメリカの競争がアメリカの思惑通りに終結した後、モサデク政権の必要性がなくなり、むしろアメリカのイラン介入を可能にするために、反帝国主義であるモサデク政権は崩壊させられなければならなかった。このように、植民地主義段階の切り替わり時点という歴史的機会に樹立されたモサデク政権も崩壊の道を歩み始めた。

イランに対するイギリスとアメリカの利害が一致したにも関わらず、1952年11月、トルーマン政権末期に在アメリカのイギリス大使館は、イギリスの対モサデク政権クーデターに関してアメリカと再交渉した。しかし、アメリカ外務省はモサデク政権陥落の結果を恐れていたため、クーデターには反対し、モサデクとの交渉を続けようとした。イギリスはやむを得ずトルーマン大統領期でのクーデター計画の実行を取り止め、当時、アメリカの大統領選挙で当選したアイゼンハワー政権の形成を待っていた³⁸⁰。

³⁷⁹ Vaziri, p.294-295.

³⁸⁰ M. Elm, p.294.

その間、イギリスはイラン国内の反モサデク勢力を誘導し、イランに混乱を起こしていた。1953年1月よりアイゼンハワー大統領の任期が始まると、イギリスが反モサデク政権によるクーデターをアメリカに提案した。同時にイラン国内の反モサデク勢力（特にザヘディ将軍派）を強化し、誘拐や暗殺などによって、モサデク政権を揺さぶり、イラン国内に混乱を引き起こしていた。イギリスはこのような戦略によって、モサデク政権を弱体化させようとした。その戦略には二つの目標があった。まず、イラン国内で混乱を起こすことによって、モサデクが国を統治できず、従って共産党のトゥーデ党がイラン政権を掌握する危険が非常に高いことをアメリカに証明することであった。そして、アメリカをクーデター計画への連携を企図していた。もう一つの目標は、イラン国内にクーデターを実行するための背景を整えることであった。

1953年4月26日、MI6のイラン人工作員は、モサデク政権を擁護していたイラン全国警察官長、アフシャル・トゥースを誘拐し、殺害した。これは単純な殺人事件ではなく、議会議員の反動主義者と反モサデク退職将軍たち、特にザヘディ将軍によって行われた反モサデク政権の陰謀であった³⁸¹。モサデクの擁護者であり、警察の勢力でクーデターの実行を阻止することができると思った人物を、イギリスはMI6のイラン人工作員によって前もって排除したのである。また、モサデク政権の不安定を図り、イランでの共産主義政権の樹立に対するアメリカの懸念を喚起させ、モサデク政権転覆クーデターに参加させようとした。ザヘディ将軍は逮捕されないように、議会に避難し、そこで反動主義議員の保護を受け、安全な場所に移動した³⁸²。

1953年6月、アイゼンハワー大統領はクーデターによるモサデク政権打倒に関して、イギリスと同意した。そこで、CIAがクーデターの主導権を握り、1953年7月6日にCIA作戦主任カーミット・ルーズベルト（セオドア・ルーズベルト米国大統領の孫）をモサデク政権を打倒するクーデター計画の監督者としてイランに派遣した。彼は、既にアメリカとイギリスの同意の下で、クーデター政府の首相として選ばれていたザヘディ将軍と会談し、クーデターにおけるCIAの介入の計画を企てた³⁸³。

基本的に反モサデク政権のクーデターは次のような過程を踏んでいる。

まず、イランにおける資本主義列強の権益を擁護する人物をクーデター政府の首相として選択する。それはすでに、CIAとMI6の調査を経て、反モサデクの立場にあったザヘディ将軍が選ばれていた。次に、反モサデク政治闘争を行い、モサデクの正体が共産主義者であるかのように宣伝する。これはクーデターの成功において最も重要なことだと思われる。モサデクは国民に支持されていたため、クーデターが成功しても、前例にあるように、国民の要望で復活する恐れがあったからである。後で述べるように、この作業は、MI6とCIAのイラン人スパイの連携で実行された。また、イラン国王はモサデクを罷免し、ザヘディを任命する勅令に署名する。1953年8月13日、カーミット・ルーズベルトの事前

³⁸¹ Jami Group, p.640.

³⁸² *Keihan* (紙), April 26, 1953.

³⁸³ Vaziri, p.308.

計画に則って、国王はクーデターの現場から姿を消し、イラン北部の宮殿へ移動する。ここでアメリカの支援を受けるという条件でモサデクの罷免とザヘディ任命の勅令に署名した。最後に、クーデターを実行するため、ザヘディの就任を支援する軍事的バックアップ体制を形成する。

クーデター実行者にとって基本的な目的の一つは、イランの軍事機関に侵入し、軍事統率者や将軍などからクーデターへの連携を得ることであった。なぜなら、国王の勅令をモサデクに通知する役割を CIA から託されていたナシリ大佐が予想していたことだが、統率していた近衛部隊だけでは、モサデク自らが統率していた在テヘラン基地の勢力に対抗できない可能性があったからである。もう一つの理由は、イギリスとアメリカがクーデターをイランのナショナリズムの復活であるかのように見せかけようとしたことである。そこでクーデター実行者は、反モサデクの軍事基地の統率者数人を懐柔した。これが容易であったのは、宮廷寄りの人物が軍事事務員や軍事統率者の多くを掌握し、さらにイラン軍のアメリカ顧問が計画に加担していたからである³⁸⁴。このように、クーデター実行者はイラン軍隊・警察の中にも反モサデクネットワークを構築していった。

しかし、当時の新聞などがクーデター勃発の可能性について警戒したため、モサデクはこれに対抗する軍隊を準備していた。1953年8月16日、ナシリ大佐は近衛部隊の戦車で包囲されたモサデクの居宅に、国王の勅令を通告した。しかし、ナシリ大佐と近衛部隊はモサデクの居宅を防衛している将校に包囲され、すぐに逮捕されたのである。その後、近衛部隊は武装解除され、クーデター陰謀に参加していた何人の将軍も逮捕された。しかし、クーデターの中心であったザヘディ将軍の居所は発見されず、逮捕を逃れたのである。このように、1953年8月16日のクーデターは失敗に終わった。国王はこの状況を受けて翌17日、急遽バグダードに逃れ、イタリアに亡命した³⁸⁵。

しかし、ルーズベルトは1953年8月15日に起こったクーデターの失敗後、隠れていたザヘディ将軍と共に新たなクーデター計画を企てたのである。当時、モサデク政権打倒を困難にさせていた主因は、彼を支えていた国民の支持であった。それは、1953年8月15日のクーデター翌日に起こった反国王とモサデク支持の大規模なデモによって、最も顕著になった。

したがって、ルーズベルトは、民衆によるモサデク支持基盤を崩壊させるような策略の実行に乗り出した。彼は、MI6のイラン人工作人を通して、イラン人の無頼に金銭を与え、トゥーデ党を装ったデモ隊を形成させたのである。そのデモ隊は、モサデクを支持し、反国王をスローガンに唱えつつ、モスクやイスラム聖職者を襲撃・冒瀆し、暴力を振るい、掠奪することを任務としていた。本当のトゥーデ党員は実状を洞察せず、その陰謀的なデモに参加し、反国王のデモを起こしたのである³⁸⁶。

³⁸⁴ G. Nejati, Vol.2, p.44.

³⁸⁵ Katuzian. Mohammad ali(Homayun), *Mosaddegh va Mobareze baraye Ghodrat dar Iran*, trans. Farzaneh Taheri, Tehran: Markaz, 1990, p.232-233.

³⁸⁶ Katuziyan, p.76.

ルーズベルトはこの策略で、イラン国民の共産主義体制に対する危機感を利用し、モサデクの支持基盤を崩壊させることに成功した。モサデク支持を唱えるトゥーデ党員を装ったデモ隊を目の当たりにし、国民がモサデク政権存続はすなわち共産主義体制の樹立であると判断するように誘導した。このように、イランのトゥーデ党は強力な組織を持ち、クーデターを阻止することができたはずだが、実情を把握せず、モサデク民主政権の転覆における道具として利用されたのであった。

結果的に、無神論的である共産主義は、イスラム教徒であるイラン国民には受け容れられないため、国民によるモサデクへの支持気運は低下した。この状況が蔓延した頃、クーデター実行者は再び無頼に金銭を与え、今度は一般人として反モサデクを唱え、国王を支持するデモを起こさせたのである³⁸⁷。

こうして、第二次クーデターを実行するために必要な背景が整えられ、1953年8月18日にザヘディ将軍は35台の戦車を指揮して、モサデクの居宅を包囲した。9時間の戦闘ののちにザヘディ派の軍隊が勝利し、彼らはモサデクの居宅を掠奪・破壊した。このようにクーデターが成功し、モサデクは軍事裁判所において裁かれることになったのである。その裁判でモサデクは有罪と判断され、懲役3年の刑を受けた。懲役期間が終わってから、監視下におかれつつ、終生故郷のテヘラン近郊のアフマド・アバード村で過ごした。

このように、アメリカは共産主義に対する懸念を、国際レベルでモサデク政権を打倒するための建前として利用し、イラン国内レベルではイスラム教徒であるイラン人の共産主義への抵抗感を前提に、反モサデクの機運を喚起するために利用した。

従って、共産主義拡大の阻止や民族解放といったスローガンの元、アメリカの主要目的は、新帝国主義に基づく資本主義世界の維持・強化であった。当時、共産主義拡大の防止という口実が存在しなかったとしても、アメリカにとってモサデク政権転覆は必要不可欠であった。このことは、冷戦後も続くイラン・イスラム革命政権に対するアメリカの政策から推測できる。1980年、イランはイスラム革命によって列強勢力、特にアメリカの勢力の排除を図り、国民要求に基づいてイスラム共和国体制³⁸⁸を樹立させたが、アメリカは直ちにイランに対する経済制裁、政治・軍事的圧力をかけ、ソ連崩壊に伴い冷戦が終結した後も、現在まで経済制裁・軍事威嚇を続けている。したがって、アメリカの国際政策において、新旧帝国主義に基づく世界秩序からの独立を求めたモサデクの民主政権転覆と独裁王制樹立は、その典型であると言えるだろう。

³⁸⁷ G. Njati, Vol.2, p.76.

³⁸⁸ 総合選挙で国民の90%以上がイスラム共和国体制に賛成票を投じた。

第5章 冷戦期におけるイラン民主主義崩壊の再考察 —アメリカの反共政策の観点から—

冷戦期における中東の反共集団防衛条約とは、1955年にトルコ、イラク、パキスタン、イランとイギリスが調印したバグダード条約（METO; Middle East Treaty Organizationの略称、中東条約機構）のことである。それは、1959年のイラク革命に伴って条約機構から脱退した後、「CENTO」（中央条約機構, Central Treaty Organizationの略称）と改称された。

本章では、1953年に英米が企てたクーデターによるイラン・モサデク民主政権の転覆および独裁王制強化の過程を、冷戦時代における中東集団防衛条約機構設立の視点から考察する。序論で述べたように、このテーマに関する直接的な先行研究はないが、バグダード条約や後の中央条約機構の内容、条約への英米の関わり方、およびそれに対するソ連の反応については、事実ベースの著述は存在する。

例えば、岡田富美也は、バグダード条約の内容や変遷を説明した上で英米がどのように関わったのかについて整理した上で、バグダード条約は反共防衛条約であり、中近東における西陣営の結束の象徴であったと見なしている³⁸⁹。また、糸賀昌昭は、バグダード条約をイギリスにとっての中東の重要性という観点から分析している。彼の考察では、同条約がパン・アラブ主義に直面し、1958年のイラク革命による王国崩壊とイギリスの中東における勢力衰退の一要因となったとしている³⁹⁰。そして、イラン側との関連について、アブドルホセイン・アゼラングは、イランがバグダード条約に加盟した経緯を述べ、現地諸国の加盟の意図が自国の経済危機の克服や安全保障にあったとしている。バグダード条約はソ連を挑発したため、冷戦期の摩擦を減少させることはできず、条約に反対であった中東諸国がソ連に接近する方針を採る原因となり、中東諸国の中に亀裂を生み出して、冷戦の波紋を中東に広げたとも述べている³⁹¹。

上記のように、バグダード条約の先行研究は多少なりとも存在するものの、現地加盟国がその条約によってどのような影響を受けたか詳細に分析した研究は見当たらない。その理由は恐らく、(1)現地諸国の内部事情よりも国際問題である冷戦の観点から分析されることが重要視されたから、(2)当事国であるイランにおいては当局による検閲が厳しく、研究を行うに際しては限界があったから、(3)バグダード条約機構が有効な機能を果たしていなかったと見なされ、イラン革命後も忘れられがちであったからだと考えられる。しかしながら、バグダード条約が直接に有効機能を果たしていなかったものの、イランを中立主義から逸脱させ、北防衛線を確定する基礎となり、何よりもアメリカの介入の足場となった。

³⁸⁹ 岡田富美也「バグダッド条約」『国際政治』、1959年10月。

³⁹⁰ 糸賀昌昭「中東——中央条約機構」『海外事情』拓殖大学海外事情研究所、Vol.18 No.6 1970年6月

³⁹¹ Azarang, Abdolhosein, 《Peimane Baghdad, Peimani bi Samar ba Payamad-haye Nagovar》 In Majale-ye tahghighat-e Islami, 10th Year, No.1&2, (Spring and Summer): 217-236, 1374.

それこそ、筆者は戦後イラン問題を研究するに際して重要欠くべからず事象であると考え、本章で取り上げることにした。

本章では、アメリカのグローバルな反共政策、および同国のイランにおける反共政策の相互連関、さらにモサデク政権とポスト・モサデク政権におけるアメリカの対イラン政策の時系列的連続性に重点を置き、イランのクーデターと非民主化プロセスを考察する。

この視点によって次のことが明らかになる。まず、アメリカは米ソ両陣営への中立を固持したモサデク政権を打倒することで、親米独裁体制の樹立と中東反共集団防衛条約への加盟に導き、ソ連を封じ込める北防衛線の確定を狙っていたことである。また、アメリカが中東における反共体制を組織・維持する中で、地政学的重要性によってイランが国際関係の中で獲得可能であった主体性を剥奪されていく過程にも光を当てる。

第1節 バグダード条約の成立経緯とその内部における権力闘争

冷戦開始に伴い、アメリカやイギリスなど西洋自由主義諸国は共産主義の拡大に歯止めをかけ、自らの権益地域を守るために、様々な防衛組織を創設した。まず、ヨーロッパ防衛組織としての北大西洋条約機構(NATO: North Atlantic Treaty Organization)が1949年に調印されたのを始めとし、1951年にはアンザス(ANZUS: Australian-New Zealand-United States treaty)条約および、日米安全保障条約(United States-Japan Security Treaty)が調印され、1954年には東南アジア条約機構(SEATO: South East Asia Treaty Organization)が創設された。しかし、地政学的な面でも保有資源の面でも戦略的要衝の地であった中東には、反共的防衛組織がまだ形成されてはいなかったのである。

西洋、特に英米は中東地域に防衛組織を確立することを何度も試みていたが、中東防衛組織をめぐる両国の思惑は完全に一致するものではなかった。アメリカは中東防衛におけるイギリスの残留勢力を利用しつつ、旧植民地体制を崩壊させる一方、1950年にアメリカが採択した対ソ封じ込め(Containment)戦略³⁹²を推し進めようとした。一方、イギリスの思惑としては、エジプトによりスエズ運河からの撤退を迫られた後、アメリカ或いはフランスを伴って、中東における自らの勢力圏確保を保障する防衛機構を組織化しようとしていた。つまり、イギリスは上記のようなアメリカの対ソ戦略を、中東における自らの勢力圏確保に利用しようとしたのだと言える。英米両国の戦略の差異を含んだ利害が中東地域に集約され、両国は世界のいたるところで互いの優位性を利用しながら自らの目的を実現しようとしていた。以下、バグダード条約機構確立過程における列強間の権力闘争、およびその結末を考察する。

まず、1950年12月、イギリスはアメリカ・フランスとともに、非公式に中東防衛機構案(MEDO: Middle East Defense Organization)をエジプトに提案した。それは、中東全

³⁹² 国家安全保障会議文書(NSC68), In Ernest, R. May, ed.1993. *American Cold War Strategy Interpreting NSC 68*, New York, Harvard University

域の防衛司令部を設置する構想だった。しかし、MEDOの主要構成国だったトルコが反対したため、実現に至らなかった。トルコが反対した理由は、小林元[1957]によれば、「トルコとしては北大西洋条約機構に加入し、ヨーロッパ防衛体制の一環となって行動することを期待していたからである。アメリカもまたトルコの方針に同調し、これを支持した」ことであった³⁹³。即ち、トルコはNATOに加入することにより、まずソ連に対して自国の安全を保障した後、中東での反共同盟構築に参加しようとしたと考えられる。結局、1951年8月、トルコのNATO加盟が承認された。それ以後、トルコは積極的にアメリカと同調した形で中東防衛計画に参加したのである。

1951年10月、イギリスはアメリカ、フランス、トルコと共に中東司令部案(MEC=Middle East Command)をエジプトに提案した。MEC案では、イギリスは1936年イギリス・エジプト友好同盟条約を停止し、MECによって配備される以外の軍隊をエジプトから撤退させることに同意した。しかし、エジプト側はイギリス軍がエジプトに駐留する限り、いかなる防衛計画も承認しないと明言し、MEC案を拒否した³⁹⁴。なぜなら、イギリス勢力下から脱したエジプトは、それを新たな装いの下での植民地主義復活であると見なしたからである。また、エジプトが深刻な問題として憂慮したのはソ連の脅威ではなく、むしろ英米の同盟国であったイスラエルの脅威であった。他のアラブ連盟諸国もエジプトと同様にMEDOには反対の立場を表明したため、中東防衛計画実施は再度頓挫した。

しかし、イギリスは権益保護体制なきままに中東から撤退するわけにはいかなかった。従って、1952年、オーストラリア、南ア連邦、イギリス連邦諸国等を加えた拡大MEDOを提案した。これはスエズ撤退後、総司令部をキプロスに設置し、スエズを含む他のイギリス権益を間接的に防衛するものであった。しかし、それはイギリスの権益保持に重点をおきすぎであるという理由でアメリカに反対され、実現に至らなかった³⁹⁵。

このように、中東アラブ世界、特にエジプトが抱くイスラエルの脅威、および西側による自国再植民地化への警戒心、そして共産主義に対する彼らと西側との見解の相違が一方で存在し、他方で、中東をめぐる英米間権力闘争が存在していた。こうした一連の事情が存在したため、イギリスもアメリカもMEDO構想によってはそれぞれの目的を達成することができず、新たな作戦に乗り出すことになった。

1953年3月、当時のアメリカ国務長官ジョン・フォスター・ダレスは中東歴訪後、アラブ諸国では、イスラエルの脅威に対する懸念が蔓延する一方、共産主義の脅威に対してはほぼ無関心であるという現地情勢を察知した上で、中東諸国全体を包含するMEDOは、今すぐには成立できないと報告し、先ずソ連に近接している国々から対ソ北防衛線(Northern

³⁹³ 小林元; 外務省欧亜局第四課編 1955(1957改訂版). 『バグダード条約機構』(欧七資料、第24号) 外務省欧亜局第四課 p.7.

³⁹⁴ Hahn, Peter L., *The United States, Great Britain, and Egypt, 1945-1956: Strategy and Diplomacy in the Early Cold War*; Chapel Hill and London, The University of North Carolina Press, 1991, p.128.

³⁹⁵ 岡田富美也 1959. 「バグダード条約」『国際政治』(10) 62-72. 日本国際政治学会 p.62.

Tier) の設置を提案したのである³⁹⁶。その構想に基づいて、アメリカはソ連に隣接していた非アラブ諸国の結合に着目した。その際、反共的側面が強いトルコとパキスタンが重要な役割を果たした。NATO 加盟国であったトルコは、中東でのアメリカの防衛計画に参加しており、トルコ・パキスタン協定(1954年4月2日締結)などの発起国として奔走した。同協定は1946年のトルコ・イラク間の友好条約と共に、バグダード条約の基礎となったのである。

バグダード条約は1955年2月にイラク・トルコ間で調印された相互防衛条約に始まり、後にイギリス、パキスタン、イランが加盟し、アメリカもオブザーバーとしてその会議に参加することになった。同条約は冷戦期、ヨーロッパー東南アジアー極東にかけて画策されたグローバルな防波堤として、対ソ封じ込め政策を完成させるもの、つまり NATO、SEATO、日米安保を連結させる条約であった。同時に、中東地域を資本主義陣営に編入させ、あらゆる面で当該諸国とソ連との間に隔たりを生む政策でもあった。

以下に、条約の起源をめぐる代表的な三説を列挙することで、条約の成立期における複雑な権力闘争を明らかにし、北防衛線として形成した過程を分析する。

1つ目はイギリスが提案したとする説である。第二次世界大戦後、イギリスの覇権が弱体化するとともに、中東におけるイギリス勢力を退け、独立と自由を唱えた民族主義運動が高まっていた。そのため、イギリスが中東における自らの勢力を復活させるべく、中東諸国と同盟を結ぶ方針を採った。例えば、前述のように、1951年にスエズ運河からのイギリス撤退という発想が浮上して以来、イギリス政府は中東地域に目を向けていたと言われている³⁹⁷。バグダード条約機構はエジプトを始め殆どのアラブ諸国との集団的防衛条約の締結を目指した基本計画に取って代わったものであった³⁹⁸。

2つ目は NATO の東方面を強化するため、最初にアメリカによって提案されたという説である。アメリカの提案には、条約機構がアメリカの経済・軍事援助に依存せざるを得ない条件を付けていた³⁹⁹。即ち、アメリカは自らの経済的、軍事的優位性を利用し、バグダード条約機構をコントロール下に置こうとしたのである。

3つ目は、現地締約諸国の利害関心に基づいて、生み出されたとする説である。最初からバグダード条約に対し、反対姿勢を見せていたフランスがバグダード条約機構の拡張に関して、英米に注意を喚起する覚書を送った。それに対し、イスタンブールで発行されていた新聞では、フランスへの反感を表明した様々な記事が掲載されていた。例えば、ワタン紙における記事はフランス政府を批判しつつ、この条約の締結に先駆けていたのは、イギリスではなく中東諸国自身であるとし、SEATO と NATO を連結させ、共通の敵[ソ連]に対して、いくつかの東洋諸国を同盟させるものであるから、西洋の利益も含んでいるとして

³⁹⁶ *Ibid*, p. 62.

³⁹⁷ *Il Tempo*, Rome, January 18, 1956.

³⁹⁸ *Jewish Chronicle*, November 25, 1955.

³⁹⁹ *Ruz Al-Yusuf* (誌), No.1440. January 16, 1956.

いる⁴⁰⁰。

これらの 3 つの説は、それぞれ単独に考えるなら、いずれも当時の中東地域における複雑な構造を単純化してしまうが、それら見解の多様な視点を統合することで、隠れた複雑性をあぶり出すことができると考えられる。キッシンジャーは当時のアメリカの中東戦略と英米の権力闘争に関して、以下のように述べている。

アメリカの指導者たちは 2 つの相容れない政策を抱き合わせることに努めていた。即ち、中東における[対ソ]封鎖構造を構築するため、わずかに残ったイギリスの影響力を利用しつつ、イギリスの帝国としての役割を崩壊させるという政策である。アイゼンハワー政権は「北防衛線諸国」という表現を広めた。それはトルコ、イラク、シリア、パキスタンそして後から参加する可能性のあるイランから成るものであった⁴⁰¹。

このようなキッシンジャーの主張、上記 3 つの説が浮上する当時の事情、MEDO 提案失敗に至る背景等を勘案すると、バグダード条約成立過程におけるイギリス、アメリカ、現地諸国の間の権力闘争を次のように描写することができる。

バグダード条約におけるアメリカの政策は、よりグローバルな意味を持っていた。即ち、自らの優越性を保障する形で中東諸国を資本主義陣営に編入させ、西陣営を維持・強化しようとした。また、上記条約を基盤に 1955 年 11 月 25 日、共産主義世界に対して北防衛線を設置する「中東条約機構」(METO=Middle East Treaty Organization)を築き、地理的、経済的、イデオロギー的にソ連を境界内に封じ込め、その境界を越えた場合には軍事衝突も辞さない状況を作り出そうとした。

一方、イギリスは、拡大 MEDO 案におけるアメリカとの対立に遭遇して以来、自らの中東政策をアメリカに同調する形で追求せざるを得なかった。イギリスは同盟国イラクを中東集団防衛計画に取り込み、アメリカの中東政策に協力すると同時に、アラブ諸国に自国権益を擁護する足場として、イラクにおける勢力を維持したのである。それに対し、中東諸国が条約に加盟した主たる理由は、ソ連による自国への共産主義体制の拡張という危機感ではなかった。むしろ、経済成長や軍事力整備、ソ連をはじめとする他国からの領土保全など、各国それぞれの利害関心が条約加盟につながっていたと思われる。

以上の 3 つは、バグダード条約を媒介としてそれぞれの異なる目標を実現させようとしたものであるが、他方でバグダード条約機構の存続と強化を保障するためには、当時、軍事力、経済力両面で圧倒的に優位な立場にいたアメリカの経済、軍事援助を必要としていた。それゆえ条約機構は、北防衛線設置というアメリカの目的に適う形で機能することになったと考えられる。

一方、現地諸国はバグダード条約機構やイラク脱退後の CENTO を通して、当初期待し

400 在イスタンブール、イラン大使館作成文書、イラン外務省、1334 年 11 月 20 日

401 Kissinger, Henry, *Diplomacy*, New York: Touchstone; Simon & Schuster, 1994, p.526-527.

た経済発展および自国防衛という目的を達成することができなかった。むしろ、条約によって新旧帝国主義闘争や東西間冷戦におけるアメリカの国際政策に適合するような方向での、社会構造および政治過程の変化を蒙ったのである。以下では、中東集団防衛条約機構の成立に不可欠であったイランの重要性を述べつつ、条約加盟前後の政治的・社会的変遷を考察する。

第2節 イランのバグダード条約機構への加盟

イランは地政学的に公海のペルシア湾とソ連を直結する地域を占めており、しかもその石油埋蔵量の観点から、第二次世界大戦中、およびその後の冷戦期においても重要な戦略的地域に位置していた。大戦中、イランが中立を宣言したにも拘らず、その領土を通して軍事物資を供給するため、連合軍によって占領され、同時にイギリスも独占していたイラン油田を確保した。大戦後、イランの戦略的重要性が今度は冷戦の文脈で浮上した。イランへの勢力拡大と、世界の資源動脈であるペルシア湾岸産油国の支配は、米ソ二大覇権国にとってヘゲモニーに関わる極めて重要な戦略であった。

こうした背景から、ソ連は「テヘラン議定書」⁴⁰²の約定に反し、イラン駐留中の自国軍を戦後も撤退させなかった。むしろその軍隊で、イラン国内の親ソ派を支援し、イラン北西のアゼルバイジャンとクルディスタンという二つの自治共和国を樹立させた⁴⁰³。ソ連はこうして中央政権に圧力をかけることにより、1944年12月2日、モサデクの「否定的均衡政策」⁴⁰⁴に基づき、イラン議会で制定された「外国への利権譲渡禁止法」⁴⁰⁵による障害を回避し、イラン北部の石油利権を獲得しようとした。ソ連は石油利権を足場として、西側に対してイランにおける自らの勢力圏を確定することを図っていた。しかし、当時のイランの政策、およびそれに同調したアメリカの対イラン政策⁴⁰⁶を前に、ソ連は勢力圏を回復することができなかった。むしろ、撤兵を強いられ、1946年にそれらの自治共和国はイラン政府によって制圧された。その後、ソ連はイランにおける西側勢力の縮小および、共

⁴⁰² 第二次世界戦中にアメリカの尽力で、テヘランで行われた連合国首脳会議で宣言された約定である。同議定書で英米ソ三者とも、イランが占領によって蒙った弊害を補償するための経済援助および、イランの主権、独立、領土保全を尊重し、戦争終結後6ヶ月以内に自国軍撤退を約束した。

⁴⁰³ Robert Rossow, Jr., 《The Battle of Azerbaijan, 1946》 In *The Middle East Journal*, 1956, Vol.10, pp.17-32; Archie Roosevelt, Fr., 《The Kurdish Republic of Mahabad》 In *The Middle East Journal*, 1947, Vol.1, pp.247-269.を参照。

⁴⁰⁴ モサデクによって打ち出され、外国に利権を供与しないことによってイランをめぐる列強間対立を引き起こし、国の独立を維持する政策である。日本語では消極的政策と言われるが、筆者はこの訳が同政策と異なる孤立というニュアンスを与えるため、それを避けてペルシア語からの直訳である「否定的均衡政策」を用いる。

⁴⁰⁵ Makki, Hosein, *Naft va Notgh-e Makki*, 2nd Edition, Tehran: Amir Kabir, 1357, p.10. (この著作は主に石油に関する議会記録であり、当時国会の議員であったフセイン・マキーによって編集されたものである。)

⁴⁰⁶ イラン駐在アメリカ大使はイラン政府にソ連軍の撤退問題に関し、国連の安保理に提訴するよう助言。(Iran-e ma 紙, No.493, March 22, 1946) また、当時アメリカの大統領、トルーマンはイランからの軍事撤退を要求した最後通牒をソ連政府に送付した。(New York Times, April 25, 1952)

産主義の拡張を親ソのイラン・トゥーデ党のみに委ねることを余儀なくされた。要するに、英ソの対イラン政策は、ロシア革命以前の勢力圏政策に基づく英露の合意から、上記経過を経て第二次世界大戦後には英ソ対立へと変化したのである。

一方、アメリカは世界の経済的困窮を利用し、共産主義の拡張を阻止するため、外国援助を自らの対外政策の基軸として採択した。1949年12月、トルーマン政権によって打ち出されたポイントフォーに基づいて、低開発諸国に対する援助が実施された。この計画の中で、イランは援助を享受する重要な国として位置づけられた。しかし、アメリカの対外援助は、朝鮮戦争を契機として1951年10月に成立し、軍事援助を優先とした相互安全保障法(Mutual Security act)に統合された。相互防衛法511条(A)は、「軍事的、経済的、技術的援助を享受している諸国は […] その人材、資源、制度、一般的な経済的状況の許す限り、自国と自由世界の防衛力の発展と維持に全力を尽くさなければならない」と規定している⁴⁰⁷。この法では、アメリカは援助を享受している国々から、1952年1月以降も引き続きその援助を受けるためには、相互安全保障を認証する確実な保証を獲得しなければならないと規定している。このことは、非同盟と独立を唱えていたモサデク政権にも求められていた。

1951年10月14日、在イラン米大使ロイ・ヘンダーソンは、その旨を伝える書簡を交付した上、アメリカの援助の見返りとして、イランが「自由世界」の相互防衛に同盟することに関して、モサデク首相の同意を獲得すべく会談した。ヘンダーソンは、イラン側からのこのような保証がイランの内外政策には反しないとモサデクを説得するように努めた。しかしモサデクは、ヘンダーソンの書簡に載っていた「自由世界の防衛力」という表現に注目し、この表現からはイランがソ連に対し、「自由世界」諸国の反ソ同盟を承認するという解釈しかなされないと反論した。彼は、アメリカから受ける援助に値する程度の保証のみを承認すると表明し、イランが自らの政治的独立と領土保全を堅持することに対し、アメリカは2300万ドル(従来の援助額)をイランの経済発展のために拠出する趣旨の書簡を提出することを求めた。しかし、ヘンダーソンはこの要求が上記法律に適合しないとし、結局、折衝は決裂したのである⁴⁰⁸。こうして、モサデク政権は経済援助を必要としていたにも関わらず、アメリカの要求には応じず、それを拒否したのである。これに関し、当時の『ニューヨークタイムズ』は次の通り述べている。

50 カ国近くがこの条件を承認しているが、モサデク首相はこのような約定はイランの維持している中立的立場と独立を危機に晒すと主張している。彼はただ国連憲章と議定書にのみ従うことを承認した⁴⁰⁹。

⁴⁰⁷ Department of State *Bulletin*, February 11, 1952, p.238.

⁴⁰⁸ *FRUS*, 1951-1954, Vol.10, pp.291-295.

⁴⁰⁹ *The New York Times*, January 22, 1952.

モサデクは上記「否定的均衡政策」に基づき、両陣営とも同盟を結ばないことにより、イランの独立と安全を確保しようとした。彼自身は援助を必要としていたにもかかわらず、中立主義から逸脱することはなかった。実際、モサデクの非同盟政策は、イランへのソ連干渉をも妨げていたため、共産主義の防波堤として考えられ、トルーマン政権下の反共政策とは、さほど矛盾していなかった。それ故、トルーマンは当初モサデク政権転覆を考えず、むしろモサデクが自由世界との同盟を拒否した後も、イランへの経済援助を行っていた。しかし、1953年アイゼンハワー政権はニュールック政策に基づいて対ソ連積極行動を採択した。前述のごとく、同政権は中東全体を包含する反共同盟の締結が不可能と察知し、南からソ連国境に近隣している諸国を反共同盟に連結させ、北防衛線を確実に設置することを企図した。アイゼンハワー反共政策におけるイランの地政学的重要性は、単にソ連とペルシア湾を結ぶ南北のライン上の要衝の地を占めているという理由にとどまらなかった。それは、地球上の西半球(ユーラシア大陸の西から東)から東半球にかけて NATO とアジアの反共条約(後の SEATO)を繋ぐ要衝の地でもあった。つまり、中東における北防衛線によるグローバルな対ソ封じ込め政策は、イランなしには完成しえなかったのである。したがって、アイゼンハワー政権の国際政策において、イランのバグダード条約加盟は必要不可欠の条件であった。この点で、モサデクの中立主義とアイゼンハワーのニュールック政策との間に大きな矛盾が生じていたのである。後述するように、その矛盾は結局クーデターによるモサデク民主政権打倒と傀儡的独裁政権樹立によって解消されることになった。

アメリカは、モサデク政権の登場、および追放のプロセスで、自らの国際政策における基本的な 2 つの目的を達成したといえる。第一に、石油国有化が達成されるまではモサデク政権を支持し、イラン・ナショナリズムによって、旧植民地主義体制解体の一環であったイギリスのイラン石油独占崩壊を狙った。第二に、石油国有化によって外国勢力を排除し、石油を国益のために利用しようとしたモサデク政権を打倒し、アメリカがイラン石油に介入する布石を敷き、樹立させた傀儡的政権の下で、イランと反共的な共同防衛同盟を築くような条件を整えたのである。こうして、「国際石油会社(コンソーシアム)を設置し、イラン石油利権の 40%をアメリカ系石油企業に、40%はイギリス系石油企業に、14%はロイヤル・ダッチ・シェルに、そして 6%はフランス系石油企業に配分する」⁴¹⁰ことで、第一の目的が実現された。そしてイギリスのイラン内政干渉にとって代わるアメリカの介入を引き起こした第二の目的は、北防衛線を形成するためにイランをバグダード条約へ加盟させることによって実現された。これらは、モサデク民主政権下では、決して達成し得なかったことである。

それにもかかわらず、バグダード条約への加盟をめぐり、当時のイラン国内の政策決定者の間で意見が一致したわけではなかった。イランの伝統的な中立主義と非同盟政策を踏襲し、イランのバグダード条約への加盟には反対した政治家もいた⁴¹¹。しかし、国王はバ

⁴¹⁰ Movahed. Mohammad Ali, *Khabe Ashofte Naft*, Tehran: Karmand, 1383 [2004/5], pp.335-36.

⁴¹¹ とりわけ、バグダード条約への加盟に反対していた当時の外務大臣、アブドラー・エンテザーム

グダード条約加盟国に対するアメリカの経済・軍事援助を受け、同条約に加盟することが必要であると見なしていた。条約加盟におけるイランの意図は、国外メディアでも取りざたされていた。例えば、1956年1月25日の『レラツィオーニ・インターナツィオナーレ』は、当時のイラン経済情勢を次のように描写している。

国家債務は、10億ドル程であり、それは全国に流通している貨幣に匹敵する金額である。国家の不足予算は7,500万ドル程であり、貿易の面においても11,200万ドルの予算が不足している。テヘラン政権はアメリカが約束した条約加盟国への経済的援助に期待し、それに加盟した。[...] バグダード条約への加盟によって経済的困難を克服することは、イラン国内において万事を統治している国王の全般的な政策の一環である⁴¹²。

実際に、国王はバグダード条約への加盟を通してアメリカの反共政策に同調することで、軍事・経済援助を受け、民意と乖離した独裁的、傀儡的政権の基盤を固めることを意図していた。つまり、国王にとってこの加盟は対外防衛というより、国内の政治的、経済的安定性の面で意義のある選択であった。1955年10月12日、当時のイラン首相、ホセイン・アラはイランのバグダード条約加盟法案を上院に提出し、議決を要請した。その内容は下記の通りである。

イランは、1955年2月24日にイラク王国とトルコ共和国の間で締結され、イギリスも1955年9月23日に加盟した8条項からなる双務協定[バグダード条約]へのイランの加盟を承認する⁴¹³。

同法案は10月19日に上院で議決され、国民諮問評議会（下院）の審議においても圧倒的多数の賛成で可決された。こうしてイランのバグダード条約への加盟の法的基盤が確立された⁴¹⁴。最終的に、イランは1955年10月末にバグダード条約という反共、反ソ連同盟に加盟した。ソ連は当然のごとくそれに対して反発し、イランの同政策は1921年、および1927年にイランとソ連の間に締結された友好協定に違反し、中立的姿勢からの逸脱であり、イラン領土をソ連への攻撃の拠点に転換させるものであるとし、数回にわたってイラン政府に抗議文書を送付した⁴¹⁵。一方、イラン政府も1956年11月7日に反論文書を送付した。その内容は以下のようなものであった。

(Abdola, Entezam) は、イランの加盟手続きの際に、自らの手で調印することを避けるため、病気の治療を口実にイランを離れヨーロッパに滞在していた。(Amini, Iraj, *Bar Bal-e Bohran: Zendegi-ye Siyasi-ye Ali Amini*, Tehran: Mahi, 1388 [2009], p. 26.)

⁴¹² *Relazioni Internazionali*. January 1, 1956.

⁴¹³ *Etela'at*, October 17, 1955.

⁴¹⁴ *Etela'at*, October 23, 1955.

⁴¹⁵ A. H. Mahdavi, pp.239-240. & *Al-Gomhooriya* 1956, Cairo, February 6, 1956.

1. イラン政府がバグダード条約に加盟したのは国民の繁栄のために重要である。これに対するソ連の抗議はイランへの内政干渉である。
2. ソ連はイランの独立と主権を尊重しておらず、第二次世界大戦勃発後、1941年には[イラン・ソ連友好協定]の約定に反し、正当な理由もなくイランを攻撃し、その北部を占領している。
3. また、第二次大戦終結後も撤退せず、クルディスタン州とアゼルバイジャン州をイランから分離させようと奔走した。
4. さらにイラン国内の反政府団体を称賛、擁護し、それらを鎮圧しようとするイラン国軍派遣を阻止した⁴¹⁶。

イラン政府はソ連の抗議をはっきりと拒否したのである。イランはこうしてモサデクによって打ち出された「否定的均衡政策」から脱し、西側と同盟する政策を採択した。即ち、イランは、資本主義陣営の権益を擁護することにより、自らの主権を確保し、直面していた経済危機から脱却することを目指したのである。

第3節 バグダード条約機構の戦略におけるイランの重要性

バグダード条約機構の存在の意義は、英米と中東の加盟国それぞれにとっては異なるものであった。繰り返しになるが、中東加盟国の政府は自国の経済危機を克服し、さらに対外的な脅威に対して自国の安全と領土保全、並びに政権基盤を強化することを目指し、バグダード条約に加盟したのである。それに対して、西洋はバグダード条約において、基本的に二つの相互補完的な狙いをもっていた。それは、中近東における権益を保持すると同時に、ソ連の共産主義拡大に対して防波堤を築くことであった。

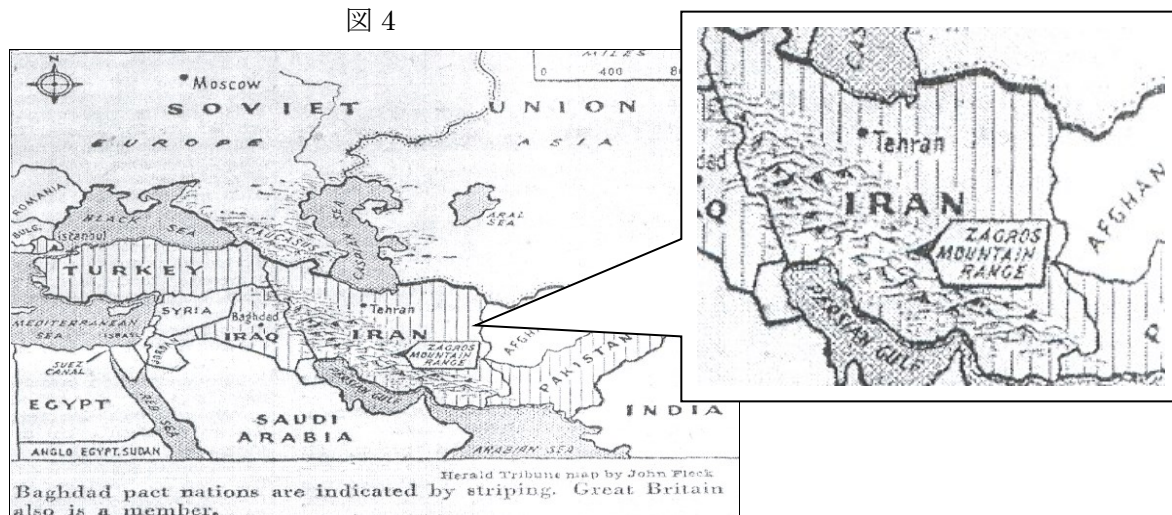
バグダード条約機構は、西洋と中近東締約諸国との相互的ニーズの中で確立されたものであると言える。すなわち、英米は中東諸国の軍事的・経済的な脆弱性と独裁政府を利用し、冷戦時におけるソ連の脅威に対抗する形として組織化した。一方、中東の加盟国も世界の二極覇権の対立として顕わになった冷戦を歴史的に重大な契機として捉え、それを自国の軍事整備、或いは経済復興に利用しようとしてそれに加盟した。条約の建前理念としては、条約の目的は中近東の防衛のためであると呈示されている。条約閣僚理事会では、頻繁に中東加盟国の防衛という目的が指摘されていた。例えば、1955年11月21日に開催された初の閣僚理事会の公式発表項目の中で、「1. 5カ国政府は、国連憲章第51条に従い、かつ、中近東の平和と安全保障のため協力し、各国の領土を侵略及び破壊から防衛し、また人民の福祉と繁栄の増進に努める。[...] 2. 理事会は、軍事委員会を設置した。同委員

⁴¹⁶ *Washington Post*, December 7, 1955.

会は第一回会合で、中近東の安全保障を確保するための軍事機関の基礎を設定した」⁴¹⁷と規定されている。しかし、条約の実践のレベルではそれとは矛盾していた。それはイラン、イラク及びパキスタンに対し、条約に基づいて採られた措置に見受けられる。

1955年11月25日にバグダード条約機構の軍事委員会において、想定される共産世界による攻撃に対して、イランのザクロス山脈を新たな戦略的な防衛線として設置することが同意された。それが、トルコ、イラク、イラン、パキスタンとイギリスの同盟からなる、中東防衛組織=METO(Middle East Treaty Organization)と通称されるものである。当防衛線は以前、軍事的に中東の重要な拠点であったスエズ運河から1300マイルほどソ連との境界に接近するところである。即ち、ペルシア湾と黒海との間にある山地を共産世界からの攻撃に対する防衛拠点として決定した⁴¹⁸。ザクロス山脈とは、図2で示されているように、イランの北西から南東にかけて連なる山脈である。つまり、当条約の反共的な防衛線はイラン北部のソ連に隣接する境界ではなく、イラン南部に設置されたのである。

図4



出典：The New York Herald Tribune 1955,11,27

その理由は、三点挙げられる。まず、もしイランとソ連との国境を防衛線とすれば、当時ソ連の勢力下であり、東部からイランに隣接しているアフガニスタンと締約国のパキスタンとのギャップができてしまう。すなわち、ソ連がアフガニスタンを通してその防衛線の裏に侵入できることになる（図4）。従って、アフガニスタンと隣接していたイラン地域を軽視し、イラン領土を横断し直接にイラクとトルコをパキスタンに繋げる防衛線を設置したのである。二つ目に、高度のあるザクロス山脈は戦争が勃発する場合に、自然的防衛にもなることである。三つ目は、戦略的なペルシア湾地域と西洋石油会社に支配されていたイラン、および他のペルシア湾地域の油田が、全てザクロス山脈の裏に位置しており、

⁴¹⁷ 岡田富美也、p.66.

⁴¹⁸ *Herald Tribune*, November 25, 1955.

中東における防衛というのは、それらを守ることであった。

このように、バグダード条約の地域集団防衛の理念に反し、実際上にイラン領土の大部分が無防備状態となり、イラン軍がイランを防衛するには、困難な状況であった。つまり、イラン領土の大部分を無視した場合のみ、条約の集団的防衛と同調可能になるのだ。しかし、条約におけるイランの立場は単純な一枚岩でなく、後で述べるようにイランがそれをベースにしつつ西陣営、主にアメリカの力を利用し、国全体の軍事防衛システムを向上させたわけである。

またイラクにおいても、条約の矛盾が見受けられた。条約を調印した当時のイラク首相、ヌーリ・アル＝サイード政権は、アラブ連盟のイラクに対する対立感情を煽り立てるだけでなく、イラク国民からの支持さえも落とした。これこそが、1958年におけるアブドルキヤリム・カーシムによるクーデターの背景を整えることになったのである。結局、同年の7月にイラクにおいて突如、クーデタ（革命とも呼ばれる）が勃発し、親西欧の王政が廃止させられた⁴¹⁹。カーシムの革命政権は最初に条約脱退を正式に表明せず、数回にもわたって同条約の会議への参加を拒否したが、結局、1959年3月24日カーシム大統領はイラクの独立、アラブ諸国の安定、イラン及びトルコとの友好、東西間の冷戦における中立的立場をイラクの外交政策として表明し、正式にバグダード条約から脱退した。そして1959年8月、バグダード条約機構の本部はイラクからトルコに移され、名称も中央条約機構（CENTO）に改称されたのである⁴²⁰。

1955年の初閣僚理事会において、締約国の国内における破壊活動を防止するために、破壊活動防止委員会が設置された。それにも拘らず、イラクの革命を防ぐことができず、バグダード条約機構に打撃を与え、英米、および中東締約国であるトルコ、パキスタンと異なりバグダード条約機構のみに加盟していたイラン独裁政権にも懸念がもたれた。しかし、地理的に北防衛線の裏に位置していたイラクの脱退は、防衛線自体にさほど深刻な影響を与えるわけではなかった。むしろ、それを契機にアメリカは中東北部の非アラブ諸国のトルコ、イランとパキスタンと相互軍事的協定を締結し、ソ連境界の近くにおけるアメリカの軍事的存在を確定することができたのである。中東加盟国は自国の安全保障を望み、また同時にアメリカも北防衛線の補強を狙っていたので、当事諸国とアメリカとの個々の相互防衛協定が締結されるに至った。それはバグダード条約の第一条が利用されたものである。条約の第一条は、「締約国は国連憲章第51条に基づいて、安全と防衛のために協力する。締約国が同協力を実施するために採る措置として、個別協定の締結も可能である」⁴²¹と規定している。

1959年7月28-29日にロンドンで開催されたバグダード条約の第5回理事会において、アメリカはバグダード条約第一条の後半に指摘されている、協定と類似した協定を加盟国

⁴¹⁹ Cento amniyate aeza ra tamin nemikonad

⁴²⁰ 糸賀 昌昭『海外事情』拓殖大学海外事情研究所 Vol.18 No.6 1970年6月 p.3.

⁴²¹ Azarang, Abdolhosein, 1374, p.231.(添付のバグダード条約本文)

(即ち、トルコ、イランとパキスタン) と結ぶ旨を表明した。また、カラチで開催された第6回理事会の宣言の中には、次のようなことが含まれていた。「国際共産主義は依然バグダード条約地域を支配しようとしており、これに対する集団安全保障の強化が急務とされる」⁴²²。

アメリカはバグダード条約機構の第5回閣僚理事会以降に、バグダード条約を補強する方針で中東締約国との軍事的協定を締結する交渉を始めた。それに対して、ソ連はそのような軍事協定がソ連の安全を脅威にさらすとして、イランとトルコ両国の政府に抗議を申し送った。それは、特にイランに対してはより真剣に行われた。1958年10月31日にソ連は、イランがアメリカとの軍事協定により、ソ連及び他の共産主義国を標的とした侵略計画に加担することになるという趣旨の文書を送付した。一方、イラン政府は同協定を国防のためとし、ソ連の主張を否定した。しかし、ソ連は12月28日にこのような締約は中東の平和強化と両立せず、ソ連とイランとの関係に不当な損害を与えるだろうことを強調した覚書を、当時テヘラン駐在ソビエト大使、ニコライ・ミハイロヴィチ・ペゴフ (Nikolai Mikhailovich Pegov) を通じて、イラン外務省に手渡した。結局、イラン政府は1959年1月19日に、イラン・ソ連間に友好不侵略の条約を締結することを提案したのである。ソ連がそれに応じ、イランと条約を締結する交渉全権団を設置し、1月29日にテヘランに派遣した。しかしながら、全権団はイランと不可侵条約を結ぶには、イランがいずれの第三国とも協定を結ばないこと、並びに自国の領域を外国軍隊の基地として提供しないことを条件としていたため、イラン政府がそれを拒否し、その折衝は決裂したのである⁴²³。

一方、1959年3月5日には、アンカラにおいて、アメリカとトルコ、イラン、パキスタンの間で正式に軍事双務協定が調印された。その条約の中でも、現地の三国が侵略を受ける場合、それらの政府の要請に応じて兵力の行使を含む適切な措置を採ること、またそれらの国の独立、領土保全、および経済開発のために、軍事・経済的援助を与えることを述べている⁴²⁴。

このようにして、バグダード条約は一応強化されたのだが、集団防衛としてのバグダード条約自体、及びその条約に基づくアメリカと中東各締約国との双務防衛協定において規定されていた中東地域防衛に反して、その条約は後述のごとく、完全に冷戦におけるアメリカの対ソ連の手段に過ぎなかったのである。

実際、1965年に勃発した第二次印パ戦争において、中央条約機構は事実上、麻痺状態であり、機能しなかった。ただ、インドの行動を侵略と見做したイラン国王が、アメリカとの事前協議なしに、アメリカから購入していた戦闘機をパキスタンに貸与しただけであり、アメリカを含む他の条約加盟国はパキスタンを援助しなかった。また、1971年に第三次印パ戦争が勃発した際にも、パキスタンが中央条約機構、或いはアメリカとの軍事双務協定で規定されていた援助を得ずに、その領土からバングラデッシュが分離独立するに至った

⁴²² 岡田富美也 p.70.

⁴²³ 『国際年表』日本国際問題研究所、第3巻、1989年、p.240-246.

⁴²⁴ 岡田富美也 p.71.

のである⁴²⁵。パキスタンは一方で、二つの集団安全保障機構 (SEATO, CENTO) において、他方で、一つの軍事相互防衛協定においても、アメリカの同盟国であったにも関わらず、侵略を受けた際に、それらの約定に反し、何も軍事的援助を受けることができなかったため、バグダード条約から脱退したのである。前述の事情を考えると、パキスタンの脱退は当然のことである。しかし、アメリカは北防衛線において重要な位置にあったパキスタンを、なぜ脱退にまで至らしめたのであろうか。同条約におけるアメリカの政策が、終始一貫としてソ連の共産主義拡大を阻止し、同時に中東における西側の権益を保持するという二つの基軸に立脚していたことを考慮すると、その理由を二つ挙げるができる。

まず、アメリカは条約地域においても、共産主義と無関係の紛争には無関心であった。当時のイラン外務省国際協力事務局の記録文書によれば、イラン政府は西洋が CENTO 加盟国を支持しないことを批判し、西洋は共産主義に直接に関係のない同盟国の地域紛争、および安全保障問題について、約定を守らないと述べている⁴²⁶。実際に、そもそも中東の地域紛争にアメリカが直接介入することは、アメリカ自身の政策全体と矛盾し、実現不可能であったと思われる。なぜなら、自らの陣営崩壊につながっている二分化を生じさせるからである。つまり、もしアメリカが地域紛争において締約国を支持すれば、陣営内部に二分化を生じさせ、地域内における自らの権益の一部を失い、そこは共産主義の利権地域になりかねないのであった。アメリカが条約への正式加盟を拒否したのも、前述したイスラエルとアラブ世界の対立の問題に限定されず、条約地域全体にこのような矛盾が含まれていたからであると考えられる。

他に、冷戦戦略の変容が挙げられる。1962年のキューバ危機まで、アメリカはソ連に対して、地政学的な優位性があったが、キューバ危機、さらにソ連の衛星打ち上げに象徴されるような、ソ連の遠距離ミサイルの保有を背景に、アメリカの地政学的な優位性が崩れてしまった。即ち、当時までソ連との境界に集約されていた冷戦の潜在的な戦線が、上述の二つの事態によって、アメリカの境界までも拡大され、アメリカの本土も脅威に晒されたわけである。それに伴い、北防衛線の存在意義も次第に薄れていったのである。かくして、ヘルミダス・バヴァンドが述べるように、共産主義拡大に対する封鎖(Containment)というアメリカの政策は、根本的な変容を強いられたのである⁴²⁷。

このように、CENTO は現地加盟国の期待に反して、基本的に地域紛争において無力であったと言える。それに加えて、ポスト封鎖政策期に勃発した印パ戦争(第二次印パ戦争;1965年-1966年、及び第三次印パ戦争;1971年)において、対ソ連の防波堤の維持は、インドと敵対してまで、パキスタンを支持するほどの意義は既に失われていたといえよう。

⁴²⁵ Nouri. Hosein, 《Shah: Be Ma Tajavoz Shaved Amrica Komaki Nemikonad》 In Ayam-e Jam-e Jam, No.3.

⁴²⁶ 《Ravabet-e Iran ba Amrica va Engelis dar Peiman-e Baghdad az Zaban-e Asnad: Gharbiha Masuliyat Nemipazirand》 In Ayam-e Jam-e Jam, No.3.

⁴²⁷ Bavand. Davood Hermidas, 《Zamine-ha va Natayej-e Elhagh-e Iran be CENTO : CENTO Amniyate A'za ra Ta'min Nemikard》 In Ayam-e Jame Jam, No.3.

第4節 北防衛線決壊の危機とイラン

バグダード条約機構は、条約に対するイラクとアラブ連盟との意見対立、およびアラブ世界全体とイスラエルとの敵対から生じた基本的な矛盾を内包していた。この矛盾は、北防衛線の決壊につながるものであった。以下で、この矛盾を解消するために、条約機構そのもの、および中東全域がどのような変化にさらされていたかを述べる。さらに、イランは中東地域の地政学的なバランス維持、および北防衛線決壊の回避にいかなる機能を果たし、条約機構の決定的アクターとなったのかについて論じる。

バグダード条約に反発していたのは、ソ連、もしくは他の共産主義諸国だけではなく、自らの利害に合致しないと考えていたエジプト、サウジアラビア等のアラブ諸国、さらにはイスラエルまでもがそれに反対していた。その理由は、イラク政府を除くエジプト等アラブ諸国が、バグダード条約を西側による中東支配の帝国主義的手段と見做していたからである⁴²⁸。他の理由は、イラクと他のアラブ諸国との競争および利害対立のためであった。1955年11月19日の『タイムズ』は次のように書いていた。

エジプトは、アラブ世界の中心部を獲得するためのイラクとの争いを懸念していた。サウジアラビアもヨルダン・ハシェミット王国に睨みを利かせている。シリアはイラクとの合併によってダマスカスがバグダードの統治下におかれることを憂慮している⁴²⁹。

こうした背景から、イラク以外のアラブ諸国は事実上バグダード条約に反対し、加盟しなかった。ソ連など共産主義諸国はそれを契機としてアラブ諸国に進出し始め、エジプトに武器を売却するなど、資本主義世界が自らの利権領域と見なした領域、即ち北防衛線の裏に勢力拡大を図った。

イスラム思想を基盤とするアラブ諸国にとって、共産主義は根本的に異質な、むしろ対立的なイデオロギーであったが、共産主義の浸透なしに、共産主義諸国からの武器供与は可能であると考えていた⁴³⁰。

加盟国のイラクを含め、当時のアラブ諸国は共産主義そのものに対して冷ややかな眼差しを向けていたが、エジプトによるソ連などの共産世界からの武器購入を称賛していた。なぜなら、アラブ世界がそれによって共産主義に支配されることなく、彼らにとって最も深刻な問題として捉えていたイスラエルの脅威に対抗できると考えていたからである。1955年11月18日の『デイリー・テレグラフ』でエジプト現地記者は、「エジプトの民衆と政治指導者の多くは、ソ連の進出、およびチェコスロヴァキアからの武器購入のいずれ

⁴²⁸ *Manchester Guardian*, November 24, 1955.

⁴²⁹ *The Times*, November 19, 1955.

⁴³⁰ *Daily Telegraph*, November 19, 1955.

も中東にとって危険ではないと信じている」と述べている⁴³¹。

このように、アラブ諸国のバグダード条約への反発を利用して、ソ連はその地域に進出した。この問題は、バグダード条約における資本主義陣営の政策上の矛盾を誘発し、2方向から条約機構の脆弱性を持ち込んだ。1つは、ソ連が条約に反対するアラブ諸国に進出し、諸国の軍事的強化に加担していたことだ。それは、アラブ諸国とイスラエルとの戦争勃発の可能性を孕んでおり、中東における資本主義陣営の権益を危機に晒す可能性があった。もう1つは、このソ連の動きに対抗して、西側はバグダード条約機構加盟国を軍事的に強化しなければならなかったことだ。しかし、イラクとイスラエル間の敵対関係において、イラクがバグダード条約をイスラエルに対して利用することが懸念された。従って、西側は条約機構における軍事力強化を、イスラエルと均衡を保つ形にせざるを得なかったのである⁴³²。これこそが条約機構全体のアキレス腱であった。

しかし、バグダード条約機構加盟国の中で、イランはイスラエルと多少の友好関係を維持していた。1955年11月25日の『ジューイッシュ・クロニクル』はイランとイスラエルの関係を以下のように描写している。

イランはアラブ諸国とはあまり良い関係になかったが、アラブ連盟、特にイラクからの、イラン国内におけるシオニストの活動を防止する要求に応じて、1950年、イスラエルから自国の政治代表を呼び戻した。しかし、それによって対イスラエル外交を断絶したわけでもなかったし、両国間の貿易関係にも損害を与えず、むしろ年間25万ポンド余りの金融協定が調印されている。さらに、イランはイスラエルへの十分な石油提供に関して影響力を持っていた。イランはイスラエルが特に危機状況にあった時期、[イランでの]イギリス石油会社における自らの権限を使って、イスラエルに石油を供給させた⁴³³。

このように、アラブ世界とイスラエルとの敵対関係、およびイスラエルとイランの友好関係に加えて、イランに備わっていた地政学的重要性を背景に、イランはバグダード条約を介してアメリカの中東政策において中心的な位置におかれるに至ったのである。即ち、アメリカはイランの軍事力を増強させることによって、中東地域のバランスを維持しながら、反共体制を強化させることができたのだ。このような特徴を持っていたイランはアメリカによって、冷戦の2つのフェーズに利用されたものと考えられる。

1つ目は、冷戦対立がアメリカの優位性を大前提とするパワー・ポリティクスに基づき、初期アメリカの対ソ封じ込め政策が実施されていた時期においてである。このフェーズでは、イランの軍事力増強によって、中東の内部矛盾を克服する形で、ソ連を封じ込める北

⁴³¹ *Daily Telegraph*, November 18, 1955.

⁴³² *Scotsman* (22), November 22, 1955.

⁴³³ *The Jewish Chronicle*, November 25, 1955.

防衛線が補強された。

2つ目は、キューバ危機とソ連の ICBM 実験成功のために、米ソ二大覇権国間に核ミサイルによるバランス・オブ・パワーが生じ、アメリカの対ソ軍事的優位性が崩壊したことに関係する。それ以降、北防衛線が従来の意義を喪失し、対外的というより陣営内部の秩序を維持することが冷戦中の暗黙の絶対条件となった。このフェーズで、イランは中東の内部秩序を保持する存在となり、アメリカの軍事援助を享受し、資本主義陣営の権益を保護する「中東の憲兵」として現れることになった。

このように、アメリカはイランを通して中東地域のバランスを確保し、北防衛線の決壊を回避することができた。しかし、それは傀儡的独裁体制を媒介に非民主構造を確定し、国際関係におけるイランの主体性を剥奪した政治的・社会的安定性の中で実現された。これこそバグダード条約の政策上における矛盾であったとすることができる。

第5節 バグダード条約の政策上の矛盾とイランの主体性の剥奪

本節では、事実上、参政権が剥奪されたに等しいイラン国民の反発に対し、親欧米政権の存続を保障するため、英米およびイラン政府がいかなる戦略を張り巡らしたのか、またイラン・イスラエル間の友好関係がいかに確固たるものになったかについて論じる。

イラン国民の支持のない独裁体制は自らの存続と強化のため、西側の援助を必要としていた。英米はこれを3つの懸案事項の解決に利用したと思われる。その3つとは、石油問題の解決、イランの西側陣営との同盟、そしてアメリカにとって最重要案件であった反共政策に基づくイランの集団防衛条約への加盟である。ここでは、東西陣営の軍事バランスに大きな意味を持つ、3つ目の事項がもたらしたイランの政治的・社会的な変化を考察する。クーデター直後の1951年8月末、ザーヘディ政権は経済的援助をアメリカに要請し、アメリカはただちに承認し、検討する意志を示した。イギリスもイランへの援助には反対しなかったが、ザーヘディ政権が完全に経済危機を克服するほど多額の援助では、石油問題解決の必要性が薄れると、アメリカに注意を喚起した⁴³⁴。アメリカも大規模の援助を行う方針ではなく、むしろ少額援助により英米の目標を実現できる社会・政治的条件の整備をイラン政権に強いることを意図していた。

結局、アメリカ政府はザーヘディの要求に応じ、10日以内にイランに対する援助の既存計画にさらに2340万ドルを充てた他、4500万ドルも臨時援助としてイラン政府に支払った⁴³⁵。対するザーヘディ政権も英米の政策が実現可能な条件を作り出すため、クーデター直後にアメリカの指示で設置されたテヘラン軍事司令部を利用し、措置を講じた。

ザーヘディはまず、国民戦線の自由主義者およびトゥーデ党員を逮捕・懲役、追放、死刑などの強硬な弾圧によって粛清し、それらの政党を鎮圧した。彼はまた、軍事的統制を

⁴³⁴ Movahed, 1383, p.273.

⁴³⁵ Gasiorowski, 1991, p.90.

活用して選挙干渉を行い、第十八回国会および上院において西側支持者による多数派を形成した⁴³⁶。一方、CIAも選挙の候補者に資金を提供し、プロパガンダを行って、西側支持の政治家の当選を支援していた⁴³⁷。これらの工作を通して議会の支持を得たザヘディは、首相に再任され、石油問題の解決を英米の思惑通りに進めた。このように、ザーヘディ政権によってもたらされた政治的・社会的安定の下で、イギリスにとって一次的、アメリカにとっては二次的な目的であった石油問題は解決され、その結果前述のように英米が共にイラン石油に介入することになったのである。

しかし、アメリカの主要な関心は単に石油問題の解決、或いはイランの西側陣営への編入といった、イラン一国における経済・軍事的な動機だけに基づいたものではなかった。むしろイランを中立主義から脱却させ、本章で焦点を当てた反共同盟に加入させ、ソ連を封じ込める北防衛線を設置することこそ主要な目的であった。そのためにこそ、イラン国内の政治的・社会的条件を整備しようとしたのである。こうした政策は、イランのバグダード条約加盟前から、加盟後にいたるまで一貫していた。それらはいかなる形で実施されたのか、以下で論じる。

1955年2月、イラン国王は英米両国を訪問した際、イラン防衛のみならず、中東全域の防衛のため、イランへの援助の必要性を両国の指導者に指摘した。しかし、英米はイラン国内に秩序と安定が欠如している限り、援助が効果的な結果をもたらさないと主張し、国王の要求に応えなかった。従って、1955年4月、国王はザーヘディを更迭した上で、ホセイン・アラを首相に任命し、社会、経済改革のための計画策定、およびメディア統制を命じた。実際、アラの措置はザーヘディ政権の延長線上にあった。彼の政権下で、言論の自由、或いは自由な政治活動は制約され、当時活動を拡大しつつあった「ファダイヤネ・イスラム」（イスラムへの献身者達）への弾圧が強化されたのである⁴³⁸。こうして、国王はイランと西側との同盟を妨害する可能性のあった国内反対分子を退け、バグダード条約加入への布石を敷いたのである。結局、彼は反体制勢力を抑圧しながら、バグダード条約に加盟し、反共親米の姿勢を明確に示した。こうして、かつてモサデクが確立しようとしたイランの中立主義が終焉を迎えた。

アメリカはイランにおける目標を達成するため、二つのことを画策していたと考えられる。第一に、イランへの軍事的、経済的援助をコントロールし、外国に依存するイラン政府に圧力をかけた。第二に、ナショナリズム、トゥーデ党、宗教原理主義者など反体制政党による革命の勃発と反西側的な政権確立の可能性を回避するため、政治的・社会的安定性を確保しようとした。

国民の権益を追求する民主政権とアメリカの帝国主義的介入が元来相容れないものであったため、冷戦時代のアメリカはイラン民主政権を打倒し、従属的な独裁政権を確立・支

⁴³⁶ Jami Group, p.698.

⁴³⁷ Gasiorowski, 1991, p.91.

⁴³⁸ Najmi, Naser, *Az Seyyed Ziya ta Bazergan*, Vol.2, Tehran: Nevisandeh, 1370[1991], p.1506-1509.

持したのである。その政権を操ることにより、アメリカはイランにおける対ソ封じ込め政策を実施することができた。また、形成された構造は非民主的政治、軍事的従属、そして経済的搾取を伴ったため、イラン国民を政治から排除しなければ、維持することが出来なかった。即ち、欧米権益を保障する構造——国民の参政権が事実上剥奪された構造——の定着と、その構造を恒久化しようとする国王の奔走は、イランにおけるアメリカの介入の産物であった。

上述の政策は、しかし、アメリカの援助を受けた国王が単独で行ったものではなく、アメリカ、国王、国内英米支持派の複雑な利害関係構造の中で実施されたのである。その構造においては、クーデター直後に設立されたテヘラン軍事司令部と、それが改組され諜報機関となった SAVAK (Sazman-e Ettela'at va Amniyat-e Keshvar, National Intelligence And Security Organization, 国家安全情報機関) が決定的な役割を果たしたと思われる。

テヘラン軍事司令部は 1953 年のクーデター直後、アメリカの指示で設立された。それはクーデターの際に軍隊を統率し、その成功に加担したバクティヤール大佐を長官とした機関であり、アメリカ顧問の指導下で活動していた⁴³⁹。同機関は SAVAK への組織改変後も一貫してクーデターのシャー政権存続を保障する治安維持部隊の役割を果たした。それはイラン政府が非民主的政策を実行する際の軍事的基盤となり、トゥーデ党軍事機構、或いはファダイヤネ・イスラム機構の摘発と逮捕、さらに反体制派への粛清を実施した。イランで設置されたこのような軍事組織は、ザーヘディによる選挙干渉の実行部隊として活動したほか、植民地的なイラン石油問題解決に対する反発や学生デモを残酷に鎮圧し、英米石油権益の保持とアメリカ反共政策の遂行につながる軍事独裁政権の安定を確保する手段として機能した。このようにして実現された軍事的安定は、イランを反共軍事同盟に加盟させるアメリカの目的にとって極めて重要であった。

イランのバグダード条約加盟以後も、テヘラン軍事司令部は反体制勢力の弾圧を行っていた⁴⁴⁰。こうした形で民主主義が破壊された国民の反発から独裁体制を守ることは、アメリカとシャーにとって死活問題であった。このような必要性から、テヘラン軍事司令部は完全に国内反体制分子や勢力を摘発し弾圧する機関となり、SAVAK に改組された。SAVAK とは、テヘラン司令部が設置されてから 3 年半後の 1957 年、10 人のアメリカ人顧問の指導下でアメリカの安全保障機関をモデルに組織化されたものである。同機関は FBI と CIA の融合モデルであったとされ、国内の反体制要素を厳重に取り締まり、海外でも諜報活動を展開したのである⁴⁴¹。

SAVAK は、イラン国民の反体制勢力を弾圧することによって、イランにおけるアメリカの政策を実施していた独裁王制の存続を保障する機関だった。これは、同機関のイラン政府に対する役割であり、従来の研究でも大いに論じられている。だが、筆者が本研究で新

⁴³⁹ Fardust, Hosein, *Zohur va Soghut-e Pahlavi*, Vol.1, Tehran: Etela'at, 1370[1991/2], p.410.

⁴⁴⁰ N. Najmi, 1370: Vol.2, p.1507-8.

⁴⁴¹ Fardust, 1370: Vol.1, p.409-417.

たに提示したいのは、中東全体におけるアメリカの反共政策の中での SAVAK の位置づけである。当時 SAVAK の高官であったファルドゥストによれば、SAVAK 設置以来 5 年間、アメリカ顧問が SAVAK の人材育成を行っていたが、それは不十分なものに留まり、英米はそれ以上 SAVAK と協力する意志がなかったという。それに関して、彼は「英米が、SAVAK との協力を拒否し、無関心を示したことは故意的であり、それは、SAVAK がよりイスラエルに接近することにつながった。英米のこのような政策は、イスラエルにとってよい結果をもたらした」と述べている⁴⁴²。

すなわち、イラン・イスラエルの親密な関係が双方の諜報機関の交流を通して実現された。イラン国王は、国民の反発を抑え独裁王制の存続を保障する情報機関を必要としていたが、諜報活動の未熟さ故に、他国の協力を仰がねばならなかった。これに対して、英米は協力を拒否することによって、恣意的に SAVAK をモサド（イスラエル諜報特務庁）に依存させ、それを媒介に当該国間の親交を確固たるものにした。

しかし、それはイスラエルとアラブ世界との勢力バランスをイスラエル有利に維持・強化するという、単なる中東地域の内部問題には収まらなかった。むしろ、本論文の問題関心から重要なことは、それが冷戦構造の中で、中東地域の内部勢力のバランスを保つ上で、反共地域として強化するという意図が含まれていたことである。即ち、西側は資本主義陣営の範囲にある中東地域の内部秩序を乱さない形で、共産主義拡張に対抗する中東軍事力の増強を図ったのである。非アラブ国としてのイランは相対的にイスラエルと友好関係を持ち、ソ連に対する地政学的重要性も有していたため、アメリカにとって、中東の地域的勢力バランスを維持した上で、反共の拠点、或いは中東内部の警察として軍事的に強化できる存在であった。しかし、イランは非アラブ国である一方、イスラム国であるが故に、イラン国民に対するアラブ世界の影響は否定できない。だからこそ、イランにおけるアメリカの政策は、自らに従属した独裁王制の中でしか実現できなかった。さらに、王制存続がイスラエルとの友好関係に従属的に組み込まれる必要があり、それが両国の諜報機関の協力によって実現されたのである。アメリカはこの戦略の下で、イランの軍事力増強を行い、冷戦の第 1 フェーズで、北防衛線決壊を回避し、第 2 フェーズで中東憲兵としてのイランの役割を創出したのである。

⁴⁴² *Ibid.*, p.443-445.

結論

これまで、第二次世界大戦後におけるイラン民主化運動の繁栄と挫折、またそれに伴うイランの政治・社会変遷の過程を論じてきた。

19世紀後半から、英露はガージャール専制王朝下のイランで、諸々の植民地的経済利権を獲得した。これらの利権は経済的搾取のみに止まらず、英露の帝国主義的介入をも伴うため、イランに経済的・政治的危機を引き起こした。

一方、イラン民衆はかつてから行われてきた知識人の啓蒙活動の蓄積に基づいて、植民地的勢力の拡張の原因が専制政治にあると見なしており、1900年代初頭から、立憲君主制の樹立を要求する運動を行った。こうした民主化運動は結局、1907年に「マシルーテ革命」と称される立憲君主体制の樹立、および議会創設に結実したのである。

しかし、イランにおける民主体制は、同国における帝国主義的政策の実施とは相容れないものであった。イランにおける植民地主義的政策を実施するために、英露は立憲君主制の障害を克服するべく、1907年および1915年英露間協商により、イランを両国の勢力圏として分割した。英露はイランをめぐる対立関係を解消し、それぞれの勢力圏で中央政権を無力化するための自国保護下の地方勢力を形成することによって、植民地主義政策を実行し続けたのである。

ところが、1917年ロシア革命と同国のイラン撤退は、イギリスに対イラン政策の変更を迫ることになった。なぜなら、イランからのロシアの撤退によって、1915年英露間協定も当事者の片方が消滅とし、イラン中央政権に対抗的な勢力圏を維持することは、イギリスの権益を危機にさらすイランとソ連の結合に至るリスクを伴っていたからである。こうした事態に直面したイギリスは、ロシアの不在を契機に、イラン全土における勢力拡張を図った。それに向けて、まず1919年イラン・イギリス間協定によって、イランの保護国化を試みたが、同政策はイラン国内外の反発を受け、議会でも批准されなかったため、発効不可能となった。この挫折を経て、イギリスはクーデターによる強力な親英独裁政権の樹立という新政策に移行した。1921年1月21日、そのクーデター計画はイギリス擁護の新聞記者セイエド・ジアート、優秀な軍人のレザー・ハンによって実施され、セイエド・ジアールが首相に就任し、レザー・ハンは国軍司令官に就くことになった。

新政権は直ちに、発効不可能となった1919年のイラン・イギリス協定を公式に破棄した。それと同時に、イラン・ロシア友好協定(Russo-Persian Treaty of Friendship)に調印した。それに基づいて革命ロシア政権は、ロシア帝国によってイランから獲得された全ての利権を放棄したうえ、イランをめぐる、旧ロシア政権と他国間で締結された全ての条約を解消した。さらに、協定では両国は互いの内政干渉を避けると規定された。

レザー・ハンは一方、イラン・ロシア友好関係を利用し、他方でイギリス権益を擁護する姿勢を見せながら、親英独裁政権を樹立するために、イギリスの信頼を集めた。彼は1922年2月のクーデター直後から1923年10月まで軍事司令官、そして1923年10月から1925

年10月まで首相として、全国における反体制勢力および地方権力を制圧し、イラン初の国軍を創設したうえで、中央政権下で国の統合を図った。彼はイラン議会における自らの影響力を行使し、1925年10月31日にガージャール朝を廃止する法案を議決させた。そして、選挙干渉によって、ほぼ全議員がレザー・ハン支持者から設立されたイラン初の憲法制定議会(Constituent Assembly)を通して、1925年11月12日、パフラヴィー王朝創設の法的基盤を確立したのである。

こうして、レザー・ハンは国王に即位し、独裁王制を樹立した。この王制の中には議会と政府が存在したのだが、あくまで非民主的な過程の中で選ばれていたもので、当時のイラン政治体制は「外見的立憲制」であったと言える。

レザー・シャーはイギリスの支持を受けて政権を握ったが、国家安定や近代化の促進で得られた国内の人望、および新たに創設した国軍によって、政権基盤の強化を図り、次第にイギリスの政策から離脱し、その勢力を排除することに乗り出した。彼は治外法権の撤廃、イギリスの独占下にあったイラン南部関税の奪回などを行い、イラン南部石油を独占していたアングル・イラニアン石油会社(APOC)の利権契約改善に着手した。

APOCは1901年にガージャール朝の専制君主がイギリス人資本家に譲渡した利権契約に基づき、イラン南部石油を独占した植民地主義的な石油会社であった。また、それはイギリスのヘゲモニーにかかわる地政学的重要性を持つ大規模な産業であったため、当時イランによる利権奪回が極めて困難であった。にもかかわらず、レザー・シャーはイラン権益を確保する新たな契約締結を試みた。ところが、イギリスの軍事的威嚇で彼の目論見は覆され、1933年4月29日、イギリス側にとって不利であったダーシー契約の項目を改変した一層不平等な契約の締結に至った。「1933年契約」と称されるこの新石油契約では、イランに諸々不利な案件が盛り込まれ、利権契約期間の30年間延長もイギリスの軍事的威嚇でレザー・シャーに押し付ける結果となったのである。

こうして、民主体制樹立を目指すイラン国民の試みは、英露の介入により結局イラン国民の参政権剥奪をもたらし、イギリス権益を保障する「外見的立憲制」の確立という結末に至ったのである。

しかし、第二次世界大戦の文脈における地政学的重要性のため、1941年にイランが連合国によって占領された。占領に伴い、ドイツ接近の容疑で、強力な独裁者レザー・シャーが脆弱な皇太子への王位譲渡を余儀なくされ、かつイランに対する英ソの旧植民地的政策を牽制する第三勢力のアメリカがイランの舞台に登場した。こうしたイラン内外諸勢力の推移は、「外見的立憲制」の混乱・弱体化をもたらし、同体制の打倒と民主体制の構築を試みるイラン・ナショナリズム運動の好機となるものでもあった。

第1章では、第二次世界大戦の中でイラン・ナショナリズムがイランをめぐる米英ソの協調関係を粉砕し、同関係を冷戦につながる相互牽制へと変貌させ、イランが自ら主体性を獲得していく過程を明らかにした。

第二次世界大戦開始直後、イランは中立を宣言していた。しかし、隣国イラクでのクーデターやソ連のドイツ進撃によりイランの地政学的重要性が高まってきたため、英・ソはテヘランを占領し、1942年1月29日にイランと「三者間同盟条約」を締結した。これにより、イランは連合国へ協力することとなった。この過程でレザー・シャーが退位したため、新たな国内外の政治勢力が登場してきた。国内勢力では、親ソのトゥーデ党、親英のエラーディエ・メリー党、モサデクなどのナショナリズム議員勢力が新たに登場し、国外勢力としては、アメリカの勢力拡大を呼び込むこととなった。

英・米・ソが石油会社を通じて石油利権を獲得しようとする中で、モサデクを中心としたナショナリズム勢力が提出し、その後の利権保持に重要な役割を果たすこととなる「石油利権譲渡禁止法」が、1944年12月2日に議会で可決された。利権譲渡を正式に拒否されたソ連は、イラン駐屯中の赤軍を撤退させず、それを通して親ソ派によるイラン北西地方の分離活動を支援することにより、混乱に乗じた利権獲得を企図した。

英米は当初はソ連と協調関係を確保しつつ内乱の解決と石油利権獲得を図ろうとしたが、ソ連の強引な政策やイラン・ナショナリスト議員の反発により、実現できなかった。そこでイラン政府は、アメリカの支持を受けつつ、1946年1月19日、ソ連のイラン内政干渉を国際連合に提訴した。この提訴は創設された国際連合に提出された初の問題であり、第二次世界大戦後における米ソ間の最初の衝突となった。この提訴でもソ連との紛争を解消できず、新たにイラン首相となったカワームも引き続きソ連との交渉を続けていくが、交渉は進展しなかった。一方、英米はそれぞれ強硬な覚書をソ連に提出し、ソ連軍のイランからの撤退を要求したが、これも事態の進展には影響しなかった。そこで、イランは1946年3月19日に国連安保理に請願を提出し、安保理の場において問題解決の糸口を探ろうとした。ソ連はこの動きに対して当初反発したが、トルーマンによるソ連への機密最後通牒もあり、1946年3月25日に、公式宣言にて完全撤退を条件付きで認めたのである。

この結果、1946年4月4日にソ連・イラン間の共同宣言がテヘランで公開された。共同宣言では、ソ連軍の撤退以外に、イラン・ソ連共同石油会社の設立に関して議決することやアゼルバイジャン地域紛争の解決の件も盛り込まれた。しかし、共同石油会社設立契約について、議会は「石油利権譲渡禁止法」に基づきこの契約を無効とするよう判断し、加えて決議の第4条において、南部石油利権の回復のための政府の任務を義務付けた。つまり議会は、ソ連軍撤退という最低限の目的を達成しようとしただけでなく、南部利権の回復によるイギリス勢力排除と国有石油会社設立に向けた巧妙な布石を打つことに成功したのである。

第2章では、南部石油におけるイランの利権回復を追求したナショナリズム勢力と、「外見的立憲制」の修復を画策したイラン国王およびイギリス側との衝突が、いかなる過程を経て石油産業国有化法の制定に至ったかを論じた。それを通じ、少数派のナショナリスト議員たちが「外見的立憲制」を克服し、石油国有化法を可決するに当たって実施した社会

勢力の統合、および議会戦略がいかなるものであったのかを明らかにした。

連合国軍によるイランの軍事占領により、国内では反帝国主義・反独裁主義の機運が高まっていた。このような気運の中、南部油田地帯においても、1946年5月から6月半ばごろにかけて、すでにトゥーデ党の尽力で組織化された AIOC (Anglo-Iranian Oil Company) のイラン人労働者によって、労働条件の改善を求めたデモが実施された。このデモをきっかけにイラン初の労働法が制定され、その適用が AIOC に強いられたが、水面下ではイギリスは、AIOC の権益を保持するため、国王モハマッド・レザーとの連携で、国民の自由と参政権を剥奪する「外見的立憲制」の回復を画策していた。アメリカ勢力の拡大に貢献したカワーム首相は更迭され、1947年12月29日には親英派のハキミーが首相に任命され、1949年5月4日には議員の半数を国王が直接選出できる上院が議会に創設されることとなった。宮廷とイギリスは連携してイラン政府と議会を独裁王制に包摂することで、レザー・シャーン時代と同様な「外見的立憲制」を再確立するために奔走した。

1948年6月にイラン国民の意思に反して成立したハジール政権下で、「外見的立憲制」を確固たるものとするための国王とイギリスの画策が始まった。ハジールは、1948年9月から AIOC との秘密交渉を始め、議会および社会におけるナショナリズム勢力の介入を受けずに、「イラン利権回復法」に基づく政府の任務が独裁王制の下で実施されるように計らった。しかし、頻繁に行った集中審議により、政府を消耗させ、イギリスと国王の計画を実現させる機会が与えられず、辞任を余儀なくされたのである。

49年2月のパフラヴィー国王暗殺未遂事件を契機に、トゥーデ党の解体や、メディア規正法を通じて、ナショナリスト議員の政治的基盤は弱体化した。国王は、自らの独裁的権限の強化に乗り出し、可決された法案の拒否および議会解散などに関する法的権限を獲得することによって、「外見的立憲制」に基づいた実質的な支配権を握ることに成功したのである。また当時、イランにおけるアメリカの反共政策が親英の「外見的立憲制」の下で実施されることになった。

国民の自由が制限された状況の下で、サエッド政権と AIOC は石油問題を決着させようと試みた。国王暗殺未遂事件の直後から秘密交渉が開始された。AIOC はイラン国民の反感を招いていた 1933 年利権契約の見直しを認めなかったばかりではなく、イランの利権料の引き上げに関してもほとんど譲歩しなかった。結局、サエッド政権は国王の命令で、AIOC の条件を承認する「ガス・ゴルシャイヤン追加契約」を AIOC との間で調印した。

それに対し、モサデクらを中心とする、少数のナショナリスト議員の抗議やハンガーストライキ、さらには大規模なデモといった巧みな戦略と抵抗によって、「ガス・ゴルシャイヤン追加契約」草案は否決された。それはまた、イランの「外見的立憲制」の崩壊およびイランにおける英米の力関係の逆転につながり、イラン全土石油国有化法の可決をもたらすまでに至ったのである。

第 3 章では、イラン石油国有化の実施を阻止しようとしたイギリスの政治的、軍事的政

策の挫折過程を論じたうえで、モサデク政権の樹立に至る諸勢力間の権力闘争を明らかにした。

AIOC の利権確保のため、イランの石油国有化運動に対して、イギリスは軍事的示威行動を行った。そこでは、石油国有化計画を頓挫させるためには、イギリスが内政干渉によって親英政権を樹立させ、イラン議会を解散させることを最も有効な解決策だと見なしていたのである。

だが、こうした内政干渉はイギリスにとって、逆効果をもたらした。イラン・ナショナリズム勢力のリーダー的存在であったモサデクが政権を奪取し、英米の思惑に反して、AIOC からの利権奪回に基づいた石油国有化を実行する主体として現れたのである。

イギリスの軍事介入を不可能にしたのは単に国内勢力だけではなく、当時の旧植民地体制の解除を目指し、イギリスの軍事介入に対して反対姿勢を見せたアメリカも、重要な役割を果たした。モサデクらの対策はイギリスの軍事介入に正当性を与えないために、必要不可欠であったのだが、それはイギリスを牽制していたアメリカの国際政策の下でこそ、実施可能となったものである。

石油国有化による AIOC の排除は、イラン資源の搾取を回避するだけでなく、イギリスおよび AIOC に従属した独裁体制の樹立を通してのイランへの内政干渉を終焉させ、民主化への道を開拓するものでもあった。また、モサデクは自身の政策であるイラン民主化の大前提として自国の国際社会での独立と主体性の確保を対外政策に掲げていた。このように国有化施策法とその実施を目的としたモサデクの政策は、政治的、経済的孤立を目指したわけではなく、AIOC とイギリス政府の連携によって擁護されていたイランの「外見的立憲制」を崩壊させ、国民国家の支配下に入れた形で、他国との対等な関係も保とうとしたのである。これこそ、イラン・ナショナリストの真意であり、本論文では「否定的均衡政策」と呼ぶ。

第4章では、イランの石油国有化をめぐる英・米・イラン三者間の闘争過程を、新旧帝国主義の世代交代という視点から明らかにした。

1951年から、石油国有化を実施しようとしたモサデク政権に対し、イギリスは AIOC を保持するべく、いくつかの異なる措置を同時並行的に行った。それらの措置は軍事的介入によるアバダン占領、国際司法裁判所および国連安保理への提訴、モサデク政権の石油国有化計画の挫折を狙った、イラン石油ボイコットを含む経済制裁という広範囲にわたるものであった。同時に、利益折半原則に基づいてモサデク自身との交渉も試みた。イギリス政府および AIOC によるこうした外交戦略は、イランに対する同政府の軍事的威嚇を土台に行われたのである。

一方アメリカは、全世界における自国企業の石油契約を危機にさらす可能性を伴うイランの全面的石油国有化にも、旧植民地主義的勢力圏の復活と共産主義拡大のリスクを伴うイランへのイギリスの軍事的介入にも、ともに反対であった。トルーマン政権はイギリス

を完全に退去させるイランの石油国有化政策と、AIOCの独占的利権を維持するイギリス側の対策との間に立って、双方の譲歩による中道政策を模索した。

当初アメリカは中立的な立場を装っていたが、モサデク首相による石油国有化法の実施に伴い、イラン・イギリス関係がさらに緊迫化するにつれてその新帝国主義的な政策を押し進めていった。

英米両国はイランの国家主権を尊重する姿勢を装ってはいたものの、イラン政府の主権行使によって、それぞれの帝国主義的な権益が脅かされる場合、それを認める意志はなかった。つまり、イギリスがイランの国家主権に基づく石油国有化を認めるのは、AIOCの存続を保障する場合だけであり、一方アメリカがそれを認めるのは、イランの政治的独立がアメリカの石油秩序および戦後世界構想を脅かさない場合だけであったのだ。

こうした英米の目論見は、イランの政治経済的独立に基づいた石油国有化を目指したイラン・ナショナリズムに反したものであった。そのため、イラン政界および社会において、前述のような英米の姿勢に対する反発が沸騰した。

このように、石油紛争におけるアメリカの実践的な介入によって、三つ巴の権力闘争が英・米・イラン間で形成された。そこではそれらの目標に即した形で3辺ごとにイランの共産主義化に対する懸念が都合よく利用されたのである。

このイランにおける共産主義拡大に対する懸念を建前としたアメリカとイギリスの経済的、政治的作戦によって、イランのナショナリズムは弱体化し、1953年、モザデグ政権はクーデターによって転覆させられた。アメリカは、イギリスの旧植民地主義的構図の元でイギリスの勢力を削ぎつつ、モサデク政権打倒によって、イランの政治的・経済的・軍事的独立を回避し、新たな帝国主義的世界秩序に編入させることに成功したのである。

アメリカはイラン石油国有化過程において、イラン・ナショナリズムとイギリスの旧植民地主義との対立によって旧植民地主義体制を崩壊させ、旧植民地被支配諸国を自らに従属させた。そして共産主義の存在を利用しつつ、イランを新帝国主義に基づいた世界秩序に編入させることに成功したのである。

第5章は、1953年のモサデク民主政権打倒クーデター、およびその後のイランの非民主体制化を、冷戦時代における中東集団防衛条約機構設立の観点から考察した。

第二次世界大戦終結以後、英米は中東における集団防衛条約構想の実現を目指すか、アラブ連盟との対立に加え、英米間の覇権争いにより同構想は実現不可能となっていた。その代替政策としてアイゼンハワー政権により打ち出された対ソ北防衛線設置構想は、ソ連とペルシア湾を隔てる唯一の国家として、イランの加盟を戦略的必要性から重視するものだった。

しかし、大国との関係でイランの主体性を維持するための中立主義を固持した当時のモサデク政権の方針は、北防衛線設置政策と矛盾していた。それゆえ、米国は石油紛争でモサデク政権と対立する英国、およびイラン国内の反モサデク勢力とクーデターを共謀し、

親米独裁政権の樹立に尽力した。米国はクーデター政権とその軍事的基盤だったテヘラン司令部を介した反体制分子の弾圧を通して、国内の政治的・社会的安定性を確保し、1955年にイランを反共バグダット条約機構に加盟させた。

地政学的重要性に加え、イスラエルとの友好関係にあったイランの軍備増強を介した北防衛線強化は、この反共同盟において極めて重要であった。すなわちイランの軍事力増強は中東地域バランスを崩すことがなく、イスラエルを脅かさなかったのである。米国は国内で独裁体制を盤石にしていた諜報機関、SAVAKをモサド（イスラエル諜報特務庁）に接近せざるを得ない状況を演出することにより、この重要な友好関係を維持していた。

米国の反共政策はこのように、民主主義と独立というイラン国民の要求と矛盾する傀儡的独裁体制の中でしか実施しえなかったのである。それこそが、イラン或いは中東における米政策実施の媒介となっていた独裁を排除した1979年イラン・イスラム革命、またその後のイランや中東とアメリカとの諸問題の源泉であったと考えることができる。

日本では元来、ペルシア語の一次資料に依拠した研究が極めて限られており、本論文は膨大なペルシア語の一次資料を分析した成果として、今後、イランの政治・社会の研究分野において貴重なものになるだろう。

本研究は日本に限らず、国際関係および国際政治に関する現在の研究潮流にも疑問を投げかけることができる。具体的には、ハンチントンとネグリ=ハート両極にある思想的立場の限界を明らかにするものである。

ハンチントンは、西洋と非西洋、特にイスラム世界との対立の問題を、文化という本質主義的な立場から議論している。本論文がイランにおける、モサデク民主政権の転覆の事例を通じて明らかにしたのは、現在まで尾を引くイランとアメリカの対立は、イランに対する英米の帝国主義的な野望と独裁王政の樹立に由来している、ということであり、文化を持ち出す以前に政治経済的な要因で十分に説明可能であるということだ。

また、ネグリ=ハートは、第二次世界大戦以後、政治と経済の分離を指摘し、国際連合等の国際機関を帝国主義と<帝国>を架橋するものとして位置づけ、いかなる国家も世界の主権を握ることがないと論じている。しかし、英米は、モサデク政権転覆にあたり、民間企業と政府の共同で、モサデク政権の石油をボイコットした。これは政治と経済の分離という議論に反するものである。本論文ではネグリらの議論は不完全であり、今でもアメリカという国家が主導権を握っていると見なすべきであると主張する。それは、国際司法裁判所がイラン国家主権に有利な判決を出しながらも、実効性がないということが証明している。また、現在のイランの核開発問題において、国連が中立を装いながらも、アメリカの戦略に従属していることから明らかである。

ペルシア語の一次資料を多く用いることにより、本論文が、新帝国主義に組み込まれている日本のアカデミズムの中にありながら、脱西洋中心主義を推進する布石となることを願ってやまない。

謝辞

本論文の執筆にあたり、多くの方々のご指導とご助力を賜りました。ここに深く感謝の意を表します。

まず、指導教員として、終始熱心なご指導とご高配を賜りました一橋大学大学院社会学研究科の多田治教授に甚大なる謝意を表します。多田教授は論文執筆中の辛い時期に、貴重な時間を割き、導いてくださいました。私は研究者となる第一歩として、博士論文を書き上げた際に、誰よりも喜んでくださった先生の姿を一生忘れません。

貴重なお教示をくださり、常に温かく見守ってくださいました一橋大学大学院社会学研究科の吉田裕教授、中野聡教授、福富満久准教授、および一橋大学大学院言語社会研究科の古澤ゆう子教授に心より感謝申し上げます。

江口誠一博士、久保義昭氏のお二人は、研究活動の継続にあたり、最大のご援助をくださいました。お二人からの温かいご好意がなければ、本論文が完成することはありませんでした。このご恩は決して忘れません。誠にありがとうございました。

一橋大学大学院言語社会研究科の学友の井上徹氏は、論文の修正を丁寧に行ってくださいただけでなく、日頃から研究の進み具合を気にかけて頂き、優しい言葉での確な助言と激励をくださいました。さらに、井上氏は一橋大学大学院社会学研究科の上田裕子様とともに、研究活動費を調達するにあたり、大変なご助力を割いてくださいました。お二人には感謝の念に絶えません。

東北大学国際文化研究科の黒田卓教授、アジア経済研究所地域研究センター上席主任調査研究員の鈴木均博士、東京大学先端科学技術研究センター客員研究員のアブドリ・ケイワン氏は、イランの専門家として、真剣に議論を交わしてくださいました。そこで受けた刺激が、研究を進める動機の一つとなっていたことは、間違いありません。本当にありがとうございました。

留学生活においては、幸いにも多数の恩人・友人の出会いに恵まれ、大いなる刺激と協力を与えてもらいました。とても全員の名前を挙げることはできませんが、特に、日本での父代わりとなっただけきました松蔭大学参与の星野満氏、様々な面で支えてくれた原田里奈様、渡邊真規氏、武田歩様、谷憲一氏に心からお礼を申し上げます。

私の論文は皆様のご期待に沿うものであったことを願ひまして、ここに再度感謝の意を申し上げます。

2013年9月12日

タキデ モハマッド

参考文献一覽

《一次資料》

① 外交文書集・會議錄集

Asnad-e Khane-ye Seddon, Raein. Ebrahim. ed, 3rd Edition, Tehran: Bongah-e Tarjome va Nashr-e Ketab, 1358.

Asnad-e Naft, Edar-ye Kol-e Entesharat va Tablighat-e Vezarat-e Omur-e Kharejeh, Tehran: 1951.

Correspondence between His Majesty's Government in the United Kingdom and the Persian Government, and Related Documents Concerning the Oil Industry in Persia, February 1951 to September 1951, London, H.J.S.O. 1951, Cmd. 8425.

Foreign Relation of the United States, 1952-1954, Iran 1955-1957, Vol.12, Glennon. John P. ed, Washington : U.S. Government Printing Office,1991.

Foreign Relation of the United States, 1952-1954, Iran 1951-1954, Vol.10, Glennon. John P. ed, Washington : U.S. Government Printing Office, 1989.

Foreign Relation of the United States, 1941, Vol.3, The British Commonwealth, The Near East and Africa, Washington: U.S. Government Printing Office,1959.

Foreign Relations of United States, Diplomatic Papers, Vol.1, General (1943), Washington: U.S. Government Printing Office, 1963.

Foreign Relation of the United States, Vol.V , 1950, The Near East, South Asia, and Africa, Washington: U.S. Government Printing Office, 1973.

Foreign Relations of United States, Diplomatic Papers, The Conferences at Cairo and Tehran (1943), Washington: U.S. Government Printing Office, 1961.

Foreign Relations of United States, Diplomatic Papers, Malta and Yalta(1945), U.S. Washington: Government Printing Office, 1955.

Foreign Relation of the United States, 1945, Vol.11, General: Political and Economic Matters, Perkins. E. Ralph, Washington: U.S. Government Printing Office, 1967.

International Court of Justice, Anglo-Iranian Oil Co. Case Request for the indication of interim measures of protection, Order of July 5th, 1951: I.C.J. Report 1951, pp.89-95.

Judgment of July 22nd, 1952, Anglo-Iranian Oil Co. Case (United Kingdom v. Iran) p.12. Resolutions Adopted and Decisions Taken by the Security Council, In 1946 S/RES/2(1946)

Makki. Hossein, *Ketab-e Siyah*, Vol.1, 2nd Edition, Tehran: Sazman-e Entesharat-e Now, 1356.

Makki. Hossein, *Ketab-e Siyah*, Vol.2, 3rd Edition, Tehran: Amir Kabir, 1364.

Makki. Hossein, *Ketab-e Siyah, Vol.3, khal'e Yad*, Part.1, Tehran: Bongah-e Tarjome va Nashr-e ketab, 1360.

Makki. Hossein, *Naft va Notgh-e Makki*, 2nd Edition, Tehran: Amir Kabir, 1357.

Ruzname-ye Rasmi-ye Keshvar-e Shahanshahi-ye Iran, 4th Year.

Ruzname-ye Rasmi-ye Keshvar-e Shahanshahi-ye Iran, 5th Year.

Ruzname-ye Rasmi-ye Keshvar-e Shahanshahi-ye Iran, 6th Year.

Ruzname-ye Rasmi-ye Keshvar-e Shahanshahi-ye Iran, 7th Year.

The Department of States Bulletin, No. 621, May28, 1951, p.851 (U.S. Position of Iranian Oil Situation); American Foreign Policy, 1950-1955: Basic Documents, V. II, (Washington, 1957).

② 新聞・雑誌

1. <アメリカ>

『Herald Tribune』、『Washington post』、『New York Times』、『New York Herald Tribune』、『Wall Street Journal』

2. <イギリス>

『Daily Telegraph』、『The Economist』、『Manchester Gardian』、『Scotsman』、『Times』、『The Jewish Chronicle』

3. <イタリア>

『Il Tempo』、『Relazioni International』

4. <イラン>

『Bakhtar-e Emrooz』、『Be Suye Ayandeh』、『Keihan』、『Mardom』、『Mardom baraye Roshanfekran』、『Ajir』、『Etela'at』、『Iran-e ma』、『Rahbar』、『Zafar』、『Dad』、『Etela'at』、『Etela'at-e Haftegi (週刊誌)』、『Iran-e ma』、『Rahbar』

5. <エジプト>

『Aljomhooriya』、『Ruz Al-Yusuf (誌)』

≪日本語文献≫

糸賀昌昭 「中東—中央条約機構」『海外事情』18 (6) 33-40 拓殖大学海外事情研究所、1970年

岡田富美也 「バグダード条約」『国際政治』(10) 62-72. 日本国際政治学会、1959年

北澤義之 「エジプトにおける「積極的中立主義」の契機」AJAMES (7) 145-171 日本中東学会、1992年

入江敬四郎 「第1章 中央条約機構の成立」『国際年表』(3) 237-250. 日本国際問題研究所、

1989年

岩崎葉子「イラン「開発」史——石油国有化とパフラヴィー朝の開発戦略——」『現代の中東』28号、2000年3月

岩永博『西洋史』東京、法政大学出版局、1971年

梅野巨利『中東石油利権と政治リスク：イラン石油産業国有化紛争史研究』東京、多賀出版、2002年

岡崎正孝「アミン・バナニ著『イランの近代化、1921～1941』1961」『アジア経済』7巻7号、1966年7月

加納弘勝「イランの近代化と社会変動」『国際問題』230号、1979年5月

小林元氏『バグダッド条約機構』外務省欧亜局第四課 昭和32年9月20日(改訂版)欧七資料第24号

サイード、E.W.『オリエンタリズム 上下』今沢紀子訳、平凡社ライブラリー11 東京、平凡社、1993年

桜井啓子『現代イラン 神の国の変貌』東京、岩波書店、2001年

杉江栄一「現代帝国主義の支配体制——発達した資本主義国の従属をめぐって——」『国際政治』49号、1973年10月

ハンチントン・サミュエル『文明の衝突』鈴木主税訳、東京、集英社、1998年

平實「新帝国主義と新植民地主義」『大阪経大論集』127・128号、1979年3月

多田治『沖縄イメージの誕生 青い海のカルチュラル・スタディーズ』東洋経済新報社、2004年

タバシ・ハミッド『イラン、背反する民の歴史』田村美佐子、青柳伸子訳、東京、作品社、2008年

チャーチル、W. S. 第二次世界大戦3、佐藤亮一訳、河出書房新社、2011年（1974年初版発行）

富田健治「米国庇護下の独裁政治と近代化——現代イラン通史の試み——その4」『大分県立芸術文化短期大学研究紀要』39巻、2001年

日本国際問題研究所、『国際年表』第3巻、1989年

ネグリ・アントニオ、ハート・マイケル『帝国 グローバル化の世界秩序とマルチチュードの可能性』水嶋一憲、酒井隆史、浜邦彦、吉田俊実訳、東京、以文社、2003年

野村浩也「植民地主義は終わらない」『解放社会学研究』16巻、2002年

八尾師誠『イラン近代の現像 英雄サッダール・ハーンの革命』東京、東京大学出版会、1998年

ハリデー・フレッド『イラン 独裁と経済発展』岩永博、菊池弘、伏見楚代子訳、東京、法政大学出版、1980年

ブラウン、M. B.「新植民地主義——低開発国の従属的経済発展——」榎村功一訳 『現代の理論』12巻10号、1975年10月

堀中浩「現代資本主義についての一考察——新植民地主義をめぐって——」『明大商学論叢』

- 75 卷、2・3・4 号、1992 年 9 月
『マイペディア』、平凡社、1994 年 10 月、新訂、初版第 1 刷
マグドフ・ハリー『帝国主義 植民地から現在まで』大阪経済法科大学経済研究所訳 東京、大月書店、1981 年
宮嶋信夫「現代資本主義と国際石油カルテル 5 石油独占の暗躍とモサデク政権」『経済評論』24 卷 2 号、1975 年 2 月
森詠「イスラム経済への 12 の扉 4 近代化と新植民地主義」『経済セミナー』318 号、1981 年 7 月
レンツォウスキー・ジョージ『冷戦下・アメリカの対中東戦略』、木村申二・北澤義之訳、東京、第三書館、2002 年
ヤーギン・ダニエル『石油の世紀 上下』日高義樹・持田直武訳、東京、日本放送出版協会、1991 年

《欧語文献》

- Archie Roosevelt. Fr., 《The Kurdish Republic of Mahabad》 In *The Middle East Journal*, Vol.1, 1947.
- Arthur C. Millspaugh, *Americans in Persia*, New York: Da Capo Press, 1976 (Originally Published in 1946, by The Bookings Institution, Washington, D. C.)
- Cottam, Richard W., *Iran and the United States: A Cold War Case Study*, London: University of Pittsburgh Press, 1988.
- Elm. Mostafa, *Oil, Power, and Principle: Iran's Oil Nationalization and its Aftermath*, New York: Syracuse University Press, 1992.
- Ernest. R. May, ed, *American Cold War Strategy: Interpreting NSC 68*, New York, Harvard University, 1993.
- Ervand. Abrahamian, *Iran Between Two Revolutions*, Princeton University Press, 1982.
- Gasiorowski. Mark J, *US. Foreign Policy and the Shah*, New York: Cornell University Press, 1991.
- Gasiorowski, Mark J and Malcolm Byrne eds, *Mohammad Mosaddeq and the 1953 Coup in Iran*, New York: Syracuse University Press, 2004.
- Ghani. Cyrus, *Iran and the Rise of Reza Shah: From Qajar Collapse to Pahlavi Rule*, London: I. B. Tauris & Co Ltd, 1998.
- Ghani. Cyrus, *Yadashthay' Dr. Qassem Ghani*, Vol.IX, London, 1982.
- Hahn. Peter L, *The United States, Great Britain, and Egypt, 1945-1956: Strategy and Diplomacy in the Early Cold War*, Chapel Hill and London: The University of

- North Carolina Press, 1991.
- Halliday. Fred, *Trade Unions and Working class Opposition*, In MERIP Reports, No. 71 (Oct., 1978).
- Joyce and Gabriel Kolko, *The limits of Power: The World and United States Foreign Policy*, New York: Harper and Row Publishers, 1972.
- Kissinger. Henry, *Diplomacy*, New York: Touchstone; Simon & Schuster, 1994.
- U.S. Departement of State, February 11, 1952, Bulletin, Vol.26, No.659, Washington, D.C: U.S. Government Printing Office.
- Ladjevardi. Habib, *Labor Unions and Autocracy in Iran*, Contemporary issues in the Middle East, Syracuse, N.Y.: Syracuse University Press, 1985.
- Lencowski. Gorge, *Russia and The West in Iran, 1918-1948*, New York, Green Wood Press, 1968.
- L. P. Elwell-Sutton, *Persian Oil: A Study in Power Politics*, Westport, Connecticut: Greenwood Press. Publishers, 1975. (Originally Published in 1955, by Lawrence and Wishart Ltd., London)
- Magdoff. Harry, *Imperialism without Colonies*, New York: Monthly Review Press, 2003.
- Milani. Abbas, *The Shah*, New York: Palgrave Macmillan, 2011.
- Robert Rossow. Jr., «The Battle of Azerbaijan, 1946» In *The Middle East Journal*, Vol.10, 1956.
- The National Archives, Map in Time.
- Tolstoy. Nikolai, *Stalin's Secret War*, London: J. Cape, 1981.

«پەلشیا ٴرٴٴٴٴ»

- A. H, «Haftome Mehr-e 1320: Tasis-e Hezb-e Toudeh» *Majale-ye Hafez, Mehr 1384*, No. 19.
- Amini. Iraj, *Bar Bal-e Bohran: Zendegi-ye Siyasi-ye Ali Amini*, Tehran: Mahi, 1388.
- Azarang. Abdolhossein, «Peiman-e Baghdad, Peimani Bisamar ba Payamadha-ye Nagovar» In *Majale-ye Tahghihat-e Islami*, No.1&2, (Spring and Summer): 217-236. Bonyad-e Dayeratol Ma'aref-e Islami, 1374.
- Ashouri. Daryush, *Daneshname-ye Siyasi*, 16th Edition, Tehran: Morvarid, 1387.
- Avery, Peter. *Tarikhemoaser-e Iran*. Trans. Mohammad.Rafiei.Mehrabadi. Tehran: Atai, 1988.
- Azghandi. Seyyed-Alireza, *Tarikh-e Tahavolat-e Siyasi va Ejtemai-ye Iran*, Tehran:

- Samt, 2003.
- Azimi. Fakhr-Al-Din, *Hakemiyat-e Melli va Doshmanan-e An*, Tehran: Negare-ye Aftab, 1383.
- Badi'ee, Ali Akbar. *Nehzat-e Meli-ye Iran*. Tehran: Ita. 1382.
- Bavand. Davood Hermidas, «Zamine-ha va Natayej-e Elhagh-e Iran be CENTO : CENTO Amniyate A'za ra Ta'min Nemikard» In *Ayam-e Jame Jam*, No.3.
- Bayani. Babakhan, *Panjah Sal Tarikh-e Naseri*, Vol. 2, Tehran: Elm, 1375.
- Dah Gozaresh az Doctor Mohammad Mosaddeq be Dovlat va Majles*. Tehran: Zebarjad, 1951.
- Eghbal. Esmail, *Naghsh-e Englis dar Koudeta-ye 28 Mordad-e 1332*, 3rd Edition, Tehran: Etela'at, 1375.
- Elahi. Homayun, *Kartelha-ye Chand Meliyati va Touse'e Nayaftegi*, Tehran: Ghomes, 1382.
- Elahi. Homayun, *Shenakht-e Mahiyat va Amalkard-e Amperializm*, Tehran: Ghomes, 1383.
- Eskandari, Iraj. *Khaterat-e Iraj Eskandari*. Tehran: Moasese-ye Motaleat va Pazhouhesh-haye Siyasi. 1372.
- Fardust. Hosein, *Zohur va Soghut-e Pahlavi*, 2vols, Tehran: Etela'at, 1370.
- Fateh. Mostafa, *Panjah Sal Naft-e Iran*, 2nd Edition, Tehran: Payam, 1358.
- Haji Kalaei. Ahmad, «Jaryan Shenasi-ye Chap dar Iran(2)» In *Falsafe, Kalam va Erfan*, 1381, No. 23.
- Jami Group, *Gozashte Cheragh-e Rah-e Ayandeh Ast: Tarikh-e Iran dar Fasele-ye Do Kudeta*, 3rd Tehran: Niloofar, 1381.
- Katouzian. Mohammad Ali (Homayun), *Eghtesad-e Siyasi-ye Iran: Az Mashrutiyat ta Payan-e Selsele-ye Pahlavi*, Trans. Mohammad Reza. Nafisi & Kambiz. Azisi, 12th Edition, Tehran: Markaz, 1385.
- Katouzian. Mohammad Ali(Homayun), *Mosaddeq va Mobareze baraye Ghodrat dar Iran*, Trans. Farzaneh Taheri, Tehran: Markaz, 1372.
- Kiyanouri. Nour Al-din, *Goftogu Ba Tarikh*. Tehran: Negareh. 1376.
- Khalilola Moghadam. Ahmad, *Tarikh Jame Melli Shodan-e San'at-e Naft-e Iran*, Tehran: Elm, 1377.
- Khamei. Anvar, *Eghtesad-e Bedun-e Naft: Ebtakar-e Bozorg-e Mosaddeq*, Tehran: Nahid, 1375.
- Laing. Margaret, *Mosahebe Ba shah*, Trans. Ardeshir Roushangar, Tehran: Nashr-e

- Alborz, 1371.
- Madani. Seyyed Jalal Al-Din, *Tarikh-e Siyasi-ye Iran*, 2vols, Qom: Daftar-e Entesharat-e Islami, 1380.
- Mahmoud. Mahmoud, *Tarikh-e Ravabet-e Siyasi-ye Iran va Englis dar Gharn-e Nouzdahom*, Vol. 8, 4th Edition, Tehran; Eghbal, 1344.
- Mahdavi. Abdolreza(Hushang), *Syasat-e Iran dar Doran-e Pahlavi: 1300-1357[1921-1979]*, 8th Edition, Tehran: Peikan, 1389.
- Majd. Mohammad Gholi, *Englis va Eshghal-e Iran dar Jang-e Jahani-ye Aval*, Trans. Mostafa Amiri, Tehran: Motaleat va Pazhouhesh-haye Siyasi, 1390.
- Makki. Hosein, *Salha-ye Nehzat-e Melli*, Vol. 6, Tehran: Elmi, 1981.
- Makki. Hossein, *Tarikh-e Bist Sal-e*, Vol.7, Tehran: Elmi & Iran, 1363.
- Mosaddeq. Mohammad, *Khaterat va Ta'alomat-e Mosaddeq*, Tehran: Elmi, 1986.
- Movahed. Mohammad Ali, *Khabe Ashofte Naft: Az Kudeta-ye 28 Mordad ta Soghut-e Zahedi*, Tehran: Karmand, 1383.
- Movahed. Mohammad Ali, *Khab-e Ashofte-ye Naft: Doctor Mosaddeq va Nehzat-e Melli-ye Iran*, 2vols, 2nd Edition, Tehran: Karnameh, 1384.
- Najmi. Naser, *Az Seyye Zeiya ta Bazergan: Dolatha-ye Iran az Kudeta-ye Sevom-e Esfand-e 1299 ta Azar-e 1358*, 2 vols, Tehran: Nevisandeh, 1370.
- Nejati. Gholamreza, *Mosaddeq: Salha-ye Mobareze va Moghavemat*, 2vols, Tehran: Rasa, 1378.
- Notghhaye Doctor Mosaddeq dar Doreye Shanzdahom-e Majles-e Shora-ye Melli*. Tehran: Mosaddeq, 1967.
- Pahlavi. Mohammad Reza, *Pasokh be Tarikh*, 7th Edition, Tehran: Alborz, 1385(A.D.2006).
- Ravasani. Shapur, *Nehzat-e Jangal*, Tehran: Daftar-e Pajuheshha-ye Farhangi, 1381.
- Rezaee. Abdolazim, *Tarikh-e Dah Hezar Sale-ye Iran: Az Selsele-ye Afshariye ta Engheraz-e Ghajariye*, Vol. 4, 10th Edition Tehran: Eghbal, 1378.
- Rouhani. Foad, *Tarikh-e Melli Shodan-e San'at-e Naft-e Iran*, 2nd Edition, Tehran: Sherkat-e Sahami-ye Ketabha-ye Jibi, 1353.
- Senjer. Ibrahim, *Nofuz-e America dar Iran: Baresi-ye Siyasat-e Khareji-ye Amrica va Rabete ba Iran*, Tehran; Moalef, 1368.
- Tirani. Behrouz, *Asnad-e Ahzab-e Siyasi-ye Iran (1320-1330=1941-1951)*, Vol.1, Tehran: Sazman-e Asnad-e Melli-ye Iran, 1376.
- Tolouei. Mahmud ed, *Mosaddeq dar Pishgah-e Tarikh*, 2nd Edition, Tehran: Elm, 1381.

- Vaziri. Shahrokh, *Naft va Ghodrat dar Iran*, Trans. Morteza Saghebfar. Teran: Atae, 1380.
- Velayati. Ali-Akbar, *Tarikh-e Ravabet-e Khareji-ye Iran I : Doreye Aval-e Mashrute*, Tehran: The Institute for Political and International Studies, 1992.
- Zargar. Aliasghar, *Tarikh-e Ravabet-e Siyasi-ye Iran va Englis dar Doreye Reza shah*, Trans. Kave Bayat, Tehran: Parvin-Moin, 1372.
- Zoughi, Iraj. *Gozarashi Az Raftar-e Siyasi-ye Amrica Dar ghebal-e Nehzat-e Meli Shodan-e Sanat-e Naft-e Iran*, 2nd Edition, Tehran: Markaz-e Chap va Entesharat-e Vezeerat-e Omur-e Kharejeh, 1384.